

会 議 録 目 次

令和5年第2回曾於市議会定例会

会期日程	1
○6月12日（月）	
議事日程第1号	3
開 会	7
開 議	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
議長諸般の報告	7
市長の一般行政報告	7
常任委員会の閉会中の所管事務調査報告	8
報告第1号～報告第3号	11
承認案第1号～承認案第5号	21
議案第41号、議案第42号	34
議案第35号、議案第36号	40
議案第37号、議案第38号	47
議案第39号、議案第40号	48
議案第43号	49
議案第44号～議案第46号	64
議案第47号～議案第49号	65
同意案第13号	69
同意案第1号～同意案第12号、同意案第14号～同意案第19号	70
陳情第5号～陳情第7号	75
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	75
散 会	77
○6月20日（火）	
議事日程第2号	79
開 議	81
一般質問	
徳峰 一成 議員	81
上村 龍生 議員	98
迫 杉雄 議員	116
山中 雅人 議員	138

散 会	153
○6月21日(水)	
議事日程第3号	155
開 議	157
一般質問	
片田 洋志 議員	157
今鶴 治信 議員	177
矢上 弘幸 議員	189
岩水 豊 議員	201
散 会	219
○6月22日(木)	
議事日程第4号	221
開 議	223
一般質問	
刈合 昌昭 議員	223
瀬戸口恵理 議員	237
議案第50号	263
散 会	271
○6月29日(木)	
議事日程第5号	273
開 議	276
議案第35号、議案第36号	276
議案第37号、議案第38号	279
議案第39号、議案第40号、議案第50号	280
議案第43号	283
議案第44号～議案第46号	289
議案第47号～議案第49号	291
陳情第5号、陳情第6号	292
閉会中の継続審査申出について	294
閉会中の継続調査申出について	294
議員派遣の件	295
発議第2号	296
閉 会	298

令和5年第2回曾於市議會定例会

会期日程

令和5年第2回曾於市議會定例会會期日程

會期18日間

月	日	曜	會 議	摘 要
6	12	月	本 會 議	○開會 ○會議錄署名議員の指名 ○會期の決定 ○議長諸般の報告 ○市長の一般行政報告 ○閉會中の事務調査報告 ○議案等の上程・審議・表決・委員会付託 ○鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
	13	火	休 會	
	14	水	休 會	
	15	木	休 會	
	16	金	休 會	
	17	土	休 日	
	18	日	休 日	
	19	月	休 會	
	20	火	本 會 議	○一般質問
	21	水	本 會 議	○一般質問
	22	木	本 會 議	○一般質問
	23	金	委 員 会	委員会
	24	土	休 日	
	25	日	休 日	
	26	月	委 員 会	委員会
	27	火	休 會	

月	日	曜	会 議	摘 要
6	28	水	休 会	
	29	木	本 会 議	○委員会審査報告・審議・表決 ○閉会

令和5年第2回曾於市議會定例会

令和5年6月12日

(第1日目)

令和5年第2回曾於市議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月12日（月曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議長諸般の報告

第4 市長の一般行政報告

第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

（文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第6 報告第1号 令和4年度曾於市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

第7 報告第2号 令和4年度曾於市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

第8 報告第3号 令和4年度曾於市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

（以下5件一括議題）

第9 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）

第10 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）

第11 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市介護保険条例の一部改正）

第12 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度曾於市一般会計補正予算（第11号））

第13 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度曾於市一般会計補正予算（第2号））

（以下2件一括議題）

第14 議案第41号 財産の取得について（大隅方面隊北分団消防車）

第15 議案第42号 財産の取得について（財部方面隊南分団消防車）

(以下 2 件一括議題)

- 第16 議案第35号 曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第17 議案第36号 曾於市税条例の一部改正について

(以下 2 件一括議題)

- 第18 議案第37号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第19 議案第38号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(以下 2 件一括議題)

- 第20 議案第39号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
- 第21 議案第40号 曾於市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第22 議案第43号 令和 5 年度曾於市一般会計補正予算 (第 3 号) について

(以下 3 件一括議題)

- 第23 議案第44号 令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第24 議案第45号 令和 5 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第25 議案第46号 令和 5 年度曾於市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について

(以下 3 件一括議題)

- 第26 議案第47号 令和 5 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 第27 議案第48号 令和 5 年度曾於市水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 第28 議案第49号 令和 5 年度曾於市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について

- 第29 同意案第13号 農業委員会委員の任命について (迫 将嗣氏)

(以下18件一括議題)

- 第30 同意案第 1 号 農業委員会委員の任命について (小倉範房氏)
- 第31 同意案第 2 号 農業委員会委員の任命について (柿木伸幸氏)
- 第32 同意案第 3 号 農業委員会委員の任命について (片平敏生氏)
- 第33 同意案第 4 号 農業委員会委員の任命について (吉満忠吉氏)
- 第34 同意案第 5 号 農業委員会委員の任命について (池之上三好氏)
- 第35 同意案第 6 号 農業委員会委員の任命について (伊地知輝男氏)
- 第36 同意案第 7 号 農業委員会委員の任命について (岩村秀男氏)

- 第37 同意案第8号 農業委員会委員の任命について（大口徳明氏）
 第38 同意案第9号 農業委員会委員の任命について（荻迫純明氏）
 第39 同意案第10号 農業委員会委員の任命について（酒匂孝一氏）
 第40 同意案第11号 農業委員会委員の任命について（八木 強氏）
 第41 同意案第12号 農業委員会委員の任命について（小島文哉氏）
 第42 同意案第14号 農業委員会委員の任命について（末永美文氏）
 第43 同意案第15号 農業委員会委員の任命について（高岡俊彦氏）
 第44 同意案第16号 農業委員会委員の任命について（長野浩子氏）
 第45 同意案第17号 農業委員会委員の任命について（濱田 實氏）
 第46 同意案第18号 農業委員会委員の任命について（三嶋里香氏）
 第47 同意案第19号 農業委員会委員の任命について（山口裕之氏）

（以下3件一括議題）

- 第48 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について
 第49 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について
 第50 陳情第7号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情
 第51 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 山中 雅人 | 2番 出水 優樹 | 3番 瀬戸口 恵理 |
| 4番 矢上 弘幸 | 5番 片田 洋志 | 6番 重久 昌樹 |
| 7番 鈴木 栄一 | 8番 上村 龍生 | 9番 岩水 豊 |
| 10番 湊合 昌昭 | 11番 今鶴 治信 | 12番 九日 克典 |
| 13番 土屋 健一 | 14番 原田 賢一郎 | 15番 山田 義盛 |
| 16番 大川内 富男 | 17番 渡辺 利治 | 18番 迫 杉雄 |
| 19番 徳峰 一成 | 20番 久長 登良男 | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
 主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市 長 五位塚 剛 教 育 長 中村 涼一
 副 市 長 八木 達範 教 育 総 務 課 長 鶴田 洋一

副市長	大休寺 拓夫	学校教育課長	関戸 達哉
総務課長	上村 亮	生涯学習課長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	上迫 直一	農政課長	吉田 秀樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻木 孝一	商工観光課長	佐澤 英明
企画政策課長	外山 直英	畜産課長	野村 伸一
財政課長	池上 武志	耕地林務課長	國武 次宏
税務課長	山中 竜也	まちづくり推進課長	園田 浩美
市民環境課長	諸留 貴久	水道課長	吉元 健治
保健課長	渡邊 博之	監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長	森岡 雄三
こども未来課長	福重 弥	農業委員会事務局長	中野 満
福祉介護課長兼福祉事務所長	上集 勉		
土木課長	朝倉 幸一郎		

開会 午前10時00分

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、令和5年第2回曾於市議会定例会を開会いたします。

○議長（久長登良男）

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久長登良男）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、迫杉雄議員及び徳峰一成議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月29日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決定いたしました。

日程第3 議長諸般の報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議長諸般の報告であります。

報告については、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第4 市長の一般行政報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第4、市長の一般行政報告であります。

報告につきましては、配付のとおりでありますので御了承願います。

日程第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告であります。

まず、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会閉会中所管事務調査報告。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

- 1、調査地及び調査事項。（1）三重県津市、公共施設等総合管理計画について。（2）奈良県葛城市、AIを活用した相談システムについて。

- 2、調査期間。令和5年5月17日から19日、3日間。

- 3、調査委員。上村龍生、湊合昌昭、山中雅人、矢上弘幸、大川内富男、徳峰一成。

- 4、調査内容。（1）三重県津市。

津市は県の中央部、伊勢平野の中心部に位置し、人口は27万1,000人、世帯数は12万8,000戸で、日本のほぼ中央に位置する三重県の県都です。明治22年4月に日本で初めて市制施行した31市の1つで、平成18年1月に2市6町2村で合併し、現在に至っています。

津市では、津市が平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画について担当部局から説明を受け、また、計画による取組実績の1つで、学校法人と市民団体による小学校の廃校舎を有効活用した事例である旧大井小学校の現地視察を行いました。津市の公共建築物は約1,100施設、総面積は110万9,000㎡あり、類似団体50団体中で1番多く、また、築30年が経過している施設が6割を超えており、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な管理が必要となっていました。

その中で、平成26年に総務省から全国の自治体に対して、公共施設等総合管理計画を策定するよう要請がなされ、平成29年1月に計画期間を30年間とする、津市公共施設等総合管理計画を策定されました。さらに、当該計画で定めた公共施設の基本的な考え方を具体的に推進するため、施設ごとに現状と課題を整理し、中長期的な視点でその取組の方向性を定めるため、計画期間を10年とする津市個別施設計画を令和3年2月に策定されています。

総合管理計画は全7章で構成され、現状と課題、最適化に向けての基本的な考え方、今後の方向性や目標、計画推進のための取組などについて定められています。また、個別施設計画は全4章で構成されており、施設ごとの個別計画、個別施設計

画に基づくエリア再編、計画の推進に向けての取組内容などについて定められています。

個別施設計画の説明では、施設ごとの方向性を機能（ソフト）と建物（ハード）の2つの区分に分け、機能は継続、廃止、検討、集約化など、建物は継続、改修・立替え、処分・転用、検討などからその施設の方向性を選択するようにはしていましたが、計画書の方向に沿った事業や市議会協議会で協議された事業であっても、実行段階になってからの住民の反対意見などにより、特に、跡施設の処分・利活用などで事業の長期化や方針転換などを余儀なくされた事例もあったとのことでした。

財政事情と住民世論のせめぎ合いによって判断が難しくなる状況は、本市にも共通する同様の課題であると感じました。現地視察では、小学校跡地を活用した狭域通信制高校である一志学園高等学校の誘致と成功事例は大変参考になり、不登校の課題を抱えた生徒を対象にした、全日型通信制教育制度を教育関係者の熱意により実現させていたことに、教育関係者の熱い思いを感じました。

（2）奈良県葛城市。葛城市は県の北西部、奈良盆地の南西部に位置し、人口は3万7,000人、世帯数は1万5,000戸で、平成16年10月に2町が合併して誕生した市であります。人口及び世帯数は本市と同程度ですが、面積は33.72km²と本市の10分の1程度しかなく、人口密度が比較的高い市であります。

葛城市では、GIGAスクール構想により整備された児童・生徒向けのタブレット端末に、同市のマスコットキャラクターとAIを活用した相談システム、蓮花のAI相談室を令和4年度から導入されており、導入の経緯やその運用状況について調査を行いました。

葛城市には、こども未来創造部こども・若者サポートセンターという保健・福祉・教育関係の複数の部局の相談窓口を一元化し、臨床心理士や保健師などの専門職員が常駐して相談に応じる部署があり、そこには保健師や社会福祉士のほか、臨床心理士が12名配置されており、その臨床心理士が小学校などを巡回してカウンセリングを行っておりましたが、コロナ禍による対面相談の制限等から、思うように相談を受けられなくなったため、時代に即した相談体制が必要と考え、庁内での検討が始まりました。

その中で、SNS相談窓口は全国的に増えているものの、思うように相談件数が伸びていないことから、GIGAスクール構想による1人1台端末環境を活用し、児童・生徒の認知度100%のSNS相談とAI相談ができるシステムを構築されました。通常の運用としては、児童・生徒が毎朝その日の気分を5種類の顔のイラストから選ぶようになっており、その選択状況を担任が確認できるようになっています。また、毎週金曜日の終礼の時間に、心のあしあとを書き込む時間、Heart

Hour（ハートアワー）を設け、落ち着いて1週間を振り返り、感想を書き込める時間と環境が整えられていました。

AIは、その心のあしあとの書き込みの内容を分析し、支援の必要な児童・生徒に相談を促すメッセージを送ったり、緊急性が高い書き込みがあった場合は運営側サイトへ通報がなされ、臨床心理士による対応へつなげるなどの活用がなされてきました。

これまで受けていた相談は氷山の一角であり、導入前は直接発見したり、直接相談がなければ、そこから新たな不登校が生まれてしまう状況であったが、導入後は日常生活からの課題発見、相談件数の増につながり、相談者の裾野の広がりを感じているとのことでした。不登校や引きこもりは、本市に限らず全国的に多く見られるため、本市にとっても優良事例として大変参考になりました。

報告は以上であります。今回の事務調査についての詳しい資料等は、事務局に保管してありますので御参照願います。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会閉会中所管事務調査報告書。

議会の承認を得ておりました閉会中の所管事務調査を実施しましたので、報告します。

農林業・畜産振興に関する調査。

1、調査事項。①曾於市春季畜産品評会。

調査地。曾於市末吉畜産指導センター、曾於市中央家畜市場、曾於市財部畜産指導センター。

調査期間。令和5年4月13日、14日、17日、3日間であります。

②曾於地区春季畜産共進会。

調査地。曾於中央家畜市場。

調査期間。令和5年5月12日。1日間であります。

2、調査委員。九日克典、鈴木栄一、出水優樹、今鶴治信、迫杉雄。

3、調査結果。曾於市春季畜産品評会は、曾於市畜産振興協議会主催で、末吉地区4月13日、大隅地区4月14日、財部地区4月17日に、それぞれ開催されました。地区別の出品頭数は、末吉地区30頭、大隅地区23頭、財部地区22頭で、曾於地区春季畜産共進会への出品牛が36頭選考されました。

曾於地区春季畜産共進会は、そお鹿児島農協とあおぞら農協の共催で、旧曾於郡

8町から出品された96頭で競われました。審査の結果、本市関係分においては、肉用牛1部（12か月齢未満）で6頭が最優秀賞、肉用牛2部（13から19か月齢）で8頭が最優秀賞、肉用牛3部（父系群）（3頭1組）では、最優秀賞1席に末吉町の出品牛3頭が選ばれ、最優秀賞4席にも大隅町の出品牛3頭が選ばれました。

出品牛全体の種雄牛別では、華忠良23頭（24%）、秀幸福15頭（15.6%）、夏百合13頭（13.5%）が出品頭数の53.1%を占めております。現在、飼料・肥料・資材高騰の厳しい経営環境の中、生産農家の生産意欲に対する熱意を感じ、さらなる畜産振興に努力されることを期待するものであります。

結果については、資料を添付してありますので、御参照願います。

終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第6 報告第1号 令和4年度曾於市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7 報告第2号 令和4年度曾於市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第8 報告第3号 令和4年度曾於市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（久長登良男）

次に、日程第6、報告第1号、令和4年度曾於市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第8、報告第3号、令和4年度曾於市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてまでの以上3件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第6、報告第1号から日程第8、報告第3号まで一括して説明をいたします。

日程第6、報告第1号、令和4年度曾於市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について説明をいたします。

総務費の大隅支所庁舎整備事業をはじめとする27件、38億8,735万5,000円を令和5年度へ繰り越しました。繰越しの理由についてですが、まず総務費の大隅支所庁舎整備事業は、プロポーザル日程等の関係により、年度内に完成しなかったため、南九州畜産獣医学拠点事業の競馬振興特別事業分は、助成団体の交付決定が令和4年12月となり、年度内での工期が確保できなかったため、同じく周辺整備事業分は用地交渉の進捗により、年度内の工期が確保できなかったためであります。

衛生費の、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金一体的実施事業は、年度内の支払いが完了できなかったためです。

農林水産業費のゆず加工施設整備事業は、ゆず搾汁時期により工期が年度を越えるため、市単独土地改良事業費は共有名義の土地の用地交渉に時間を要し、工期が確保できなかったため、産地パワーアップ事業は、国の令和4年度補正予算に伴う採択で、事業実施期間が確保できなかったため、畜産クラスター事業は、半導体不足による遅延及び船便減少等による出荷の延滞のため、農地耕作条件改善事業の工事分は、使用材料の受注生産による搬入の遅れのため、同じく助成金分は、一部の圃場について、作付け時期の変更により、年度内の完成ができなかったため、治山事業は、地元協議により伐開範囲が増えたことにより、工事着手が遅れたためです。

商工費の地域商品券発行事業は、商品券の使用期限が令和5年12月末までとなっているため、市単独持続化給付金事業第4期は、申請受付期間が令和5年6月末までとなっているため、企業誘致・起業創業促進対策費は、地権者との協議等により不測の日数を要したためです。

土木費の辺地対策事業及び過疎対策事業、並びに橋梁長寿命化修繕事業、排水路整備事業は、主に用地交渉や関係者、関係機関との協議等による不測の日数を要したため、緊急自然災害防止対策事業は、隣接工事との安全確保による工期延長と法面の工法検討に不測の日数を要したため、都市計画総務費の大規模盛土造成地変動予測調査業務は、国の令和4年度補正予算に伴う追加で、事業実施期間を確保できなかったためです。

消防費の消防施設管理費は、マンホール蓋の調達に日数を要したため、消防設備整備事業は、入札者がなく不調となり、再発注による工期確保のため、教育費の末吉小学校改築事業は、基本構想及び基本計画策定に、十分な工期を確保することができなかったため、学校保健特別対策事業は、国の令和4年度補正予算による追加で、事業実施期間が確保できなかったためです。

災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費は、災害査定時期による標準的な工期確保のため、過年発生農地・農業用施設災害復旧費は、出水期の工事制約と台風14号の影響により、年度内に完成しなかったためです。

次に、日程第7、報告第2号、令和4年度曾於市一般会計予算事故繰越し繰越し計算書の報告について説明いたします。

総務費の南九州畜産獣医学拠点事業ほか1件の1億9,367万5,000円を、令和5年度へ繰り越しました。繰越しの理由についてですが、総務費の南九州畜産獣医学拠点事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、鉄骨資材の調達及び作業

員の確保が困難となり、年度内完成ができなかったためです。

災害復旧費の過年発生農地・農業用施設災害復旧費は、台風14号の影響による工程の遅れと仮設計画の変更に不測の日数を要したためです。

次に、日程第8、報告第3号、令和4年度曾於市水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明をいたします。

令和4年度曾於市水道事業会計予算繰越計算書のとおり、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、建設改良費のうち橋野浄水場発電機設備再構築工事について、2,510万円を令和5年度へ繰り越しました。繰越しの理由については、機器の調達に日数を要したことによるものです。

以上で、日程第6、報告第1号から日程第8、報告第3号まで一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず報告の1号について質問いたします。一般会計の繰越明許関係で、全部で27事業ありますが、その伸びた理由についてはただいま市長のほうで報告がありましたので、一応省きます。

時間の関係で、大きな事業だけ4点だけ、事業の終了がいつの、令和5年度の何月の見通しかだけお聞きします。1つは、南九州事業関係、2点目はゆず加工施設、3点目は産地パワーアップ、4点目は災害復旧の中の農林の現年災害と土木現年災害の以上であります。

この項目の質問の2点目、この27事業の中で、例えば令和4年度の中の1月以降、今年の1月以降に事業が始まったのは全部でどの事業と、どの事業であるのか。今年になって残り3月までの会計年度で終わるわけではないわけですね、取っかかりが遅かった。いろんな事業理由はあると思うんですが、どの事業とどの事業か、教えてください。

質問のこの項目の3点目、27事業は全てこの過疎振興計画並びに総合振興計画に入れてある事業なのか、総合振興計画にも入れてあるのか、例外があってはならないと思うんですが、この確認でございます。調整がされているかどうかでございます。

最後に第4点目、毎年思うことではありますが、御承知のように行政の、市を含めた予算の立て方は、単年度主義が財政法上も原則であります。翌年度に延びる場合は、言うまでもなく債務負担行為を設定するというのも、2点目の原則であります。

3点目が、こうした繰越明許のその後の事故繰越しを含めた、言わば例外的な対応で行っておりますが、質問であります。この27事業については、今申し上げましたように債務負担行為は行っていないと理解いたしておりますが、債務負担行為を行わないまま繰越明許費だけを議会に提案するというのは、法律上は何の法律を根拠にして債務負担行為を行っていないのか。必ず法律上の根拠があるわけでありまして、それを担当課長のほうでお答え願いたいと考えております。

以上が、報告1号の質問であります。

次に、報告2号の一般会計の事故繰越しでございます。昨年ではなくて、確か一昨年もあったと思うんですが、これは令和3年度の事業の中で、令和4年度に事業が延びた場合は、ただいま報告で出された明許繰越しであります。ただ4年度でも様々な事情で年度内に事業が起こらない、つまり事業が5年度まで掛かる場合が今回提案されている報告2号の2件であります。そのように解釈しておりますが、間違いないと思います。

それを踏まえた質問を、まず南九州の畜産獣医学の拠点事業から質問いたします。この事業は、振り返ってみますと当初は22億円規模であったのが27億円で、今現在増えております。1億5,000万円の準備費を除いたとしてもです。いろんな角度から考えた場合、計画がどんどん変更されております。私個人は、この計画変更の中での、今回のこの報告じゃなかったかと受け止めており、そうした立場からも質問いたします。

具体的には、この資料にありますけれども、この予算が19億約8,000万円の中で明許繰越しを行っておりますが、まず質問の第1点目は、この当初の段階での工期は令和3年度の何月までであったのか、もともとです。令和3年度に本来行うべきであります。令和3年度の何月から何月までの工期期間であったのか、これが質問の第1点であります。

質問の第2点目は、明許繰越しを行った段階では、令和4年度の何月までを一応工事を終わる予定であったのかですね、これが質問の2点目であります。

そして3点目は、今回さらに工期が延びたとして、本年度、令和5年度の何月までを一応工事終了と行う見通しであるのか。この最初の予算を立ててからのこの事業が2回延びた工期期間についての、この単純な質問であります。これが質問の第1点。

それから質問の第2点目は、この繰越計算書の中で支出負担行為予定額というのがあります、300万円。これは前もって担当課長にお聞きしたところ、この令和5年度に行う事業の中で、不確定要素の事業があるかもしれないということで、言わば準備費用として300万円を予算していると私は受け止めております。これは間

違いがないと思います。

一般論として、2回も延びた上に、事業が、工期が。さらにそうした準備費用的な300万円を予算計上すること自体が、私は一般論から見て、一般論から見てやはりこの準備が非常に弱いといいますか、と受け止めざるを得ないんです。その点も含めてこの300万円について、説明をしていただきたいと思います。

例えば比較して言いますと、下のほうの現年発生ではこれは、支出負担行為予定額はゼロであります。これは当然だと思うんです、会計の立て方でいって。だからその点で、やはり非常に計画が、不確定な計画が今も続いているという感じがしなくもないという点での単純な質問であります。

次に、この災害関係については2つありますけれども、これは最終的には令和5年度の何月までに一応工事を終わる予定であるのか、お答え願いたいと考えています。

次に、報告3号の水道事業についてでございます。これは確か全協でも1回説明があったと思うんですけれども、質問の第1点は、事故が発生したのは何年の何月何日であるのか。2点目は、これを踏まえて予算を立てました。予算が3,960万円、この3,960万円の予算の計上の考え方ですね、算定の仕方。これは何を根拠として3,960万円の予算を立てたのかであります。

なぜかという、この資料にもありますように、結果として入札の結果がこの予算と符号しているという。1,000円も変わらない。これも一般論から見て、やはり計画の立て方が甘かったんじゃないかと疑わざるを得ない1つの側面があります。ですから、この予算の立て方について、答えて願いたいと思います。これが質問の2点。

それから関連して質問の3点目、この工事の入札はいつ行って、そして落札額は幾らであったのか、業者名はどこであるのか、そして工期は最初の段階では何年の何月までが工期であったのかであります。

次の質問、機器調達に日数を要したって、これは確か全協でも説明がありました。この点について、重ねて具体的にどういった、私素人だから分からんから単純な質問しているんですが、どういった部分の機器であったために調達が困難であったのか。

それから最後に、令和5年度、本年度の何月何日までにこの工事は終わる予定であるかでございます。

以上がこの報告3号の質問であります。

○財政課長（池上武志）

それではお答えいたします。

まず1番目の繰越しが伸びた理由ということでございますけども。

(「理由は省いて、4事業はいつまでに終わるのか」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

工期についてということでしょうか。

(「工期が伸びているが、4事業は本年何月までに終わるのか」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

工期につきましては、それぞれの担当課。

(「誰が答弁するかは任せます」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

はい、分かりました。じゃあその工期につきましては、担当課それぞれお答えさせていただきたいと思います。

(「それは課長の判断でしてください」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

それでは債務負担行為と繰越しの関係ということでございますけども、まず債務負担行為につきましては、地方自治法第214条におきまして――。

(「何条か」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

214条です。これにおきまして、歳出の予算の金額、そういったものにつきましては将来にわたる債務、これを負担する行為、これが債務負担行為でございます。これにつきましては、当然議会の議決が必要となりますけども、予算というものはその当該年度では発生しないということになります。

今回の繰越し明許でございますが、これの法的根拠ということでございますけれども、地方自治法の繰越しを行った場合は地方自治法――。

(「繰越しの際に債務負担行為を行わなくてもいいという法的根拠があるのかについて答弁してください」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

債務負担行為につきましては将来の負担を指すということでございますので、それは214条で唱えられております。繰越しにつきましては、またこれとは別でございます――。

(「わかりました」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

よろしいですか。

○企画政策課長(外山直英)

では私のほうから、関連事業の説明をさせていただきます。

まず1号ですけれども、南九州畜産獣医学拠点の繰越し分が競馬振興特別事業分と周辺整備事業分となっております。これにつきましては、昨年の12月の補正予算に予算提案いたしましたので、1月以降の発注ということになっております。また、これら2つの事業については全て過疎計画、振興計画に記載しているものでございます。

それから報告2号の事故繰越しの件でございますが、まず全体の事業につきましては、令和3年度の3月議会に予算自体を提案させていただいておりますので、そのまま令和4年度に繰越しをしたものでございます。今回、この事故繰越しになった事業につきましては、工事名称が南九州畜産獣医学拠点事業（牛舎等外構工事3工区）というものでございまして、こちらの当初の工期が令和5年1月12日から3月27日となっております。請負金額が5,959万8,000円で、工事の概要が外構工事、それからアスファルト舗装工、それから半たわみ性舗装工という工種でございます。

これらの工事をする際に、当初から軟弱地盤であるということは把握しておったんですけれども、現場のほうで様々な試験等を行った際に、さらに軟弱であるということが分かりまして、改良材の添加量を増やさなければならないということが判明したものでございます。よって、先ほどありました300万円の負担行為を追加して、変更契約をしたいというものでございます。新たな変更工期につきましては、工期末が令和5年の7月28日までと変更したものでございます。

企画政策課分は、以上でございます。

○農政課長（吉田秀樹）

それでは、農政課分のゆず加工施設整備事業と産地パワーアップ事業についてお答えいたします。

まず、ゆず加工施設整備事業につきましては、3月議会で補正可決された機械増設まで含めまして、年度内中の令和6年3月までに全てを完了する予定でございます。

産地パワーアップ事業につきましては、これにつきましても3月の議会で補正予算で可決されたもので、そお鹿児島農協の荒茶加工施設保管冷蔵庫の事業で、令和6年3月までに事業を完了する予定でございます。

以上です。

○耕地林務課長（國武次宏）

お答えします。

災害復旧費の現年発生農地・農業用施設災害復旧費でございます。これにつきましては、市単独の災害復旧工事が5か所ありまして、1月以降の発注が1件です。

それと農地・農業用施設災害復旧事業につきまして64件ございますが、完了が46件で、1月以降が18件となっております。完了予定は9月28日としております。

以上です。

すいません、6の農林水産業費の林業費の地産事業でございます。これにつきましては、大隅町月野の工事現場でございまして、完了しております。

以上です。

○水道課長（吉元健治）

報告第3号の水道の繰越計算書の報告についての御質疑でございます。事故日でございますが、昨年の台風14号によりまして令和4年9月18日頃でございます。3,960万円の算定内容ということでございますが、電気設備非常用発電設備配管配線、こちらが2,530万円、燃料タンクが鋼製タンクで、屋外型安全柵等を施した一式でございます、990万円。仮設の小屋、こちら基礎補強一式で440万円、合わせて3,960万円となっております。

あと入札日時でございますが、令和5年2月7日、入札額といたしましては3,630万円でございます。入札業者につきましては、株式会社明興テクノス。あと工期ですけれども、令和5年の2月14日から令和5年10月2日までとなっております。日数を要した理由についてでございますが、発電機のほうが発注してから製造に入るということで、最低6か月以上掛かるというのは当初から分かっていたことでございますので、理由としましてはそういうことでございます。

あと完成予定ですが、工期が10月2日までとなっておりますが、早ければ9月22日頃には完成するのではないかという予定を持っております。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に入りますが、まず市長と、これ特に事業課であります、大休寺副市長に、総括的な考え方で質疑をして打ち切りたいと思います。

曾於市のこの明許繰越しを中心としたこの十数年来の流れを見ますと、以前に比べて予算額が、総体が一般会計が増えているとはしても、やはり繰越し関係が総体として非常に大きくなっており、三十数億円、予算規模の、決算規模の1割を超えております。その1つ1つを見ますと、ただいま課長から説明があった点も含めて、やはりこの国の補助や起債との関係を含めて、あるいはこれはもう旧町時代からあったように特に災害復旧は、翌年度へ変わるというのはもう致し方ない点であります。

それらの全体を見るにしても、やはり1つ1つ分析的に考えた場合は、私が申し上げたようなもっと計画的にこの複数年度を要する大事な事業、当然金額が大きい

ですので、それはもっと計画的に予算対応を含めてできないものかということ、今回も感じた面があります。なかなかこれは行政にとっては弁明というか、言いたい点もあるでしょうけれども、一般論として、今年もそれを感じております。

だから事業の言わば、この計画性であります。その点で、やはりひとつ本年度を含めて今後の教訓とすべき点はないか、分析的にお考えいただきたいと思っております。市長と、特に大休寺副市長ですね、いろいろ統括する、特に副市長って大変な現場である点は理解いたしております。その点でも今後にも生かす上で教訓点がないか、率直にお伺いしたいと思います。

以上です。

○市長（五位塚剛）

今、私たちの曾於市でも初めての事業も取り組んでおります。そういう意味では、国の補助事業をいただいておりますので、当然ながら計画についても十分な打ち合わせをしながら、予算を頂いております。また状況によって、完成ができないということが先に分かったときも国に対して相談をお願いして、一定の時間をいただいて、このような形で、議会で繰越しのお願いをしております。

特に今、鉄鋼を含めて非常に物価が上がり、また物自体が非常に入りにくくなっております。早め早めの手の打ち方が大事だと思っておりますが、当然、予算を執行するに当たり、設計をして、入札をして、業者をお願いしていきますけど、業者の方々もいつの段階で、どこが取るかと、全く分かっておりませんので、入札を受けた後にすぐに対応されますけど、非常に業者の方々も苦勞されているのは現実でございます。

また橋野の発電施設についても、これは台風で故障しました。応急的に、リースで対応しながらしてはございましたけど、これについては小型の発電機の場合はありますけど、かなり大きな発電機になりますので、課長が答弁いたしましたように、当然、入札後に業者がメーカーと相談して、それから製造に入りますので、このような形になってまいります。今後、いろんな努力をしながら、繰越明許費がなるべく少なくなるように、努力をしたいと思います。

以上です。

○副市長（大休寺拓夫）

お答えいたします。

最近の繰越明許については、妥当な繰越しだと思っております。今市長が申し上げましたとおりに、不測の事態、国からの補助金、交付金のタイミング、あと自然災害の関係、これについては不測の事態でございますので、避けられない状態でございます。あと実際工事に入ってみまして、湧水が出たりとか、工法を変えないと

いけないということもございますので、そちらのほうも九州農政局あたりと十分協議をした上の結果でございます。

一方、工夫する点といたしましては、道路関係なんかでよく土地の購入に日数を要する場合がございます。そういう場合は、ある程度下調べをしておけば、若干は防げていけるのかなと思いますので、前提としては正常な状況だと思っております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

私は1つ1つの個別的なことについて言っているんじゃなくて、総体として本年度を含めて前年度までを含めて質問しているわけでありまして。

3回目でありまして、統括する大休寺副市長に質問いたします。私は本来の債務負担行為をもっと重視していいんじゃないかと、こういった場合、思っております。どうしてもこの2年、あるいは3年度に掛かる事業というのは今後もあり得るわけでありまして。あり得るわけであって、これを単年度主義ということではないんですが、それに近い形で予算を設定して、結果として繰越し、あるいは事故繰越しに持っていくというやり方になりかねない点が、今回含めてあります。

ですから、もっと計画的に、やはり予算分配を含めて、しっかりと最初この足場を固めて債務負担行為で議会に提案するというのが、もちろん一般論としてはオーソドックスなやり方じゃないかと。旧町時代は幾つかありました、債務負担行為が。これが最近ほんと少なくなっている。この大型事業の継続事業の中ですね。その点で教訓点として、全てじゃないけども一部ですね、今後に生かす点があるんじゃないかという問題提起を含めた質問であります。もう一度考えて、答弁をしていただきたいと思っております。副市長にお願いします。

○副市長（大休寺拓夫）

今の議員が申されましたとおりに債務負担行為というものがありますので、災害復旧につきましては12月の時点で、これはもうどうしても3月を越すというものについては、もう極力債務負担行為をしております。我々としましては、3月までに何としても災害復旧にしても終わらせたいと。要は、今は水を使う時期ですので、農家にとっても3月までにしてほしいというものがございます。それについては、鋭意努力をします。それがどうしても越しますよというのは、もう12月で債務負担行為をいたします。それができないものについて、3月を切ってしまうということで、明許繰越しという形になろうかと思っております。

あと別な手法としましては、年間、平準的に工事をやりたいという、市町村によってもあるんですが、例えば5月、6月に一般の工事を出すと。そういう場合についてはある程度準備が必要ですので、債務負担行為をするところもあります。これ

は例外ですけど、そういう方法もありますけど、今の繰越明許については適当なやり方だと思っております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

報告3件については、以上で終わります。

日程第9 承認案第1号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）

日程第10 承認案第2号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市国民健康保険税条例の一部改正）

日程第11 承認案第3号 専決処分の承認を求めることについて（曾於市介護保険条例の一部改正）

日程第12 承認案第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度曾於市一般会計補正予算（第11号））

日程第13 承認案第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度曾於市一般会計補正予算（第2号））

○議長（久長登良男）

次に、日程第9、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて（曾於市税条例の一部改正）から日程第13、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度曾於市一般会計補正予算（第2号））までの以上5件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第9、承認案第1号から日程第13、承認案第5号まで一括して説明をいたします。

日程第9、承認案第1号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が、それぞれ令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要が生じ、その規定の施行の日との関

係上、専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

主な内容は、肉用牛の売却所得に係る市民税の課税の特例を3年延長する改正となります。その他については、引用法令の字句の整理及び条項ずれに伴い、その規定を整備するものです。

次に、日程第10、承認案第2号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令等が、それぞれ令和5年3月31日に公布されたことに伴い、関連する規定を改正する必要性が生じ、その規定の施行の日との関係上、専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものです。

主な内容の1点目は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を22万円に引き上げるものです。2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、令和4年度末に資格取得したこと等により、令和5年度に納期限が到来する令和4年度分について減免の対象とするものです。

次に、日程第11、承認案第3号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免について、令和4年度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降の期間に納期限が到来するものの減免について財政支援の対象とされたことに伴い、減免対象となる介護保険料の納期限を改正するため、提案するものです。

次に、日程第12、承認案第4号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

令和4年度曾於市一般会計補正予算（第11号）を、令和5年3月31日付けで専決処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。今回の専決処分ではありますが、歳入については、交付決定による地方交付税や地方消費税交付金の増、事業費確定による国県支出金や繰入金、市債等の増減が主なものです。歳出については、総務基金管理費の増、新型コロナウイルス感染症対策事業や思いやりふるさと寄附金推進事業の減が主なものです。この結果、歳入歳出予算の補正額は、3億745万円減額し、予算総額は、歳入歳出それぞれ308億5,632万円となりました。

次に、日程第13、承認案第5号、専決処分の承認を求めることについて説明をいたします。

令和5年度曾於市一般会計補正予算（第2号）を、令和5年4月28日付けで専決

処分しましたので、これを報告し、承認を求めるものです。今回の専決処分であり
ますが、歳入については、国庫支出金で民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感
染症セーフティネット強化交付金5,395万5,000円を追加するものです。

歳出については、食料等の物価高騰の影響を特に受けている低所得の子育て世帯
に対する民生費の、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業のひとり親世帯分
2,897万7,000円、同じくひとり親世帯以外の子育て世帯分2,497万8,000円をそれぞ
れ追加するものです。この結果、歳入歳出予算の補正額は5,395万5,000円を追加し、
予算総額は、歳入歳出それぞれ265億5,328万4,000円となりました。

以上で、日程第9、承認案第1号から日程第13、承認案第5号まで一括して説明
いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（久長登良男）

ここで、10分間休憩いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、上村龍生議員の発言を許可します。

○8番（上村龍生議員）

議案の9、10、11、承認案第1号、2号、3号、同じ内容の質問になりますので、
これ、まとめてでいいですか、議長。

○議長（久長登良男）

はい。

○8番（上村龍生議員）

1点目は、先ほど市長のほうからの提案理由の中で内容説明もありましたけれど
も、確認のために、再度、それぞれ1号、2号、3号、内容の概要の説明だけお願
いします。

それから、2つ目の質問ですが、これは特に緊急を有する具体的な内容、先ほど
説明があったんですけども、要は専決処分を、議会サイドとしては、できるだけ
安易に、余り出してもらおうと困るという意味からの質問であります。3月議会に間
に合わないのでしょうかという内容の意味です。

3月の31日の施行日なんですが、国会にての議決の日、それから内容を市として知り得る事務的な手続の内容になるんですけれども、その辺の手続的に、これまでもこのような取扱いされているのもよく知っているんですけれども、手続上、その辺のところの取扱いができないのかということを含めた、具体的な緊急を要する理由の説明を求めますという質問です。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

承認案第1号の改正内容の要点についてお答えいたします。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が3月31日に公布されたことに伴い、関連する規定の整備を図るものでございます。

主な内容の1点目ですが、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を、令和9年度課税分まで3年間延長するものです。

2点目としましては、一定の要件を満たす、築後20年以上経過した分譲マンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、マンションの各区分、所有者の固定資産税を減額するものでございます。

3点目でございますが、燃費性能等の優れた自動車を新車で取得された翌年度の軽自動車税種別割の税率を、燃費性能等に応じて軽減するグリーン化特例の適用期限を3年間延長するものでございます。

その他につきましては、引用法令の字句の整理及び条項ずれに伴い、規定を整備するものでございます。

続きまして、特に緊急を要する具体的な理由についてということでございますが、先ほど、議員のほうからもありましたとおり、3月31日に税制改正の交付を受けております。その中で、4月1日に施行する分について時間的に余裕がないことから、先決処分とさせていただいているものでございます。

それ以外につきましては、議案で提案をさせていただくというような形になります。

次に、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正内容の要点についてですが、こちらにつきましても、税制改正に伴うものでございますが、主な内容の1点目としましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等の課税額に係る課税限度額を、現行の20万円から22万円に引き上げるものでございます。

2点目につきましては、保険税の減額について、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する金額を5割軽減判定の場合は28万5,000円を29万円に、2割軽減判定の場合は52万円を53万5,000円に改正するものでございます。

3点目につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度、収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免について、令和4年度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降の期間に納期限が到来する令和4年度分の保険税が減免の対象とされたことに伴いまして、対象となる保険税の納期限について、令和6年3月31日までと改めるものでございます。

特に緊急を要する具体的な理由でございますが、理由としましては、減免対象となる保険税の納期限と減免の申請期限との関係において、今回、新たに減免対象となる令和4年度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降の期間に納期限到来する保険税の減免申請に対応する必要が生じたためでございます。

新型コロナウイルスの影響による減免以外につきましては、先ほどと同様に、3月31日に税制改正の交付がありましたので、その中で4月1日に施行する分について時間的余裕がないことから、専決処分させていただいたものでございます。

以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それでは、承認案第3号の改正内容の要点についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者に係る介護保険料の減免について、令和4年度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降の期間に納付期限が到来する令和4年度分の保険料が減免の対象とされたことに伴い、対象となる保険料の納期限について、令和6年3月31日までと改めるものです。

特に、緊急を要する具体的な理由については、減免対象となる保険料の納期限と減免の申請期限との関係において、今回、新たに減免対象となる令和4年度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以降の期限に納期限が到来する保険料の減免申請に対応する必要が生じたため、専決処分をさせていただいたものです。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

内容については了解いたしました。

専決処分の具体的な内容についてのところですか。

税務課長と福祉介護課長も同じ内容なんですが、税務課長のところ、3月31日の交付で4月1日からの施行、そこは分かるんですけども、そもそもの法律自体の議決があった時期、それで内容的には把握できるのではないかという質問なんです。

その期間内に、4月、3月議会に提案できる時間的な余裕があるのかなのか。もしそれが、交付日と施行日はもう、それはもう決まっているんですけども、それ以前に時間があるのであれば、3月議会に提案できるのではないかという質問の

内容です。

ですから、そこが国からの、その通知かれこれが時間的な余裕がないことであって、手続的に不可能であれば、私も納得はいたします。しかし、そこら辺の手続のところで余裕があるのであれば、それは改正ができないかという質問です。

それから、福祉介護課長のところは、これ、議案の中にも2月の、これ、いつだったですか、2月の10日付での事務連絡というのが入っていますよね。この時点で、この事案が内容的に分かるのであれば、3月議会に間に合うのではないですかという質問の内容です。

ですから、先ほどと一緒にすけれども、それについての、ちょっと説明を求めます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、お答えいたします。

専決処分 of 時期についてでございますが、ちょっと情動的には古くなりますけれども、全国の状況を確認しましたところ、実際、7団体ほどが地方税法案の可決を仮定した形で条例を提案しているという市町村もありますが、それ以外につきましては、全て6月議会で提案をしているというような状況でございます。

近隣の市町村とも確認を取りましたが、6月議会で専決でお願いしているというような状況でございました。

以上でございます。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

先ほど言われましたとおり、2月の10日付で通知が来ております。3月の議会に提案するには、ちょっと2月の10日では間に合わなかった関係で、今回、専決処分させていただいたところでありまして。3月の議会に提案するまでに期間がなかったためということになります。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

私は、この所管の事務でありますから、これを専決されると今日しかないわけです。ほかの事務については説明を受けたのやら受けてないやら、ちょっと頭が、ちょっと混乱していて、ちょっと整理ができていないんですけれども、要は安易に専決処分に頼っていただきたくないということを、しっかり今後とも意識していただきまして、提案をしていただきたいということです。

2月の10日に分かって、3月に議会の最終日までにも間に合わないのかと、手続のときにいろいろあるんですけれども、そういうことを含めた上で、今後是对応していただきたいということでございます。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、専決1号については、肉用牛の100万円以下、令和6年の3月31日まで3年間延期をするという時限立法に基づく今回の条例改正であります。これが中心で、ほかにも二、三ありますけれども、担当課長の前もっての説明では大きな影響は、曾於市の場合はないということであります。

質問であります。改正による曾於市の場合の年間の影響額が試算されていたら、お答え願えたと考えています。影響額が少ないために補正予算にも計上していないという理解でいいのかどうかであります。

専決の2号であります。

1つは市長答弁にもありましたが、後期高齢者医療分の20万円から22万円の2万円ですけれども、限度額の引上げで、これは後期高齢者から見たら値上げ分です。

それから2点目は、国民健康保険の2割、5割、7割軽減世帯って軽減制度がありますけれども、これについては実質値上げとなるのか、あるいは緩和されるのか、担当課長のほうで、被保険者にとってはどちらであるのか、具体的に説明していただきたいと考えております。

3点目、4月から、国保税は資産割が廃止になりましたが、そのことでどれほどのこの影響が見られるか、あるいは見られないか、まだ試算されていないかお答え願いたいと考えています。

4点目、まとめて、これらの改正による年内の影響額がどれぐらいになるのか、補正予算には計上しなくてもいい金額であるのかお答え願いたいと考えております。

専決の3号です。これは、この3号の理由が、例えば専決2号あるいは専決1号に比べて、この理由が若干弱いといいますか混合して、もっと丁寧に理由を書いていただきたいと思っております。これはもう、比較したらすぐ分かりますので。余りにも理由が単純化して、読むほうにとっても不十分な内容でありますので、これは、今後生かしていただきたいと考えております。これ、第1点。

それから第2点目は、ただいまの上村議員の質問に関連して、これは政府の方針でもありますけれども、この新型コロナの影響による介護保険の減免関係については、具体的に令和3年度については、コロナ関係の減免措置が何件あったのか、そして、今、出されている4年度分の、この減免は何件であるのかです。併せてこの財政支援については、当初は全額だったですけれども、現在も全額、国のほうで何らかの財政支援を行っていることで理解していいのかどうか、全額が一部減額され

たのかを含めてでございます。

以上です。

○税務課長（山中竜也）

それではお答えいたします。

まず、1号の部分でございますが、肉用牛の状況でございますけれども、令和4年度まででございますが、令和4年度までに100万超の対象となった世帯でございますが、47世帯、頭数につきましては把握ができていないところでございますが、全体の……。

（「頭数が大事で世帯は関係ない」と言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

頭数につきましては、確定申告等におきましては頭数が表記されていない状態で税務課のほうに届きますので、頭数については、税務課のほうでは把握ができないところでございます。

次に、影響額でございますが、今回の条例改正、専決処分につきましては、影響額につきましては、ほとんどないというふうに考えております。

次に、承認案第2号でございますが、7割、5割、2割の軽減、また限度額の増について影響額はないかということでございますが、例年であれば前年度をベースで試算を行うところでございますけれども、今年度につきましては課税方式を、先ほどありましたとおり3方式に変更していることから、単純に前年度と比較ができないところでございますが、後期高齢者支援金限度額が22万円の場合が41世帯が2万円の増となり、82万円の増と見込んでいるところでございます。

（「この条例改正は増税なのか緩和措置なのか」と言う者あり）

○税務課長（山中竜也）

この軽減判定所得の増につきましては、形としましては、税額は増加する形となります。

影響額につきましては、限度超過のほうが増額が82万円で、軽減判定所得の見直しによる軽減額が33万7,150円を引いた48万2,850円が増額ということでございます。

補正予算につきましては、現段階では税額が確定していなかったことから、6月の補正は行っておりません。今後、必要があれば補正予算で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

第3号の専決理由を、もう少し詳しく説明ということだと思いますが、改正前の減免できる保険料の納期限の設定が、令和5年3月31日まででしたが、令和4年の

年度末に資格を取得すると、納付期限が4月以降になってしまう、この方を減免の対象とするために専決処分をさせていただいたものです。

減免の件数ですが、令和3年度分、6件の22万4,000円、令和4年度分、2件の17万2,000円となっております。

この減免につきましては、国のほうから全額補助が、財政支援があります。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問に、もうこれ、市長にまとめて質問いたします。

先ほどの同僚の上村議員の質問と関連いたすんですが、大体、この年度の3月の最後の国会で法律等の改正がありまして、それを踏まえて、やはり市民税、あるいは国民健康保険税改正が、曾於市を含めて専決で行われております。

昔から、これは議論があるところなんですけど、時間的に、はっきり言ってやむを得ない点がありますが、今回の場合はそれほどないんですけど、しかし一般的には、この条例改正は市民被保険者にとっては増税となる要素が強い例が多いんです。

たまには減税になる部分もありますが、今回の専決2号の場合も、結果としては増税であります。だから、その増税の金額にもよるんですけど、許容範囲であるかどうかを含めて、その点は、もう私たち議員は分からないわけであって、市の当局しか分からないわけでありまして、どうしてもこの増税分が大きいケースが出てきた場合は、6月まで、議会までは遅すぎます。

もう既に会計年度も始まっておりますので、旧町時代もあったんですけど、その場合は、やはり臨時議会を開いたりして、このほかの関連がもしあるとしたら、議案と一緒に臨時議会で専決で提案していただきたいと思っております。

これは、この改正の金額にもよりますけれども、その辺りの含みを持って対応していただきたいと考えております。その点で、市長がまとめ的に答弁してください。

○市長（五位塚剛）

国の法律改正に伴って、市民に与える影響の税金の問題でありますけど、当然ながら、国会でかなりの議論をして決定されてくるわけですけど、一般的には大きな市民、国民に負担を強いるものについては、やはり、これは私なんかも慎重に対応すべきだというふうに思っております。

現状のところでは、3月末でどうしても国会が決定されると、4月1日からの市民に対する影響についても、なるべくなら言われるような臨時議会という方法もあるんですけど、その辺りは、私たちも周りの自治体の状況を見ながら、また、余り影響のないというふうに判断した場合は、専決をお願いをしたいというふうに思っております。

またいろんな問題があるときは、また議会と相談したいというふうに思います。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「補正第11号の質疑通告をしている」と言う者あり）

○19番（徳峰一成議員）

一般会計の補正予算の専決4号です。これ、通告要旨に書いてありますので、あと2回しかないですけども、簡単に質問いたします。

専決の4号の一般会計補正予算の11号であります。

質問の第1点は、6ページの企業版ふるさと納税寄附金が5,870万円、企業版のほうは増額となっております。この企業版については、一応、これを市が行う、一応期限が、定めがありますけども、何年度から4年度まで幾ら入っておって、目標額が相対して幾らであるのか。これは、令和何年度までの期限であるのか。

2点目は、同じく55ページのふるさと寄附金は、逆に5,839万円減額となっております。当初の予算では16億円でありました。3月議会でも、若干議論がありましたけども、マイナスになった主な理由について。

もう一つ、近隣の、例えば都城、志布志、大崎の場合も、この4年度は減額になっているのか、把握していたらお答え願いたいと考えています。

3点目、特別交付税が5億1,775万5,000円増額となっております。これは、市としては想定を超えた金額であるのか、それとも、大体おおむね、これは予想された金額であるのか、非常に5億円って大きいですね。いいことでありますけども、その点で1点だけ確認いたします。

次に78ページ、今回は市長答弁の報告に若干ありましたが、ふるさと開発基金に2億円、まちづくり基金に1億5,000万円積み立てしております。この2つの基金に積立てを行った理由です。十幾つある基金の中で、これを優先して、今回積み立てたことについての理由について、さらに、今後この2つの基金の使途、使い道について事業がありましたらお答え願いたいと考えております。

最後に86ページ、生活保護費の扶助費が今回もって言いますか、今回9,810万円カットされております。これ、非常に大きい金額であります。全国的には御承知のように、生活保護を受ける方々が増えておるんですが、なぜか分かりませんが、曾於市の場合は逆に年々少なくなっている傾向が見られます。曾於市が、別に余裕、ゆとりがあるわけじゃないんですけども、この点で委員会でも議論しているんですが、もっと、市は弾力性、柔軟性を、対応すべき点があるんじゃないかという感じがいたしますのが、その辺りは検討がされているのかどうか。曾於市が、この減額

になっているんです。1億円近いって、これ金額が大きいですよこれ。その点で、やはり検討すべき課題ということで質問をいたします。

以上です。

○議長（久長登良男）

もう3回目ですから、最後の答弁をお願いします。

○財政課長（池上武志）

それでは、16ページの特別交付税についてから説明をさせていただきます。

今回、特別交付税につきましては、普通交付税で措置をされない個別緊急の財政需要、例えば地震とか台風、そういった災害に対する被害、そういったものに対する財源不足に見合う額、そういったものを算定され交付されるものでございますけれども、今回、結果的には8億円を超える額となりました。

これにつきましては、内容としましては、細かい算定内容につきましては示されておりません。ただこちらから、市のほうからの要望としましては、特別交付税に係る基礎数値、それから特別財政需要に関する調べ、こういったものでいろいろと要望しているところでございます。

先ほど申しましたとおり普通交付税と違いまして、個別の細かい算定の結果等はまいません。総額一本という形でまいるものでございます。

（「想定はしていなかったのか」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

予算としては3億円ということで見ておりましたけれども、結果的には8億円を超えましたので、曾於市としても、それについて非常にありがたいことだと。

（「想定外ということか」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

そうですね、はい。

それから次、続きまして78ページの基金について御説明をさせていただきます。

今回、まずふるさと開発基金についてでございますけれども、2億円を積み立てております。これは、今回の専決予算におきまして、先ほど申しました特別交付税の決定に伴う増、それから歳出のほうにおきましては、歳出の最終的な執行状況等を踏まえまして、その関係から減額等もあったところでございます。

今回、このふるさと開発基金につきましては、市の施設整備事業や公共用地取得事業、又は地域づくりの事業、こういったものに充てられるとなっております。今回、最終的な予算等を見込み協議を行った結果、今後の老朽化する公共施設等、そういったものへの改修等の対応、そういったものも見込みまして、今回、2億円を積んだところでございます。

それから、まちづくり基金への1億5,000万円の積立てでございますけれども、こちらは市民の連携の強化及び地域振興を図ることを目的に積立てを行う基金でございます。

こちら先ほど同様、執行状況等を勘案しまして、今回、1億5,000万円ということの結果的に積立てしております。今後も基金の目的に応じまして、計画的な基金の活用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、歳入の6ページになります。企業版ふるさと納税について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、増額、寄附をしていただいた増額分による補正予算でございます。

令和4年度のトータルで申し上げますと、45件、1億4,140万円の寄附があったところでございます。この企業版ふるさと納税につきましては、令和6年度までというふうにされておりますけれども、目標を、おおむね2億円というふうに思っております。令和3年度から寄附を頂いておりますが、今現在で61件、1億9,000万円の寄附を頂いております。ですので、おおむね目標額の2億円に近づいておりますので、今後は少し、目標額の変更等も踏まえて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○商工観光課長（佐澤英明）

55ページ、思いやりふるさと寄附金の今後の課題と取組についてお答えいたします。

補正予算第10号で減額補正を行い、16億円の寄附金を見込んでおりましたが、年度末で約15億4,161万円の寄附額となり、補正予算第11号で5,839万円の減額補正を計上したものであります。

令和4年度は、ふるさと納税の寄附金額を伸ばすため、ポータルサイトでの広告や新聞紙面、雑誌広告、都市部でのPR活動等、様々な広報を行いました。なかなか実績につながらない厳しい状況でありました。

近年は、他自治体の返礼品も多種多様なものが準備されており、寄附者の選択肢が幅広くなっております。そのような状況にどのように対応していくかが今後の課題というふうに思います。

今年度は、これまでの広報活動に加え、専門業者の力を活用し、魅力的な返礼品の開発や新規返礼品を増やしていくとともに、ポータルサイトの返礼品ページをよ

り充実して、寄附金の増額を図っていきたいと考えております。

また、近隣の寄附状況でございますが、国からの公表がまだ出ていないために、把握ができていないところでございます。

以上です。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

生活保護費の減額についてお答えいたします。

生活保護費に医療扶助費の占める割合は、おおよそ3分の2を占めております。医療費の月々の請求額は、月によって変動が大きく、急に医療費が増えたときに対応するために予算が確保してあります。それを、今回、交付決定額に合わせて減額したものです。

また医療費扶助は、被保険者の死亡等により減少しております。年度平均の被保険者世帯数は、令和3年度が247世帯291人、令和4年度が236世帯279人で、11世帯12人減っております。昨年度より、医療費扶助は2,000万円ほど減少しております。

以上です。

（「他市町村と比べて受給者が減っている点から、今後の対応の教訓は」と言う者あり）

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

近隣の市町村でも、生活保護世帯は減っているところもあるようです。生活保護者が減少している理由といたしましては、やはり一番の要因としては人口の減少、特に世帯の形態といたしましては障がい者世帯、傷病者世帯の減少率が高いです。理由といたしましては、社会福祉制度の充実、生活困窮者への支援の充実ではないかと思っております。

また最近では、国からの給付金の支給や市の経済対策、配付型商品券の実施などがあり、これによっても保護者が減少しているのではないかと分析しております。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定案5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、承認案5件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、承認案5件を一括して採決いたします。

お諮りします。承認案5件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、承認案5件は承認することに決しました。

日程第14 議案第41号 財産の取得について（大隅方面隊北分団消防車）

日程第15 議案第42号 財産の取得について（財部方面隊南分団消防車）

○議長（久長登良男）

次に、日程第14、議案第41号、財産の取得について（大隅方面隊北分団消防車）及び日程第15、議案第42号、財産の取得について（財部方面隊南分団消防車）までの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第14、議案第41号及び日程第15、議案第42号を一括して説明をいたします。

日程第14、議案第41号、財産の取得について説明をいたします。

曾於市消防団大隅方面隊北分団に配置している平成14年購入の水槽付小型動力ポンプ積載車を更新するため、指名競争入札を執行した結果、鹿児島市に本店を有する株式会社鹿児島消防防災が2,695万円で落札者となり、5月23日付で売買の仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、物品売買仮契約書、入札執行結果表、水槽付小型動力ポンプ積載車の主要諸元表等を添付しておりますので御参照ください。

次に、日程第15、議案第42号、財産の取得について説明をいたします。

曾於市消防団財部方面隊南分団に配置している平成14年購入の水槽付小型動力ポンプ積載車を更新するため、指名競争入札を執行した結果、鹿児島市に本店を有する株式会社鹿児島消防防災が2,700万円5,000円で落札者となり、5月23日付で売買の仮契約書を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、物品売買仮契約書、入札執行結果表、水槽付小型動力ポンプ積載車の主要諸元表等を添付しておりますので御参照ください。

以上で、日程第14、議案第41号及び日程第15、議案第42号を一括して説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

それでは、通告にありましたとおり、それぞれこの落札率について、そして、2点目として予定価格について、これは公表しているのか、この2点についてお伺いいたします。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

それではお答えいたします。

まず、落札率についてでございます。

予定価格2,706万4,840円に対しまして、落札価格2,695万円ということで、落札率は99.58%であります。

次に、2番目の予定価格の公表についてでございます。

公表につきましては、入札後、速やかにホームページで公表しているということでございます。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

それでは、議案第42号の落札率と予定価格の公表についてお答えいたします。

落札率についてですが、予定価格2,706万4,840円に対しまして、落札価格2,700万5,000円で、落札率は99.78%であります。

予定価格の公表についてですが、入札後、速やかにホームページで公表しているところでございます。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

それでは、2点目の質問を行います。

報告によりますと、大隅のほうが落札率が99.58%で、財部のほうが99.78%ということで、非常に99%を超える落札率になっているのですけれども、この、かなり攻めた落札率になった理由はどういったものがあるのかというのが、まず第一でありまして、第二に、この落札をしました業者さんです。鹿児島消防防災さん、それはいいのですが、ほかのイズミ商事さんは棄権、熊谷消防設備さんは辞退、ナカムラ消防化学さんも辞退ということで、かなり辞退者が多いのですが、この理由などは、業者さんから伝えられているのでしょうか。

以上2点、お伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

入札の結果の状況によって、事前に入札をされるというふうに業者の方々もいらっしやいましたが、今の状況では、非常に車の車両価格が非常に高くなっております。当然、市の予算というのは公表しておりますので、それに基づいて、こちらのほうも、ある程度、予定価格を決めておりますけど、もう、とてもじゃないけどその予算では納車ができないという判断の下、業者の辞退者が、やっぱり増えてきております。

そういう意味では、こういう特殊車両になると、やはり責任を持って納車をするという状況の中で、各企業の努力がかなり厳しい状況の中で、結果的には予定価格に近い数字もなってきております。

ほかの別な入札では、もう不落というものが、今、出てきておりまして、非常に私たちも心配をしているところでございます。現状はそういうところでございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは、3点目の質問に移ります。

市長のお話でありますと、非常に車体価格も、昨今のもろもろの事情で上がっているという中で、その額では、言ってしまうと赤が出てしまうので、余りやりたくないといったことで、業者が撤退する例が出ているというお話だったんですけれども、担当課のお話だと、予定価格に関しては事後公表となっているので、事前に分からないはずなんですけれども、その辺り、どうなっているのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

予定価格の事前公表というのも、実際あります。そうしたときは、予定価格が分かるわけですので、あと業者同士がその予定価格に近いところに競争がうまく働けば、市としては安く入札ができるんですけれども、今のこの車両関係は、もう御存じのように、半導体の関係とかいろんな問題があって、結果的に予定価格を決めるのも、相当苦勞している状況であります。

同じような車両は、もう県内、また全国でいろいろ出ておりますので、ほとんどそれに近いところで、厳しい競争でされているんじゃないかなと思っております。

結果的には、この予定価格については、事後でちゃんと公表しておりますけれど、大きな、また今後の課題でもあるだろうというふうに思っております。

○議長（久長登良男）

次に、上村龍生議員の発言を許可します。

○8番（上村龍生議員）

1点だけお伺いいたします。

議案41号での通告になっていますが、41、42を通じ、同じことになると思うんですが、現在、曾於市内での消防分団に配置をされて、配備をされている消防自動車の種類、いろいろあると思うんですが、内容の確認がてら説明を求めます。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

曾於市の市内に配備されております消防自動車の種類についてでございますが、現在、自動車につきましては、まず、水槽付消防ポンプ車、そして消防ポンプ車、そして水槽付小型動力ポンプ積載車、小型動力ポンプ積載車、そして小型動力ポンプ軽積載車の5種類となっているところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

能力的に言えば、俗に言うタンク車、水槽付のポンプ自動車、これが一番能力が高いわけです。それからポンプ車、通常のポンプ車、今、入札があった、この車両は水槽付の軽可搬積載車という位置付けの3番目になると思うんです。

あとが、通常の水槽がついていない積載車、小型積載車です。それと軽トラックに積んでいる分の5種類ですよ。内容的に、どこにどれがあるかという確認はしないんですけれども、多分、このタンク車は、その方面隊に1台なり2台、全体に行く車両だと思うんですが、この水槽付の、今、入札が行ったこの消防自動車について、これ、総務課長は分からんやったらあれですね、今、新任だからあれですね。分かる範囲でいいんですけれども、いつぐらいからこれが導入をされているのか調べていないですかね。

それと、この整備、配置計画は、多分、年度ごとに更新、整備計画を作っていると思うんです、その担当者のほうで。その中身の変更といいますか、大きな改正部分というのが分かれば。

何かといいますと、いろんな編成の問題とか装備品の調達の問題とか、いろいろ絡みが出てくると思うんですが、議論等がなされていけば。この、特に消防車両等

についての計画、変更、問題点等があれば、ちょっと報告をいただきたいんですが。

○市長（五位塚剛）

消防関係の車両というのは、非常に特別な車両でありまして、また、市民の財産も守る上で、非常に大きな役目があります。ただ、今は年数で、年数を過ぎたものを対象として予定をしていますけど、距離的には、余り2万、3万ぐらいでも消防車両があるようでございます。

そういう意味では、あと、十分能力的には、まだ使える状況がありますので、内部的には今後はもう少し購入時期を延ばしたほうがいいんじゃないかということも、今、検討しております。

今後、消防分団の統合的な問題もあるし、そういう総合的なことを今後検討しながら、十分市民に迷惑かけないような形での計画を進めていきたいというふうに思います。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの山中議員の質問に関連して、絞って質問いたします。

この提案されている2件のそれぞれの購入の予算額です。予算額が幾らであったのか、お答え願いたいと考えております。

それから2点目は、前回も、実際、辞退者が多くって、随意契約に近い形での今回と同じように落札となっており、結果として、これは今の物価高だけでは考えられないといえますか、100%近い予定額であります。

昨年も、私、提案したんですけれども、やはり、この随意契約に近い形での入札というのは、やはり、余り行政としてはよくないんじゃないかということで、近隣の宮崎県を含めて、もっと広げて入札を行ったらいいんじゃないかって。別に宮崎県であったことで不都合とか不利益は、曾於市では生じないんです。地元業者が参加している入札だったら別、例外としてです。ですから、その辺りは検討されたんですか。

結果として、前回も含めて、こうした随意契約に近い形での入札が続いております。やはり、これはいろんな事情があつたりしても、よくないと思うんです。その点で、今後を含めて考えていったらいいんじゃないかと思っておりますけれども、答弁をしてください。

○市長（五位塚剛）

消防車両におきましては、メーカーによっては、途中で故障をしてきまして、いろいろと心配をしたこともありました。

今の状況では、なかなか予算上、厳しいということもありまして、指名願いを出しているんですけども、いざ入札になったら辞退をする業者が、やっぱり相当出てきております。

そういう意味では、今、言われるような都城市を含めた、そういう消防関係を納入できる責任ある企業さんが、いるならば、当然ながら私たちも検討してもいいなと思っております。

今後の、いろんな状況を考えながら、ちょっと進めさせていただきたいというふうに思います。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

予算額についての御質疑がございましたので、予算額につきましては、予定価格と同額の2,706万4,840円ということで、予算としましては2,706万5,000円で計上しているところでございます。

以上です。

○財部支所長兼地域振興課長（櫻木孝一）

それでは、お答えいたします。

第42号分につきましても、大隅と同様で2,706万4,840円ということで、予算額としては2,706万5,000円という形になります。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案2件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案2件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第41号及び議案第42号を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第41号及び議案第42号は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。午後はおおむね1時10分から再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時10分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第16 議案第35号 曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第17 議案第36号 曾於市税条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第16、議案第35号、曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について及び日程第17、議案第36号、曾於市税条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第16、議案第35号及び日程第17、議案第36号を一括して説明をいたします。

日程第16、議案第35号、曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について説明をいたします。

今回の曾於市過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、県との協議を終え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において準用する同条第1項の規定により、当該計画の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

主な変更の内容は、計画の持続的発展施策区分「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」における定住住宅取得推進事業の拡大に伴う、5か年概算事業費の増と、持続的発展施策区分「教育の振興」における中央公民館・図書館・郷土館整備事業の追加に伴う、計画本文の修正及び5か年概算事業費の増と、持続的発展施策区分「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」における支所庁舎整備事業及び本庁舎改修事業の追加に伴う、5か年概算事業費の増であり、持続的発展施策区分において、計画変更後の概算事業費合計額が2割を超える変更で、なおかつ、当該変更により計画本文の修正を行う必要があることから、計画変更の取扱規定に定める大幅な事業量の増減に該当するため、今回、計画の一部を変更するものであります。

次に、日程第17、議案第36号、曾於市税条例の一部改正について説明をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令等がそれぞれ公布されたことに伴い、関連する規定を改正するための提案であります。

主な内容は、特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設に伴い、関連する規定を整備するものです。

その他については、引用法令の字句の整理及び条項ずれに伴い、規定を整備するものです。

以上で、日程第16、議案第35号及び日程第17、議案第36号を一括で説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

最初に、議案の35号の過疎計画変更について質問いたします。

質問の第1点は、変更後の主な事業内容です。金額が大きいものについて説明してください。

あわせて、総合振興計画が当然もう符合していると思うんですが、総合振興計画もこれに伴って一応変更したのでしょうか。議会に資料が提出されていないための質問であります。

質問の第2点目は、ただいまの説明に若干関係ありますが、大隅・財部支所の建設、そして中央公民館・図書館・郷土館と全体的な施設になりますけれども、事業を今回過疎計画では分けてあります。その分けた理由について説明してください。これは、公債費あるいは補助金等の違いで分けたのでしょうか。

あわせて支所整備の13億6,000万円余、中央公民館等の総額15億2,000万円。最終的に、この事業費で可能であると判断されているか。

3点目、学校給食助成について質問いたします。これは、総務委員会関係に付託されますので質問をいたします。

この資料によりますと、この学校給食助成事業が令和4年、5年、6年、7年と赤字で変更されておりますが、私が気になるのが令和5年度と6年度、7年度が同額7,732万3,000円でございます。

昨年の9月の私の一般質問で、教育長答弁では令和6年度、来年度から学校給食費は無償化することを目指したいという答弁で、私もそのつもりで現在までありますが、この変更後の内容も本年度と同額となっております。これは、今からこの無償化のための変更を考えておられるのかどうか。ちょっと気になる数字でありますので、答弁してください。

次に、議案の36号、市税条例改正については3点、特に質問いたします。

前もって課長ともお聞きしたんですけども、今回の改正点の第1点は昔の軽自動車取得税、環境性能割についてでございますが、一つは政府の方針として今環境対策として今後日本でも電気自動車を普及させたい、その立場からのこの関連する条例改正であります。その場合に曾於市としては年間大体何台が一応考えられるか。この点での影響額を含めて答えてください。

そして、2点目、もう2点に絞ります。

令和6年度から森林環境税が市民税に一律1,000円課せられます。これまで、一般会計の歳入では3年ほど前からこの森林環境税が政府の方針として先行して収入で入ってきておりますが、実際国民・市民の負担としては来年度令和6年度から一律市民税の課税世帯に1,000円課せられます。

この点で対象となるのは、曾於市内では何世帯となるか。年間の収入額は、この市民にとって負担額はどれぐらいとなり、あわせて曾於市内への一方収入は何千万円ほどが期待できるのか。一応税務課サイドからの答弁をお願いいたします。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

では、まず変更後の事業概要というお尋ねでございました。

過疎計画の中に、持続的発展施策区分と大きく区分しているものが12ございます。この中で、今回の変更の際しまして議案として提案しているのが、1番目の移住・定住・地域間交流の促進、それから人材育成という部分が42%程度上昇しております。ここが変更で、金額の2割の増減ということで提案していること。

それから、8番目に教育の振興という区分がございますが、こちら4割程度事

業費が増加しております。

それから、最後の12番目にその他地域の持続的発展に関し必要な事項という区分がございますが、これらに関して本文の修正・追加というものを提案しているものでございます。

これらの変更が、まず総合振興計画と一致しているかというお尋ねでございましたが、これは一致しております。

それから、なぜ今回の提案によるのかということでもございましたが、先ほど申し上げました事業費が2割程度増加したこと、それから本文の追加をしたこと。

それから、今回なぜ本文の追加が必要だったのかということでもございましたが、これは教育の振興の中に中央公民館・図書館・郷土館などの整備事業が追加になっていることなどから追加したものでございます。

企画分は、以上でございます。

(「事業を分けた理由については」と言う者あり)

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

今回分けた理由としましては、大隅支所庁舎整備に関しましては公民館と図書館を併設することになっております。この場合過疎計画に応じまして、また今後財源としまして過疎債の適用を受けることから、この図書館と公民館につきましては教育の振興の中に分けております。

そして、あわせて今回諸整備に関連する大隅の中央公民館・図書館の解体工事、それから新郷土館の整備事業、財部の郷土館の解体、中央公民館の改修等の事業につきましても同じ理由で教育の振興のほうに追加しております。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

給食費の助成についてお答えをしたいと思います。

令和4年度まで3,700万円程度でありました給食費の助成を、令和5年度より7,700万円と総額として引き上げております。これにつきましては、要綱等を改正して本年度より給食費の助成を保護者負担分の3分の2以内としたものでございます。

今後の給食費の助成の在り方については、年1回若しくは2回開かれます市長、副市長、それから教育委員等を交えた総合教育会議等で検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、議案36号について回答いたします。

まず、1点目の軽自動車の環境性能割についてでございますが、環境性能割には1%の部分、2%の部分というのがありますけれども、令和4年度につきましては1%が64台、2%が411台でございました。

今後、環境性能割のほうで区分の見直し等を行いますと、1%の部分が約6年度で50台。あくまで試算ではありますが、1%の部分が50台、2%の部分が350台ほどになるのではないかとというふうに試算しているところでございます。

次に、2点目の森林環境税の部分でございますが、議員が言われましたとおり、森林環境税のほうが市税の均等割と同じように課税をされるところでございますが、想定としましては均等割の課税のほうが1万5,000人で推計しておりますので、森林環境税につきましてもこの1万5,000人の1,000円ということで1,500万円ほどを考えているところでございます。

また、市のほうにどの程度入ってくるかということでございますが、税務課のほうでは把握はしていないところですが、森林環境税全体の10分の9を市町村に譲与ということになっておりますので、その分が入ってくるのではないかとというふうに考えているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

2回目の質問であります。振興計画と数字が一致しているということで、振興計画の見直しは何月何日の時点で行ったのでしょうか。当然、やはり一致しているんだったら並行して議会にも総合振興計画を提出すべきだと思うんですが、まだ準備していないんですか。総合振興計画はもう提出されていなかったですかね。2回目答弁してください。議会との関係で、当然資料として総合振興計画も提出すべきだと思います。これは、第1点。

それから、第2点目は具体的な問題として、この大隅と財部支所については一応箱物、建物としては図書館等を含めて一体化した施設になりますよね、基本的には。ですから、一般的には私もそうですが、一体の施設として議会にも予算が提案されて、また執行されるであろうというふうに理解しているんですけども、今回の場合は予算の提案が別の項目になるのでしょうか。

例えば、支所関係は総務課、市長部局のほうで行う。そして、中央公民館・図書館は教育委員会のところで一応提案されるのでしょうか。変則的になりますけども、どうなるのでしょうか。本来だったら、建物が一緒ですので一体化したものとして、公債費等はもちろん内容は違ったにしても今後提案すべきだと思うんですが、その点で答弁してください。

それから、3点目、この学校給食費については課長答弁では今後市長部局と一応協議することになるということですが、改めて教育長の今後の、もう年度内の早い時期にこれを行わなければいけないと思うんですね。7,000万円が、恐らく1億円を超えと思うんですよ。継続した事業であるし、副食費を含めて対応するかどうかを含めて考えていかなければならない。

一応スケジュールとしては、こういったスケジュールを考えておられるでしょうか。今6月でありますけども、もう11月から遅くとも予算編成に入りますので、当然その前にやはり意思一致を行政を含めてすべきだと思うんですが、その点での教育長の今後のスケジュールというか、考え方をお聞かせ願いたいと考えております。副食費を含めてですね。

次の質問、議案の36号でありますけれども、議会サイドとして、市民を代表する、この令和6年度から森林環境譲与税が市民の課税所得世帯の1万5,000人に一律1,000円が課税されます。

この今非常に物価高の中でこれは新たな明確な増税となりますけれども、これに対する市民への周知は今後どのようなことをスケジュールとしては考えておられるか。今まで全くゼロ円であったのが、ぼんとこの1万5,000人には1,000円課税が、これはもう単年度じゃなくて今後ずっと続くんですよ。ですから、そう単純に評価できない側面がありますけれども、市民への周知はどのような周知をされているのかどうか。

そして、気になる点であります。先ほど私やら上村議員の質問の中でこの専決処分の在り方がありました。金額はともあれ、増税の部分を含めて、言わばこの新年度の4月1日からの施行であります。しかし、こうした一律1,000円の場合は当然来年の4月1日からになるかどうか分かりませんが、そうした専決処分では対応すべきじゃないと思っております。

今回出されたこの議案でも、施行日は市税条例の場合は、一例として第1条では令和5年の7月1日からとなっております。これは、当然のありようだと思っております。4月1日に遡ってではもちろんございません。特に、金額はともあれ、税金値上げについてはそうした言わばデリケートな問題でありまして、そうした細やかな対応が必要でありますけれども、くどいようではありますが、森林環境譲与税の一律1,000円についての今後の市民への周知等はこういったことが検討されているか。まだ検討されていないのかどうかを含めてお答え願いたいと思っております。

○企画政策課長（外山直英）

では、総合振興計画につきまして、5月の26日それから29日の両日におきまして総合企画審議会委員、会長あるいは委員のほうに今回の補正予算を含めた総合振興

計画の変更につきまして了解を頂きまして、補正予算に伴う実施計画の事業一覧ということで議会にもお示ししているところでございます。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

今回の予算につきましては事業ごとになりますので、予算としては担当課で一本で予算を計上しております。

次に、この過疎計画につきましては過疎計画の趣旨というものはございます。それに沿った形にしますと当然この教育の振興、それから庁舎の関係という形で分けざるを得ないということで今回庁舎のほうは分けさせていただいております。

（「今後も分けていくのか」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

予算は事業で分けておりますので一本でございます。

○税務課長（山中竜也）

それでは、森林環境税の今後の周知についてということですが、周知につきましては市報またホームページ、あとはFM等で周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、森林環境税について増税になるのかということでございますが、一応こちらにつきましては平成26年から令和5年度までの10年間東日本大震災に伴う復興に関し、緊急防災減災事業の財源確保のため、均等割が1,000円増額となっておりますので、その部分が終了いたしまして代わりにというか、森林環境税のほうも1,000円入りますので、市民の負担というのは変わらないところでございます。

以上です。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

学校給食の無償化については、憲法第26条で義務教育はこれを無償とするという観点から申し上げますと、給食についてもぜひ本来ならば国でお願いしたいところなんです。曾於市としてもぜひ無償化の方向で教育委員会としては考えております。

近隣では、垂水市が無償化に踏み切ったということでこの間新聞報道もありましたが、子育て支援の観点から、また今後曾於市としては新学校給食センターが令和6年の9月に稼働いたします。それに合わせて本来ならば公会計を先にとということでしたが、もう無償化ができれば公会計もそういう準備をしなくても済むんじゃないかと思っております。

スケジュール的には、今後、財源を伴うことでありますので、市長部局のほうと

総合教育会議のほうで協議してまいりたいと思います。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、この大隅・財部支所の今後の建設については、課長答弁にありますように、中央公民館を含めて一体のものとして一応予算提案するということですね。

これは、一応担当課としては何課になるのでしょうか。中央公民館とは、これは本来だったら教育委員会部局であるし、支所関係は市長部局になりますけれども、どの課の一応今後予算の提案と審議になるのでしょうか。確認をさせてください。

それから、市税関係でのこの森林環境譲与税の税務課長の答弁というのは国会論議を聞いているみたいなものなんです。これは、国会でもいろいろ意見が分かれているんですね。復興税とこれは全然性格は違いますので、そのことを一言申し添えておきたいと思います。答弁よろしいです。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

調査整備の支所の関係の担当課は、大隅支所庁舎に関係する分は大隅支所の地域振興課、財部支所関係については財部支所の地域振興課というふうになります。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第18 議案第37号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第19 議案第38号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、議案第37号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第19、議案第38号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第18、議案第37号及び日程第19、議案第38号を一括して説明をいたします。

日程第18、議案第37号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令が施行されたことに伴い、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたため、関連する規定を改正するものです。

次に、日程第19、議案第38号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明をいたします。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令が施行されたことに伴い、関連する規定を改正するため、提案するものです。

主な内容は、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管されたことによるものです。

その他については、表記の整理に伴い、規定を整備するものです。

以上で、日程第18、議案第37号及び日程第19、議案第38号を一括して説明しましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第20 議案第39号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

日程第21 議案第40号 曾於市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第20、議案第39号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について及び日程第21、議案第

40号、曾於市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてまでの2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第20、議案第39号及び日程第21、議案第40号を一括して説明をいたします。

日程第20、議案第39号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について説明をいたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等の定める省令が改正されたことに伴い、固定資産税の減免の対象となる事業計画の同意日の期限及び対象となる施設の設置期限を令和7年3月31日まで延長するため、提案するものです。

次に、日程第21、議案第40号、曾於市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について説明をいたします。

大隅吹谷第3水源地の追加による水道事業認可変更申請に伴い、県の指導により給水区域の表記を小字から大字に変更するため、提案するものです。

以上で、日程第20、議案第39号及び日程第21、議案第40号を一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案2件は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第22 議案第43号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第22、議案第43号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第22、議案第43号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について説明をいたします。

まず、一般会計補正予算書の2ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に4億8,270万5,000円を追加し、総額を270億3,598万9,000円とするものです。

第2条は債務負担行為の補正であり、6ページの第2表のとおり、学校給食センター管理費給食業務委託料について期間及び限度額を定めています。

第3条は地方債の補正であり、7ページ及び8ページの第3表のとおり、かごしまの農業未来創造支援事業のほか1件について、限度額を追加し、南九州畜産獣医学拠点事業のほか4件について、限度額を変更しております。

それでは、予算の概要を、配付しました補正予算提案理由書により説明をいたしますので、2ページをお書きください。

今回の補正予算について、歳入から説明をいたしますと、国庫支出金は、総務費及び民生費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3億386万4,000円追加するものが主なものです。

県支出金は、総務費県補助金の地域振興推進事業補助金を6,650万円減額するものが主なものです。

繰入金は、財政調整基金繰入金を6,786万5,000円、介護保険特別会計繰入金を6,309万5,000円それぞれ追加するものが主なものです。

市債は、総務費の南九州畜産獣医学拠点事業を6,640万円追加するものが主なものです。

歳出については、商品券交付金等の追加により経済対策配布型商品券事業第5弾を1億9,323万1,000円、価格高騰重点支援給付金等の追加により電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業を2億2,547万1,000円、諏訪地区公民館改築工事の追加によりその他社会教育施設費を1,596万4,000円それぞれ追加するものや、人事異動等による職員給の増減が主なものです。

よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、山中雅人議員の発言を許可します。

○1番（山中雅人議員）

それでは、通告のとおり、1点質問をいたします。

委員会の予算説明資料歳入の5ページに補助金不採択による皆減とありますが、これは鹿児島県の地域振興推進事業交付要綱というのがありましてそれによるものだと思いますけども、この不採択というのは県としてはどうして不採択となったのか。そして、それはその曾於市としては予測していたものなのか。その点につ

いて、まずお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

お答えいたします。

今議員のお尋ねのとおり、この事業は県の地域振興推進事業の補助金交付要綱によるものでございます。

今回、拠点事業の周辺整備事業にこの県の補助金を当てにしておりましたが、この特別枠での申請をしておりました。3月31日に県から通知がありまして、県の補助金はゼロ円という通知が来たものでございます。

また、これに関して予測はしておりませんでした。

以上です。

○1番（山中雅人議員）

2点目の質問に移ります。

今回、額が6,600万円ということでかなり大きいものでありまして、皆減というのも私も議員になって1年ちょっとしかないんですけども、あまり聞かないことでありました。

今回、私のほうでも地域振興推進事業交付要綱をこうざっと見ても、なかなか内容的に基準が不明確というか県としての裁量が大きい補助金のものでして、ある種胸先三寸というか御機嫌次第というか、いったところはあると思うんですけども、担当課としてこれが全額はねえられた原因は何だと思われましてでしょうか。その点お伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

議員も御覧になっておられますので、この交付要綱の第2条に一般枠と特別枠という区分がございます。今回、この拠点事業の周辺整備事業で当てにしておったのはこの（2）の特別枠でございまして、ここが県の定義によりますと鹿児島県の将来の発展につながるような事業を実施するための予算枠とあります。

不採択の理由というものは県から通知はございませんが、我々としてはこの将来の発展につながるような事業として認められなかったのかなというような解釈をしているところでございます。

○1番（山中雅人議員）

3回目の質問に移ります。

これはもともと鹿児島大学の事業が元でございまして、県の鹿児島大学の、これは国立ではございますけども、鹿児島県の発展に寄与するということは事業の性質上これは当然でありまして、私としてもなぜこの事業が全額皆減となったことはちょっと意味が分からないところでございまして。

端的に、この特別枠を当てにしてやっぱりこの事業も計画を立てているわけでありまして、はねられた理由について何かしら回答がないと今後の対応もかなり困ってしまいますので、担当課としてそれはその点申請の何が問題だったのか。県のどこにこの事業について県の発展に寄与しないと、言ってみれば寄与しないですね、思えるような要素があったのか。その手続に問題がなかったのか。その点について、詳しく説明をお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

大変難しい御質問ですけれども、この判断基準はあくまでも県のほうが判断いたしますので、その内部について詳細な説明を求めることが許されれば聞くべきかと存じますが、今の段階では我々がこの将来の発展に寄与しなかったのかなと思っていただけでございまして県がそう言っているわけではございません。

なので、この事業採択につきましてどこに問題があってどういうことではねられたのかということは知り得ないといえますか、分かり得ないところでございます。

○議長（久長登良男）

次に、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、議案第43号の一般会計補正に関して質問をさせていただきます。

まず、33ページ、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業に関して、価格高騰重点支援給付システム改修委託料、こちらの目的と具体的なシステム改修の内容についてお伺いします。

また、価格高騰重点支援給付金、こちらの対象世帯が7,293世帯掛ける3万円となっておりますが、こちらの対象世帯の要件についてお伺いいたします。

40ページ、保健衛生事務費。こちらに計上されています看護師報酬・栄養事務補助員報酬、こちらの増員の理由と具体的な業務内容の予定についてお伺いいたします。

41ページ、メセナ住吉交流センター管理費、施設・設備修繕費。こちらの金額が、補正後の予算が現額の約4.8倍となっております。水位計の自動殺菌消毒装置設置や、また混合水性の取替修繕に関してございますが、これが予測不可能な故障だったのか。補正予算の計上の理由について、また款が農業水産業費、項が農業費となっている理由についてお伺いいたします。

続いて、42ページ、児童入所施設措置費に関して、母子生活支援施設措置費に関して補正予算の計上の理由、措置費の値上げ、入所人数増等の理由があるかと思いますが、そちらの具体的な理由についてお伺いいたします。

43ページ、地域子ども・子育て支援事業、子育て短期の支援事業委託料に関して、

子供のショートステイの内容について、こちら事業費の財源が国と県と市が1対1対1になっておりますが、1日当たり1万7,700円がちょっと高いんじゃないかと思うんですけども、こちらの内容についてお伺いいたします。

48ページ、道の駅及び四季祭市場の施設管理費に関して、道の駅すえよしのガススーパーチーム購入に関して既存品との取替えの理由について、また器具の具体的な利用内容についてお伺いいたします。

54ページ、道路維持費、道路維持班車両購入費、ダンプトラック4トンの購入の目的についてお伺いいたします。

58ページ、学校給食センター施設整備事業に関して、学校給食センター設備購入費の改築暖房設備工事費からの組替えの理由についてと、機械機器の購入費、こちら備品購入費等々ありますが、こちらの具体的な内容についてお伺いいたします。

62ページ、教育振興費、演劇鑑賞委託料、こちらが当初予算に計上されていなかった理由についてと中学生全生徒へ演劇を鑑賞させる目的について、また演劇の具体的な内容についてお伺いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

それでは、33ページの電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業のシステム改修の目的と具体的なシステム改修についてお答えいたします。

システム改修委託料の目的は、対象者への給付金を支給するため、申請書の作成や口座振込のデータを作成するため、また支給状況の管理等のシステムの改修となっております。

次に、対象世帯の要件についてであります。令和5年6月1日において市の住民基本台帳に記録されている者であって、令和5年度の市町村民税均等割が非課税である世帯など、また令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、市町村民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯が対象となっております。

以上です。

○保健課長（渡邊博之）

それでは、保健課関係につきまして40ページ、保健衛生事務費の看護師及び栄養事務補助員の増員の理由、具体的な業務内容についてお答えいたします。

これにつきましては増員ということではございませんで、保健師と栄養士ともに職員2名の育休代替によるものであります。

業務内容についてであります。看護師につきましては相談業務や健診等への従事、健診結果等のシステム入力になります。栄養事務補助員につきましては、同じく相談業務や集団や個別の栄養指導の業務に当たる予定となっております。

続きまして、41ページのメセナ住吉交流センター管理費の施設・設備修繕についてお答えいたします。

まず、補正予算計上の理由についてであります。まず1つ目の水位計自動殺菌消毒装置設置につきましては、レジオネラ菌の発生を防ぐためのもので、コロナウイルスの5類移行に伴い、今後の利用者の増等も想定される中、もしもの事態は避けるためにも計上するものであります。

2つ目の混合水栓取替修繕につきましては、現在の押すだけでシャワーが出るタイプの混合水栓が、劣化によりまして数秒しかシャワーが出ないということで不便な状況であります。利用者からの指摘や施設からの強い要望もありまして、せっかく来ていただいた方々に不便な思いをかけることなく、使いやすい施設として利用していただくためにお願いをするものであります。

続きまして、農業水産費の農業費となっているについてであります。これにつきましては、昨年10月の組織再編によりまして保健課所管となりましたが、それ以前は当時の農林振興課所管であったためであります。

財政課にも確認いたしました。予算費目につきましては特に問題はないとのことですが、不都合がありましたら、今後、6年度の予算編成時において協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○こども未来課長（福重 弥）

それでは、42ページ、児童入所施設措置費、母子生活支援施設措置費についてお答えをいたします。

この母子生活支援施設につきましては、母子の保護、生活支援等を行う施設となっているところです。

今回の予算につきましては、令和5年度予算作成時におきまして、令和3年2月から入所がなかったために、令和2年度の実績の単価を持ちまして、1世帯分の予算で計上させていただいたところでありました。

今回の補正予算につきましては、現在、1世帯入所されている状況と、また今年度、入所措置までには至りませんでした。2件の緊急保護の事案がありました。これに伴いまして、今後また緊急保護が発生した場合に入所の対応ができないために、現予算では難しいために、今回措置費の単価についても、入所施設の世帯数により月額の措置費が変動する関係もあります。

こういった関係で、措置費の単価も上げて予算の補正を計上させていただいたところでございます。

続きまして、43ページ、地域子ども・子育て支援事業・子育て短期支援事業委託

料についてお答えをいたします。

この事業につきましては、児童を養育している家庭の保護者が疾病等の社会的理由や、また母子等が夫の暴力により緊急一時的に保護が必要な場合に、児童福祉施設で一定期間、養育・保護を行う事業となるところであります。

今回の補正につきましては、今年度当初に緊急一時保護の事案が発生したところでありました。この保護が7日間を超えたため、今後の案件に対応するには予算が不足するために、今回補正をお願いしたところであります。

また、施設の事業負担につきましては、日額での支払いとなっております。今回、1万7,700円の単価を設定させていただきましたが、これにつきましては母と子供2人の場合で計上させていただいたところです。当初予算につきましては子供2人であったために、今回、大きな単価となったところでございます。

以上であります。

○商工観光課長（佐澤英明）

48ページ、道の駅及び四季祭市場施設管理費の既存品との取替えの理由についてお答えいたします。

今回、取替えをお願いしている既存のスチームコンベクションにつきましては、平成27年2月に購入しまして、これまで修繕を行いながら使用してきましたが、本年4月末に再度故障いたしました。

主要となります制御基盤2か所など、幾つかの修繕が必要となり、修繕に要する費用と新規で購入する費用と比較したところ、約28万円で買換えが高くなりますが、修繕した場合に今後、さらに別な箇所が故障するおそれがあるために、今回、既存品と同じ機能を持つガススーパースチームの購入をお願いするものであります。

次に、器具の具体的な利用内容についてお答えいたします。

器具の用途としましては、主にバイキングの調理器具として利用いたします。この調理器具を活用して、グラタン、魚などの焼き物、茶碗蒸しなどの蒸し物、肉じゃがなどの煮物、ケーキなどの蒸しオーブンなど、揚げ物以外の調理を行います。

以上です。

○土木課長（朝倉幸一郎）

それでは、54ページ、道路維持費、道路維持班車両購入費4トンダンプトラックの購入目的についてお答えいたします。

購入の目的は、現在、末吉管内で使用中の4トンダンプトラックとの入替えであります。現在の車両は平成11年3月に購入し、令和5年3月で24年経過しております。令和6年3月の車検で、指名業者3社中2社が車両の古さを理由に入札を辞退され、残る1社からも買換えへの勧めがあったところであります。

昨年度も、60万円ほどの修繕料の支払いがあったこと、納車までの期間を要すること等を考慮しまして、今回の補正予算に計上させていただいております。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

58ページ、学校給食センター施設整備事業でございます。

予算の組替えの理由について、それから備品購入の具体的な内容についてお答えいたします。

当初、改築厨房設備工事費として一括発注を予定しておりましたが、執行するに当たり、厨房備品部分は備品購入費として予算計上することが適切と判断したため、今回、組替えをするものでございます。

それから、備品購入の具体的な内容につきましては、マイコンスライサー、和え物釜、食器コンテナ、移動台等の厨房機器になります。

以上でございます。

○学校教育課長（関戸達哉）

議案第43号、62ページ、教育振興費、演劇鑑賞委託料110万円についてお答えいたします。

初めに、当初予算に計上しなかった理由につきましては、令和5年度の予算編成時に新型コロナウイルスの影響で、実施の見通しが立たない状況であったためでございます。しかし、5月の5類移行に伴い、今年度は開催できる状況であると判断し、今回補正でお願いさせていただいたものでございます。

次に、中学生全生徒へ演劇鑑賞させる目的につきましては、中学生という多感な時期に、本物の芸術に触れることで、感受性・創造性・社会性・共感する力などを身につけ、自分の生き方について考える機会にしてほしいというためでございます。

最後に、演劇の具体的な内容についてでございますが、東京の青年劇場による「行きたい場所をどうぞ」というタイトルの下、何に対しても諦めがちだった高校生がAIロボットと旅を通して、様々な価値観と出会い、自分で選択し、自分らしく生きることを見つけ、成長していくといった内容でございます。

以上です。

○土木課長（朝倉幸一郎）

すみません、今の答弁で、令和6年3月の車検と申しましたが、令和5年、今年の3月の車検です。訂正させていただきます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

2回目の質問で、3点ほどお伺いさせていただきます。

まず、41ページのメセナ住吉交流センターの管理費、答弁をお伺いした限り、事

前に予測が可能だったのではないかと思います、当初予算に上げなかった理由についてお伺いします。

それから、58ページの学校給食センターの施設整備事業に関してですが、こちらの新しく備品購入費のほうに上げたほうが良いということで組み替えられたということですが、こちらでも当初の段階でそれは予測できなかったかどうかについてお伺いいたします。

そして、62ページの教育振興費の演劇に関してなんですけれども、こちら全中学の全生徒へ鑑賞させるということですが、こちら、例えば感想文なども書いていただいたりとかして、その後の効果についても検討をされるのかどうかについてお伺いいたします。

○保健課長（渡邊博之）

それではメセナ住吉交流センターについてお答えいたします。

これまで、メセナ温泉につきましては、施設内の循環器、ろ過器、気圧発生装置等について、消毒を循環清掃によって行っておりましたけれども、この水位計につきましては浴槽の外側に設置しておるものでありまして、通常であればこの循環清掃でいいのではないかとということでありましたけれども、もう今後、先ほど申しましたように、コロナ禍も5類に移ったということで利用者の増も見込まれる中、もしものことだけは避けたいということで今回、お願いしたところであります。

以上です。

○教育総務課長（鶴田洋一）

学校給食センター施設整備事業でございます。

当初予算の段階で、厨房設備工事の内容につきましては、給食センターの施設内で使用予定の厨房機器について、全て工事請負費で計上しておりました。

しかし、予算執行に当たり、改めて精査した結果、動産にあたる備品等が相当数含まれていたことから、工事と直接関係のない、関連がないという備品については、本来の歳出科目である備品に組み替えたほうが適切であると判断したために組み替えとなりました。

以上でございます。

○教育長（中村涼一）

それでは、演劇鑑賞委託料について、鑑賞実施後、どういう対応するかということで、この中学生を対象とした演劇鑑賞は、過去に平成28年と令和元年度に実施しております。中学校3年間に1回は、子供たちに本物の芸術に触れてほしいということで実施しております。

残念ながら、このコロナ禍で3年間できませんでしたので、子供たちにとって本

当に辛い時期を過ごした子供たちにぜひ味わっていただきたいということで、補正という形で、今回お願いするところでございます。

実施後は、平成28年は全員に、私が記憶しているところでは作文を書いてもらって、感想文、その中のいいものについては、市報のほうに掲載しました。こういう行事をやって、子供たち、こういう感想を持ちましたということ由市報で市民の方にも理解していただいたことがありました。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

まず、5ページの、山中議員も質問いたしました。県の6,650万円の補助金不採択でございます。

担当課長の答弁では、理由がないまま不採択ということでございますが、これは厳しく言って失礼な話ですよ。正式に県に要請をしているわけですので、不採択になったのはある意味ではやむを得ない点があるかもしれませんが、それなりに、やっぱりこういった事情・理由で、一応補助金に該当しませんでしたということを書示すというのは、これはもう、行政官における通常の礼儀だと思うんです。

例えば、曾於市が市民から、あるいは団体から補助金の申請があった場合に、何の理由もなく不採択ということは通常はあり得ない、考えられないです。特に、この南九州の事業については、これまで市当局も苦勞して県有地を市のほうに、こういった目的のために一応払い下げてほしいということで協議を重ねて、県もそれに応じたという経過があって、県も、この曾於市を含めた今後の地域の発展にとっては大事な事業であるということ踏まえての、言わば無償での払い下げの経過があるわけです。

ですから、やはりこれはこのままで済まさないで、市長、副市長か、あるいは担当課長を通して、少なくともこの不採択の理由は聞くべきだし、繰り返しますが失礼な話です。

県としても、私たち県民の税金で対応しているわけです。ですから、その点はしっかりとやっぱり主体性を持って、これは不採択の理由をただすべきだと思います。やはり、何らかの文章化された、この特別枠の採択の要件があると思うんです。また、税金を使った県の対応でありますのでなければいけない。

ですからその点でも、市長のほうで担当課長に少なくとも不採択の理由についてはやっぱりただすべきだと思います。

私は、これ聞いて腹立ってしょうがない。もう、失礼な話ですよ、市長。県に

対して、私は、議会を含めて腹を立てるべきです。そういった点で、一応、市長の主体性のある答弁をお願いしたいと思っております。けんかをする必要はないけど、これは失礼な話であります。

ですから、これは8ページ、やむなく市としては9ページ、過疎対策事業債で6,640万円使わざるを得ないという、そんなふうに理解したいと思うんです。

質問の第2点目は、この新型コロナウイルス地方創生臨時交付金1億4,324万9,000円です。これは、令和2年度以降、第5弾ということですが、この地方創生臨時交付金を使ったのは今後、5年度以降も続くんでしょうか。頭に新型コロナウイルスというのが入っているものですから、まず、この点が第1点であります。

そして、この新型コロナウイルス地方創生臨時交付金は、曾於市には令和2年度以降、2、3、4、5年度を含めて、毎年どれぐらいが交付されているか。曾於市だけでなく全国の地方自治体、これを大分当てにして使っている経過があります。これが、質問の大きな2点目であります。

それから、質問の第3点目の8ページ、財政調整基金の繰入金6,786万5,000円、これの使い道について答弁してください。

それから、28ページの商品券発行事業1億9,323万1,000円、これも、新型コロナの地方創生交付金であります。これについては、曾於市独自の対策でございましょうか。これは第5弾ですね。そのように判断したいと思うんですけども、ちなみに第4弾は、令和4年度の何月実施で、事業費規模は幾らであったでしょうか。答弁をしてください。

それから、33ページの2億2,547万1,000円の物価高対策の給付金であります。これは、ほかの市町村も行っているようでありますが、政府が指定した事業を、非課税世帯に対する一律3万円の、曾於市では7,293世帯に対する事業ということで理解していいんでしょうか。曾於市独自じゃなくて、国のほうから非課税世帯に3万円を支給してくださいということで一般財源に上乗せした形での、一応、今回の提案ということで理解していいのでしょうか。お答え願いたいと思います。

次に、49ページの酪農家に対する423万円でございます。8つの農家に対する支援であります。

この算定基礎が、ちょっとこの説明書でははっきり分かりづらいんです。この生乳の23万5,000kℓの正確な数字でしょうか。そうなりますと235トンになります。235トン掛ける3円、酪農家は僅かに8世帯でありますので、そのように理解していいかどうか。算定基礎を丁寧に説明してください。

質問の第2点目、これが4月から9月でありますけども、いつから実施されるの

かです。議決後、速やかにであるのかどうか。

それから、4月から9月というのは、半年間というのは非常に短いんです。酪農家はもう、私も何件か知っていますが、もう今、特に補助金を借りている酪農家にとっては最悪の状況です。だから、ありがたいことはありがたいけども、半年ではあまりにも短か過ぎます。これが3点目。

最後に4点目、関連いたしますが、担当課長が一番御存じでありますけども、今、酪農家が困窮いたしておりますが、その中で、今回のこの支援が、例えば飼料高の中で、大体何割ぐらい、何%ぐらいの支援になりますか。酪農家が、毎月使用する飼料の中で、かなり2割近い値上げになっているのもあります。その中で、今回の支援が大体何%、何割ぐらいの支援になるのでしょうか。ささやかであるのかどうか。その点で、担当課長のほうで詳しい説明をしてください。

以上です。

○市長（五位塚剛）

財部高校跡地のこの事業で、県のほうに振興資金の特別枠をお願いしておりました。これについては、当然、鹿屋の振興局を通じて詰めてまいりましたが、最終的には県のほうは、特別枠は今回しないということになりました。

私たちも期待しておりましたが、残念な結果になりましたが、文書をもって回答しなさいということですが、県のほうとも相談して、理由を答弁させるのか分かりませんが、何らかの形でコンタクトを取ってみたいと思います。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

まず、7ページの今回の地方創生臨時交付金についてお答えいたします。

今回1億4,324万9,000円の予算額でございますけども、この内容につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を目的とするものでございます。

なお、令和6年度以降につきましては、まだ分からないところでございます。

次に、令和2年度以降の交付金の決算額についてお答えいたします。

令和2年度が5億8,000万円でございます。令和3年度が8億2,455万1,000円です。令和4年度が5億8,019万6,000円となっております。

次に、8ページでございます。

（「今の時点で5年度のトータルはいくらか」と言う者あり）

○財政課長（池上武志）

失礼しました。今回の1億4,324万9,000円と1億6,061万5,000円でございます。トータルが3億386万4,000円となります。

次に、8ページでございます。6,786万5,000円の使途ということでございますが、今回、補正予算を編成するに当たりまして、財源不足としまして6,786万5,000円、この分を財政調整基金から繰入れをしております。

財政調整基金につきましては、一般財源ということで特段どの事業にという充当の仕方ではございませんけれども、今回の補正の中身につきましては、経済対策配付型商品券事業や価格高騰重点支援給付金事業など、国の交付金事業の実施に伴いまして多額の一般財源が多く発生しております。そういった要因で、今回、財源不足等が発生しているところでございます。

以上です。

○企画政策課長（外山直英）

それでは、企画政策課分は、商品券事業についてお答えいたします。

今回、第5弾ということで、今回の6月議会の議決日を基準日としておりますが、6月29日時点で5,000円の商品券を発行しようとするものでございます。

先ほどお尋ねになったのが第4弾の基準日ということでございましたが、今年の6月24日が基準日となっております、第4弾は1万円の商品券を発行したところでございます。

事業費ですが、決算額で言いますと、商品券発行事業分が3億3,683万7,900円となっておりますところでございます。

以上です。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

49ページの酪農経営緊急支援対策事業についてでございますけれども、これまで酪農経営体へは令和4年7月から令和5年3月まで支援を行ってまいりました。現在の酪農情勢は非常に厳しい状況で、深刻な影響を受けているところでございます。

そのために、今回の支援といたしましては、生乳1kg当たり3円という考え方で、この積算の基礎でございますけれども、3円の考え方につきましては、令和4年の第4四半期、令和5年の1月から3月でございますが、これと、令和5年の4月の経費の上昇率これが3%程度でございました。これも、現在の生乳1kgを生産するのに必要な直接経費、これが104円となっているところでございまして、その3%と104円を乗じた額が3円ということになっているところでございます。

それと、期間についてでございますけれども、これは4月から9月までというように、この9月までという期間を定めたことにつきましては、これから夏場の乳量低下、それと暑熱の対策等によりまして経費の増加が見込まれるというように、9月までの6か月間としたところでございます。

それと、酪農経営につきましては、先ほども申しあげましたとおり、非常に深刻な状況でございます。今回のこの支援によって何割程度の支援になるかというようなことでございますけれども、今、国の事業の中でも、酪農対策事業は非常に、特に飼料高、こういうものに対する支援、あるいは粗飼料等の支援、こういうものもございまして、酪農家に1頭当たり1万円というような支援が現在あるところでございます。

そういうものも勘案しまして、市だけの単独の今のこの支援につきましては、酪農家の経費上昇分の1割程度ぐらいかなというふうなふうに、正式な数字ではございませんけれども、大体1割程度ぐらいじゃないかなというふうに試算しているところでございます。

以上でございます。

○19番（徳峰一成議員）

先ほどの補助金の採択について、答弁よろしいですけれども、いずれにいたしましても、曾於市や私たち議会や市民にも不誠実な県の対応です。理由もなく、この補助金をカットするというのは、例えば市民が、あるいは市民団体が市に補助金を申請したって、もう一片の理由もなく不採択ということはあり得んでしょう。もしやったら、市民はもう腹立てます。

それと同じことであるわけであって、当然それなりの形で、少なくとも採択せえということじゃなくて、誠実な対応を県にしてもらおうというのは当然のことです。市長もそのような方向でありますので、答弁よろしいです。あとはもう、課長のほうで、けんかをする必要はないけど、そのあたりはしっかりと地方自治体としての主体性、県のほうが上じゃないんだから、県と曾於市というのは同等ですから、もうその点はやはりやっていただきたいと思っております。答弁はよろしいです。

次に、この商品券事業を含めて、担当課長から答弁がありましたように、この新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金というのは、曾於市だけじゃなくてどの市町村もこの二、三年来、この支援策として当てにいたしておりました。課長答弁ありましたように、これまで曾於市でも令和2年度から3、4年度まで5億円から8億円の交付を受けて、事業を行っておりました。

5年度が、今回出されたのは2つの事業であって約3億円。これも、一定の額があるかもしれませんが、まだ今後使えますし、特に課長答弁にありましたように、今回の商品券は昨年の6月の段階に比べて、昨年は1万円でありましたけども今回は5,000円ということではぼんできております。ですから、今後積極的に、まだ少なくとも5年度まではこの事業は続きますので対応すべきじゃないか。細かい点は、

一般質問とも重なりますので、今後に伸ばしますが、その点での基本的な考え方だけを聞かせてください。これが1点目の質問であります。

次に、酪農家支援です。酪農家支援については、畜産課長からも答弁がありましたように、今のこの飼料等の高騰で、今回支援したとして、課長の判断では1割程度の支援になるんじゃないかということ。市長、1割程度なんです。これがもう、私も何件か酪農家に聞いて、気の毒なくらい今、大変なんです。

ですから、これについては、今すぐってことではなくても総合的な形で、やはり大事な、合併後、少なくなって、もう8農家まで減りましたので、やっぱり全面的な支援をする立場で今後、対策を講じていただきたいと思っております。一言、答弁があったらこれ、市長のほうで答弁をしていただきたいと思えます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

商品券の問題であります。新型コロナ関係が大分収まったという中でも、国のほうからこのような支援事業を出していただきました。

事業は、各自治体でいろいろ検討されたものであります。私たちは市民1人当たり5,000円の商品券を支給することによって、買物やら、また物価上昇に対する支援になるのではないかなと思っております。

一番平等に市民の生活費、またそれが結果的に市内の商店街を含めた方々に利用できるという意味で、一番有効だというふうに思っております。

今後については、国の施策も見極めながら、またいろいろと見守っていききたいというふうに思っております。

また、酪農家の問題については、非常に厳しい状況だというのはもう、私たちも十分認識しております。今は、一般的な畜産農家も含めて厳しい状況に入っておりますので、また今後も何らかの対策を検討していきたいというふうに思えます。

○議長（久長登良男）

以上で、通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号は、配付いたしております議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時42分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23 議案第44号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

日程第24 議案第45号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

日程第25 議案第46号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて

○議長（久長登良男）

次に、日程第23、議案第44号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから日程第25、議案第46号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第23、議案第44号から日程第25、議案第46号まで一括して説明をいたします。
日程第23、議案第44号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

まず、特別会計補正予算書の3ページをお書きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に371万3,000円を追加し、総額を55億5,616万6,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、6ページをお開きください。

今回の補正予算は人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を371万3,000円追加し、歳出については、国民健康保険総務職員給を371万3,000円追加しております。

次に、日程第24、議案第45号、令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に386万7,000円を追加し、総額を6億4,819万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、7ページをお開きください。

今回の補正は、人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を386万7,000円追加し、歳出については、後期高齢者医療総務職員給を386万7,000円追加しております。

次に、日程第25、議案第46号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の11ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に2億5,152万7,000円を追加し、総額を62億1,092万3,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、8ページをお開きください。

今回の補正は、令和4年度介護給付費償還金等の追加及び人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を48万7,000円、繰越金を2億5,104万円それぞれ追加しております。

歳出については、償還金を1億8,794万4,000円、一般会計繰出金を6,309万6,000円、人事異動等による介護保険総務職員給を48万7,000円それぞれ追加しております。

以上で、日程第23、議案第44号から日程第25、議案第46号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託いたします。

日程第26 議案第47号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第27 議案第48号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第28 議案第49号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第26、議案第47号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてから日程第28、議案第49号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第26、議案第47号から日程第28、議案第49号まで一括して説明をいたします。

日程第26、議案第47号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の15ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に306万2,000円を追加し、総額を7,033万8,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明いたしますので、9ページをお開きください。

今回の補正は人事異動等によるもので、歳入については、一般会計繰入金を306万2,000円追加し、歳出については、生活排水処理職員給を306万2,000円追加しております。

次に、日程第27、議案第48号、令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の19ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、水道事業費用既決予定額に466万3,000円を追加し、予定額を5億7,054万4,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、10ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費を466万3,000円追加しております。

次に、日程第28、議案第49号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

特別会計補正予算書の21ページをお開きください。

第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の補正であり、下水道事業費用既決予定額から31万2,000円を減額し、予定額を2億447万1,000円とするものです。

それでは、予算の概要について、補正予算提案理由書により説明をしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算の収益的支出は、人事異動等による職員給与費を31万2,000円減

額しております。

以上で、日程第26、議案第47号から日程第28、議案第49号まで一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告のありました、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

議案の48号の水道事業について1点質問いたします。

水道事業は企業会計方式でありますけれども、この以下の項目については、前年度の今の時期と比べて違いが見られるかの1点だけの質問であります。

まず、この説明書の70ページの、営業収益が4億9,479万7,000円あります。そして、当年度の純利益が1,138万4,000円、同じく前年度繰越剰余金が1億5,519万7,000円、同じく当年度未処分利益剰余金が1億6,658万1,000円あるとされております。

次に、71ページでは、現金預金が6億3,635万9,000円、それから72ページの剰余金が5億7,183万2,000円とありますが、この現在の段階で、昨年同期に比べて幾らかのこの数字の違いが見られるか、ほぼ例年どおりであるかを含めて担当課長のほうで説明してください。

○水道課長（吉元健治）

営業収益等、前年度同時期に比べて違いが見られるか、につきましてお答えをいたします。

前年度同時期に比べまして、営業収益が557万4,000円の減、当年度純利益が1,196万1,000円の減、前年度繰越剰余金が2,165万9,000円の増、当年度未処分利益剰余金が969万8,000円の増、現金預金が3億9,243万8,000円の減、剰余金が969万8,000円の増となっております。

○19番（徳峰一成議員）

課長答弁でありますように、私はおおむね、この営業収益関係の観点からの絞った質問でありましたが、一方で減となっていたり、一方で増となっていたり、まちまちであります。特に気になる点が、この現金が昨年と同じ時期、本年度が6億円、1年前に比べて3億円から減になっているということでもあります。これはどういったことでしょうか。あるいは現在の段階でこの総体として全体としてはおおむね、この収益等は営業成績は大体考えられる状況であるのか、この2点で答弁してください。ちょっと現金が3億円も少なくなっているのが気になりますけれども、この2つを答弁してください。

○水道課長（吉元健治）

現金が、3億9,243万8,000円減ということにつきましては、5年度貸借対照表の現金預金につきましてですが、6億3,635万9,000円、こちらの貸借対照表におきましては、今現在の予算額ベースでの予定見込額ということで上げさせていただいております。年度末の見込額ということで上げさせていただいております。

前のページの、キャッシュフロー計算書を御覧になっていただければと思うんですが、投資活動によるキャッシュフローで、有形固定資産の取得による支出ということで3億9,388万5,000円と上げてございます。こちらが令和5年度の建設改良工事の工事費でございます。こちらを支出しますと、一番下の資金期末残高が6億3,635万9,000円になるというものでございます。また、キャッシュフローで未収金等も8,400万円ほどございますので、こちらが令和5年度に収入されますと、資金期末残高も当然、増えてまいるということになります。また、先ほど申しました3億円の工事も執行残と出てまいれば当然、預金の期末残高が増えるものと考えております。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

結論的に申し上げまして、一応、最終的には例年とほぼ変わらない、この企業会計の状況であるというふうに理解していいですかね。この比べる時期が年度末を含めてのこともあってということで、それにしても3億9,000万、4億円というのはあまりに金額が大きいものだから、ちょっと、若干質問したんですけれども、おおむね例年と変わらないということよろしいですか。この1点だけ確認してください。

○水道課長（吉元健治）

例年度と変わらないかという御質疑でございますが、工事以外につきましては、そう変わるところはございません。建設改良工事をやりますと当然、現金預金、内部留保資金、減ってまいります。現金預金につきましては、実際10億円ほどございますけれども、10億円は切るであろうというふうに考えております。

そのほかにつきましては、そう変わりはないと考えております。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案3件は、配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第29 同意案第13号 農業委員会委員の任命について（迫 将嗣氏）

○議長（久長登良男）

次に、日程第29、同意案第13号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、迫杉雄議員の退席を求めます。

（迫 杉雄議員 退場）

○議長（久長登良男）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第29、同意案第13号、農業委員会委員の任命について説明をいたします。

曾於市農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得て任命するものです。

同法第10条の規定により、委員の任期は3年で、本市の委員の定数は19人であります。

なお、同法第8条第5項の規定により、「認定農業者である個人等が過半数を占めなければならない」と規定され、また、同条第6項の規定により、「農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と規定されております。

今回提案する19人の内訳は、認定農業者12人、認定農業者でない者が7人であり、認定農業者でない者7人のうち、利害関係を有しない者が1人含まれております。

それでは、日程第29、同意案第13号は、末吉在住の迫将嗣氏、46歳であります。

住所、本籍、最終学歴、職歴、推薦及び応募区分、認定農業者の有無等については、履歴書を御参照ください。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、同意案第13号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案第13号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、同意案第13号について討論を行います。反対の討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案第13号を採決いたします。同意案第13号は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案第13号は、同意することに決しました。迫杉雄議員の入場を許可します。

(迫 杉雄議員 入場)

-
- | | | |
|-------|---------|------------------------|
| 日程第30 | 同意案第1号 | 農業委員会委員の任命について（小倉範房氏） |
| 日程第31 | 同意案第2号 | 農業委員会委員の任命について（柿木伸幸氏） |
| 日程第32 | 同意案第3号 | 農業委員会委員の任命について（片平敏生氏） |
| 日程第33 | 同意案第4号 | 農業委員会委員の任命について（吉満忠吉氏） |
| 日程第34 | 同意案第5号 | 農業委員会委員の任命について（池之上三好氏） |
| 日程第35 | 同意案第6号 | 農業委員会委員の任命について（伊地知輝男氏） |
| 日程第36 | 同意案第7号 | 農業委員会委員の任命について（岩村秀男氏） |
| 日程第37 | 同意案第8号 | 農業委員会委員の任命について（大口徳明氏） |
| 日程第38 | 同意案第9号 | 農業委員会委員の任命について（荻迫純明氏） |
| 日程第39 | 同意案第10号 | 農業委員会委員の任命について（酒匂孝一氏） |
| 日程第40 | 同意案第11号 | 農業委員会委員の任命について（八木 強氏） |
| 日程第41 | 同意案第12号 | 農業委員会委員の任命について（小島文哉氏） |

- 日程第42 同意案第14号 農業委員会委員の任命について（末永美文氏）
日程第43 同意案第15号 農業委員会委員の任命について（高岡俊彦氏）
日程第44 同意案第16号 農業委員会委員の任命について（長野浩子氏）
日程第45 同意案第17号 農業委員会委員の任命について（濱田 實氏）
日程第46 同意案第18号 農業委員会委員の任命について（三嶋里香氏）
日程第47 同意案第19号 農業委員会委員の任命について（山口裕之氏）

○議長（久長登良男）

次に、日程第30、同意案第1号、農業委員会委員の任命についてから日程第47、同意案第19号、農業委員会委員の任命についてまでの以上18件を一括議題とします。
本件について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第30、同意案第1号から日程第47、同意案第19号までを一括して説明をいたします。

曾於市農業委員会委員の任期が、令和5年7月19日をもって満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を得て任命するものです。

同法第10条の規定により、委員の任期は3年で、本市の委員の定数は19人であります。

なお、同法第8条第5項の規定により、「認定農業者である個人等が過半数を占めなければならない」と規定され、また、同条第6項の規定により、「農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と規定されております。

今回提案する19人の内訳は、認定農業者12人、認定農業者でない者が7人であります。

認定農業者でない者7人のうち、利害関係を有しない者が1人含まれております。
それでは、日程第30、同意案第1号から説明をいたします。

同意案第1号は、財部在住の小倉範房氏、70歳であります。

住所、本籍、最終学歴、職歴、推薦及び応募区分、認定農業者の有無等については、履歴書を御参照ください。

次に、日程第31、同意案第2号は、同じく財部在住の柿木伸幸氏、67歳であります。

次に、日程第32、同意案第3号は、同じく財部在住の片平敏生氏、63歳であります。

次に、日程第33、同意案第4号は、同じく財部在住の吉満忠吉氏、76歳であります。

す。

次に、日程第34、同意案第5号は、大隅在住の池之上三好氏、64歳であります。

次に、日程第35、同意案第6号は、同じく大隅在住の伊地知輝男氏、68歳であります。

次に、日程第36、同意案第7号は、同じく大隅在住の岩村秀男氏、66歳であります。

次に、日程第37、同意案第8号は、同じく大隅在住の大口徳明氏、67歳であります。

次に、日程第38、同意案第9号は、同じく大隅在住の荻迫純明氏、62歳であります。

次に、日程第39、同意案第10号は、同じく大隅在住の酒匂孝一氏、67歳であります。

次に、日程第40、同意案第11号は、同じく大隅在住の八木強氏、61歳であります。

次に、日程第41、同意案第12号は、末吉在住の小島文哉氏、71歳であります。

次に、日程第42、同意案第14号は、同じく末吉在住の末永美文氏、50歳であります。

次に、日程第43、同意案第15号は、同じく末吉在住の高岡俊彦氏、64歳であります。

次に、日程第44、同意案第16号は、同じく末吉在住の長野浩子氏、61歳であります。

この方が、利害関係を有しない方であります。詳しくは、履歴書を御参照ください。

次に、日程第45、同意案第17号は、同じく末吉在住の濱田實氏、68歳であります。

次に、認定第46、同意案第18号は、同じく末吉在住の三嶋里香氏、40歳であります。

最後に日程第47、同意案第19号は、同じく末吉在住の山口裕之氏、58歳であります。

以上で、日程第30、同意案第1号から日程第47、同意案第19号までを一括して説明をいたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。

質疑通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、瀬戸口恵理議員の発言を許可します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、同意案第1号から19号において質問をさせていただきます。

農業委員会の委員の任命に関して、青年と女性の農業委員の割合の推移についてお伺いいたします。選考の方法に関して、青年、女性の積極的登用をという記載がありますが、この青年の、女性という区分はわかりますけれども、青年の対象年齢についても併せてお伺いいたします。

○農業委員会事務局長（中野 満）

同意案の農業委員会委員の青年と女性の割合の推移についてお答えいたします。

青年の定義につきましては、法令上の明確な定めはないところでございますが、国からの通知の中では50歳未満の若者という表現がなされておりますので、その年齢層の割合が、平成29年は2人で約10.5%、令和2年は1人で約5.3%、今回の候補者は2人で約10.5%となります。

女性の割合につきましては、平成29年及び令和2年が2人で、今回の候補者も同じく2人ですので、いずれも約10.5%となります。

以上です。

○議長（久長登良男）

次に、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

質問の第1点は、農業委員の年間の出会日数、あるいは活動日数が、おおむねどれぐらいになっているかでございます。

2点目は、19名、先ほどの迫氏を含めての中で、専業農家は何名であるか。

3点目は、専業農家がしっかりできる今の農業委員会の、この業務の在り方になっているか。やはり専業農家も何名かというのは絶対的に必要だと言えると思うんですが、その点で改善の余地はないのか、この以上3点です。

○農業委員会事務局長（中野 満）

同意案の関連で農業委員の年間の出会日数、あるいは活動日数についてお答えいたします。

令和4年度の実績は、出会日数が年間81日でございます。そのほか、活動日数につきましては農業委員19人で延べ2,921日でしたので、1人あたりに平均しますと、年間約154日、月に約13日の活動をしていただいたこととなります。

質問の3番目の専業農家の出会は可能かということでございますが……。

（「専業農家は何名か」と言う者あり）

○農業委員会事務局長（中野 満）

専業農家の人数につきましては、あとで農政課長のほうからお伝えいたします。

専業農家の出会が可能かということでございますが、活動日数につきましては、

1日の捉え方の考え方につきましては、1日何時間以上とかの制限はないところでございます。

極端に言えば20分、30分でも活動されれば1日の活動実績となりますので、鹿児島県では全ての農業委員会でも月10日の活動を目標に設定しているところでございます。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

同意案の農業委員の中の専業農家の数ということでございますが、19名のうち18名が専業農家でございます。

以上です。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案18件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案18件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより意見調整のため、暫時休憩いたします。議員の皆さんは、議員控室にお集まりください。

————— . ——— . —————
休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時17分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、同意案18件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、同意案18件を一括して採決いたします。

お諮りします。同意案18件は、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、同意案18件は、同意することに決しました。

日程第48 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、
2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第49 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024
年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第50 陳情第7号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求め
る陳情

○議長（久長登良男）

次に、日程第48、陳情第5号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてから日程第50、陳情第7号、「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情までの、以上3件については、配付いたしております陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第51 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（久長登良男）

次に、日程第51、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員は令和5年7月1日をもって任期満了となることから、広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える7人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙

結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮りします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います
が、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○議長（久長登良男）

ただいまの出席議員数は20人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山中雅人議員及び出水優樹議員を指名いたします。

候補者名簿を配付いたします。

（候補者名簿配付）

○議長（久長登良男）

候補者の名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（久長登良男）

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（久長登良男）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（笠野 満）

それでは、議席順に申し上げます。

1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、10 番、11 番、12 番、13 番、14 番、15 番、16 番、17 番、18 番、19 番、20 番。

（投票）

○議長（久長登良男）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。山中議員及び出水議員の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（久長登良男）

選挙結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち、有効投票20票、無効投票0票です。有効投票のうち、川越桂路君0票、田上真由美君0票、山下美岳君0票、小山田邦弘君0票、久長登良男19票、川村孝則君0票、持留良一君1票、以上のおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

（議場を開く）

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月20日午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時29分

令和5年第2回曾於市議會定例会

令和5年6月20日

(第2日目)

令和5年第2回曾於市議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月20日（火曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第2号）

第1 一般質問

- 通告第1 徳峰 一成 議員
- 通告第2 上村 龍生 議員
- 通告第3 迫 杉雄 議員
- 通告第4 山中 雅人 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

- | | | |
|------------|------------|-----------|
| 1番 山中 雅人 | 2番 出水 優樹 | 3番 瀬戸口 恵理 |
| 4番 矢上 弘幸 | 5番 片田 洋志 | 6番 重久 昌樹 |
| 7番 鈴木 栄一 | 8番 上村 龍生 | 9番 岩水 豊 |
| 10番 澁合 昌昭 | 11番 今鶴 治信 | 12番 九日 克典 |
| 13番 土屋 健一 | 14番 原田 賢一郎 | 15番 山田 義盛 |
| 16番 大川内 富男 | 17番 渡辺 利治 | 18番 迫 杉雄 |
| 19番 徳峰 一成 | 20番 久長 登良男 | |

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教 育 総 務 課 長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	関戸 達哉
総 務 課 長	上村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	上迫 直一	農 政 課 長	吉田 秀樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻木 孝一	商 工 観 光 課 長	佐澤 英明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	山 中 竜 也	ま ち づ く り 推 進 課 長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	監 査 委 員 事 務 局 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	森 岡 雄 三
福 祉 介 護 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	上 集 勉	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
土 木 課 長	朝 倉 幸 一 郎		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第1、徳峰一成議員の発言を許可します。

○19番（徳峰一成議員）

私は、日本共産党を代表して、市長に次の3項目の質問をいたします。

最初に、市民の暮らしを守る、物価高対策をについてであります。

今、私たち市民の大きな関心事、あるいは市民が苦勞をしている点は、何といても、暮らしや仕事を圧迫している物価高でございます。この1年間に、例えば物価が2倍に跳ね上がっている商品も見られます。

市民が、その時々において困っているときに、全面的にこれを支援するのが、本来、政治や五位塚市政の役割であります。このため、今、五位塚市政が取り組むべき最優先課題は、市民の暮らしを守る物価高対策ではないでしょうか。

私は昨年12月、そして、今年3月の一般質問でも、冒頭に五位塚市政の物価高支援策を取り上げました。しかし、このための、これまで予算計上はされていない、今後の検討課題であるとの3月議会での市長答弁でありました。

その後も物価高は続いております。これ以上は先送りすべきではなく、五位塚市政の市民の暮らしを守る物価支援策について、特に曾於市独自の物価支援策をお聞きいたします。

質問の2点目、憲法9条を守る、市長の立ち位置を問うについてであります。

①各国の政治情勢は、ヨーロッパを中心として、これまで難民問題がありました。加えて、今日ではウクライナ戦争や中国、北朝鮮問題が影響して、全体的に政治の右傾化が世界的にも進んでおります。日本でもそうであります。こうした中で、日本を含む各国は、軍事費の拡大をお互い競い合っている状況が見られます。

こうした流れが国内でも、地方自治体の運営にも少なからず影響を及ぼしつつあり、特に、具体的には地方財政や地方の税制度、さらには平和の問題などで直接、

あるいは間接に影響を及ぼしつつある、そうした今日の状況ではないでしょうか。地方自治体は、こうした軽視できない、もっと言えば看過できない今状況にあります。こうした状況について、市長の所見をお聞きいたします。

②こうした政治の流れは、地方自治体では特に行政の責任者の市長の憲法9条についての立ち位置が看過できない、避けられない問題となっております。具体的な幾つかについては2回目以降に質問をいたしますが、最初に、五位塚市長の憲法9条についての考え方や立ち位置を、お聞きいたします。

質問の3点目、農家や中小業者を、仕事ができなくなる廃業に追い込むインボイス制度を問うについてであります。

①政府は、今年10月1日から現状ではインボイス制度を実施する方針であります。実施されますと、農家や中小業者に高齢者が大変多い曾於市は、特に物価高が続く中に加えて、インボイスの導入が市内の多くの農家や中小業者の方々に大きな被害や影響を及ぼすことが心配されます。市長の、市民の暮らしを守る立場での立ち位置が大事ではないでしょうか。市長の見解をお聞きいたします。

②このことに関連して、以下の4点を伺いたい。

その1、現在、市民で原則住民税の申告対象者は何名でありますか。

その2、この中で、税申告時に市が地域を回り、いわゆるお手伝いをしている市民は何名でしょうか。

その3、現在、市民、あるいは法人等の中で、消費税の申告をしているのは何件に上るでしょうか。

その4、インボイスの登録をいたしますと、1年間の収入が1,000万円以下でありましても、あるいは赤字経営でありましても、翌年度から消費税の申告をしなければなりません。こうした新たな市民あるいは法人等は現在まで何件あると見られるか、つまりインボイス登録をしている市民は何件に上ると見られるか、把握していただければ幸いです。

以上、私の1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、徳峰議員の質問にお答えをしたいと思います。

1、市民の暮らしを守る、物価高対策をの①市民の暮らしを守る物価支援策について、お答えをいたします。

現在も続いているロシアによるウクライナ侵攻などの影響により、原油や穀物等の国際価格は変動を伴い、高い水準で推移している状況であります。

このような状況の中、エネルギーや食料品等の物価高騰により、市民生活及び市内業者に大きな影響を与えていることから、全市民を対象といたしました市民

1人当たり5,000円の配布型商品券事業及び物価高騰の影響が大きい低所得世帯を対象に、1世帯当たり3万円を支援する事業を実施するため、今回の補正予算第3号で提案しているところであります。

2、憲法9条を守る、市長の立ち位置についての①今日的状況についての市長の所見についてお答えをいたします。

まず、ウクライナ戦争については、一日も早く終わるべきであると考えております。戦争によって人命、財産を失ってはいけないと強く思うからです。また、世界各国で原料、原油等の値上げが続いております。世界全体で戦争の終息に向けた平和的な話し合いが行われることを望んでおります。

2の②市長の憲法9条についての考え方や立ち位置についてお答えをいたします。

私は、戦後78年間、日本が戦争に参加しなかったこと、また、戦争による犠牲者を一人も出していない事については、この憲法9条があるからだと思っております。

3、農家や中小業者を廃業に追い込む、インボイス制度を問うの①インボイス制度の影響についてお答えをいたします。

課税売上高が1,000万円以下の消費税免税事業者では、インボイス制度が開始されると、適格請求書発行事業者となり、消費税負担をする課税者となるか、そのままの免税事業者であれば、値下げ取引の交渉が行われたり、既存の取引が減少するなどのことが予想されます。そこで、農家や中小規模の業者に何らかの影響を与えるのではないかと考えられます。

3の②現在、市民で原則住民税の申告対象者は何名かについて、お答えをいたします。

住民税の申告が必要な方は、原則、前年中に所得のあった方が対象となりますが、給与所得、年金所得のみの方、確定申告をされる方については、申告の必要はありません。令和4年度の申告対象者は、申告書を発送した4,467人となります。

また、申告の必要がない2万4,801人を加えた対象者は2万9,268人となっております。

3の③税申告時に市が各地域を巡回し、会場での受付をしている市民は何名かについてお答えいたします。

令和4年度に会場で受付をした人数は、3,361人となっております。

3の④、現在、市民あるいは法人等のなかで消費税の申告をしているのは何件かについてお答えをいたします。

税務署に確認したところ、大隅税務署管内の件数になりますが、個人が約1,400件、法人が1,000件となっているようでございます。

3の⑤年収入1,000万円以下で、インボイスの登録を行っている市民は現在まで

何件あるかについてお答えをいたします。

税務署に確認したところ、大隅税務署管内の件数となりますが、個人で約200件、法人で約50件となっているようでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

今日は市長答弁がえらい短かったですけども、2回目以降の質問に入ります。

まず、物価高対策でございます。

ただいま市長答弁の中で、一つは商品券の予算計上がされている点がありました。先日の議案審議でも質問いたしましたが、商品券事業は、国の補助事業でありまして、曾於市の持ち出しは1億9,000万円の全予算の中で約5,200万円でありまして、一般財源の持ち出しが。それから、これも県内でも多くの市町村に今回予算計上が見られます。

もう一つは、これも国の事業でありまして、これは全市町村が行っておりますが、非課税世帯に対する一律3万円の補助事業、給付金事業であります。予算全体が2億2,000万円、この中で曾於市の持ち出し一般財源が6,400万円、これは財政調整基金から今回、基金の取り崩しを行って充てております。

さらに、市長答弁にありませんでしたが、先日の議案審議でも質問をいたしました。もう一つ、酪農家に対する、飼料高に対する補助が、これも国の補助事業として、全体で423万円、この中で曾於市の持ち出しは僅かに123万円。こうした僅かな金額でどれだけ酪農家の今の困難な状況を助けることができるか、飼料に対しての大体この救済措置は何%になるかという質問に、先日の課長答弁では、大体おおむね1割前後、10%程度の手助けにはなるんじゃないかといった正直な率直な答弁がありました。私もそのように承知いたしております。

このように、市長、今回の、今、市民が苦しい中での物価高対策、非常に、内容的にも、また金額的にも弱い、少ないのではないのでしょうか。そう受けとめておられませんか。まず、この点から確認方々質問をいたします。

○市長（五位塚剛）

今、全国的に続いております物価高の状況を見るならば、決して今回の支援策が全て市民から見て、また国民から見て、満足であるという状況ではないというふうには私自身も思っております。

○19番（徳峰一成議員）

今、市民を取り巻く状況は、私も長年の議員活動の中で、恐らく20年じゃなくて、30年に1回ぐらいあるような、そうした物価高を含む苦しい状況なんですね。これは、私も毎日、意識的に市民の中に入っておりますけれども、職業や年代を超えて、

例外なく今厳しい状況であります。

ですから、私も昨年の12月から今回で3回目、市の積極的な予算措置を含む支援策ということで取り上げてまいりましたが、残念ながら、市長答弁にも今ありましたように、十分ではない今回の予算計上であります。十分でないのであれば、なぜ、完全とは言わなくても、もっと積極的な支援策を議会に提案されなかったのか。まず、その点から伺います。

○市長（五位塚剛）

この物価高の背景にはいろいろあるわけがございます。残念ながら、一自治体で解決できるものではありません。

この間も、コロナの状況の中でもいろいろな支援をしてまいりましたが、私たちもいろんなことを考えておりました、今回、国のほうで物価支援という形で出てまいりましたので、一番、市民に対して平等に1人当たり5,000円を配付することが、少なくとも最小限の今の状況でできることと考えていたしましたところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

国の支援待ちというのは3月議会でも答弁がありました。一つの考え方でありまして、それを全面否定するわけではありません。しかし、国の施策で全面的に市民を手助けすることには結果的にならないと思うんですよね。そのことも含めて、総合的なやっぱり検討と対策が必要ではないかと思っております。その観点からの今回、3回目の一般質問であります。

曾於市としては、取り組むべき財源がないんですか、結論的に言いまして。私は、財源はあると思うんですよ。財源がないから取り組んでいないのか、財源はあるのに今回も十分な取組をしなかったのか、どちらなんですか。

○市長（五位塚剛）

財源というのは、財政調整基金を含めて、いろいろ目的があって基金を持っておりますが、今の状況の中で、今後もこの基金を含めて、市民のためにいろんな事業が今後必要になってまいります。その都度状況を見ながら今後も対応してまいりたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

財源がないとは答弁がなかったです。また、言えないと思うんですね。財源はまた後ほど取り上げますけれども。

そうした今の状況を、私は率直にお二人の副市長、教育長、各担当課長にも問題提起をしたいんです。やはり、一番、今の市民の状況を客観的にも重層的につかんでいるのは、やはり各課を含めた市の責任者の方々と思うんですよね。

ですから、その時々において、この物価高問題だけじゃないんですけれども、やはり、市民の役に立つことであつたら、どんどん市の三役をはじめとしたトップに出していただきたい。それが、結果としても五位塚市政を助けることにもなるんですよ。ただトップからの指示・方針をそのまま誠実に行う、これはこれで必要で大事なことでありますけど、一方、市民の立場でどんどん問題提起を、提案を行っていくって。こうした、やはり困難の中での双方向型の取組が、特にそれをまとめるお二人の副市長は大事じゃないかと思うんですよね。

どう考えても、やはり、曾於市の今の市民を取り巻く状況等々から見て、この物価支援策は弱い。県内の全ての市町村が弱いかという、実際はそうじゃないんですよ。これは3月議会のコロナ問題でも取り上げましたが、その一例が東串良町であります。

私は、3月議会の一般質問でも、東串良町の場合は、曾於市を含めて、ほかの市町村は、コロナ対策として給付金事業を行いました。対象となるのは非課税世帯でありました。志布志を含めてですね。鹿屋を含めて。しかし、課税世帯は曾於市の場合も給付金の対象になっておりません。

課税世帯と非課税世帯がどのように違うのか。曾於市の課税世帯と非課税世帯がどれだけ、本当に課税世帯が裕福で余裕があるのか、これは担当課のほうを含めて、あるいは副市長のほうで調べさせておくべきじゃないかと思うんですよ。

私、若干、一般質問でも答弁していただきましたよ。曾於市の場合は、課税世帯の多く、ほとんどが非課税世帯とそう暮らしの余裕は変わらんとですよ、厳しいんですよ。大金持ちはほとんど曾於市にはいないですよ。

ですから、その点で東串良は、やはり独自の財政調整基金を取り崩して、このコロナ対策でも非課税世帯と同額の給付金事業を行っておりました。このことも報告いたしました。このことについて、今後、市長答弁では当時、僅か3月議会、検討をさせていただきたいという答弁もありました。議事録に残っていると思います。

今回のこの物価高対策についても私はびっくりしたんですが、東串良は、非課税世帯は国の交付金事業で行って、町が一般財源を曾於市と同じようにつぎ足す。あわせて、課税世帯にも東串良町独自の同じく3万円、非課税世帯と同じ一律1世帯3万円の予算措置を行っているんですよ。

これは6月7日の南日本新聞にも小さな囲み記事で出ておりました。「住民税課税世帯に3万円を給付する、町単独の事業」、このために財政調整基金6,003万円使っているんです。

東串良の場合は、御承知のように人口が約6,000人です。ですから、一般会計の財政規模も70億円です。曾於市の財政規模の4分の1、4分の1で6,000万円とい

うのは、単純化しますと、曾於市の場合は2億数千万円の言わば一般財源を使って課税世帯に3万円を支給する予算提案を今回も行っているんですよ。

私が今回も特に強調したいのは、そうした独自の施策で市民全員が共感できる、喜んでいただける、そうした物価支援策が大事じゃないかということを特に強調したいんですよ。国の補助事業頼みで、その枠内で行う、これでは代わり映えしません。その点で9月議会で提案できないですか。やろうと思ったら財源提案できます。市民全員が喜ぶますよ。

特に、私も多くの市民と話しているんですが、一番喜ぶのは、商品券じゃなくて給付金事業ですよ。給付金、お金を直接頂く。その点で、9月議会でぜひ提案をやっていただきたい。市長、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今後のこの物価高の状況がどういうふうに進んでいるか、その辺りを見極めながら、また検討はさせてもらいたいと思います。

○19番（徳峰一成議員）

3月議会についての検討ですけれども、一応見守っていきたいと思います。

私は、特にもう一つ、お金の使い方での発想の転換が必要ということで、この問題を含めて問題提起をいたします。

曾於市は、ほかの市町村も基本的に同じでありますけれども、15の積立基金を持っております。財政調整基金もその一つであります。多くの積立金が基本的には大型事業、あるいはハード事業、箱物を造る事業、その他、もちろん道路整備等もあります。こうした公共事業を含めてのハード事業が中心であります。

これが100億円、毎年。途中取り崩しますけれども、しかし、また年度末に向けて積み立てていきますので、ですから4年度末も15基金の総額がちょうど106億円でございます。

その中で、特に、市長答弁にもありましたが、財政調整基金は、名前のとおりに財政を調整する目的がありますけれども、これはソフト事業、民生費にも、今回の例えば一律3万円の6,400万円も、この財政調整金から6,700万円取り崩しております。

私は、特に、どうしてもこの間の、五位塚市政になって10年たちますが、流れを見ますと、それまでの池田市政、あるいは旧町時代の田崎町政と同じように、こうした積立金が、ハード事業を中心とした事業に、財政調整基金を含めて使われております。ほかの基金はともかくとして、この財政調整基金、もっと民生費に活用したらいいんじゃないか、この物価高問題を含めて、かねがね思っております。

特に物価高という問題、異常な物価高でありますので、この財政調整基金をもつ

とっと活用していいんじゃないか。財政調整基金は、私も市長と同じ立場であります。30億円年度末には積み立てているんですよ、30億円。30億円は、当初で今年度も大分崩しておりますけれども、しかし、この物価高対策には僅かに6,700万円しか取り崩していないんですよ。

とっと取り崩していいんじゃないかと、ほかのいろんなハード事業の場合はどんどん取り崩していますよ。取り崩してもいいんじゃないかと思うんですよ。

これは、お二人の特に副市長も市長を支える意味で発想の転換をしていただきたい。答弁はよろしいんですけども。

市長、どうでしょうか。今後、この給付金、課税世帯に対する給付金だけでなく、1年間の舵取りの中で、財政調整基金をもっともって民生費にも回す、その時々において。だからといって、曾於市の財政が非常に困難になるわけでもないと思うんですよ。その点での市長の答弁を下さい。

○市長（五位塚剛）

財政調整基金は、基金の中で最も活用がしやすい基金であります。同時に、一番大事なのは、今年も今、大きな台風が2度来ましたが、直撃は免れておりますけど、仮に大きな災害が起きたときは、やはり、5億円、場合によっては10億円単位の、この財政調整基金からまず対応しなきゃならないという、そういう役目もあります。

また、民生費を含めた福祉の関係も、この間、高校卒業時までの医療費の無料化とか、保育料の、いろんな形で、いろいろ活用をしてきております。今後も、当然それは活用を目指してまいりたいと思います。

そういう状況の中で、私たちも先を見ながら財政の運営を進めておりますので、今の状況の中で、また検討はさせてもらいたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの市長答弁は説得力が弱いんですね。

例えば、年度末においても、つい先日の令和4年度の11号補正予算でも私、確認いたしました。これは今日の質問のために確認したんですよ、分かり切った数字だったから。年度末の3億5,000万円を、2つのハード関係の積立金にそのまま回しました、3億5,000万円。

だから、くどいようでありますけれども、物価高対策を本当に真剣に考えているんだったら、3億5,000万円の中の5,000万円でも1億円でも積み立てたらよかったですよ、もともとそういった発想だったら。あくまでもハード事業中心だから、私は、発想の切替えが必要じゃないかと思っているんですよ。

正直、率直に申し上げて、五位塚市政が誕生してから今年で10年たとうといたし

ております。最初の段階では、例えばフラワーパーク廃止、高校3年生までの医療費無料化、池田市政のときにも、中学3年生までは共産党議員団がお互い取り上げて、中学3年までは無料化だったんですよ。

これは池田さんからも私、この前言われました。五位塚市政ばかりじゃなくて、「中学3年生までは、おいがやっちゃったから」って。いずれにしても、そういった点がありました。

そして、敬老祝金も全員支給ですね。これらほとんど全ての多くの方々が拍手をされる、あるいは共感を得るような施策でした。

以来、この間何があったのでしょうか、部分的には、もちろん、まちづくりを含めて、五位塚市政も一生懸命であることは今現在認めますよ。しかし、それは部分的、個別的であって、曾於市民全体が拍手を送るような、それがこの10年来何かあったのでしょうか。そこをやはり考えていただきたいんですよ。それが今、物価高対策なんです。そして給付金事業なんですよ。

これは一過性だから、2回も3回もやるような継続事業ではないんですよ。その点は、特にお二人の副市長、もっと創意ある、五位塚市政を支える意味で、前向きな提案をしていただきたいと思うんですよ。

これは全市民が喜ぶますので、答弁はよろしいですけども、ぜひ、そうした、五位塚市政ならではの、東串良町と同じような、ほかの市町村ではまねできない取組をやっていたきたいということを最後に特に強調したいと思います。

次に、2つ目の大きな質問、憲法9条問題でございます。

憲法9条があったから——1回目の答弁では——大きな戦争に日本が参加、巻き込まれることはなかったという、そうした答弁でありました。

2回目の質問でありますけれども、であるとするならば、その延長線上として、憲法9条の改正論議がずっと、特に今ありますけども、五位塚市長は、憲法9条は守りたい、改正はすべきでないという立場でございましょうか。

○市長（五位塚剛）

私は、今の日本が、本当にアメリカが参加する戦争に巻き込まれないためには、憲法9条は変える必要はないというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

私も、五位塚市政を支える意味で、憲法9条と原発問題、この2つの立ち位置は今後もしっかり立っていただきたいということを期待いたしております。

特に今日の中で、安倍内閣以降、特に岸田内閣になってから非常に軍事拡大路線に突っ走っております。あえて突っ走っているということで申し上げたいと思います。

昨年の12月には、御承知のように、いわゆる安全保障に関する3つの文書、安保3文書が閣議決定をされました。閣議決定ではない重みのある内容であります。この安保3文書は、そう長い文章じゃないんですけども、ページ数でも。国家安全保障戦略と国家防衛戦略、そして、3つ目が防衛力整備計画での3つで構成されております。

私もこれを読みますと、啞然とするというか、憲法9条との関わりで啞然とする。

これまで、御承知のように、日本は憲法9条が縛りとなって、例えば、海外に自衛隊は派兵しない、あるいは専守防衛、国は守ると。これは当然のことです。

日本共産党も、いわゆる外国からの侵略、急迫不正と言っていますが、急迫不正の場合は、やはり一緒に戦うって、これは当然のことです。ということを含めて、あるいは集団的自衛権の行使は認めないということを含めて、あるいは防衛費の大幅増額は認めないということで、また、政府自身もその方向でずっとこの40年、50年、政府を含めてその方向で言わば取り組んできた経過がありますが、岸田内閣でこれががらっと変わっている。特に、この3文書の発表によって。

市長も御存じのように、その中で幾つかあるんですが、突出しているのが、自衛隊は、必要ならば外国を攻めることができる。これは、この反撃能力といたり、あるいは敵基地攻撃能力と、いうこともできるということになりました。

そのことに関連いたしまして、昨年の暮れだったと思うんですが、南日本新聞の1月3日付の1面のトップで、鹿児島県内の市長・町長・村長に、南日本新聞がアンケート調査を行いました。私は、これを見て啞然としたんです。

南日本新聞のアンケートの中の一つは、今、安保3文書の中の私が申し上げた反撃能力を地元配置するって——それぞれの市町村に——ということには賛成ですか、反対ですかというアンケートでありました。

当然、五位塚市長は、先ほどの答弁を、敷衍する、延長するならば反対と思っていたんですが、反対したのは、西之表、例の。そして、大崎町も反対ですよ、大崎町の町長さんも反対、戦争に巻き込まれるから。だけど、曾於市の場合は、どっちつかずの言わば回答であったようであります。

なぜ、大崎町でも反対というのが、自分のところに、曾於市に、言わば相手の国の基地を攻撃できる、当然それは考えるのが一般的には射程距離の長いミサイルであります。を配置することには反対できなかったのをございましょうか。どうもこの点が気になりました。新年早々から。

○市長（五位塚剛）

そのアンケートについては、具体的な中身が記されておりましたので、はっきりと反対だという表現をしなかったところがございます。

○19番（徳峰一成議員）

一応、そうしたことでありますならば、やはり、論理的にも自分のところには誘致は認められないということで解釈してよろしいでしょうか、今日現在。

○市長（五位塚剛）

安保3文書の在り方についても、国会で正当な議論をせずに閣議決定でされたということについても大変私は納得をしておりません。また、この間の今後5年間で、防衛費を43兆円まで増やすということも全く私には理解ができません。そういう意味でも、やはり憲法は、基本的には守るべきだというふうに思っております。

（「自分とこにミサイルを配置することにも賛成できないということによいか」と言う者あり）

○市長（五位塚剛）

当然ながら、私たちの曾於市にそういう相談があったら、全く今の状況では反対をしながら、合意はいたしません。

○19番（徳峰一成議員）

私は1月来、このことを機会があったら確認したかったんです。私もこれで安堵いたしました。

これに関連いたしまして、例えば、これは6月10日付の赤旗新聞——ついこの前ですけども——に詳しく出ておりましたけども、沖縄県のデニー知事は、単なる反対だけじゃなくて、6月の9日に自ら防衛省と外務省を訪れて、今申し上げました相手の基地を攻撃できる長い射程のミサイル配置は、やはり、この沖縄県内には配置しないでくれと、しないでくれということを、2つの防衛省と外務省を自ら訪れて要望を出しているんです。私は、すごいと思いました。

ですから、五位塚市長もここで答弁された点、私、高く評価いたしますけれども、そうした方々もおられるってことを、以上、理解していただきたいと考えております。

憲法9条は、私も9条を含めて全部読み返してみたんですけども、特に9条は、僅か文字数で150字にも満たない。しかし、その中には2つの本質が、戦争放棄と、あと、戦力の不保持がうたわれております。ですから、繰り返しますが、外国の侵略には体を張って戦うと、これは自分の国を守るというのは当然のことです。私であっても真っ先にその立場です。

しかし、外国の国は、いろいろ理由があっても攻めないというか、これが9条の本質であると思っておりますので、その点で、今後お互い平和を守る、9条を守る取組をしていきたいと思っております。

次に、質問の2番目の項目で通告いたしました自衛隊への18歳の名簿提出につい

てであります。

まず、担当課長に質問をいたします。

以前は、曾於市は、多くの市町村もそうでありましたけども、自ら名簿を提出することは行わなくて、そして、いわゆる閲覧方式でありました。いろいろ経過はありますけど、私が調べたところ、全国の市町村でも、まだ閲覧をしていたところが、鹿児島県はほとんどないんですが、3割ですよ、全国の30%の市町村はまだ閲覧方式なんです。いろいろあったとしてもですね、今現在。

曾於市の場合は、まず、いつから、何年の何月から、そして、こういった年齢、18歳だけか、市町村によっては22歳まで含めているところがあります。そして、名前、住所、そして性別を提供するようになったんでしょうか。

加えてお聞きしたいのは、無条件で提示しているのか、一応、制約を課しているのか、例えば期限を定めたりとか、ほかの分野には利用しないように、これも文書でやはり規定をしているのかを含めて、担当課長が詳しいと思いますので、答弁してください。

○総務課長（上村 亮）

それでは、お答えをいたします。

名簿の提供ということでございますけれども、いつからかということでございますが、今、こちらのほうに記録がございますのが令和元年からでございます。

令和元年から2年度までは閲覧で対応をさせていただいたところでございます。

そして、令和3年度から……。

（「何月か」と言う者あり）

○総務課長（上村 亮）

4月からでございます。紙媒体での提供をさせていただいているところでございます。こちらにつきましては、こちらのほうに取りに来ていただきまして利用をされますが、こちらにつきましては、パンフレット等を18歳、そして22歳の方に送っておられるということで、その利用が終わられましたら、こちらに返還を頂いているところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

もう1回確認させてください。令和3年の4月から自衛隊に一応紙媒体で提供しているということで、18歳だけでなく、18歳から22歳、併せて、私、細かく聞きました。名前と住所、性別は、あと、無制限ですか、制約は掛けていないんですか、条件は。このことを含めて答弁してください。

○総務課長（上村 亮）

お答えいたします。

先ほどの氏名、生年月日、性別、住所、この4項目につきまして提供をして……。

(「制約、条件はつけていないのか」と言う者あり)

○総務課長(上村 亮)

条件のほうはつけていないところがございますが、この4つにつきまして提供をしているところがございます。

(「それは毎年やっているのか」と言う者あり)

○総務課長(上村 亮)

はい、そうでございます。

○19番(徳峰一成議員)

18歳だけじゃなくて、18歳から22歳もやっているということでございます。

市長に伺いますが、長年、曾於市は旧町時代から閲覧方式でありましたけども、なぜ令和3年の4月から、こうした閲覧から名簿提供に切り替えたのでございましょうか。

これは、強制力はないはずであります。自衛隊法とかありますけれども、あつたとしても、個人情報保護法を含めて、今の憲法との関係上も強制はできない。ですから全国の3割の自治体が残っているんですよ。これは、議論は繰り返しません、強制力はありませんので。ですから要請的な文書になります、自衛隊としては。なぜ、この提供に切り替えたんでしょうか。

○総務課長(上村 亮)

お答えをいたします。

令和3年2月の5日でございますが、こちら防衛省、そして総務省のほうから、資料の提出についてという形で文書が来たところがございます。

それによりますと、自衛官及び自衛官候補生の募集に関して必要とする情報、そして、資料等につきまして、こちらが閣議決定で明確化をされたところがございます。資料の提出をしてもよいという文書が届きまして、令和3年から紙の媒体で提出をしているところがございます。

○19番(徳峰一成議員)

それは、私、分かっているんですよ。以前から防衛省は文書で要請しているんですよ。閣議決定もしているんですよ。だけど強制力はないんですよ。ですから、最終的には、これは市長の一応了解が前提でしょう。課長の一存じゃ決められない大きな問題ですよ。だから市長に求めている。なぜ市長が了解したんですか。

○市長(五位塚剛)

私も、多くの全国のいろんな状況を見ると、ほとんどされているようであります。

た。それで、私たちの曾於市でどうあるべきかということも十分検討いたしました。それで、この個人情報の提供というのは、やはり私は尊重すべきだというふうに思っております。

ですから、今回も、本来ならば市民の中に対象者がいらっしゃれば、対象者の名簿を出してほしくないという、その期間を設けてやりたいと思っておりましたが、残念ながらその期間がちょっとできませんでした。来年度からは、そういう形で、希望のある方については、情報提供については控えさせていただきたいというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

今、市長答弁がありました。全員に今後は無条件に提供しないと、これは当たり前のことです。当たり前のこと。私は、基本的には、これは取り消して元に戻すべきだと思っております。

本当に日本の民主主義を地域から地方自治を前進させるためには、そういったことは、防衛省を含めてやっぱりやるべきじゃない。法律でも強制力はないんですから、これは。やはり、憲法、法律が優先するんですから——同じ法律でありまして——と思っております。

しかし、時間の関係ではしよりますけれども、名簿提出をやはりしないでほしいという家族、あるいは本人から申出があったらやらないと、これは当然至極でございます。

私は、もっと発想を変えて、名簿を提供してもいいですよということを前提に提出したらいいんじゃないでしょうか。何も、私は名簿提出をすべきじゃないということは、そういった機械的な考え方じゃないですよ、一步譲って。提出したとしても、了解を前提として提出する。

市長、私の言っていることは分かるでしょう。名簿を提出してほしくないという方々は一応除くということじゃなくて、名簿を提出してもいいですよという方を対象として提出する。そうした選択肢で対応すべきじゃないかと思うんです。これが第1点。

それから、第2点目、無条件にはやらないって、期限を定めるって、何年間、1年間とか2年間、そして、ほかの分野には使わないというか、これは当然至極でございます、個人情報から見てですね。これは内部で検討されたいと思うんですよ、その条件については。この2つを申し上げたいんですが、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほどの答弁で言ったのと逆の考えですけど、公表してほしくないという方については載せないということですけど、裏返せば、公表してもいいですよという方だ

けを載せるとか紹介をするということでもありますので、基本的には同じ考えであります。

内容についても、当然ながら制限を掛けながら、そして、絶対にほかのことには使わないという縛りはつけたいたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

市長、全国的に私いろいろ調査したら、やはり、いろいろ再検討をして、以前の閲覧方式に戻った自治体も全国に幾つかあるんですよ。そこまでは今日、私はあえて取り上げなかったですが。

提供するとしても、やはり、了解された家族や本人だけを提供する。当然一定の条件をつけるということは基本的には確認いたしましたので、ぜひその方向で、特にお二人の副市長、いろいろ立場があることは私も十分承知いたしております。五位塚市政を支える意味で、やはり、その点で取り組んでいただきたいと思います。

議長、時間の関係で、短いので、3番目の質問をいたします。

最後に、インボイス制度についてでございます。

まず、インボイスについて、市民にとって何か一つ二つ利点がありますか。まず、この点からお聞きいたします、インボイスは。

○市長（五位塚剛）

私は、インボイスの導入は基本的に反対でありますので、国がもともと消費税を導入をしたときに、消費税の対象者は5,000万円以上の売上というふうにスタートをいたしました。そのときに、当然、消費税の問題が議論になったときに、今のこのインボイス導入を何年か後にやりますということは全く我々国民には知らされておりません。

そして、その後3,000万円に引き下げられ、そして1,000万円に引き下げられ、1,000万円に消費税についての課税対象にはしないというふうにずっと私も思っておりますけど、全ての方々に、インボイス導入で消費税の適格証明を明確にさせていく、それをしない方については消費税の負担分を値引きさせられるような状況が起こる。

そういう意味では、私は、対象者にとってはメリットはないというふうに思っております。

○19番（徳峰一成議員）

ただいまの市長から2つの点ですね、後ほどお聞きしたいと思ったんですが、インボイスについては、市長自身は反対であるということでもあります。これも率直に評価いたします。後ほど聞きたいと思っています。

そして、市民にとっては利点はないというふうに受け止めました。私もいろいろ

勉強してきているんですが、インボイスは、我が曾於市民にとっては、職業を超えて、一つでも二つでも、利点は小さな点も含めてないと思っておりますよ。何かありますか、税務課長。インボイスを市民から見て、何か一つ、二つ利点がありますか、徳になる点が。あったらお答えください。

○税務課長（山中竜也）

私としては考えられないところでございます。

○19番（徳峰一成議員）

課長もありますように、プラスになる点は考えられないんですよ。インボイスについては、この6月議会にも、市民団体からインボイスの中止を求める陳情書が議会に上がっております。当然、市民の立場で対応していきたい点であります。

私が提案したいのは、恐らく、鹿児島県内の、あるいは近隣の市町村長の方々も、市長と同じ考え方の方も少なからずおられると思うんですよ。立場上、なかなかこの声を上げられなかったって、先ほどの安保3文書じゃないですけども、何一つプラスになる点がないだったら、やはり声を上げるべきじゃないかと思うんですよ。

いろんな国の政策はありますけれども、何かやはり、一つか二つは、程度の問題はあっても、プラスのなる点があります、これまで。しかし、インボイスは何一つ市民にとってはプラスにならないんです。

ですから、まず市長に提案したいのは、今の段階で、やはり気脈を通じるといいますか、話ができる市町村長さんたちに、何らかの今後の対応を政府に要請していくって、それが反対になるか、先送りになるか、それは十分な研究がお互い議論して必要でありますけれども、手放しでは、10月1日から実施してもらったら困るという意味においてですね。

今のマイナンバーカードがそうであります、昨日の新聞でも7割の方々が今の段階ではもうマイナンバーは賛成できないという、急速に世論が変わってきております。

インボイスも、実施されてからでは遅いんですね。だから、今の段階で志を同じくする市長、町長、村長の方々と何らかの行動を起こす、あるいは声を上げるべきじゃないでしょうか、その点で提案と質問であります。

○市長（五位塚剛）

インボイス導入については10月1日からということで、いろいろと準備がされているようでございます。

市内の、例えば道の駅に出荷されている方々は、ほとんど1,000万円以下の本当に細々と野菜を作ったり加工品を作ったりされております。そういう人まで対象になってきて、申請が非常に煩雑して、そういう面倒くさいことはしたくないという

ことで、多分辞められる方々も相当増えてくるんじゃないかなという心配をしております。

そういう意味では、県内の市長さんたちとそういう話合いの場があるのであれば、ぜひ私も声は上げていきたいというふうに思います。

○19番（徳峰一成議員）

話合いがあるのではなくて、やはり自ら主導して、イニシアチブを取ってやっていきたいものであります。これ以上質問はいたしませんけども。

あわせて、市長としては行政のトップ、責任者でありますので、二面三面いろんな形でこのインボイス問題もやはり総合的には視野に入れて検討すべきじゃないかと思っております。これが私たち議会と違う点ではないかと思っております。行政を動かす組織でありますので。

インボイスは、言うまでもなく10月1日から始まりまして、6年間は経過措置がありますけれども、登録したら、先ほども答弁にありますように、金額の大小に関係なく、来年度から消費税の申告をしなければいけない。

しかし、ただでさえ、1回目の市長答弁にありましたように、市民税の申告でも、合併後18年たちましたけども、自分で申告書を書けない。ですから、市としては、市内を回りながらお手伝いをしております。

インボイスの場合は消費税であります。基本的には国の取り扱うべき税制度でありますけども、今の税務署の管内の職員の数から見て、インボイスの実施はしたとしても、市民の方々の消費税申告についての言わばお手伝いは、人の体制、人的体制から見てもとてもできないと思うんですね。

ですから、その場合は、曾於市としても、ある面では、国のしたことではありますが、市民を助けるといいますか、手助けするというのも考えておかなければいけない。これは全国的にもし実施されますと、これは大変な市町村の負担になりますよ。

既に1回目の答弁にありますように、曾於市内でも登録した方々が250件あります。250件ですね。このままではさらに増えるんですね。初めて申告書を書く方々が多いでしょうから、ほとんどが登録1,000万円以下の方であるでしょうから。

だから、こうしたことも、もう一つの側面として市は独自に検討、準備が必要じゃないでしょうか。その点も問題提起をしておきたいと思っております。

いずれにいたしましても、私も毎日、農家をはじめとして市民の中に入っておりますが、市長答弁にありますように、インボイスで今迷っておられます。

特に高齢者の方々です。70、80になって、わざわざ消費税の申告をしてまでもインボイスの登録をするという人たちは、長期的にはほとんど少ない。結果として農

業や営業を辞めていかざるを得ない。ひいてはそのことが地域経済の衰退にも拍車を掛ける。曾於市だけでなく、日本全体がそうですよ。それがインボイスなんですね。

ですから、市長としても、その立場で、やはり、議会と違って対応にはいろいろ制約はありますけれども、取り組んでいただきたいということを、答弁はよろしいですので、申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2、上村龍生議員の発言を許可いたします。

○8番（上村龍生議員）

創政会上村龍生です。通告に従いまして、大きく3項目についての質問をいたします。

1項目め、災害対策について。

梅雨に入りました。それから台風シーズンを控えまして、当局の災害対応についての質問を行います。

災害対策は、直接、生命、財産が災害に遭うと、その後の生計が立ち行かなくなる、大変に重要な問題であります。これらを踏まえた上で、4項目についての質問をいたします。

1つ目が、本年、令和5年の現在までの災害発生状況を報告をしてください。

2つ目が、過去の災害現場の復旧状況で、復旧工事が完了してない現場があれば報告をしてください。

3つ目、災害警戒本部、災害対策本部の設置基準とメンバーを報告をしてください。

4番目、これまでの運用面において、改善点等があれば報告をしてください。

大きく2項目、2つ目、市の財政関連で現金の流れについての質問です。

市の予算・決算書において、予算・決算総額の把握はできますが、現金の出入金の実態については、事業ごとに質疑等で確認しないと把握はできません。そこで、国・県からの資金の流れを総論的に質問をいたします。

1 番目が、国・県からの補助金・交付金等の種類と内容を、事業ごとではなく総論的に説明をしてください。

2 番目、それらが市へ交付される時期を説明してください。

3、普通地方交付税と特別地方交付税の説明と交付時期について説明してください。

4 番目、これらが市の収入になるまでの間、予算はあるが、現金が足りなくなるのが普通であります。その間の資金繰りについて、基金との関係を含めて説明をしてください。

大きな3項目めです。市長の政治姿勢について伺います。

本年4月に県議選が行われましたが、これに関連して質問を行います。

1 番目、県議選で現職県議の対立候補を応援したのは事実か伺います。

2 番目、ある会報において、松岡救急クリニック分院、財部高校跡地獣医学部施設の誘致に関して、現職県議は「確かな実績」は何もないと記載されております。また、市長の発言でも同様の発言があるとお聞きしておりますが、市長の考えも同じか伺います。

3 番目、同じく会報の中で、市の補助事業は県議に関係なく、市当局の努力のみで国・県からの予算を獲得していると記載されております。さらに、市長の発言でも同様の発言があると聞いておりますが、市長の考えも同じか伺います。

4 番目、選挙期間中に、現職対立候補の選挙カーに同乗していたとの話を聞き及んでいるが、間違いはないか伺います。

以上、1 回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、上村議員の質問にお答えしたいと思います。

1、災害対策についての①令和5年の災害発生状況についてお答えをいたします。

土木課関係の公共土木災害は発生しておりません。

耕地林務課関係の農地・農業用施設災害は8件発生しており、現在、現地調査を実施しております。

1の②過去の災害現場復興状況で、復旧工事が完了していない現場があるかについてお答えをいたします。

土木課では、令和4年発生 of 公共土木災害のうち、36件が未完了となっており、内訳は補助災害が19件、市単独災害が17件です。

耕地林務課では、令和4年発生 of 農地・農業用施設災害のうち、19件が未完了となっており、内訳は補助災害が18件、市単独災害が1件です。

1の③災害警戒本部、災害対策本部の設置基準とメンバーについてお答えをいた

します。

災害時における動員配備については、曾於市地域防災計画の配備基準に基づき設置しております。

配備基準としては、第1配備から第4配備まであり、災害警戒本部体制は第3配備となり、災害対策本部体制が第4配備となります。

第3配備となる災害警戒本部は、避難指示等の発令決定や、台風の際に次の開庁時間まで暴風域に入る可能性が高い場合などに設置され、メンバーとしては、両副市長及び全ての課の職員に加え、消防団三役・方面隊長などで構成されています。

第4配備となる災害対策本部は、市内で相当数の被害が発生した場合に設置され、メンバーとしては、第3配備のメンバーに市長及び教育長が加わり、構成されております。

1の④これまでの運用面における改善等についてお答えをいたします。

昨年10月の組織再編を踏まえまして、今年度の避難所運営についても各支所を含めて、支障のないよう職員を配置しているところであります。

現在まだ、組織再編後における避難所を開設した経過がありませんので、今後、また改善等々がある場合には、随時、見直し、検討を重ねてまいります。

2、市の財政関連・現金の流れについての①国・県からの補助金・交付金等の種類と内容についてお答えをいたします。

国からの補助金として、国庫支出金には、国が地方公共団体と共同で行う事務に対して、一定の負担区分に基づいて義務的に負担する国庫負担金と、国が援助して交付する国庫補助金があります。

また、国からの委託事務としても国庫委託金があります。

なお、県支出金についても同様となっております。

2の②それらが市へ交付される時期についてお答えをいたします。

令和4年度の状況では、第1四半期の4月から6月及び第2四半期の7月から9月が、それぞれ約5%、第3四半期の10月から12月が約30%、第4四半期の1月以降が約60%となっております。

2の③普通交付税と特別交付税の説明と交付時期についてお答えをいたします。

普通交付税は、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いたときに、財源不足が生じる地方公共団体に対して、財源不足に応じて、4月、6月、9月及び11月の4回に分けて交付されるものです。

特別交付税は、普通交付税で措置されない個別、緊急の財政需要で、主に地震や台風などの自然災害による被害などの特別の財政需要等を考慮して12月、3月に交付されるものです。

2の④これらが市の収入になるまで、現金が足りなくなる間の資金繰りについてお答えをいたします。

現金の受入れと支払の時期がずれることで、一時的に現金が不足する場合があります。一般会計、特別会計のいずれかに資金不足が生じた場合は、会計間で相互に繰替えを行っております。

歳計現金自体が不足した場合は、財政調整基金から繰替運用を行って、支払資金に充てております。繰替運用したものは、現金が入り、資金が充足した段階で返還しております。

3、市長の政治姿勢についての①県議選で現職県議の対立候補を応援したのは事実かについてお答えをいたします。

私は、海野氏が市議会議員時代より、私の市政運営に対し協力していただいておりますので、応援をいたしました。

3の2、会報の記載と市長の考えも同じであるかについてお答えをいたします。

現職県議の後援会会報で、曾於市の国県補助事業は現職県議が国・県からの予算を獲得して行われていると書かれています。

市の職員の努力なしでは補助事業はあり得ません。私はそのように考えております。

3の③会報の記載と市長の考えも同じであるかについてお答えをいたします。

会報の中身については、私はコメントできるものではありませんので、お答えはできません。

3の④選挙カーに同乗していたとの話は間違いないかについてお答えをいたします。

現職対立候補の選挙カーには同乗しておりません。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

2回目の質問に入りたいと思います。

まず、災害対策関連について、総務課長にお尋ねいたします。

災害関係が8件ということ、自然災害だと思うんですけど、火災の発生状況が分かれば、報告をしていただけますか。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えをいたします。

火災の発生状況でございますけれども、令和5年1月から5月分でございますけれども、18件の火災が発生しているところでございます。

内容といたしましては、建物が3件、林野火災が1件、車両が1件、そしてその

他火災13件となっているところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

建物が3件、そんなに多いほどでもないのかなと思うんですけど、建物に関しての、大体原因が分かれば報告していただけますか。

○総務課長（上村 亮）

お答えをいたします。

こちらについては、1件につきましては、たばこの不始末ということで、原因が分かっているところでございます。あともう一件は、放火ということになっているところでございます。

もう一件につきましては、すみません、申し訳ございません。確認は取れていないところでございます。申し訳ございません。

○8番（上村龍生議員）

何で聞いたかと言え、火災予防は非常に大事なんですけども、今後の予防対策にぜひこれらを生かして、活動をしていただきたいということです。

災害発生状況での2番目の現場復旧が終わっていないので、多分長いのと短いのとあるんじゃないかと思うんですが、大体の終了予定の、工期の終わる予定の報告がいただければ。

○土木課長（朝倉幸一郎）

それでは、土木課関係についてお答えいたします。

今、先ほど市長の答弁の中で、補助災害で19件の未完了地区があるということで答弁がありましたが、そのうち18件は発注しておりまして、1件、まだ未発注のところがあるところであります。18件の発注の中で、一番最後が12月末が工期となっております。

市単独災害につきましては、今、補助災害を優先して発注している状況で、年内には終わらせる予定ということになっております。

以上です。

○耕地林務課長（國武次宏）

耕地林務課の農地災害関係でございしますが、農地の農業用施設災害の未完成の18件の工事につきましては、完成予定が9月28日となっております。それと市単独が1件ございしますが、完了予定が8月1日となっております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

未発注の1件は、どこの分ですか。

○土木課長（朝倉幸一郎）

これはちょうど大隅と末吉の境の笠木・かんじん松線なんですが、崩れたのは大隅の市道笠木・かんじん松線なんですけれども、ちょうど笠木・かんじん松線と末吉の市道が交差するところでありまして、今の計画で発注しますと、数箇月にわたり末吉の市道を全面通行止めしないといけないということで、再度、県のほうと住民への影響が少なくなるように工法の検討等できないか、今協議をしている段階で、ちょっと発注できないというところでもあります。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

見通しがまだ立てられないという理解でいいんですか。

直接、市の災害現場ではない、八合原の市道の通行止めのところの、去年も質問しましたけど、セブンイレブンの裏側のところ、大体見通しだけでいいんですが、今の予測ではどの程度になりますか。

南の農業従事者の方々、通行止めが非常に、また白菜とかスイカの時期になるとトラックが通れないということで、いつも来ています。見通しだけでもいいんですが、報告してもらえますか。

○土木課長（朝倉幸一郎）

こちらの砂防、水路、別府谷地区の改修工事ということで、今、県のほうで、大隅地域振興局のほうで発注、事業を推進していただいておりますが、私のほうも県のほうに確認しましたところ、まだちょっと完了のめどは立たないというところがあります。

現場のほうは御存じであると思いますが、道路の路肩から約三、四m行ったところから垂直に30mほど崩壊しておりまして、その中で大型車両も通る可能性のある道路を道路管理者として、今通していいかどうかということで、検討といいますか、苦慮しているところでもあります。

住民の方に不便をお掛けしているというところで、県とも今後、細かい協議等重ねながら、早い段階で何とか片側でも通せるように検討していきたいというふうに今考えているところでもあります。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

住民の方々の強い希望で、今言われたように片側でもいいから通せるように対応していただきたいということがあります。それも毎回聞いておりますので、ぜひそのような検討を進めていただきたいと思います。

3番目の災対本部関係、警戒本部関係、特に今でどうこうということはないと思

うんですが、私は議員になった当初から、個人的なところで、全然、議会の皆さんにも話ししたことはないところなんですけども、災害関係のところ、やっぱり議会としても何らかの関わりを持っていくべきではないのかなというのを常々思っているんです。

具体的な話はまだ出してはないんですけれども、なければいいんですけども、執行部サイドでそのような話とか話題になったというようなことはないですか。なければいいんですけれども。

○総務課長（上村 亮）

お答えをいたします。

今のところ、そちらの話は今のところないところでございます。

○8番（上村龍生議員）

分かりました。そこは置いときます。そういうことも考えているということで理解していただければ。

4番目の運用面のところで、昨年も私はたしか質問したと思うんですが、この災害対策関係で、危機管理監が以前いました。いつだったですか、2年ぐらい前から空席になっているということで、現状の状況と今後の見通しと伺いますか、考え方をちょっと課長、お答えください。

○総務課長（上村 亮）

それではお答えをいたします。

議員がおっしゃるように、現在、危機管理監につきましては欠員となっているところでございます。適任者のほうがまだ見つかっていないところでございます。

こちらにつきましては、災害に備えまして、今後、防災体制の整備、そして災害対応について助言等をいただくことが必要になってくるものと考えているところでございます。

防災の知識、災害の対応等の経験を有した方、例えば自衛隊の関係の方、若しくは消防の関係の方など、広く人材のほうを確保できればと考えているところでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

大変大切な部署だと私も思っておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次、財政関連のところなんですけれども、1番目のところの近年の、言えば補助金関係は事業によりけりですから、なかなか増減というのは、把握はしにくいんだと思うんですが、全体的な傾向でも、ほんの概略でもいいんですけれども、増減関係、

分かる範囲でいいんですけども。難しいですか交付税と違って、こちらの関係の増減、流れ、増えているとか減っているとか、そういう大きな意味での流れが分かれば、報告をいただきたいんですが。

○財政課長（池上武志）

それではお答えをいたします。

国庫補助金関係につきましては、その年、その年で様々な事業、例えば大きな事業とかあれば、あつたりしますので、一概には言えないところがあるんですけども、決算額で申しますと、令和3年度で申しますと、国庫支出金で56億円ほどありました。令和2年度が78億円ですから、この差はあるんですけども、先ほど申しましたように、いろんな大型事業関係とか、国庫事業絡みの関係で、一概に比較できないところはあります。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

そうですね。事業によって変わってくるでしょう。交付税関係についてです。令和3年で合併特例の交付税措置が終わったというふうに理解しているんですが、その確認と、4年度は決算出ているんでしょうか。財政課のほうで分かるのかな。どの程度の減額になって、全体で、今後の推移、予測、どのような方向性で考えているのか、そこも報告してもらえますか。

○財政課長（池上武志）

失礼しました。それではお答えいたします。

令和4年度は、決算額としましては、見込みですけども、現在82億2,460万7,000円という形で、決定額は頂いているところでございます。これは3年度に対しますと、約2億2,300万円ほど減額となっております。これは、その年その年で、また交付税の算定基準というのがいろいろございますけども、そういった関係で、今回減額となったところがございます。

あと今後の見込みというところにつきましては、なかなかつかみにくいところがございますけども、できれば希望額も、希望も込めて今年度並みとか、そういった形で推移していければと思っております。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

合併をした、加算的な交付税措置が終わったという認識でもいいんですけども、それは。その額が令和3年と4年でいうと2億円程度という理解ですか。もう一回、確認させてください。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

合併算定替えは既に終わっております。今は交付税につきましては一本算定ということで算定をしております。この合併算定替えが全てが影響かというのと、そうじゃなくて、先ほど申しました交付税につきましては、いろんな算定基礎がございます。そういった中で積み上げていった結果、こういった差が出てくるということでございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

財政運用につきましては、財政計画が令和5年から14年度までのやつにも記載があるんですけども、財政健全化の取組の中では、交付税措置の減額も、ある程度はもうこれは覚悟しておかなくてはならないことです。これを含めると、歳入増というのは非常に難しい点があると思うんですが、ただ健全化の意味からすると、歳出削減というところの取組をしっかりやっていかないと、これも全て人口減少に伴っての話になるんでしょうけども、いつまでも同じ歳出規模で、最終的には基金の取崩しに頼ってしまっているという状況が続けば、これ市の財政がもたなくなるのは、もう目に見えているわけです。

そこで、具体的な歳出削減策につきましては、財政計画の中で掲げられているんですが、読むと10項目ほど掲げられております。いろいろ掲げられておりますが、その中で削減効果が高いと思われる。いろいろあるんですけど。こういうふうにできれば削減効果が上がると思うのがあるんですが、その中で特に削減効果が高いと思われる項目と、その実施に向けての課題、問題点、多分いろいろあると思うんですが、その辺のところの話、聞かせてもらいたいんですが、課長のほうでいいですか、それは。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

毎年、当初予算を作成、編成をする中で、各課にお願いするのが3%の減額ということで、物件費関係でございます。物件費というのは、消耗品とか委託料とか、こういったものが中心でございますけども、こういったところについては、基本3%減額してくださいというお願いをしております。そういった中で、その辺が一つの効果としては出ているのじゃないかと思われまして。

ただ普通建設事業、例えば工事関係とか、そういったものにつきましては、やはり、その年その年での様々な事情がございますので、今はいろいろと大型事業も続いております。そういったものについては、またどうしても事業費が膨らむという傾向もございます。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

人件費の削減を先頭にして、市の財産管理、それぞれ見直しを今されている、計画もあると思うんですけども、このあいだの文教厚生委員会の報告でもしましたけれども、なかなか実施に向けて、施設関係の管理に関して、統廃合なり、今後の進め方について難しい点もあると思うんですが、いずれにしても、人口が減っていく以上は、何らかの手を打たなくてはならない。その辺のところの悩みなり、課題等があればということで質問したんですが、もう一回、難しいですか、その質問は。

○市長（五位塚剛）

今後の問題として、やはり私たちの曾於市の人口も減ってまいりますので、いろんな施設についても、やはり見直しをする時期に来ているというふうに思っております。かなり老朽化しておりますので、新しく全部建て替える財政的な余裕もありませんので、当然必要なものをどういうふうに生かしていくかということについて、今議論もしてまいります。

そして同時に、いろんな節約できるものは節約しながら、財政状況を見ながら、また議会の皆さんたちにも、今後の市の管理の在り方についても提案しながら、また理解を得てもらいながら、いろいろと示していきたいというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

次の現金の流れのところ、4番目のところです。いろいろと歳入と歳出、時期的なずれで資金の不足をいろいろと工面をされているということですが、会計の間、特別会計と一般会計の間でのやりくりというのは、具体的にはどういうことか、説明していただけますか。

○会計管理者・会計課長（新澤津友子）

それではお答えいたします。

具体的に申し上げますと、まず年度当初は、令和4年度で申し上げますと、年度当初はほとんど収入がございません。なので、前年度の、令和3年度の一般会計から令和4年度の一般会計に5,000万円、繰替えを行っております。

その後、交付税等も入ってまいりまして、収入がありますので、今度は出納閉鎖前の5月26日に、令和4年度からまた令和3年度に返還をいたしております。

特別会計におきましても、同じようなこととなりますので、例えば国民健康保険特別会計は4月7日の日に、今度は令和4年度の一般会計から国保特会のほうに500万円運用を行っております。そしてまた、次の週4月14日にも、特会のほうでは資金が少し不足いたしましたので5,000万円、一般会計から繰替えを行っております。

これは国保特会だけではなくて、後期高齢者医療特会や介護保険特会も、支払い

に支障が出ないように、その都度、その都度、一般会計のほうから繰り替えて、特会のほうが資金が充足、保険料等が入ってきて資金が充足しましたら、また一般会計のほうに返還をする、繰り戻すということでございます。

○8番（上村龍生議員）

いろいろ多分、苦勞されていると思います。一般的には今、年度初めの資金不足が一番だと思うんです。それと、先ほどの答弁の中でも、最終的な第4四半期への交付が60%ぐらいということで、年度終わりのときになってから資金が入ることも多いということなんですけれども、一番資金が足りないのは、年度初めという理解でいいんですか。それ以外にはございませんか。

○会計管理者・会計課長（新澤津友子）

最も資金が不足するのは、やはり事業、ほとんどの事業が完了を見る年度末でございます。

○8番（上村龍生議員）

そういうことになりますよね。特会、一般会計間でのやりくり以外でできない場合には、財調なり、基金運用をされるということなんです。今のところでは、このような方法で、資金が足りなくなる場面というのはないという理解でいいんですか。

○会計管理者・会計課長（新澤津友子）

今のところ、基金からの繰替えで資金のほうは、支払いのほうは行っております。

○8番（上村龍生議員）

仮定をした場合です。財調等が少なくなって、運用資金等がなくなった場合の補填の仕方というのは、どういうのがあるのでしょうか。

○会計管理者・会計課長（新澤津友子）

今のところ、財政調整基金の繰替えで対応できておりますが、今後、それができなくなった場合は、そのほかの基金につきましても、基金の設置目的に支障のない範囲内で繰替えを行ってまいりたいと思います。

基金からの繰替えで対応できなくなった場合は、外部からの一時借入れという手法も選択肢になってまいるかと思えます。

○8番（上村龍生議員）

最終的には外部からといいますか、市以外の一時借入金だろうと思うんですけども、これはもう数年来、そういう事案というのはないですよ。確認いたします。ないですよ。これはもうどのくらいないちゅうか、それは分からんでしょうけども、以前はそういうのが報告あったと思うんですけども、そのような理解でいいですよ。

○会計管理者・会計課長（新澤津友子）

曾於市になりまして1回だけ、一時借入れをしているようでございます。平成17年度の会計において、平成18年3月16日に借入れ、17億円の借入れを行って、18年の5月31日に償還をしているようでございます。曾於市としては、その1回きりです。

○8番（上村龍生議員）

先ほどの質問にも関連しますが、歳出自体を、言えば財源として基金からの取崩しに頼っている部分というのは、僕は否めないと思うんですが、これをしっかりと財政計画でやっていくのは非常に大事、ここまでは分かるんですけど、なかなか非常に難しい問題があると思うんですが、今の現状でそういうことが、一時借入れの状況がないということの確認で、一応この点は終わりたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、上村議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時から再開いたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、上村議員の一般質問を続行いたします。

○8番（上村龍生議員）

それでは3項目め、市長の政治責任のところの質問に入ります。

まず、その中の1点目のところの市長の選挙の応援についてのところでございますが、個人的に県議選の応援について、個人的な応援は、何ら支障はないと私も思っておりますが、市長としての応援となると、選挙結果によっては、今後の市政運営に影響が出ることがあるのではないかと、そのような懸念をすることがあります。その辺についての市長の見解をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今回の県議選挙で、私が海野氏を応援したということで、今後の市政運営には、基本的には影響はないというふうに思っております。

○8番（上村龍生議員）

2点目のところです。まず、松岡救急クリニックの誘致に関して、これ市長発言の中というのは、私が確認しているのは、街頭演説もあるんですけど、これ出陣式のときのデータから文字起こしをした分がございまして。その中で補助事業全般についての話と、具体的な救急クリニックと財部高校跡地についての話があるんですが、

まず、どちらも県議は関わっていないという話をされております。

私が伺っている範囲で申し上げますと、救急クリニック誘致に関しては、瀬戸口県議は少なくとも2つの点、少なくともですよ、2つの点で一応関わるといえるか、いろいろと影響があるわけです。

1点目は、そもそも松岡救急クリニックの先生を個人的に説得をして、曾於市に誘致ができる状況を作った。これは手続の前の話なんですけど、当初は曾於市への誘致は乗り気ではなかったんだけど、個人的なつながりで、松岡先生の気持ちをこちらに持ってきたという経緯がある。

これは出陣式にも松岡先生は挨拶をされた中でもありましたけども、わざわざ曾於市の選挙期間中に、わざわざ末吉のAコープの前で演説に来られまして、説明に来られたんです。何も県議が関わっていないと言われたら心外である。私に話をさせてくださいということで、この1点目のことは、瀬戸口県議がいなかったら、私はしていなかったですよという話をしに来られたんです。これは1点目です。

2点目は、救急病院の場合には、市長も御存じのように、県の認可が必要であるということで、当初、県は認可に対しては消極的、下りないという話だったけれども、そこを最終手段としては、当時の三反園知事、三反園知事案件になったということで、三反園知事と直談判をして、瀬戸口県議の直談判で、そのような方向になったと。

この2つの点をだから、これは直接聞いているんですが、このようなことを含めて、最終的には市当局と県の当局の事務手続、段取りになる。それがないと仕事は進まないんですけども、このような事実があるというのは、これは事実なんです。その辺のところ、市長はどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

今のような事実について、私に対して、お二人からそういう経過は全く相談を受けておりませんので、私は分からないところでございます。

○8番（上村龍生議員）

それから2点目は、財部高校跡地の獣医学部の誘致に関して、ここでの瀬戸口県議の関わっているところは、県有地を譲渡してもらって段階で関わりをしている。これは本人がそういうふうに出ておられます。この件についても、市長は御存じないかもしれませんが、ここも関わりがないことはないわけなんです。そこも同じような見解でいいんですか。

○市長（五位塚剛）

私たちは、県とも話し合いをしながら、ずっと進めてきておりました。そういう中で、瀬戸口県議は市長室に来て、こういう話をしましたということも報告は受けて

おりませんので、私たちはそのことについては分かっておりません。

○8番（上村龍生議員）

分からないなら、それはそれでよしとしましても、その発言の中で、一番は選挙チラシとその前の公報文だったですかね。その中で県議は何も関わっていないと、何もしていないという文書が流れました。その後の県議選が始まってからの出陣式での市長の発言内容、同じようなことを言っておられます。それから、街頭演説でも同じことを言っている。これ確認ができないから言っているいいことと悪いことがあると思うんです。これ事実とは全く違う発言になっています。事実と違うわけです、発言内容は。

選管の事務局長に伺いますけども、すみません、振って。事実と違う、これは事実と違うということは、虚偽の事項の流布になると思うんですが、そのような事実があった場合の公職選挙法での規定があったと思うんですけども、虚偽事項の流布。その条文、条項と条文、紹介していただけないですか。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

お答えします。

事実関係については、選挙管理委員会で知り得るものでございませぬので、一般論として申し上げたいと思います。

まず、この件に関して影響があった方が名誉毀損又は虚偽事項の公表罪、公職選挙法の235条の2項ですが、これに該当するということであって、訴えられるとすれば適用されますが、235条の第2項の条文を紹介しますと、「当選を得させない目的をもって公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、4年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。」という公職選挙法上の規定がございませぬ。

以上です。

○8番（上村龍生議員）

内容的なところの精査というか、個別具体的なところは、こちらではこれ以上申すことはありませんけれども、そのような条項もあるということで、補助事業について、個別的なことではなくて、3番目でお聞きしましたけども、一般的に市が補助事業をもらう場合の考え方として、一般論で申し上げますと、国・県からの補助事業をもらう場合は、何ら支障がなければというか、問題がなければ、市の当局と県・国の当局との事務手続、話で完了すると思います。

しかし、進捗状況が思わしくなかったり、何か問題があったり、手続が進まなかったり、了解がもらえない場合等には、県議や森山先生のを借りて物事を進めているというのは事実だろうと思うんです。特に森山先生の場合には、国の補助事業

の場合には多いんですけども、さきの財部高校跡地と救急クリニックについてもわかりであります。

追加で申し上げれば、弥五郎の里の歩道の県の補助事業、これも瀬戸口県議のほうから進められたという話も聞いているんですが、これらの事業を県議一人で全部進めるという話ではなくて、力を借りた後に市の当局、事務方、それから県・国の当局と話を詰めて、最終的には仕上げの段階に入るとというのが流れだろうと思うんです。

さらに、県の補助事業に関しては、県当局者の話として、曾於市での補助事業をつける場合には、ほとんどの案件に対しては、地元の県議を話を通して決定をしているというのも、これは県当局からの話でございました。ほとんどですから、そうだと思うんです。

ですから、全く現職の県議が、それらの事業に関して関わっていないという発言なんです。チラシと市長の文字起こしをした、ここにありますが、これは出陣式での発言内容です。その中に、曾於市の令和4年度の事業で、瀬戸口さんが関わるはずありません。市役所に来ない方が何で、国・県の補助金を瀬戸口さんができるわけがありません。これが事実ですと。これは述べられた内容なんですけれども、全く関わりがないような発言をされている。そこが私は問題だと思っているんです。

これ全く県議が関わっていないというのは、先ほど確認しましたが、事実関係のところはまたいろいろと、議会サイドでどうこういう話ではないんですけども、公職選挙法の虚偽事項の流布という項目にも該当する可能性もあると。こういうことは、最終的な法令審査は、司法の場で判断されることですので、ここだけで、この議会では指摘だけにとどめておきますが、その上で国・県からの補助金をもらう場合に、県議は何も関わっていないという市長の発言、再度お聞きしますが、事実と異なっているとは思いませんか。

○市長（五位塚剛）

選挙前に私の自宅のポストに、瀬戸口県議の後援会ニュースが、これが入っておりました。だから、後援会ニュースというのは、県議の瀬戸口三郎さんの後援会に入った方にお配りをするのが後援会ニュースであります。この後援会ニュースが私の自宅に入りました。

一番大きなところに、曾於市の補助事業は瀬戸口三郎が国・県からの予算を獲得して行われているという、この文書を見て、瀬戸口さんは何か勘違いをされているんじゃないかなというふうに、私自身は思いました。国・県の補助事業を市がもらうためには、場合によっては3年、4年前からいろいろと準備をしながら、市の職員が具体的に県と国と相談しながら、いろんな打合せをしながらやってきており

ます。

私たちの一般会計の予算、特別会計を含めて、相当な量の補助事業はあるわけです。それを瀬戸口さんがこのような形で、全部関わっているんだ、全部持ってきたんだという文書の書き方は、私自身は全く納得しておりませんので、そのような思いであります。

○8番（上村龍生議員）

私も市長の思いは分かります。先ほどから一人で持ってきたとは申し上げておりません。そのように取られたんなら、そのような考え方もあるでしょう。しかし、しかしです、発言内容は、県議は何も関わっていないと、何にも関係ないという言い方をされているんです。それが事実と違うのではないかと私は申し上げているんです。関わりはあるわけです、それぞれに。

そこから先は、また同じ繰り返しになると思いますので、それ以上は申し上げませんけれども、最低でも県の補助事業であれば、県議さん方は議会に掛けられれば、議会の議決事項として関わっているわけです。中には議決事項でないのものもあるかも知りませんが、ですから、全く関わっていないというところはちょっとおかしいだろうと。ここも指摘だけにさせていただきます。

3番目のところ、選挙カーの話です。市長答弁は、同乗はしていないということと間違いはないですね。再度お願いします。

○市長（五位塚剛）

候補者カーには同乗はしておりません。

○8番（上村龍生議員）

選挙カーですね、選挙期間中の。何人かの方から、市長が乗っているという情報を頂きました。ある方は選管にも一応話をしてありますという話も聞いているんです。選管にちょっと確認ですけれども、そのような通報なり報告なり受けていますか。確認をしてください。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

それではお答えします。

選挙期間中に財部町の主婦という方からはがきのサイズで、選挙カーの同乗ではないんですが、選挙期間中に総会の場においてになったとは、選挙カーで乗りつけて、選挙の場においてになったという、財部町在住の主婦からの投稿はあったところでございます。

○8番（上村龍生議員）

選挙カーに同乗して会場に来られたということですね。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

事実確認等はしておりませんが、はがきの内容ではそのようになっております。

○8番（上村龍生議員）

そういう情報なり、これ確認すれば分かることなんですけど、市長に似たような人が乗っていたんですか。分かんんですか。私には分かりませんが。

市長に違う観点で質問いたしますが、曾於市は法令遵守なりコンプライアンスをしっかりと守るよという立場で指導かれこれはされておるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

職員に対しては、基本的なことでは、そういう指導はしております。先ほどの件なんですけど、多分、財部の新田の自治会で、花見を含めて会ったときに、私も行きましたけど、候補者カーと私は別な車でしたので、一緒に会場に入った関係上、その主婦の方は、私も候補者カーと一緒に乗ってきたというふうに誤解をされたんだろうというふうに思います。

1回目の答弁であったように、私は候補者カーに乗っておりませんが、しかし、特別職の市長は、基本的には乗ってはいけないという法律はないんです。だから、誰を応援しようと、それは自由に認められているわけですので、車に乗ったからどうのこうのという問題では、私は違うと思います。

○8番（上村龍生議員）

いや、乗っていないんでしょう。関係ないことは言わないでください。もし、それであれば、いろいろまだほかにも質問したかったんですけど、乗っていらっしやらないんでしょう。それはそれで置いときましょう。

似たような方、乗っていたのか、ほかにも何件か聞いたことがありますから、それはちょっと分かりませんが。今コンプライアンスの話をしているんですが、それは推進をする立場ですよ、コンプライアンスについては。

最近では、要は法令に違反しなければ、コンプライアンス違反ではないというのは誤りであると。法令遵守プラス、モラルや倫理観の欠如もコンプライアンス違反になりますという考え方が主流なんです。

今回の県議選における市長は、どなたを応援されても、それは別段支障はないと思います。私もそれは自由だろうと思う。ただ、市政に後の影響があるかどうかを考えるのも、それは本人の決断でございますから、それに対してどうこう言うつもりはございません。

ただ、先ほど来申し上げておりますが、事実と違う発言をしておられると。これは客観的に見てですよ。客観的に見ると、本人の思いとは関係ありません。客観的に事実とは違う発言を、発言内容は何かと言えば、県議は何も関係していないと、仕事はしていないという発言をされていますから、それは客観的に見ると、これは

違うわけです。

それを含めて、これは現職県議への虚偽事項の流布に関する誹謗中傷等を含めた法令違反になる可能性も含めている。少なくとも市民にそういう、何かおかしいんじゃないかなと疑問、あるいは私の知り得る範囲では、不快感を持った人もいるというのを含めて、市においてはこのコンプライアンス、モラルや倫理観の遵守を呼び掛けていく立場である市長が、自らそういう疑惑なり不快感を示した事態が、持った人がおるのは事実なんです。そういう事態を招いたことは、自らコンプライアンス違反を犯しているのではないかというふうに思うんですが、これ市長としては、これらの思いに対して、何らかの法的な責任かれこれというのは、もう司法が判断しますから、私の議会として言う立場ではございませんけれども、道義的な責任かれこれ、何か感じることはないですか。

○市長（五位塚剛）

基本的には、選挙になれば、自分の思いで、政策を含めて、いろんな意見が出ます。対立候補との関係では、お互いにいろんな問題が出るだろうと思います。そういう全体を見た結果、市民は有権者の一人として、自分の思いを投じるわけです。

ですから、私は瀬戸口さんが出した、あの後援会のビラを見て、あれは違うのではないかなというふうに私は思いました。

あえて言わせてもらおうと、私、10年間、今、市長しておりますけど、瀬戸口県議が市役所に来て、市役所の課を回ったり、また両副市長のところを含めて、いろんなことの状況というのがほとんどありませんでした。そういう中で、ああいうことを書かれておりましたので、私はそういうふうに思いました。

瀬戸口県議は、この間の活動の中で、一つ一つのことについて、具体的に知事やら、またいろんな形での取組を随時報告していただければ、こういう誤解はなかったんだろうというふうに私は思いますけど、少なくともああいう書き方はしなかったほうが、私はよかったのではないかなというふうに思います。

○8番（上村龍生議員）

市長とのやり取りの中身は、私は承知しておりません。普通に考えると、国会議員が県庁に来て、いろいろと何か要望事項ありませんかとかという聞き取りかれこれに行っているという話も聞いていないんですが、反対に市から県に行く場合には、市から県のほうに出向く、県議のほうに出向く、県のほうから国のほうに出向く、市から国に出向く、そちらのほう筋じゃないかと思うんですが、私個人的には、それは個人の考え方でしょうから、それ以上申しませんが、今回の今の問題につきましては、市長の思いもあるかも分かりませんが、客観的に事実と違う話をしている事実があります。

それと、何でこんな違うこと言うんだらうという、ある程度の不快感を持ったり、疑問点を持った人がいるのも事実なんです。ですから、私、市長としてコンプライアンスを遵守して、皆さん方をお願いをせにゃいかん立場の人間が、反対にコンプライアンス違反、それは道徳的な意味でいう違反を犯して、道義的な責任があると私は感じているんです。市民に対して非常に不快感を覚えさせた、非常に重い責任じゃないのかというふうに感じております。

このことに関しては、また県議選関連では、この後、同僚議員のほうからも質問がありますので、本日は私からの質問は以上で終わらせていただきます。終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時30分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第3、迫杉雄議員の発言を許可します。

○18番（迫 杉雄議員）

18番議員の迫です。6月定例会の一般質問に議長の許可を得ましたので、2項目について7点の要旨で、市長と教育長に質問いたします。

まず、オープン以来、9年目を迎えております山中顕彰館についてであります。コロナ感染予防等が5類に移行しました。今後の運営並びに今後末長く山中貞則先生を顕彰していくことに対して、①里港郷との国際交流促進覚書の締結後、友好都市協定の名称について経緯を、里港郷との今後の経緯を十分に考慮して、「教育」を主軸にして今後進めるべきと思うが、市長の具体的な見解を伺います。

次に、②現在、山形県鶴岡市との青少年の交流が始まりますことと、シアトル研修と連動させること等、里港国民学校との教室から世界へ、「かごしまグローバルクラスルーム事業」の導入に努力して、児童生徒の国際化教育を一気に対応すべきと思います。また、本市の今後の教育に対して、なお一層議論し、まちづくりは人づくり、人づくりは教育であり言うまでもありませんが、市長並びに教育長の見解を求めます。

次に、③今後、里港郷からの訪問団に対して、顕彰館周辺は常時環境整備が必要であります。地域住民との連携等は考えていないのか。本市の施設として今後は

なお一層の対応をすべきであると考えられますが、また令和3年8月に地元から要望書が出されている土地駐車場の確保について、市長の今後の取組・見解を伺います。

次に、2の教育振興についてであります。①「そおぐるみ教育」を目指して、自律（わがこと）共感（そおそお）は今後どのように展開され、児童・生徒の未来が考えられるか、これからの社会にウェルビーイングと教育について、教育長の見解を伺います。

②の奨学金制度の実態はどうであるか。本市においても、給付型奨学金制度について議論されているのか。給付型奨学金制度による人口減少対応と、将来を見据えて本市における有能な人材確保について等を議論して、新たな奨学金制度への対応について伺います。

③青少年には、郷土愛の精神が必要であることから、市内の全般的に伝統文化等への取組を地域で推進し、活動を啓蒙啓発すべきであり、教育の主軸に置くことが地域教育であるが、教育長の見解を伺います。

次に、④世の中を生き延びる人間形成・人格の完成を目指すべきであるが、2023年度以降、第4期教育基本計画について曾於市独自の新たな教育を目指すために、曾於市教育振興のまち宣言の看板はいつの時期に立てる考えなのか、文言についてはどのような考えなのか。令和4年3月定例会で質問をして議論しておりますので、市長の答弁は曾於市独自の発展に期する独自の標語宣言看板の設置を検討するでありましたが、教育長にも答弁を求めます。

以上で、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、迫議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の①と③については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の②と2については、教育長に後から答弁をお願いをしたいと思います。

1、山中顕彰館についての①教育を主軸に進めるべきと思うが、市長の見解についてお答えをいたします。

今回の交流の発端は、山中貞則氏の関与が大きく影響していますが、教育だけではなく、あらゆる分野で協議や連携を促進したいと考えております。そのためには、まず相互交流を実現させ、有効な関係を構築することが先決だと考えております。

1の③地域との連携は考えていないかについてお答えをいたします。

台湾からの訪問団や全国の来訪者が増加した場合を想定し、今後の対応について顕彰会と連携しながら協議をしたいと考えます。あとは教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それではお答えいたします。

1の②鶴岡市との青少年交流が始まっていることと、シアトル研修と連動させることなど、里港国民学校との「かごしまグローバルクラスルーム事業」について、その後どのように対応されているかについて、お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、国内外との青少年交流は、大変意義深いものだと考えます。県も「かごしまグローバルクラスルーム事業」を昨年から実施しております。しかしながら、県の事業は制約も多いため、本市としては、独自に、市内全小・中学校において、青少年交流を進めてまいりたいと考えております。

その際、交流相手となるのは、里港国民学校を含めた台湾の学校を想定しています。今後、曾於市と里港郷との交流が具体化された場合、積極的に進めてまいります。

2、教育振興についての①「そおぐるみ教育」を目指して自律（わがこと）共感（そおそお）は今後どのように展開され、児童・生徒たちの今と未来をどのように考えるかについて、お答えいたします。

これからの子供たちは、予測不能な未来にも柔軟に対応できる力が必要となります。そのためには、学校教育も子供たちが学びを自分ごととして受け止め、対話を重ね、他者と協力しながら課題を解決するような、主体的な学びに変えていかなければなりません。

しかしながら、そのような学びを実現するためには、学校だけではなく、時には学校を飛び出し地域のホンモノの課題や、ホンキで生きる大人と直接つながることが大切です。

教育委員会としては、曾於の宝である子供たちが、曾於を愛し、将来の曾於の未来を担う大人となることを目指して、このような学校・保護者・地域が一体となった「そおぐるみ教育」を展開してまいります。

2の②現在の奨学金制度の状況はどうであるか。本市においても、給付型奨学金制度を考えるべきであるが、どのような議論がなされているのかを伺うについて、お答えいたします。

本市の奨学金制度は全て貸与型となっており、令和5年5月末時点で貸与中の方は、高校生3人を含む55人、そのうち、令和5年度の新規借入者は高校生1人を含む16人、返還中の方は述べ151人となっております。

返還猶予ではなく、本市独自の給付型奨学金制度を設けるとなった場合、本市の奨学金制度を根本的に見直す必要があり、市としては給付型奨学金制度導入が可能なかを現在検討しているところであります。

2の③青少年には、郷土愛の精神が必要であることから、市内全般的に伝統文化

等への取組や活動の推進、啓蒙啓発すべきであることを曾於市教育の主軸に置くことが、地域教育であるがについて、お答えいたします。

曾於市内には、次世代に伝えていくべき貴重な伝統文化や行事が残っており、現在も各地域や学校において伝統的な行事や郷土芸能等の継承活動が行われています。

地域の人々が、伝統文化等を一緒になって作り上げていくことで、世代間交流を促進し、また青少年にとってはこのような経験を得ることで、地元に着や誇りを持ってもらういい機会になっていると思います。

今後も、地域や学校との連携を図り、伝統文化等の継承を通じて、青少年の郷土愛を育み、さらには地域の活性化に寄与していくような人材に育ててもらえるような曾於市としても必要な支援をしていきたいと考えております。

2の④世の中を生き延びるためには、人間形成・人格の完成を目指すべきであるが、第3期教育基本計画と2023年度以降、第4期教育基本計画に対する曾於市独自の新たな教育基本計画についての議論等について、教育長の見解を伺うとともに本市独自の教育振興等に関する宣言看板を立てるべきではないかについて、お答えをいたします。

本市の第3期教育振興基本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とし、基本理念「個性豊かな教育と文化のかおるまちづくり」を基に策定されております。今年の3月に、中央教育審議会から国の次期教育振興基本計画が文部科学大臣に答申されました。

今後、答申を受けて国や県の次期教育振興基本計画が策定される見込みであり、本市も第3期計画の成果と課題を検証しながら、令和6年度中に第4期曾於市教育振興基本計画を策定していく予定であります。

また、次期教育振興基本計画の作成にあたっては、国や県を参酌するだけでなく、本市の実態に応じた独自の施策等も盛り込むように努めてまいります。併せて、宣言看板については、生涯学習の観点からその必要性について検討してまいります。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

それでは、2回目の質問に入っていきますが、里港郷との盟約締結について覚書を交わす時点で、まず山中先生が昭和19年に1年間教鞭をとっておられたこと等、国民学校の現状についてどうであったのかというのはもうみんな、女子児童等は高齢だとは思いますが、現在の郷長並びにその関係者等の受入状況はどうであったのか、市長の感覚で聞きたいと思います。

また、併せて開校100周年で送られたピアノの状況はどうであったのか、今日において学校側はどのような印象を持って今日につながっているのか、市長が受け止

められた学校の状況を、まず求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私たち曾於市が台湾の里港郷と結ぶことになったのは、昨年7月の23日の山中貞則先生の生誕100周年の記念事業において、台湾からの訪問があり、そこで接触をしてつながりました。それに基づいて、この間やり取りをしておりまして、私もぜひ台湾の里港郷にやっぱり出向いていきたいということで参りました。

もともと台湾の方々というのは、非常に日本人に対して親交が深いといいますか、非常に親日感がありまして歓迎を受けました。また、当時の山中先生が教壇に立たれたところの場所にも行かせてもらって、またピアノも見させていただきました。そのときにも、まだピアノは使われておりまして、そこの小学校の4年生か、5年生だったと思うんですけど、ピアノを弾いていただきました。

そういう意味では、非常に私たちの曾於市と山中先生のおかげでつながりまして、トントン拍子に私たちと友好都市、姉妹都市みたいなものを結びたいという話が上がりまして、ぜひそういう方向をしてもらったほうが、私たちも子供たちに将来的には海外のつながり等も大事だと思って、ここまで来た経過があるところでございます。

○18番（迫 杉雄議員）

感じられたこと等を今述べられました。当然台湾としては現状、今日まで親日派というような受け止めで、本当に近い存在だというふうに考えております。今後の内容について里港郷との交流を進める中で、まず端的に児童生徒の交流についてはどのような話がされたのか。今、市長は見解を述べられました。具体的にやっぱりこの延長線には、最初、通告しておりますように教育の問題だと。当然山中先生が教鞭を執られた1年間で、里港郷の国民学校でしょうかね、そこでの1年間でそれだけの教育をされたわけですので、1年ですからちょっと考えられないわけですね。それが今日まで七十四、五年ですかね、ずっと今後も続いていくんですが、こういう人物といいますか、台湾でいえば山中貞則老師でしょうけど、そういうものをどうやって我々曾於市、今後の曾於市の未来の子供たちに伝えていくかということにつながります。端的に言いますと、児童生徒の交流についての市長の見解、若しくは教育長の見解を、まず伺います。

○市長（五位塚剛）

今後の交流については、具体的にこのようにしましょうということはまだ決定はしていないところでございます。当然、人的交流をするわけですので、今議長をはじめ何人か参加してもらいましたが、やはり今後はよく話し合いをして、その子供たちの交流だけじゃなくて、今、台湾というのは半導体では世界のトップクラスの

状況でありまして、大きく熊本に進出してこられております。そういうものも含めて、またどういう交流がいいかなということも含めて、今後、話し合いをしたいと思います。

11月の弥五郎どん祭りに合わせて、里港郷やら屏東県の方々も含めて、曾於市にぜひ訪問したいという話を今いただいておりますので、今後よく話し合いをして、その報告をまた皆さんたちにしていきたいというふうに思います。

○教育長（中村涼一）

小・中学校の交流については今、市長のほうからありましたが、里港国民学校との交流を中心に台湾とできたらいいなと思っております。教育委員会としては、今後、交流が具体化していく中で、できれば、先ほど迫議員のほうからありましたがグローバルクラスルーム事業、これはもうオンラインでつながりだけですので、予算も差し足る手間暇も掛かりませんので、ぜひその相手として台湾のほうにお願いできないかなと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

市長の答弁並びに教育長の答弁、教育長の答弁については、まず市長は今年になって2回里港郷に行かれているわけですね。教育委員会は誰も、教育長もはじめ誰も行ってないし、どういう内容か今市長から聞く見解だと思うんです。

この中で、再三というのが、まず山中先生が里港郷に残っているのは、その1年間の教鞭の中で里港郷の女子児童等が今日までずっとつないでいく教育というものがあったんです。もし、この中に国民学校なくして、先生が向こうで教鞭をとられたらどうか、そういうものであればここまで続いていないかもしれないです。

今の時点になって、市長が答えます台湾の企業でありますTSMC等が日本にどんどん入ってくると。熊本に入ってくる。こういうのは別において、まず一点突破で里港郷と教育的なものを進めていったらいいんじゃないかと。

今の答弁に11月3日ということですが、11月3日では指折りですね、日にちもあります。この間に、教育長がそれなりの議論をして、教育の段取りができますか。できるのであればやりますという答弁をもらいたいと思います。

やっぱり、善は急げとかそういう言葉もありますが、このようにおいて後で質問をする、教室から世界へのかごしまグローバルクラスルームの事業でも、もう3年間の間の問題です。ですから、やはりいろんなことは市を挙げて議論して進めるべきじゃないかと。我々議員の中でも、それなりの話はありますが全然状況は分かりません。やはり、やるからにはですね、執行部側だけが進める問題でもないと思います。

やっぱり曾於市一丸となって進めていかなければ、国際という漢字の下ですので、下ですので、なかなかだと思いますが、市長やっぱりまだ次の段階次の段階のビジョンですか、それとも考えですか、それに合わせて言いますが、せっかくだ千載一遇のチャンスをまちづくりに、曾於市のまちづくりどうやって持つていくのか、それは教育の問題もあります。市長はさっき言われたT SMCのことも言われますが、そういう企業的なものと丸めながら引っ張っていくというそれがビジョンなんですか。まず分かりやすいのは、引っ張っていきやすい教育の問題からだという観念を持っています。

市長がいう文化から観光から経済から引っ張っていくのであれば、それは立派なことです。けど、取りあえず突破口とか足を踏み出してそして11月の3日なら3日に訪問団が来てもらうというふうにつなげていくのがベターじゃないかと思うんですが、この山中先生を盾にとった教育の問題については、どこまで考えていらっしゃるんですか。今後のビジョンとして考えていらっしゃることを、答弁してください。それが私は議論だと思います。

○市長（五位塚剛）

今の段階で、どういうふうにするということについてはまだ決めておりません。当然、子供たちの交流を進めていくのであれば、教育委員会の中でも我々当局と一緒に議論して、また議会のいろいろな御意見もあるでしょうから、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかという声があれば、それも参考にはしていきますけど、取りあえず今スタートの段階に来たところでありまして。昨年の7月から本当に1年足らずで友好都市が結べるというところまで来ましたので、これを確実に進めるために今から具体的に議論をさせていただきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

そしたら、教育とさせていただきますので教育長、市長は今のような見解ですね。そうすると、教育長は教育の分野の議論、今後の曾於市の教育委員会の、今回の通告に関しては教育の振興についてを通告しております。そして、絡めて山中顕彰館についてで、俗に言う山中貞則という人物、若しくは1年間でこんだけのものを歴史的に時代的に引っ張られる教育者がおったかよと、一つはここから突破口を見て誇りをもって進めるべきじゃないかと。山中貞則という人物は政治家だったというのは、さて横に置いて、このような経過をとってきたんですよ。実績があるんですよ。今日まで続いているんですよ。

ここから考えれば、今現状、国の教育とは言い難いんですが、我々曾於市の教育について何か見直すなり議論をするなりあるんじゃないかと思いますが、教育長いいろいろ後の答弁もちゃんと見て聞いておりますので続けたいと思います。答弁を求

めます。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

私も教育者の端くれとして、やっぱり僅か1年の任期にかかわらず、里港郷国民学校に大きな、またそこにいた子供たちに大きな影響を与えた山中貞則先生については、本当に尊敬しております。政治家になられても、台湾それから沖縄との交流をされていたという話を聞きながら、私自身としてはぜひこの里港国民学校を含めた交流はやっていきたいなと思っておりませんが、相手のあることでもありますので、このことについては市長部局のほうと十分協議しながら進めてまいりたいと思っております。

ただ、本当に異文化交流というのは非常に子供たちにとっては大切なことですので、教育委員会は教育委員会でもたいろいろコンタクトをもし取れる部分があれば取って、少しでも早く、少しずつ、一気にではなくて小さなところから交流を進めていけたらなと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

市長の①の答弁で、何か議論がまだまだ足りないと思いながら、次に②で教育長が答弁されておりますが、現段階で今日において、私にすればやっとな鶴岡市と青少年の交流が始まったと。その以前の笠木小学校の件もなかなか表面に出てこなかった。笠木小学校の子供たちは毎年雪を楽しんで、今年も楽しんでおります。こういうのを、やっぱり全体的に進めることができたなど。だから、文言に鶴岡市との青少年の交流事業が始まったと。

それと合わせて、もう一つはシアトルもやっぱりこれは完全な市の事業で短期留学といいますか、やってきております。けど、ここコロナで二、三年休んだですよ。今度やっとな始める。もう二、三回の問題じゃないわけです。今まで何でこうなったのかと。ここまで来ているのか。これについても、もう始めた頃からすれば世の中は完全な国際化になっているわけです。だから、国際化の波に乗るといって、国際化教育というのを全面に押し出してこそ曾於市の教育が市民に対して、また未来を担う子供たちに対して見えてくるんじゃないかなという気概がしております。

そこで、1回目の答弁で教育長が答弁されております、教室から世界へと「かごしまグローバルクラスルーム事業」、これは去年の9月に始まったわけですね。そのまま3年間という予算がついておりますが、二千何百万円ですか、二千二、三百万円の県の予算でやること。私は、最初この事業について質問をしたときは、県の事業だから市の持ち出しはないよなというような議論をした考えです。それを、去

年の12月の定例会でもしました。そしてそのまま何の返答もないから3月の定例会での一般質問でもこれに引っ掛けて言いました。そのときの学校教育課長は何か訳の分からん答弁をして、それ以上の議論ができませんでした。これが事実、私の見解です。

けど、それは3月までのことですね。教育長、いいですか、これは県の教育委員会に、もう半年もたつことやから、教育長が自ら行って、その学校の規制があると思います、何校だと。その中に食い込んでもらえる汗をかいてもらいたいと、私は思うんです。教育長が自ら乗り込んでいかんことには、県教委もまだほかにもあるんだと。

現にもう去年の9月以降、県下各自治体の中学校はいろいろな交流をしております。それに併せて、先ほども言いました教育長もちゃんと分かり過ぎているから、端的に言えば鹿児島県の緯度と台湾の緯度はさして変わらないから昼間のオンライン交流ができるんだと。

そして、まして言えば中学校は英検の子供たちが何人もいます。ここを持ち上げんことには何が国際化の教育ですか。英検も聞くと末吉中学校で二、三十人はおるんですよ。その上を目指せというぐらいのハッパをかけるのが教育委の仕事じゃないかと思うんですが、教育長この議論の延長戦に県教委まで足を伸ばしますと、検討しますじゃないんですよ。教育長の答弁は検討して研究しますと、前は答えられているんです。12月は。もう検討じゃなくて対応できますとか、対応しますという答弁を求めるところですが、もう一回、答弁を求めます。

○学校教育課長（関戸達哉）

議員御指摘のかごしまグローバルクラスルーム事業につきましては、令和4年度から始まった事業でございます。県内の中学校のうち8校のみが国際交流ができるという1年間単位での事業でございます。昨年度、今年度、本市からは残念ながら選出はありませんでした。来年度も本市から希望は出しますけれども、どうしてもこの事業自体が県教委が決める事業でありまして、県内の8校というところで大隅地区から1校と、1つの中学校ということにもなりますので、同時並行的に来年度は既にもう県の教育委員会のほうにもお願いをしているところですが、それプラス本市独自でもう3つの中学校でオンラインで交流を始めていこうということで、2学期から計画をしているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁は3中学校で国際、このオンラインを始めるという意味ですか。

○学校教育課長（関戸達哉）

そのように考えております。このかごしまグローバルクラスルーム事業も、主たる活動はオンラインでの活動になっております。ただ、各学校から1人が現地に向かうと。現地に行けるということで、そのような事業でございます。ちなみに、このかごしまグローバルクラスルーム事業は交流先が台湾の3校、ベトナムの3校、オーストラリアの2校ということで指定してございますので、そちらの事業で交流をしていくか、里港郷との里港国民学校としていくかということも、また一つ考えるところになるかなと思います。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今の答弁で、台湾の3校とか、ベトナムとか、オーストラリアとか出ました。どうせ緯度が大して変わらないから朝と夜というようなオンラインは考えなくてもいいわけですね。だから、端的に見れば台湾をもう市長が先発隊で一応話はつけてきているわけです。そして、おまけに交流事業イコール盟約を結ぶということも来ているが、県のほうにその内容を持っていけば、何か推しが効くんじゃないかと思われませんか。それでも推しが効きませんか。この事業に対して、教育委員会、県教委はそんなに難しいところですか。やっぱり行政の先端におるところですが、やっぱり現状を見て今曾於市の取組はこうだということ推していくと。

だから、今さっきの教育長自ら汗をかいて鉢巻きを締めてくださいと。これでも通らないのであれば、鹿児島県の県教委もそんだけかと。今の時代に合わせようと思ったら、やっぱりベターな望むところを優先する方法もあるし、我々も曾於市として進めるべきだと思っています。そういうことで、市長はこの件に関してはなかなか答弁されませんが、今教育長にやっているこの県の事業を、どういうふうに理解されていますか。

○市長（五位塚剛）

教育委員会のほうで、前の平学校教育課長からいろいろ引き継ぎながら、いろいろと頑張っている事例であります。確実に実が結べるように教育委員会のほうで頑張っていただけというふうに思っておりますので、行政としても応援をしたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

当然、まちを挙げて、曾於市を挙げて曾於市のまちづくりの一環として、せっかくつかんだ国外というか、海外との交流です。今までこのチャンスを逃したとか、そういう経過をたどったことはないわけです。ですから、やっぱりこれに懸けて、今後まちづくりのビジョンにしていく。そうだったら、市民でも十分理解して市民も元気が出るんじゃないかと。今までになかったことですよ。そういうふうに考え

るべきだと思いますが、全国的とじゃなくて、海外との国際的なことですので、今までの感覚で、分刻みで刻んでいくような計画はちょっと角度を変え、やったほうが良いような気がします。それで失敗しましたというときは、どうしようもできませんけど。

それに合わせて質問をするんですが。もう一回、山中貞則老師先生が今さっきから議論しております、1年間でこういうような足跡、実績、教育力を見せたことに対して、引き継いでいることに対してどう思われるか。今から七十何年、七十四、五年前と今後、今の時代の教育ともう丸っきり違うわけですよ。それが今の時代に生かすためにも、やっぱり教育だという、そしてまだ続けて質問していくんですが、そのために今後、曾於市の教育をどうやって立てるのか、今でも立派だといえればそれだけです。

けど、今でも立派というのは今まで引っ張ってきたのが立派であるかもしれません。けど、やっぱりもう世の中が国際化、何でも国際化、もうちょっと言いますとデジタル化ですよ。そこの中でやっていく教育というのはどんなものでしょうかね、教育長に教育ではもう大分理解されて議論されているようですが、市長の見解を聞きます。でなければ、教育長はすぐ市長に振ります。今さっきも言葉で振りました。市長の見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

私の考え方は、やはり今の子供たちの教育の在り方が非常に依然からすると変わってきているなど感じております。進んでいる子はどんどん進んでいるけど、ちょっとしたコロナの関係で学校に行けなくなった子供はほとんど不登校状態になっている状況もあります。そういう子供たちも救わなきゃなりません。そういう意味でも、やはり本当の教育とは何なのかということをよく議論をして、取りこぼしをしない教育をしなければならぬと思うんですけど、先生たちの今のやり方は本当に仕事量が多くて、ゆとりのある教育がなかなかできていないというのを感じております。

そういう意味では、全面的なものを見方を変えながら、曾於市は私はいいい意味での教育が非常に進みあると思っておりますので、今の中村教育長を中心とした教育委員会、そして学校の全体の先生方と集まってもらって、曾於市の教育はどうあるべきかということを含めてよく議論して、国際交流との問題も確実に進めていくというのが私はいいいのかなというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

今市長が答弁される内容で、やっぱり議論、時系列的に刻むんじゃなくて、やっぱり足を前に運ぶような心持ちの姿勢やら、まちづくりに対する意気込みを、やっ

ぱりみんなに感じさせてください。市民に感じさせてください。行政はこうやってこうやってなかなかだよという予算的なものがあるよという言葉なんか、今また別に置かないかんじゃないかなと思います。

そこ辺体はもう、市長の手腕ですのでやってもらえばいいんです。教育長、この件で教育を、曾於市の教育を旗をぼっと柱を立てる気がありますか、後で質問をする看板をどうだという質問をするんですが、教育という文字を曾於市の教育は今後、こうあるんだよという考えはありませんか。もし、議論をされる気があるかないか、一応答えを求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

曾於市のこれからのあるべき教育ということについては、我々教育委員会の中でも十分議論しておりますし、私自身はやはり先ほどの答弁の中でもそおぐるみの教育というのを打ち出しております。今なかなか学校の教員になってくれないと、現在でも曾於市は教員が足りない状況がございます。こういう状態を考えると、やっぱり学校がいろんなものを抱え過ぎて、また先生たちもそういう中で疲弊している。また、そういう姿を見た子供たちが教職という職業に対してあまり希望を抱かなくなっている。そういう状況もあるんじゃないかなと、すごく思っています。

私自身は、教育というのは本当にすばらしいものだし、そこに携わる教員は本当に子供たちを自立させていくということで、やっぱり頑張っていく、そういう使命感のある非常に尊い職業だと私自身も思っております。そういった意味で、曾於市の教育というのはやはり私自身、やっぱり学校だけじゃなくて保護者、地域この三位一体となって取り組んでいく必要があるんじゃないかなと、地域を挙げて取り組んでいくのが私は曾於市の教育だと思っております。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

質問が準備したよりも多くなりました。1の③に里港郷からの訪問団が11月3日頃は来るわけですね。それに関して通告しておるように、山中顕彰館には必ず入るわけです。また、その前後に関してもいよいよ曾於市がそわそわと動き出すと、やっぱりコロナ禍でもありませんので入館者といいますか、お客さんがどんどん増えていく、それに対して通告していました現状の顕彰館周辺を、市長は最近歩くなり、車でもやけど見聞されて散策されてどのような見解を持っておられるのか、全然行っていませんといえばそれで構いませんが、やはり現状をどう捉えるか答弁を求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

私は、時間があるときはなるべく市内を散策するようにしております。顕彰館の

周りも時々通っております。そういう意味では、以前も大型バス、観光バスをやっぱりここに来させるための道路の整備ができないかという要望も上がっておりますので、いろいろ努力をしましたが、なかなか土地の取得の問題を含めてうまくいきませんでした。

また、今後の来客のためにも駐車場確保というのは非常に大事だと思っておりますので、その辺りを含めて顕彰館との話合いをもっと密にしながら整備できることがあるならば、そういうことも含めて話をさせていただきたいと思えます。

○18番（迫 杉雄議員）

散策されていけば一番今、草木々、竹木々がわんさかわんさかなんですよね。ちょっと見れば何だこれと、現状は。それで、もう進めますが、令和3年の8月23日に地元の北部公民館長の連名で、隣にあります北部青少年館の駐車場土地確保を要望を出しているけれど、もう3年たつところなんですよね。その間、1回も、ちょっと難しいですよとか、そういう状況は要望側には来ないわけですね。これに関して、1回も交渉していないんじゃないかな、市長どうですか。土地地主がどうしてもこれはもう無理だよというような話も聞かないし、交渉されているのかされていないのか、市長はその要望書をちゃんと頭に入れてられるのか、ちょっと答弁を求めたいと思えます。

○市長（五位塚剛）

以前、私もその要望書を受けたことは分かっております。その後の経過についてちょっと私は分かっておりませんので、企画課長は分かっているのかな、生涯学習のほうでは分かっていますか。じゃあ、答弁をしてください。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

深川のほうから要望書を頂いているところでございます。現在今、土地の持ち主の方等の調査等はしているところでございます。現在のところ、生涯学習課においては7月に行われますカヌー大会の駐車場の利用とかお願いをしているところです。また、深川のほうの村づくりのほうも祭りをやったりとか、そういうときに利用するという事は聞いているところでございます。今後、今相手方と接触をしようとしているところでございます。今しばらく待っていただければなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁のとおりだと思います。まだ1回も交渉していないなど。この要望書は令和3年8月23日の北部公民館以下、地域の自治会長の連名です。1回でも交渉があっ

たら、なかなか地主は手放し難いやろうなというのが、全然それが聞こえないものですから、そのまま1年、2年、3年たてば木々も大きくなっています。木々もです。車を止めれば枝が落ちて車を直撃するぐらいの大きいものもあります。

それに対して、地元でいろいろ話もこの件についてするんですが、なかなか手を出せないのよねと。人の土地をむやみに、整備は今されているんです、車が止めた駐車場だけはできるんです、けど、それ以上の手出しはやっぱり越権だなということで手が出せません。だから、確保してくださいと。並びに、あの辺りがもう顕彰館の50m隣は、50m隣に空き家が4軒ありますよ。そのちょっと離れてもまだある。そのぐらいの中に人が行き来しないところですね、なかなか管理整備できません。

けど、一旦目的があるいは山中顕彰館の今後の運営や繁栄やとなれば、それは地元なり関係者なりそれなりの対応はできるはずなんです。けどやっぱり、今言うように人の土地にむやみに入ることは私、個人的にできないと思います。

市長、今こうやって土地購入の件ですが、どうされますか、もうこのままその11月の3日前後までですよ、あの地域はあのまましておきますか。それが、それではいかんよと。やっぱりもうあと5か月先のことであれば、もう今から夏を通じて整備をしたらいい、庭掃除をしたらいい。でなければ、はっきり言うが顕彰館の中だけ草取りをしてるんですよ。分かりますか。

顕彰館の庭だけは草取りがされています。当然、管理費を払っているわけやから。けどその周りは御覧のとおり。それとあと一点付け足しますが、散策やらしてれば、あそこに大淀川の橋がありますが、橋の名前は分からんでしょう。分かればいいんだけどですね。あの橋も一つはやっぱり先生にまつわる橋。そしてあの大淀川も昭和60年、61年に先生の、我々で言えば大した力だなど、大した政治力だなどというような河川の整備がされているんです。そういうのをやっぱり顕彰の糧にせんないかんというんですね。

山中貞則という人物の顕彰はどういかにあるべきか、そういう実績やら地元が潤っているものを糧にして、やっぱり今後顕彰館をつないでいかないと、末永く次の時代にもですね。でなければ、やっぱり歴史はなかなかそこにはないんじゃないかと思えます。

ただ、橋の名前は報効橋です。報効橋の意味が分からなければ後でも話ができませんが、あの橋もちょっと見ただけではただの橋じゃないわけです。市長が今言う、あの周辺に目を向けて土地確保に市長自ら鉢巻きを締めてもらえば、案外と答えが出るんじゃないかと思えますが、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

長いこと地域の皆さんたちからの要望に応えられていない現状でありましたので、

生涯学習の課長が答弁いたしましたように、大至急地権者と交渉させていただき、また全体の整備についても手を打たせていただきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

あと、ここで質問以外でも時間外でも議論やいろいろなことができると思いますので、次に進みたいと思います。教育振興についてですね。

○議長（久長登良男）

迫議員ちょっと。ここで、迫議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、迫議員の一般質問を続行いたします。

○18番（迫 杉雄議員）

次に入るんですが、先ほど市長に「報効」という漢字を質問しました。報効という漢字は恩を返す努力をするという意味みたいですね。当然、命名は山中先生だと思っています。そしておまけにあの橋がただの橋じゃないですもんね。私自身は、はっきり言ったところ、若いときにあそこの工事にアルバイトにおった経緯があります。そういうことで、あの橋を造ったことに対してやっぱり先生が表れているなど。あとは、さっき申しましたように、あれから下流の河川変更もやっぱりすごい力だったと。あともう一つ、先生の教育の理念といいますか、教えることは簡単だと。けど人に道を教えるのは難しいというのが顕彰館に行けば文言が残っているわけですね。当然だと思います。教育は教えるだけかと言いたいから教育長は耳が痛いかもしれんけど、やっぱり教育は教えて育まないかんわけですよ。それが教育という漢字だと。けどそれを里港郷の国民学校で言われた理念が、教えることは簡単だけど人に道を教えるのは難しいと。そして1年間の間に女子児童と寝食を共にされたという記録でずっと残っていますので、そこらあたりを再度再度引き出してひもといて、今後、できますならば山中貞則先生の教育の記念碑ぐらいは議論の端に出してもらいたい。

それでは、2番目に通告していますので、今さっき1回目で議論した質問と重複するような気がするんですが、教育長が大概答弁されております。重複しても同じことを答弁を求めます。

改正の教育基本法が平成18年、それから5年刻みでずっときて2023年度が第4期

の教育振興基本計画の時期にもう入るんじゃないでしょうかね。今答弁では、内閣政府って言われたから、そこで閣議決定があれば当然入っていきます。でしょう。それに基づいて、私は教育の専門家でも全然教育には知識ありませんが、第3期までの教育の計画と第4期に入っていけば内容が変わっていますよね、文言から。そこに出たのが、返事をもらえばいいんですが、これではないんですか。さっきから捉えている、この中に出てくるのがウェルビーイング、これについて議論はされていると思います。されていると思います。けど、これからが問題です。曾於市にウェルビーイングの教育をどうやって計画に盛り込んでいくのか。ここに書いてあるだけでは、一般市民はなかなか理解に苦しむような、私だって全然意味が今後の兆しが分かりません。一応答弁されるところだけでも答弁を求めたいと思います。

○教育長（中村涼一）

それではお答えいたします。

今、国のほうが第4期教育振興基本計画を策定して、答申が出て、これから策定が始まる。それを受けて、また県、そして各自治体のほうで作成していくことになると思います。今回議員が言われるように、新しい次期教育基本振興計画の中で「ウェルビーイング」という言葉が出てきました。横文字なんですけど、基本的には、身体的・精神的・社会的に良好な状態、短期的な幸福ではなくて長期的にそういう状態が続く。これは逆に言えば、今、子供たちが置かれている状況というのが非常に厳しい状況がございます。例えば貧困の問題、子供たちが一番の犠牲を受けるわけです。一方で児童虐待、こういうのも残念ながらあります。それからいじめ・不登校という問題も学校では、残念ながらこのコロナを契機に、また特に不登校は大幅に増えている状況があります。子供たちは本来幸せであるべきなのにそういう状態になっていないということを踏まえて、教育、学校を含めて、我々大人は何をなすべきかということで我々も十分検討して、次の第4期に向けて曾於市でもそういう取組をしていこうと。ただ我々が念頭に置いているのは、もう学校だけではこういう問題は解決しないと。こういう問題を解決するためには、我々大人のほうの協力というか、保護者、それから地域、こういった問題を解決するためにはやっぱり一緒になってやっていかなきゃいけないと。子供たちの幸せを願うために我々大人が何をできるのかということを今後真剣に考えていかなければならない。残念ながらそういう時代を迎えつつあるという、ある面では厳しい状況もございます。そういうことを踏まえて、教育委員会としてはそのリーフレットを作成いたしました。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

これから、第3期と変わった方向で、新たなる曾於市の教育振興計画を進めても

らえると思います。

ちょっと角度は変わりますが、本市の教育振興計画に対する、端的に言えば、去年の10月に今まで合併以来ずっと旧大隅町にあった教育委員会がここに入ったですよ。それと社会教育課が生涯学習課に改名されたわけですね。そして、いよいよ令和6年の4月から財部のスクラブが開校すると。そうなるとうちのスクラブについては、全国的という言葉よりも、国際的に発信されるものだと私は思います。

それと引換えに、今、曾於市が進めている公民館を廃止して地域コミュニティ協議会に移りかけていますよね。それからもう一つは、もう一緒になっているようなもんです。今いろいろ対応がされている3中学校の部活活動の意向調査、これを全部網羅すると、いよいよ曾於市の教育の変革といいながらも、どうしても教育を立て直さないかと。これについて、今までのパターンでやるというのも再三言いますが、ちょっともうすぐわないんじゃないかと、この一点張なんです。それに対してやはり教育長、この時期を捉えて、さっきも言いましたが、千載一遇のチャンスと捉えて教育の立て直しをしよう。今答弁されましたが、もう一回、やる気というか、教育の新しい第4期に含んだ振興計画に確実に盛り込んで、曾於市を、一言で言えば、教育振興宣言のまちということに持っていくべきではないか。もう再三、これは今日に限って言う問題でもないし、今日までずっと言い続けてきて看板の話もしてきたわけ。議論もしてきたわけ。どうですか。ちょうど今年には市が5点、6点の教育の課題を抱えているわけですよ。これについて、曾於市教育という旗を、看板を上げる考えにつながらないか。まず市長から答弁をもらって、教育長はそれなりの考えがあると思いますので、市長、どうですか。

○市長（五位塚剛）

私自身も曾於市の教育に非常に興味を持っているところでございます。やっぱり曾於市から素晴らしい先輩たちがいっぱいいらっしゃいましたので、そういう先輩の後を目指して頑張っていけるような自立した子供たちを育てるためにも、行政また学校、地域が一体となった教育を私はやるべきだというふうに思っておりますので、教育委員会のほうで教育振興宣言のまちという形での取組をやりたいというふうになれば、行政のほうも一生懸命協力をしたいなというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

今、市長の答弁にありましたように、今度は教育委員会のほうに振られたような形ですが、当然なんですよ。教育委員会が立ち上がって教育行政の施策をどんどん出しなさいと、私が言葉で言うところですが、こっちのほうに遠慮なしに教育曾於市を上げてもらいたいという議論です。

そこで、先ほど教育長が答弁の中に出てきましたが、そおぐるみの教育、本物の

課題に立ち向かうと。この言葉のとおりのリフレットですので、これに対して、中身をこのまましゃべるんですが、地域に対して、これは「ふるさとを知り、ふるさとを愛し、故郷を支える子供たちを育成する」と。この文句は生きていて、生きるんだという感覚です。けど私自身も、ずっと40年以上、子供たちに携わって指導してきておりますが、私の理念をここで言っても話にもなりません、人を知り、人に学び、人を思うと。この点はこのままマッチするなど。ということは、人を多く知れば人が教えてくれるのは教育だと思うんです。そして教えてもらったら人を思うことが教育だと思うんです。そういうことから、今後の進め方で、今さっき答弁されている、まだはっきりは私も言えませんが、教育とウェルビーイングの向上を目指していかんないかんと思います。そのために地域のコミ協の基盤づくりとの関連は考えていないんですか。当然考えないかんわけですよ。今再三言う、地域コミュニティ協議会なるものがまだまだ見えませんが、これと連携を取り議論して考えていくべきだというふうに思っているんですが、教育長、若しくはここで言えば生涯学習課はもう答えないわけですよ。一方の企画政策課が答えるわけですよ。そこの兼ね合いをどう思うか。企画政策課長がどこまで答えるか。その後に教育委員会のほうとして、どこまで連携と連動を今後推進できるのか、答弁を求めておきたいと思います。

○企画政策課長（外山直英）

今御質問ありました件ですが、地域コミュニティ協議会につきましては、一部は違いますけれども、末吉の一部につきましては校区公民館が主体となっております。このことから教育との関係は不可避だと考えておりますが、これまでの公民館活動は一定程度の児童生徒を対象にしているものが多いでございます。現在の少子化を受けて少し考え方を考える必要があるなということで課内でも検討しております。

教育の内容につきましては、教育委員会のほうでお答えされると思いますので、以上でございます。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

先ほどありましたように、まだコミュニティ協議会としては市内の各公民館が全体がコミュニティ協議会になっていない状態でございます。現在、公民館等の連絡協議会もございますが、その中にも校区の地区の公民館、コミュニティ協議会、一緒になって今話合いをしているところでございます。

今後、コミュニティの各地区がコミュニティ協議会になっていけば、またそれなりの考え方ができるんじゃないかというふうに思っておりますが、現在のところでは生涯学習課の中で公民館、協議会、一緒になった協議会を持って話合いを進めて

いるところでございます。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

今、企画政策課長と生涯学習課の課長の答弁を、もう一回確認だけど、当面というか、今後といえば、生涯学習課で今までやってきた社会教育の事業、若しくは生涯学習に変えた事業等は、窓口としては教育委員会の生涯学習課というふうに捉えてもいいわけですね。でなければ向こうの企画政策課はあくまでも窓口はあっても肝心な引っ張るのはできないんじゃないかなと思います。それで、やりますよと課長が答えるのであれば致し方ないけども、ほとんどが教育の問題、地域教育の問題やから、そっちのほうで進めるべきだと思います。そこらあたりの連携は取れているのかというのが質問なんです。議論はずっとして、これはもうこっちだ、こっちだというふうに進んでおるのであれば、各公民館、若しくは今コミ協体制に入っている地域も惑わないんじゃないかと思う。まだ今でも公民館は残っています。コミ協は設立しましたと。これでは地域の住民に与える一番不安なところだろうと思います。そこらあたりは早めに精査して進めなければ、24がいつの日に公民館はなくなりましたよと、全部コミ協活動ですよというふうになるかと思いますが、それだけ答弁を求めておきたいと思います。でなければ恐らく24分の何ぼしか進んでいないような気がします。

○市長（五位塚剛）

今言われるように、全ての公民館がコミュニティ協議会のほうに移行するというのは簡単ではないというふうに思っております。ただそういう方向づけを持って今ずっと推進しております。小さな校区はさらに厳しいだろうというふうに思っております。しかし最終的には一本化できるようにしていきたいと思いますが、まだいつまでできるということも言えないと思います。そういう努力を今後、地域の方々と話合いをして進めていきたいというふうに思います。

○18番（迫 杉雄議員）

なかなかここで一朝一夕に議論は進まないことは重々分かっておりますので、また機会あるごとに議論をさせてもらいたいと思います。

あと、答弁はもらっていますが、③に青少年に郷土愛の精神が必要であるということ等について、今後どうやって子供たちを、青少年を地域に戻すといいますか、地域に委ねるといいますか、案か考えか方向があるのか。ただ言葉で聞けば、何々活動をしています、子ども会があります。子ども会があるって見聞きしないわけですよ。予算的には子ども会というのがある。活動は何々行事をやっている。それは恐らく曾於市の市内のせめて24地域のまたその一部だというふうに捉えてい

ますが、そこらあたりを生涯学習課等々でもちゃんと精査しているのか。

それともう一点。いろんな無形民族伝統について途絶えたものがたくさんあります。それもできますなら、あったんだ、何年頃あったんだというぐらいの精査していけば残ったものを大事にしていくという論法なんです。そこらまで、だんだん自然と消滅していくのでは、今この議論は必ず失敗というか、成り立たないと思います。そこらあたりの危惧ですので、もし生涯学習課長が取り組んでいるのであれば、答弁を求めたいと思います。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それではお答えしたいと思います。

議員の指摘どおり、なかなか地域での中の子ども会の団体数というのが減ってきている状態であります。以前アンケートを取ったところなんです、地域の集落ごとの子供が減ったということで、子ども会が成立しなくなったという自治会もかなりあるところでございます。今のところでは子ども会活動につきましては、できる範囲で地域でやっていただきたいということでお願いをしているところでございますが、今度は地域は地域でリーダー不足ということで、なかなかリーダーに成り手がいないということも深刻な問題でございます。そういうリーダー不足等もでございます、子供たちの人数も減っているということでございますので、いま一度、生涯学習課の中でもどうやっていけばいいかということも今後考えていかないといけないというふうに思っているところでございます。

あと青少年が関わる伝統文化というのがございます。それぞれの地域に残っている行事とか、文化的な踊り、俵踊りとか盆踊り、それぞれ校区の中であるところにつきましては、小学校の児童がやって、運動会とか地域の祭り等で披露しているところがございます。これにつきましても、地域の中でやっていく、大人の方々がなかなかいच्छゃらないという中で青少年にこれを伝えていこうという地域の中での青少年の役割が大きくなっているんじゃないかなと思います。それと小学校でやっていくというのも一つの継承につながっているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。これにつきましては、今後もうちのほうも生涯学習課のほうでも進めていければなというふうに考えているところです。

以上です。

○18番（迫 杉雄議員）

ちょっと質問が前後しましたけど、端的に答弁を求めますが、奨学金制度に関して教育長が答弁されたことで、給付型奨学金制度を設けるとなると、当然いろんな対応を根本的に見直さなきゃいけないと。これも重々分かっています。それは当然、銀行等々見直さなきゃいけないということですが、それに努力するかしないか、議

論するかというのを質問にしているんです。給付型制度を曾於市も検討する、議論すべきだと思います。ということは、スクラブになればそれなりの人材が入学を求めてくるだろうし、今後やはり有能な人材を引き戻すという考えでいえば、必要ではないかと。長島町が早い時期に「ぶり奨学金制度」をやったけど、それにまねるわけではないですが、曾於市についても、都会に出る子供たち、子弟が必ずや帰ってくるための人口何とかでも対応する。このまま見過ごす必要はないじゃないかなど。できなければできない。できればできる。財政的なものも議論せないかんし、それについて市長に考えがあれば求めたいと思います。

○市長（五位塚剛）

この給付型の問題については、谷口前教育長のときに議論いたしました。それで具体的にできるとするならば、都会に出て、将来曾於市に帰ってきて頑張っていただけということが決まれば、その分は無償扱いをするというようなやり方がいいのではないかとということで具体的に議論をいたしました。実現には至っておりませんが、そのようなことを含めて、この奨学金制度の見直しを早急に教育委員会と話をし、全て給付型にできるわけではありませんが、何かそういう形でできる部分もありますので、話し合いをさせていただきたいと思います。

○18番（迫 杉雄議員）

市長の答弁が、話し合いは議論を進めるということで、「モーモー奨学金制度」ぐらいの命名でぜひ対応をお願いしたいと思います。

あと最後になるんですが、4番目に出しております、世の中を生きるための文言は先ほどから議論しておりますので、あと1点が、さっきから言っている、振興看板なる曾於市の目立つ看板などをせっかく教育長が検討、研究しますと言っているんですね。12月に私はこの場から質問しております。それで、今言うようにそのときも文言的には教育宣言、曾於市の教育振興宣言のまちぐらいの立派と言えども看板を立てたほうがいい、早速立てたほうがいいということで、研究とか検討は議論を飛び越えてもらいたいと思います。ぜひ早速、いろんな要素からちなんで立ててもらいたいと思います。市長の答弁は、それに見かなった文言を検討しますということで答弁をもらっているんですね。その文言を私は一点張りで教育の看板を立てようということなんですが、早速、これはやり取りですので、文言は違ってもそれに着手してもらいたいんですが、市長の答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

今もう合併をして18年が経過する中で旧町ごとに依然とした古い看板があるようでございます。そういう看板をうまく再利用して教育的な振興のまちの看板はすぐにはできるとしますので、教育委員会と十分詰めて予算化できるようにしたいと思

います。

○18番（迫 杉雄議員）

予算化するように対応してください。検討じゃなくて対応ですね。検討は調べるばかりだと私は理解しております。対応は要望に応えるという言葉だと思っています。

あと1点、市長、旧町時代からという言葉が出ましたが、看板が立っているのに一つ不思議で理解できないのが、市長も車で通られると思うが、そお街道の文化センターからずっと六町の中を通過してそお街道の交差点があるわけですね。キリシマリースとか何とかがあるところ。あそこに立っている看板は、ちょっと読み上げてみますよ。「またどうぞ、大川原峡溪谷へ！心よりお待ちしております」と看板が立っているんですね。文句はいいですよ。けど、場所がせめて向こうに財部のほうにそお街道に行くのであれば10号線から向こうであればいいみたいだけど、あそこに立っている意味、この言葉はいいですよ。何であそこに立っているのかなど。わざわざ立てる場所を確保して立てているわけだから、それなりのあれがあるんだろうと。いつ立ったかも分かりません。今まで見過ごしていた、今になって気がついたと。この看板についての誰か答えられる人がいますか。観光の看板でもなさそうやけど、観光の看板でしょうかね。最後ですが、答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

実際、私も見ております。なぜ六町のところなのかというのは私も分かりませんが、財部方面に行って溝ノ口洞穴に行った帰りに町のほうに出てきた人たちに対するお礼の言葉だろうと思っています。多分これは、まちづくり観光協会か何かの形でしたんだろうと思いますけど、市が直接関わったものじゃないというふうに思っております。

○18番（迫 杉雄議員）

答弁をそのまま受けるわけじゃないですが、何々協議会とかあればそれでいいんですよ。けど何もないみたいですね。今私が読み上げた文言しかない。だから今度は反対に、市はその経過は分からないんだったら、俗に言う突き詰めて、替えてでもというような感じやらやっていかないかんじゃないかなというふうに思います。そこら辺を網羅して、再度申しますが、早い時期に曾於市のアピールができるものを立てるなり、設置してもらいたいと思います。

終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時16分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4、山中雅人議員の発言を許可いたします。

○1番（山中雅人議員）

さくら会所属、1番、山中雅人。以上2点の質問をいたします。

1、市長の政治姿勢について。

市長は、令和5年度に行われた県議選において、3月31日の対立候補の出陣式に出席し、松岡救急クリニック分院の誘致は、市外選出の県議会議員から相談があった事業であり、実際に対応したのは本市である旨の発言をしている。鹿児島県医療審議会でも許可がなかなか下りなかったとも聞きますが、改めて、松岡救急クリニック分院の誘致の経緯とはどのようなものであったのか伺います。

2、市長は演説の中で、曾於市選出の県議会議員が市長室に来ないことを問題視していますが、副市長以下の執行部も予算等で曾於市選出の県議会議員と打合せや相談はなかったのか伺います。

3、市長の政治姿勢について。市長は、市長室に来ない人が国・県の予算は獲得できないといった発言をしておりますが、地域振興事業などで曾於市選出の県議会議員が関わることはないのか伺います。

4、市長は市民の方から今回の県議選の選挙活動について問われた際、「特別職の公務員だからビラを配布するのは問題ない」といった趣旨の回答をしていたと聞きますが、事実か伺います。

5、その際に両副市長も在席していたとも聞きますが、事実か伺います。

大項目2、本市の外国人労働者への支援策について伺います。

私の、令和4年度第1回定例会における質問において、第2次総合振興計画に外国人労働者向けの予算が組みされていないという質問に対して、市長は「今後検討して文言として入れるようにする」と回答しておりますが、予算措置としてはどのようなものになったのか伺います。

以上2点、誠実な回答をお願いします。

○市長（五位塚剛）

それでは、山中議員の質問にお答えしたいと思います。

1、市長の政治姿勢についての①松岡救急クリニック分院の誘致の経緯についてお答えをいたします。

大園元県議からお話がありまして、当時の松岡救急クリニックの理事長の方から、曾於市に救急クリニック分院の開院をしたい旨の相談がありました。それから県へ相談を行い、医師会病院の方々とのやり取りなど、長期にわたり協議を行いました。この結果、最終的に県のほうから特別認可を頂いたと思っております。

1の②副市長以下の執行部も予算等で曾於市選出の県議会議員との打合せや相談はなかったかについて、お答えをいたします。

本質問については、政策的な質問ではないので回答を控えさせていただきたいと思えます。

1の③曾於市選出の県議会議員が関わることはないのかについて、お答えをいたします。

本質問についても、政策的な質問ではないので回答を控えさせていただきます。

1の④ビラを配布するのは問題ないといった趣旨の回答が事実かということでございます。お答えをいたします。

本質問についても、政策的な質問ではないので回答を控えさせていただきたいと思えます。

1の⑤両副市長も在席していたことが事実かということでございますが、本質問についても、政策的な質問ではないので回答を控えさせていただきます。

2の本市の外国人労働者への支援策についての①総合振興計画の記載や予算措置についてお答えをいたします。

外国人施策の次期計画への記載については、現在の計画が令和7年度までとなるため、改正に向けた評価分析作業等を行っている状況です。

また、外国人労働者について、言葉や文化を習得する事業については、県の事業に曾於市も参加している状況です。

今の時点では、予算措置などに至っていないところでございます。

以上です。

(「議長、ちょっといいですか」と言う者あり)

○議長（久長登良男）

今、質問中だから。

○1番（山中雅人議員）

それでは、1点目から質問したいところなんですけども、2番目以降が政策的な質問ではないということなんですけども、これはどういった趣旨なのか。まずそれへの回答のほうが決定的だと思いますので、まずはこれから、市長、答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

この問題は、県議会議員選挙での問題でありまして、具体的なその事実についても私がある時点で立ち会っていない部分もありますし、また、私のところに一般市民の方が来て質問された部分もありまして、それは山中議員とは別の問題でありますので、そういうことを含めて、政策的な一般質問ではありませんので回答は控えさせていただきますということです。

○1番（山中雅人議員）

これもそもそも政治姿勢についての質問でございまして、個別の政策の質問ではないんですけれども、そして県議会などの関連を見ても、県知事などに政治姿勢を問うということはこれは一般的でありまして、政治姿勢について回答しないというのはちょっと理解できないんですけれども、その点の回答をよろしくお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

山中議員が市長に対して市民のいろんな政策的な問題であれば、当然、一般質問として議論ができると思います。これについては瀬戸口県議のことでありまして、相手の瀬戸口県議とも具体的な話合いが全く私としておりませんので、そのことを想定して議論したって事実には基づかないものでありますので、そのようにお答えさせていただくところでございます。

○1番（山中雅人議員）

ちょっと私と見解が違ってございまして、この回答してもいい質問と回答しなくてもいい質問を実は会派で研修に行ったことがございます。市議会議長会の廣瀬和彦先生に、実際この問題をテーマとして挙げられてございまして、例えば、例え話ですよ、市長が不倫をしたという報道がありまして、それを一般質問するのはNGらしいです。それは個別の事情は関係ありませんので。しかしながら一般市政の問題として、「市長、職員が不倫した場合はどういった対応が考えられますか、処分などありますか」といった質問をすれば、それは質問として回答しなければならない問題であるというふうに廣瀬先生はおっしゃってございました。

そういった全国市議会議長会の見解と市長の今回の対応がちょっと違っているんですけれども、その点について具体的な説明を求めます。

以上です。

○市長（五位塚剛）

市の職員のいろんな個人的な問題を質問されたときに全て答えるということは、それはそのときの状況であると思いますけど、一般質問されたからといって全て答えなきゃならないということでもないわけです。ですから、答える必要がないものは控えさせていただきますというのは、全国のどの知事でもどの市長でもあり得る

ことだというふうに思っております。

(「議長、休憩を求めます」「議事進行」と言う者あり)

○1番(山中雅人議員)

議事の進行にやや疑問を持ちますので、休会及び議運の開催を求めます。

○議長(久長登良男)

しばらく休憩して議運を開きますので、第3委員会室に集合願います。

————— . ——— . —————
休憩 午後 3時26分

再開 午後 4時30分
————— . ——— . —————

○議長(久長登良男)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、山中議員に申し上げます。

質問は、市政に関する内容について質問するようにしてください。

続いて、市長に申し上げます。

2回目以降の山中議員の質問に対して、市政に関する内容については答弁するようにしてください。

○1番(山中雅人議員)

それでは、改めて質問をいたします。

以上議長からありましたとおり、4番と5番のビラ配布の件については割愛して質問をいたします。しかしながら1点目、そして2点目、3点目に関してはこの予算というワードが入っておりますので、より具体的な部分に絞って質問をいたします。

まず、1点目について質問をいたします。

これはまた上村議員のほうからも質問があった件ではございますけども、改めて、当時を知る方は、保健課長は多分替わっておりますので、担当課よりも大休寺副市長のほうが適切だと思われまますので、救急クリニック分院の開設の経緯について、改めてお伺いをいたします。

○副市長(大休寺拓夫)

私の知るところの経緯をちょっと申し上げます。

平成28年の11月の30日に市長室に松岡理事長とあと事務員の方、あと県議会議員の西村県議、瀬戸口県議が見えて、森戸救急クリニック開設についてのお話がありました。

平成29年3月の7日に県庁において、市長、私、あと桐野保健課長が、県の保健

福祉部長の古園氏のほうへ要望書を提出をしております。

平成29年4月18日に市長室において、森戸医師、あと事務員の方が見えて、森戸救急クリニックの開設についてお話をしております。

29年の5月15日、県庁において、県の保健福祉部長が古園氏から藤本氏に変わりましたので、改めてお願いに行ったところでございます。

29年6月の2日金曜日に、曾於医師会立有明病院において曾於医師会会長の肝付会長のほうに、市長、私、桐野保健課長、救急クリニック開設についてをお願いをしております。

それから29年の9月29日、都城医師会立病院に、私、あと桐野保健課長が、病院の事務局長に救急クリニックの後方支援の協力依頼に行ったところでございます。

開設について主だったところはそういうところでございます。

○1番（山中雅人議員）

それでは質問をいたします。

そのお話を聞くと、平成28年に西村県議会議員と瀬戸口県議会議員が来られたと
いったふうなことはありますけども、つまりこの話を持って来られたのは、西村県議と瀬戸口県議といった理解でいいんでしょうか。

以上です。副市長にお伺いいたします。

○副市長（大休寺拓夫）

これは挨拶に来られたと私は記憶しております。

○1番（山中雅人議員）

それでは質問をいたします。

私の聞く限りではございますが、この瀬戸口県議と西村県議が大変仲がよかったと。そして西村県議の娘婿が松岡理事長であったということでこの話を持ち込もうとして、そこに当時、瀬戸口県議とも大変親しかった大園県議、これは鹿児島市選出の県議会議員でございまして、現役のお医者さんであるということで業界団体の説得などもいいだろうということで、3人でタッグを組んで進めてきたということで、ただ業界団体のほうがなかなかうんと言わずに、一時期難航したと。1年間それが遅れたということも聞くんですけども、県の医療審議会のほうの対応はどうだったんでしょうか。これは副市長、答弁をお願いします。

○副市長（大休寺拓夫）

私が理解しているところについては、県のほうは、クリニックは基本的に病床は持てません。そこに特別病床4床を許可するには非常に問題があるということで、もし救急クリニックをした場合にそういう後方支援、一次救急ですから、その後、ほかの病院に移さないといけないわけですし、そこに病床を持つことと、あと後方

支援ということで医師会の協力なり、あと入院する施設、その協力はあるのかということで、その確認をするようにということで指示を受けております。そういうことですので、当然、医師会の協力も必要ですから、そこにもちょっと難航をしたということでございます。

○1番（山中雅人議員）

これも私の聞くところではございますけれども、1年間予定よりも開設が遅れてしまったということで、松岡さんのほうも特段、言ってしまえば地元の業者ではないので本市にこだわる必要もないということで撤退しようとしたんだけど、そこを地元の選出の県議会議員が何とか説得して、1年間待ってくれ、何とかしてみせるからということで、もろもろお話の中でもありましたけども、当時、県議の小学校の先輩後輩関係だった藤本氏が、副知事も異動になったりとか、そういった融通も利くということでいろいろお願いを続けて何とか開設にこぎつけたというようにも聞いているんですけども、そういった理解でもいいでしょうか。副市長、答弁をお願いします。

○副市長（大休寺拓夫）

県の中の動向は、私は承知はしておりません。

○1番（山中雅人議員）

そういったことを松岡理事長は選挙戦の最中に2回来られて訴えられたと。この人のおかげですよということを太鼓判を押すために、わざわざ福岡から2回曾於市に入って訴えられたということですね。ただ、それ自体は大変いい話だと思うんですけども、市長のこの選挙戦でのお話を引用いたします。「高松救急病院は自分が誘致をしたと言われておりますが、これは鹿児島県議会の中に病院のお医者さんがおられまして、その西村県議と大園県議が私のほうに相談がありました。私は曾於市が病院が、聞き取れない所があって……ということで市民のために必ずよいということで頑張ろうといたしました。それは本当に実現するまでは、県との打合せ、鹿児島市議会とも打ち合わせ、また病院の先生と何度も打合せをして実現しました。皆さん、本当にいろんなことを自分がしたと言っておられますが、もう時間ありませんのでしゃべりませんが」と言うておられて、副市長もこの話を把握しているわけでありまして、何でそんなにこの人は絶対に関わっていませんといった強いニュアンスでそれを否定されたんでしょうか。その点について、市長に改めてお伺いをいたします。

○市長（五位塚剛）

この問題は、私に、元お医者さんでもあった大園県議さんから最初電話がありました。その後、松岡先生からもありまして、そして西村県議と瀬戸口県議も一回お

伺いされたというふうに思っております。そこから始まったのは間違いありません。その後の状況につきましては、今副市長が答弁しましたように、そういう流れのところに来ましたけど、私も川辺町のほうの松岡クリニックのほうに2回ほど訪問させていただきまして、どうしたら実現できるかということも含めて、いろいろ話をいたしました。そして、最終的には県の特別認可が下りないとできないということでありましたので、誠意を持って随時、話し合いをしてきました。

一番問題は、やはり医師会病院が協力ができるかということでありましたので、医師会病院の中に松岡先生も来ていただいているいろんなお話をさせていただいて、医師会の方々も、全面的ではなかったですけど、ある程度の支援はできるんじゃないかという方向が確認ができて、最終的には県のほうが特別許可をされたんじゃないかなと思っております。そういう流れでずっと来ました。

○1番（山中雅人議員）

医療というのは、これは非常に政治そのものでございまして、病院一つの開設にも多額の費用が掛かりますので、当然、競合するようなところはあまり増えてはほしくないというように思うところもございまして、非常にこの病院の誘致というのは政治力が問われるところでございます。特にこの直近の例で言えば、令和4年度の医療審議会、これには吉留厚宏県議会議員が実は参画しておりますし、平成29年度には、それこそ話でもあります大園清信県議会議員が、実は医療審議会のメンバーとしていただいております。それを踏まえると、同じ会派にいらっしやいますので、瀬戸口県議は、医療界を何とか説得するために瀬戸口県議と協力していたわけでありまして、そこがなぜ市長に情報が行かなかったのか、私、ちょっと疑問があるんですけども、その原因は何だと思っておりますでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

そういう情報も含めて私たちのほうには全く入っておりませんので、現実今までの過去の流れをお話ししたところでございます。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問をいたします。

私たちに情報が入っていないといった話なんですけども、少なくとも副市長はある程度把握しているわけでありまして、率直に副市長にお伺いしたいんですけども、そういった地元県議との折衝などについて、市長のほうと情報共有は適切になされていたんでしょうか。その点、お伺いいたします。

○副市長（大休寺拓夫）

この件については、要は県のほうに要望書は行きますから、当然、県議のほうに

は聞かれますので、事前に県議のほうにはお伝えをしております。要望書を提出に行くということはお話はしてあります。

○1番（山中雅人議員）

要望書等は、副市長も県議を迂回するのも逆に非効率な話でございますので、当然情報共有してから行っていたということで、逆にそれこそなぜ、私、この事態が起こってしまったのかということちょっと考えておまして、市長は市長室になかなか来てくれない、情報が来ないというふうに上村議員との議論でもおっしゃっておりまして、でも大休寺副市長のほうからは県議と折衝をしているということで、情報が何でこんなにちぐはぐなのか、その原因が正直分からないんですけども、その情報の非対称性といいたいまいしょうか、このちぐはぐなことがなぜ起こってしまったのか。それによって地元の1人区ではございますので、関係が悪化してしまったということは非常な政治的な損失にも思うんですけども、その原因について、市長と副市長、両方から答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

今まで10年間、市長として、市民の暮らし、命を守るためにいろんなことをやってきましたけど、私の知る限り、先ほども申し上げましたが、瀬戸口県議のほうから市役所に出てこられて、またいろんな形での懇談というのはほとんど皆無にない状況でありました。そういう中で、先ほども言いましたように、瀬戸口さんの後援会ニュースで「曾於市の補助事業は瀬戸口三郎が県・国からの予算を獲得して行われています」と書かれておまして、そういうのもあると思うんですね。決してそれは否定はしませんけど、ただこれを見る限り、市の職員がこれほど頑張っ事業を持ってきてやっているのに、こういう一枚で郵便ポストにぽんと入れて、選挙の前にこういうのが出るとなると、私は反対に、市民の皆さんたちがやはり誤解を受けるのではないかなという思いを感じました。そういう中でももうちょっと瀬戸口県議と日常的にいろいろ会う機会はあったと思うんですけど、なかなかそういう場でもこういう話も全く出ていなかったのは現実でしたので、誤解が生じたのかなというふうに思っております。

○副市長（大休寺拓夫）

瀬戸口県議と会う機会というのは、我々は来賓をお願いした場合にお会いしますので、重要な案件、補助事業で枠が決まったとか、そういうものについては情報を逐次入れておりました。ただ、ほかのことで県議が市当局に来られなかったというのは、私は承知はしておりません。また、その中身も分かりません。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問をいたします。

私は、市長の答弁でやや疑問なのが、県議が相談に来ないということをおっしゃっているんですけども、上村議員も一部指摘したところがございますが、森山先生が県庁をうろうろして補助金ないか回るってことは通常あり得ない話でありまして、補助金をもらう側である我々、市長なり、副市長なりが、県庁なり、県議なりに会いに行って補助金をお願いすると、そういった社会構造自体がどうなんだという指摘もございますけども、それが多くの首長がやっているところがございます、それこそ公職でありますので電話番号をみんな分かっているわけがございます。電話するだけでこの話は解決しますし、それこそビラに不満がある、書き過ぎだろうというところがあるんでしたら、その場で電話して、ここ書き過ぎだからもう少し表現を抑えてもらえないかとするだけでこの問題は解消したんじゃないでしょうか。その点、市長の答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

選挙というのは、有権者が判断するものでありますので、政策を出されたときにその政策が市民のために非常にいいものであるかどうかというのもいろいろなるわけです。ただ、私は少なくとも、私が市長選挙を実質4回戦いましたけど、瀬戸口県議はほとんど私のほうじゃなくて反対の方の当選のために、結果的には私を負かすために全力を挙げられた方ですので、そういうこともあってなかなか私のところには足が向かなかったのかなという感じはいたします。いろんなところでも機会があったときはなかなか時間を取って話をすることはありませんでしたけど、何らかの形でお礼はちゃんと話はしてあります。今後はお互いに、選挙の結果はもう市民が選んだことですので、市のために必要な事業というのは今後も必要でありますので、引き続き、瀬戸口県議にも声をかけながら、市政発展のために力を貸していただきたいなというふうに思っております。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問をいたします。

ただ、正直、これからコミュニケーションしようと思っても、市長自身がおっしゃっているように、選挙でのこの衝突というのは非常に人間関係にひびを大きく入れるものがございます、これから修復しようと思っても、距離が埋まることもあるかもしれませんが非常に今お互いの関係が悪化していることはこれは間違いないものであると思います。

私のケースでぱっと思うのが、大阪維新の会のケースでございます、大阪維新の会というのは自民党の代議士をどんどん落としていくようなことをやっていますけども、だからといって自民党政府自体とけんかしているわけではなくて、菅義偉元総理に最低限のラインはつないでおいて、こことけんかしてもこのルートで陳情

に行ってお願いでいくと。IRなどもそうですね。ということでリスクヘッジをしているところがございます。市長は今回の一件で対立構造にいくのはいいんですけども、その分そのリスクヘッジなどを十分にやっていたんでしょうか。これから関係改善は本当になされるんでしょうか。その点について、市長の答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

瀬戸口さんが市民に誤解を与えないような活動といたしますか、こういうような文章を出さなければこんなことにはならなかったと私は思っております。やはりそこがスタートになっているんじゃないかなと思っております。私たちは今後もいろいろな事業をやっていきますので、当然ながら森山先生にもお願いをするし、野村先生にもお願いするし、また地元選出の瀬戸口県議にもお願いしなきゃならないというふうに思っております。また、ほかの県議会議員の方にも力を貸してもらおう部分があると思います。私たちはいろんな形で市政発展のためにはまた協力要請もしたいなと思っております。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問をいたします。

この件が非常に大きいのは、瀬戸口県議が当時、県議会の最大会派の会長でいらっしやいまして、しかも今回の演説の中に西村県議と大園県議のことも言っているんで、当然そちらにも事実確認の話が行ってしまして、県議団に関係の悪化の話がかなり流れているわけがございます。加えまして、このたびの一件でも藤本副知事が絡んでいるわけございまして、県の行政のほうとも関係が悪化しかねないということで、二重で市と県の関係性が将来的に悪化するかもしれないような状況ございまして、チラシを正直に書けばよかったんじゃないかとおっしゃったんですけども、それで済む事態ではなくなっているようにも思うんですけども、将来的な不利益など本当はないのか、その点、市長に答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

国政、県政をはじめ、選挙で応援したからとか、応援しなかったから予算を回さないとか、そういう古い体質の政治はもう私は終わっていると思っております。選挙というのは民主主義の根本ですので、自分が応援したい人を堂々と応援するのは、これは当たり前のことであって、その結果は市民が、また国民が選ぶ結果ですので、そのことによって曾於市と県が悪化する、そういうことはあってはならないし、あり得ないというふうには私は思っております。そういう意味では、今後も県に対してもお願いするものをお願いするし、国に対しても、意見としても要望としても言えるものは一生懸命また進めていきたいなと思っております。

○1番（山中雅人議員）

そういった特定の議員や関係性によって予算配分が変わるということはありませんといった答弁でございましたので、私も大変安心したところでございます。決してそんなことはないだろうと安心していただいております。

では3点目の質問に移ります。これは副市長にお伺いしたいんですけども、この地域振興事業などで陳情など、こういった形でやってきたのか。これは担当課の企画政策課のほうでもいいんですけども、その点、お伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

地域振興事業についてのお尋ねですが、例年の話でいいますと、県に予算枠というものがあまして、それを提示を受けまして、市のほうで事業の選択、あるいは年度の選択などを行いまして、まずは県の担当者へお話をするところからでございます。その中である程度、競争相手がいるような場合には、県議のほうにもお願いに行ったりというようなこともあると思います。

○1番（山中雅人議員）

地域振興事業などでは当然あるといった答弁でございました。さっきの質問、繰り返しになるんですけども、市長は、はっきり申し上げまして、企画政策課や副市長と十分な政策的な打合せをやっていただいでしょうか。はっきり言って、上と下との情報がしっかりと結びついて情報共有がなされていれば、この問題は発生しなかったというふうに思います。特に、これまでの質問であった松岡救急病院というのは、一過性の一つの施設の話でありますので、この件が特別だったということは百歩譲って理解できなくはないんですけども、地域振興事業、これは毎年の事業でありまして、これで地元県議と折衝をしているという、当然情報共有されてしかるべき情報が上に行っていなかったというのは正直理解できないんですけども、その点はこういった情報共有の体制だったのか、企画政策課長にお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

具体例で申し上げますと、今回、地域振興事業の特別枠で財源の組替えをお願いしておりますが、この件などを例に挙げますと、事業の選択を担当課で行います。その中で副市長、あるいは市長へこういう事業をやりたいということで情報共有を行っております。その後、県の担当者、あるいは県議にこういう事業をやりたいということで説明に行っております。説明については、私あるいは担当の係の者で行っているところでございます。決して、全然情報共有ができていないという認識は、我々にはございません。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問をいたします。

全然情報共有されていないという認識は全くないといった答弁でございました。

となると、これは本当に副市長と企画政策課長は情報共有をしていたので、市長の情報共有の部分だと思うんですけども、改めてなぜこれが起こったのか、もう一度納得のいく説明をお願いします。

○市長（五位塚剛）

今回の瀬戸口県議のビラを見てびっくりしたのは、末吉のグラウンドゴルフ場の関係で県のほうにも直接お願いして支援をもらうようにいたしました。2か年かけて頂きましたけど、それやら末吉の道の駅の牛のモニュメントを創りました。これも県から支援を頂きました。これも瀬戸口県議が予算を持ってきたというふうにかかれておりました。このビラを見て、私はびっくりしました。要するに私たちは全て瀬戸口県議を通さないと県の予算はもらえないかという、そういう発想は持っておりません。当然、県の担当課、振興局がありますのでお願いする中で、ある程度事前の準備をしていきますので、その中である程度約束も頂けるわけでございます。瀬戸口県議がこの2つのことに対しても、どういうふうに関わって予算を頂いたのか、全く私たちには報告もないし、その経過も分かりません。ですから、そういうことを含めて、その経過の中でどう絡んでいたのかというのは、私たちはほとんど知らなかったのは事実ですので、そういうふうに予算の獲得に対して県議がいろんな形で汗を流したのであれば、やはりその時点でこういう形で今回の県の予算の中でこの事業の中に入れ込むことを一般質問するとか、いろんな形ですとか、いろんな形があったと思うんですけど、そういうお互いの意見交換といいますか、それがほとんどありませんでしたので、今後はそういうことも含めてしてもらえば、私たちももっと情報の交換はできるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（久長登良男）

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

○1番（山中雅人議員）

それでは、関連して質問をいたします。

この一般質問をするなどして情報共有に努めるべきだといった市長の答弁でございました。実は県議、一般質問しておりまして、古いんですけども平成23年度の第4回定例会、伊藤祐一郎県知事に対して、地域振興局が、当時人口割り過ぎて曾於市にとって不利であると。このままでは面積、つまり管理する土地だけ広い曾於市が不利で、狭い地域で人口が多い自治体が有利になっていると、そういったことを是正するために何とか現場に大隅振興局にある程度裁量を、曾於市駐在の部分に対して裁量を与えて、なおかつ特別な予算など、面積なども加味した予算などをつけられないかということ質問されていまして、結果的に、私も総括質疑で質問をしたその特別枠の予算が新たにできたという経緯がございます。当然やっているわけ

でございます、特にこれは毎年、地域振興予算に関しては曾於市も関係するものでございますので、そこをまず御存じだったのか、御存じなかったのか、市長にお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

特別枠の予算確保については、企画のほうで検討、事前に県の本部じゃなくて大隅振興局のほうとかなり詰めておりまして、そういう方向である程度できるという期待を持っておりました。最終的には上の本庁のほうで特別枠は設けないということになってしまいまして、そのような結果を聞いたところです。当然ながらそういう細かい打合せも含めて、ずっとそれはやっております。

○1番（山中雅人議員）

質問の意図が伝わっておりませんでした。そもそもこの特別枠という枠自体が、県議の一般質問をきっかけに新たに創設されたものでございまして、それでかなり予算要件としては県の裁量によってはいるんですけども、人口比で画一的に割り振られない、そういう予算がある程度つくようになったと、そういった経緯がございます。それも踏まえての私もチラシ等々だったのかなとか思うところではございますけれども、そういう活動をされてきた方なので、別の方を応援されるのは別に全く問題ありません。特別職の公務員であるということは市長も何度もおっしゃっているとおり、それはそのとおりでございますのでそれは問題ないんですけども、現職の議員が何をされてきたのかについて情報共有に努めるのは市長の責務ではないでしょうか。その点、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

県議の行動について、市が全て把握できるわけではありません。当然ながら県議の役目は、県議の仕事というのは十分ありますので、それをちゃんとしてもらえばいいと思います。ただ、情報交換として市が進めていく事業の中で、どうしても国の事業をお願いするに当たっても、場合によっては県のトンネル事業というのもありますし、当然、今後も地元県議にはお願いすることがあると思います。そういう形で今後はまた引き続き、お願いするものはお願いして、努力してまいりたいと思います。

○1番（山中雅人議員）

関連して質問をいたします。

おおむね情報共有に努めるといった話ではございますけども、そのやり方が問題でございます、市長のこの演説を見ますと、市長室に来ないということを非常に問題視されているんですね。例えば南九州畜産獣医学拠点に関しての演説でも「瀬戸県議はこの事業に関しても1回も話合いに出てこないし、皆さん、この10年間

の間に、私が記憶する限り、市役所に出たのは2回だけじゃないでしょうか。話し合うことを全くしない人なんです」というようなことをおっしゃっておりまして、情報交換はそれこそ先ほどの質問にもなるんですけども、電話でもできるし、レストランでもできるし、これ、どこでもできるわけですね。そもそもなぜ市長がそんなに市長室に来るということにこだわっているのかが私ちょっと分からないものでございまして、その点、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

市長室に来るか来ないかという、そういう低レベルな問題については、お答えはもういたしません。

○1番（山中雅人議員）

予算関連の相談の話でございまして、しかもそれがきっかけでこの衝突も起きているので、私は答弁するに値する質問であるというふうに思うところではございますけども、市長、今後、情報交換に努めるという話ではございますけども、それはどういった形でどういった関係性の再構築を目指して、具体的にどうやってやっていくのか、その具体的なやり方についてもまず1点と、2点目として、質問をやり取りする中で分かったのが、副市長はやっている、企画政策課もやっている、多分ほかの担当課もやっているんだと思います。けども市長はやっていないと、お互いやっていないということでございまして、この情報の非対称性を本当にどうしていくのか、それについて、端的に回答をお願いします。

○市長（五位塚剛）

この問題は瀬戸口県議員の問題でありまして、山中議員の問題じゃないんですね。ですから、こういう一般質問の場で、相手のあることですから、それは答弁しろといても相手の立場もありますので、それは答えられないんじゃないですかねという思いです。

○1番（山中雅人議員）

答えられないといったことでありますので、この件については、それでよいといたします。

それでは、質問の4項目めと5項目めを飛ばしまして、大項目2の1、これに移ります。

現在の計画が令和7年度までとなるため評価分析作業を行っているというふうにあるんですけども、この評価分析が現状どうなっているのか、企画政策課にお伺いいたします。

○企画政策課長（外山直英）

現在、第2次総合振興計画、この期間が令和7年が計画の最終年度となっております。

まして、現在、途中経過を含めて評価を行っております。

個別の評価については、まだ開示できる状況ではございませんので、そういう作業を行っているという段階でございます。

○1番（山中雅人議員）

私の令和4年第1回定例会の質問で、これは議事録を見ると分かるんですけども、検討して盛り込むということを回答としてありまして、盛り込むことを検討するではないわけでありましてね。盛り込むと言ってしまった以上は、これは盛り込まないといけないわけでありまして、これは現在の評価分析作業は当然あると思うんですけども、予算措置というのは具体的にどういった方向性になるのか、その点について担当課の見解をお伺いいたします。

（「予算ですか」と言う者あり）

○1番（山中雅人議員）

第2次振興計画ですね。失礼しました。

○企画政策課長（外山直英）

すみません。第2次総合振興計画につきましては、先ほど来申し上げておりますが、現在見直しを行っておりますが、計画年度の途中で文言を追加するという作業は行っておりませんで、次期計画において文言を追加するというふうにお答えしたいと思います。すみません。

○1番（山中雅人議員）

分かりました。

以上で、私の2点の質問を終わります。

私の今回の一般質問の最大の部分は、1点目の市長の政治姿勢の部分でございます。一般的に申し上げまして、自治体の首長というのは無所属であることが多くあります。これは幅広い支持を獲得する選挙戦略でもございますけども、それ以上に住民サービスを担う首長が過度に党派的であるということは、行政が不偏不党であるというそういった原則が揺らいでしまう可能性があるからでございます。右派には手厚く、左の人には薄く、またその逆をいった行政というのはこれ許されないものでございます。事実、鹿児島県内のほか首長、鹿児島県知事含めて、これは無所属であり、一定程度、党派性から距離を置いております。本市の市長たる五位塚市長もそうでございます。首長は改めまして、この住民サービスの公平中立な供給者として、過度な選挙戦術の関わりというものを慎んでいただくように改めて要請して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
次の本会議は、明日21日午前10時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 5時10分

令和5年第2回曾於市議會定例会

令和5年6月21日

(第3日目)

令和5年第2回曾於市議会定例会会議録（第3号）

令和5年6月21日（水曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第3号）

第1 一般質問

通告第5 片田 洋志 議員
通告第6 今鶴 治信 議員
通告第7 矢上 弘幸 議員
通告第8 岩水 豊 議員

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中 雅人	2番	出水 優樹	3番	瀬戸口 恵理
4番	矢上 弘幸	5番	片田 洋志	6番	重久 昌樹
7番	鈴木 栄一	8番	上村 龍生	9番	岩水 豊
10番	澁合 昌昭	11番	今鶴 治信	12番	九日 克典
13番	土屋 健一	14番	原田 賢一郎	15番	山田 義盛
16番	大川内 富男	17番	渡辺 利治	18番	迫 杉雄
19番	徳峰 一成	20番	久長 登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27名）

市 長	五位塚 剛	教 育 長	中村 涼一
副 市 長	八木 達範	教 育 総 務 課 長	鶴田 洋一
副 市 長	大休寺 拓夫	学 校 教 育 課 長	関戸 達哉
総 務 課 長	上村 亮	生 涯 学 習 課 長	竹下 伸一
大隅支所長兼地域振興課長	上迫 直一	農 政 課 長	吉田 秀樹
財部支所長兼地域振興課長	櫻木 孝一	商 工 観 光 課 長	佐澤 英明

企 画 政 策 課 長	外 山 直 英	畜 産 課 長	野 村 伸 一
財 政 課 長	池 上 武 志	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
税 務 課 長	山 中 竜 也	ま ち づ く り 推 進 課 長	園 田 浩 美
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	水 道 課 長	吉 元 健 治
保 健 課 長	渡 邊 博 之	監 査 委 員 事 務 局 長、選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	森 岡 雄 三
こ だ も 未 来 課 長	福 重 弥	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
福 祉 介 護 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	上 集 勉		
土 木 課 長	朝 倉 幸 一 郎		
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	澤 律 雄		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第5、片田洋志議員の発言を許可いたします。

○5番（片田洋志議員）

おはようございます。5番、れいわ会所属、片田洋志です。先般、6月16日に曾於市民栄誉賞を頂きました北別府学大投手の御冥福をお祈りいたしたいと思っております。

では、通告書に基づきまして、大きく3つの項目を市長及び教育長に質問いたします。

1、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える施策について。

①令和4年度から過去5年間の婚姻届提出数を伺います。

②婚姻届提出数の増加を期待する中で、現在、婚活イベントを実施予定であるが、その他に新たに考えているものがあるか伺います。

③超少子化時代が加速する中、国も異次元の対策を講じるとの報道も出ているが、近隣の自治体を含め各地で独自の政策を講じている中で、曾於市の出産祝金について第1子、第2子の出産祝金にもっと支援を検討するなど、ほかの自治体でない政策を考えているか伺います。

④関連して地域振興住宅について、本年度計画されているが、現在までの申込み状況を伺います。

⑤現在、地域振興住宅で修繕等が必要で利用できない住宅があるか伺います。

2、思いやりバス・タクシーについて。

①現在、この事業の利用のターゲットをどこに置いているか伺います。

②利用者への助成等の詳細を伺います。

3項目め、スクールバスでの中学校への通学者について。

①スクールバス利用者以外の学生の家庭から、利用について過去に問合せがあっ

たか伺います。

②スクールバス利用時に保護者、地域住民が利用について十分に理解が得られているか伺います。

③現在、スクールバスの利用について、規則等の変更を検討していることがあるか伺います。

以上、大きく3つの項目の質問を壇上からいたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、片田議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1と2は、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の3については、教育長に後から答弁させます。

1、若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える施策についての①令和4年度から過去5年間の婚姻届提出数についてお答えをいたします。

本市に提出された婚姻届の件数は、平成30年度は88件、令和元年度は88件、令和2年度は94件、令和3年度は83件、令和4年度は73件であります。

1の②新たに考えているものについて、お答えをいたします。

今年度、市が行う婚活イベントを2回から3回に増やし、出会いの機会を増やしたいと考えています。

結婚後は、結婚新生活支援事業として、引っ越し費用と家賃補助を新たに行っております。

1の③曾於市の出産祝金について、第1子、第2子の出産祝金にもっと支援を検討するなど、ほかの自治体にない政策を考えているかについて、お答えをいたします。

現在、出産祝金は第3子以降に10万円、第1子、第2子には令和4年度より1万円の祝金を新たに支給しているところです。来年度からの支給につきましては、現在のところ具体的には考えていないところですが、ほかの自治体を参考にさせていただきながら、お祝金の支援を検討させていただきたいと思います。

1の④地域振興住宅の本年度の申込み状況についてお答えをいたします。

令和5年1月13日から令和5年2月28日まで申込みを受け付け、4人の申込みがあり、入居者選考会審査会の結果、全ての方の入居が決まったところです。

1の⑤地域振興住宅で修繕が必要で、利用できない住宅があるかについてお答えをいたします。

令和5年5月31日現在、地域振興住宅は6戸の空き家があります。そのうち、今年度入居申込者2人の方の入居が決定しており、すぐに入居できる状態です。

ほかの4戸につきましては、市広報誌7月号に空き家入居者募集掲載予定で、ま

た修繕については依頼済みであります。

2、思いやりバス・タクシーについての①利用者のターゲットについてお答えをいたします。

思いやりバス・タクシーの利用者については、交通弱者等に限らず、全ての利用者を想定しております。

2の②助成等の詳細についてお答えをいたします。

企画政策課所管分は、運転免許証を自主返納した方に対し、無料乗車券の交付を行っております。また、教育総務課では、曾於高校総合支援対策事業で通学補助を行っております。

後は教育長が答弁をいたします。

○教育長（中村涼一）

それではお答えいたします。

3、スクールバスでの中学校への通学者についての①スクールバス利用者以外の学生の家庭から、利用について過去に問い合わせがあったかについてお答えいたします。

スクールバスの利用について、利用対象外の家庭から問い合わせがありました。また、令和5年6月13日に柳迫校区コミュニティ協議会・柳迫子ども見守り隊・菘原自治会の連名で要望書が提出されました。

次に、3の②スクールバス利用に保護者、地域住民が利用について十分理解が得られているかについてお答えいたします。

保護者には、入学説明会等で利用条件等について説明しており、一定の理解は得られているものと考えております。

地域住民に関しては、理解されているか確認はしておりません。

3の③現在、スクールバスの利用について、規則等の変更を検討していることがあるかについてお答えいたします。

現段階で規則等の変更は考えておりません。むしろ、スクールバスが今後も維持できるかという課題もあり、その対応を検討しております。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

それでは、まず1番目の結婚・出産・子育ての希望を叶える施策について、婚姻届数を伺いました。

まず、今お答え頂いた内容のちょっと確認をさせていただきたいんですが、今最初に御答弁頂いた婚姻届数に関して、これは多分曾於市の統計書、令和3年度版に記載しているものかと思えます。

先般、曾於市まち・ひと・しごと創生戦略に係る重要業績評価指数、K P Iですね、この検証について恋活事業、この中に書いてある婚姻届出数というのが、K P I 中間調査令和3年度分が141という数字が出てきております。

この令和3年度が、ここで書いてあるのは141、先ほどのその曾於市の統計書に書いてある分が婚姻者は73ですか、ということで書いてありましたが、統計書は75なんですけれども、この差についてお伺いいたします。分かりましたら担当課長、お願いします。

○市民環境課長（諸留貴久）

お答えいたします。

まず、先ほどの件数であります、これにつきましては曾於市の窓口に提出をしていただいた数でありまして、これにつきましては、曾於市に本籍がある方、また本籍がない方、これの合計であります。令和3年度が83件ということでありました。

一方、本籍がない方であっても、他市町村に届け出られた方がいらっしゃいまして、これが令和3年度は458件ありまして、合計が541件となるところであります。

先ほど議員からありました141件というのが、この541件のうち男女いずれかに婚姻時点で曾於市の住民票がある方、これが141件というところになるところでございます。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

そうですね、2人で1人ですから、はい、私がちょっと解釈の仕方がどうすればいいのかなと思ったので、ちょっと質問させていただきました。

今回、結婚それから出産・子育て、要はかなえるということで、人口増対策の話になってくると思います。そのように御理解を頂いて、ちょっと質問させていただきたいと思います。

この事業の中で、今回新たに施策を考えているものの中で、②のところですけども、婚活イベントを2回から3回に増やし、出会いの機会を増やしたいと。後は結婚後は、結婚新生活支援事業として引っ越し費用と家賃補助を新たに行っていますというところですが、これは今内閣府の出してある結婚新生活支援事業についてという、いわゆるこれは地域少子化対策重点推進交付金の事業というふうに捉えてよろしいのでしょうか。担当課、お願いします。

○企画政策課長（外山直英）

はい、そのとおりでございます。

○5番（片田洋志議員）

はい、ありがとうございます。この内容というのは、これは令和5年度からのじ

やあ交付が決定したというふうに捉えてよろしいわけですね。鹿児島県でも令和4年度の10月時点のものは、ちょっと掲載があったところでしたけれども、全部で13の市と町がこの交付について決定がされているところでございます。

この中身というのが、引っ越し、それから家賃の補助ということになっているんですが、かなり制限があるわけですね。まず世帯所得が500万円未満、そして夫婦ともに婚姻日時点の年齢が39歳以下というのが要件になっております。

補助上限が夫婦ともに29歳以下の世帯に関しては、1世帯当たり60万円、それ以外の世帯は1世帯当たり30万円というところになってるところなんですけど、これの今回に関して令和5年度から多分交付決定されるということですが、金額についてはどれぐらいの予算を交付予定でしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

令和5年度の当初予算で計上させていただいておまして、29歳以下が60万円と先ほどおっしゃいましたが、その分を10世帯、それから39歳以下が30万円になるわけですが、こちらを10世帯、合わせて900万円の予算を確保しております。

○5番（片田洋志議員）

今この事業というのは、最低やっぱりこれは国がやっている事業ですけれども、当然これは採択されてすごくよかったなというふうに思っております。

国も相当この少子化については、今後異次元の対策を取るというところで話をしているんですけれども、出生数について今度ちょっとお伺いしますけれども、コロナの関係がありまして全国的に出生数が減少しているというところで、令和元年度は200人をいっていたんですけれども、令和2年度165、令和3年度が156人という数字になっております。

当然、曾於市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画の中で、この数字というのは多分思った以上に下がったのかなというふうに思っておりますが、当初の計画と比べて現状はどのように捉えておりますか。担当課長、ちょっと計画と当初と現状が分かったらお聞かせください。

○企画政策課長（外山直英）

大変失礼しました。総合戦略に記載してあります現状につきましては、これまでの推移ということで出生者については記載しておりますが、出生者の目標値については設定しておりません。

と言いますのは、今後の全体の人口については目標を持っておりますが、出生者については設定していないところでございます。

○5番（片田洋志議員）

市長、どうでしょうか。この令和2年度からコロナ禍に入って、出生数が減って

きているわけですが、どのようにまずお受け取りになりますか。

○市長（五位塚剛）

全体的に日本の人口が減少するというショッキングなニュースが出ました。その中で、全く私たちの曾於市も同じように推移をしております。そして、このコロナの中でさらに出生数が減ってきているというのを感じて、本当に私たちの日本全体を含めて曾於市の将来を見たときに、何らかの対策をもっとしないといけないというふうに痛感をしております。

○5番（片田洋志議員）

この出生数をどう上げるかとか、子供たちをどうやって増やそうかとか、いろいろと例えば今までの施策で分譲地だったり、それから振興住宅だったりとかっていろいろんな手を打って、割とやろうと思えば短期間で、1年単位ぐらいで立てられるところなんですけど、どうしても長い目を見て、やっぱり結婚して子供を増やすという前提を考えると、長い目で曾於市の将来を考えなくちゃいけない。

ただ、対策としては、早く何か手を打たなければいけないというところで、今回はその婚活事業を2回、3回と増やしていくという予定であるというところですが、これは予算的には当初の計画より回数が増えたという認識で今あるんですけども、予算的にはその範囲内で行けるといってよろしいのでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

はい、おっしゃるとおりで、令和5年度の当初予算に148万5,000円計上させていただいておりますが、この範囲内で3回にできるところでございます。

○5番（片田洋志議員）

もう2年ほど中止している事業でございますけれども、この事業をして増えたということが、確証が持てるかどうかはなかなか難しいと思う、実際は。

ただ、この事業だけで何かしら先ほど言った内閣府の出している結婚新生活支援事業について申請をされたとかいうところもあると思うんですけど、国が異次元の対策をこれから取るということというのは、国の有事ですね、今正直言うと。それぐらいのレベルの今時期に、問題になっていると思います。

だから、国もお金がないけれども、とにかくその施策を取りたいというようなことを、今、財源をどこから引っ張ろうかというところで、今取り組んでいるわけですが、そんな中でも各自治体は、それぞれやっぱりいろんな策を取ってきているわけです。

それは、やっぱり人口増のため、それから結婚する婚姻数を増やそうということに着目を置いて、重点的にやっていくということは、非常に大事だというふうに思います。そこを国も最近そういう発言も出ておりますので。

今までの、結局今、先ほど来申しましたけれども、出生数が80万人を切ったという非常に危機的状況が、予想もしなかった前倒し7年から10年ぐらいの少子化の加速が進んでいるという中で、曾於市もそれぞれ分譲地やら、先ほど言った地域振興住宅等で人を呼んでという対策を取ったところでしょうけれども、これはあくまでももう大分前の話です。実際、分譲して売れたのがここ最近の話です。

ただ、その計画はもう1年、2年前から進んでいるわけですが、この出生数の減少に関して、婚姻数は婚活イベントが2年ほど中止となるということは、じゃあ当初の曾於市のまち・ひと・しごと総合戦略を、計画は立てたものの、当初の計画どおりに進めようということであれば、何らかの形でほかの事業やら進めていく必要があると思います。

だから、いつか進めようとかという悠長なもう時期ではないというふうに思っているんです。何せもう7年前倒しで少子化は進んでいるわけですから。そういったところで市長、今後どうですか、いろんな考えもあるでしょうけれども、どれぐらいの今のこの7年前倒しの出生数の減少について。ということは、7年先はさらにまた減っているというところですから、今どれぐらい、どういった施策を市長の中である程度具体的なことは今言えないかもしれませんが、市長の思いというのをちょっとお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

今後の曾於市の人口の推移を見た場合に、今何をすべきかというのは、私たちの曾於市に若い人が移住していただき、またUターンしていただき、また曾於市の周りの都城、霧島、鹿屋を含めたそういう地域のベッドタウン的な役割は十分私は果たせるといふふうに思っております。

同時に、曾於市が魅力ある住みやすいまちづくりをどのようにして作り上げて、それをどのようにしてPRをするかというのが、大きなポイントになってくるだろうと思っております。

ですから、私は曾於市は少なくともほかのまちよりは子育てがしやすいまちだよということで、まずPRするために今あるいろんな看板がありますので、そういうところに曾於市のそういうまず看板を出したらどうかということで、今指示もしております。

同時に、残念ながら私たちの曾於市には子供たちが遊べる大きなイオンみたいなそういう施設もなければ、ほとんど都城、霧島、鹿屋からしたら、そういう子供たちが本当に楽しく遊べるような場所もありません。

そういう中で、もっとこのことを真剣に捉えて、将来の子供たちが今学校にも行けない子供がたくさん増えてきております。また、高校を卒業した後も、大学に出

すのも家庭的な状況で出せないという人たちも相当増えております。

そういう流れの中で、曾於市が子育て支援を含めてどういうことができるかという一つの流れを、明確化する必要があるだろうと思います。そういう意味でも政策を具体的に提案しながら、議会の承認をもらいながら人を増やす対策をしたいなと思います。

そのためには、まず働く雇用の場所ですけど、少なくとも曾於市には今ある企業も含めて、今回西原さんとの立地協定もできましたけど、新たに曾於市に80名近い雇用が生まれるわけですので、そういうことを確実に成功させていく中で、働く場所と住める場所を確保するというのが大事だと思います。

同時に、農業は基本的には基本産業である中で、多く支援できる部分があると思いますので、その部分も含めて総合的に話を進めていきたいというふうに思います。

○5番（片田洋志議員）

昨日も同僚議員たちの一般質問の中で、必ずこの人口対策という言葉が出てくるところでございます。ちょっとこれはある資料から、2020年から2022年に関する各市町村の人口増ランキングというのが出ておりました。これは市長、今どれぐらい曾於市があるか見たことがございますか。

実はちょっと先般、全国の人口増ランキングというのが2020年度を基準に、2022年度はどれぐらい人口増が各市町村、これは全国の特例区、東京都の23区も含めてですけれども、1,700から800ぐらいですかね。1,740ぐらいの人口増ランキングが出ております。

そこで、曾於市が今何番目かというのと、1,741の自治体の中で曾於市は1,369位です。全国の市だけで加えますと、全国の市が792の市があります。そのうち曾於市は729位です。1個上に枕崎市が入っております。

曾於市はいろんな今市長が環境や、この今こういう状況の中で今後取り組まなくちゃいけない農業だったりとか、子供たちのこととか、企業の件とか、今お話をされました。それも大変必要です。

だから、そこをどうやってもう本当に危機的状況、この順番を見ても決して上位じゃないです。どちらかと下から数えたほうが早いわけです。

参考にちょっとお話ししますけれども、鹿児島県でこの人口増のプラスになっている市町村というのは、姶良市だけなんです。一番最初に出るのは姶良市です、鹿児島見たら。ここでも122位で、プラスの0.48です。

次に出てくるところが霧島市で、3番目に出てくるのが320位なんです、1,741位の中から320位というのが肝属郡の東串良町なんです。ここは0.54というマイナスですよ、マイナス0.54。プラスになっているのは、先ほど言いましたけれども始

良市だけです。マイナスの0.54というのは東串良町です。ここでも320位、鹿児島市よりも上です。都城市はちなみに504位です。

昨日も、徳峰議員のほうで東串良の話が出たと思うんですけども、人口規模はちっちゃいですけども、やはりそれなりのなんか、対策というのはすごくやられているのを私もちょっと目にしました。

じゃあ、ほかの市町村は近くでどうかという話をさせていただきますと、例えばいちき串木野市で1,050位、志布志で1,071位とか、パーセントにしてはマイナスの3%くらいなんです。曾於市はマイナスの4.11という数字が出ているんです。

この順位、全国で1,741の1,361位、全国の市で792市の中の729位、市長どう捉えますか。

○市長（五位塚剛）

統計の数字を見ると、決してうちの曾於市がうまくいっているというのは思っておりません。東串良町は、合併をしなくて鹿屋市の隣接地でありまして、そこをうまく取り入れて、宅地分場にしても基本的には鹿屋市のベッドタウンに力を入れているというふうに思っております。

都城の隣の三股町が、ほぼ人口が維持しているのは、都城市のベッドタウンという形でうまく利用されていると思っております。ですから、私は曾於市もその都城市を含めた霧島市、鹿屋を含めた仕事場を含めて30分以内で通勤ができる場所ですので、十分そういう目的を持ってできるというふうに思っております。

今後の今の課題ですけど、現状としては非常に数字的には厳しいというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

パーセントでいけば、今マイナスの4.11なんですね。やはりこういう数字を基に、やはりこの数字を例えば3%に上げるとか、数値化した目標をやっぱり立てながら、そのための施策はどうかというところを詳細にもう一回練り直していかないと、7年前倒しの少子化を、ほかの自治体は、いろいろこれは市長も御覧になったと思うんですが、都城市がまた保育料をゼロ歳から無償化にするか、これはもう市町村の規模も違ったり、いろいろと入ってくる税金の違いはあるかと思えます。それは重々分かっているんです。

ただ、曾於市もじゃあ今国がこれから何か対策を打ちます、それを待っているのはどこの自治体も同じです。それ以外をやっぱり例えばですよ、新しく、これは例えばの話ですけども、発想としてはやっぱり結婚して、例えば曾於市で結婚して住んだら、例えば3年間は毎月結婚支援金を3年間をずっと幾らか払いますよとか、もうちょっと大胆にそういう発想までも必要じゃないかと思う。

それぐらいやっぱりほかの市町村がやっていないこともやらずにちゃいけないと。もしくは、やっぱり子供が生まれたら、3歳まではおむつを毎月幾らか提供しますよとか、そういう何か1つでも2つでも、他の市町村がやった後じゃなくて、先に何か取り組んでほしいというのが、今この順位と、そして前倒しになっているこの人口減の問題に関しては、分譲地やら当然振興住宅、それから移住をしてもらうこともそうなんですけれども、やっぱり若者が今どうやったら結婚に関して関心を持っているかということ、経済的理由でできないという話も、意見も今上がっているわけですね。

そうすると、例えばそれをして予算が掛かるかと思えます。それを使って結果がどうかは分からないんですが、ただそれをもってほかの自治体やら、若しくは全国の人たちに何かしらアピールをしないと、目に留まらないと思うんですよ。

結局、この曾於市のような自然豊かですごくいろんな魅力があるところですけども、同じような自治体もやっぱりあるわけです。そのやっぱり差別化を図るということは、さっき言った市長がやっぱり子育てに力を入れたい、その力の入れ方は、じゃあどこまで力を入れなくちゃいけないのか、それは曾於市しかこういうことはできていないよと、それはもう財政がいろいろ問題もあるでしょうけれども、お金を引っ張ってくるなり、若しくは基金の話も昨日は出ましたけれども、もうちょっとやっぱり議員が逆にこんな施策をして人が来るかどうかは分からないけれども、大丈夫かいと。ちょっとやっぱりこっちで議会サイドでもちょっとこれどうなんだというぐらい、はっと思わせるように、やっぱりちょっと政策を今度は期待したいと思っています。

市長、もう一つ、じゃあそこでちょっと御意見をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

私たち行政のほうも、この問題についてはかなり議論をして、課を越えてプロジェクト的なものをつくりながらやってきました。しかし、なかなか政策的にまだ予算が不足をしているというふうに思っております。子育て支援の若い家庭の紙おむつなんかの支援を、今言われていた具体的な問題をもっと大胆的にやるべきだと私も思っております。

そういうことを含めて、今いろんな貴重な意見を聞かせていただきましたので、もう一回原点に戻っているような取組を開始したいなと思えます。

○5番（片田洋志議員）

ぜひやはりそういった取組をしていかないと、婚姻者数をまず増やすということは、一番今やっていくこと。曾於市で結婚して住みたい、そこにやはり今度は総合的に各課を越えていろいろとプロジェクトを組んでいると思うんですけれども、こ

れはもう何度も言いますけれども、長期的問題になってくるわけです。

ただ、施策はもう早く打たないといけないというこれは大きな問題です。やはり地域の方々も少子高齢化が進んでいる中で、みんながやっぱり危惧しているところですから、ぜひちょっと市民があつと驚くようなものを期待したいと思っております。

次の質問に行かせていただきます。

振興住宅についてですが、現在4人の申し込みがあつたところで、入居者の選考会の結果は全て入居が決まったということですが、これ4人とも入居が決まったということでしょうか、確認です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それではお答えいたします。

4名の方の申し込みがあつたところなんですけれども、2名の方が空き家のほうへ入居という形で、あと2名の方が新築という形で決まったところでございます。

以上でございます。

○5番（片田洋志議員）

新築の場所はどちらになりますか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

新築におきましては月野、それから深川の2か所になります。

以上でございます。

○5番（片田洋志議員）

深川と月野は、これは今年度完成して来年の4月から入居という考えですよ。あとじゃあ2名の方は、既存の物にお住まいということですが、その方はどちらのほうにお住まいになられたのでしょうか。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

2名の方がありまして、最初から1名の方は空き家のほうでお願いいたしますという申し込みでございました。

そして、あともう一名の方は、空き家はありますがどうですかという形で御相談したところ、「そこで大丈夫です」というお話を頂きまして、今年の8月頃には入居予定を考えているということでしたので、もう引っ越しとかそういうこともされるのではないかなと一応考えておるところでございます。

入居者の、……。

（「場所はどこか」と言う者あり）

○まちづくり推進課長（園田浩美）

場所ですね。岩南と深川になります。

○5番（片田洋志議員）

すみません、何度もちょっとあれですけど、この4名に関しまして、家族構成が分かったらお聞かせいただけますか。どれだけ例えば子供さんが何人いるのかというところをちょっとお聞かせください。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、簡単に家族構成をお知らせしたいと思います。

まず、岩南を申し込まれた方につきましては、子供さんが4名いらっしゃいます。それから、月野を申し込まれた方につきましては、夫婦お二人でございます。

それと、深川を申し込まれた方に関しましては、子供さんがお二人、それから深川を申し込まれた方は、この方は夫婦2人という形で一応なっているところでございます。

以上でございます。

○5番（片田洋志議員）

はい、ありがとうございます。あと6戸ほどまだ残っているということで、募集をされているということで、こうやって振興住宅もまだまだ活用されて入居の申込みがあるということは、すごく市としてもありがたいことだというふうに思っております。

募集もあと6戸空きがあるということですので、その中でも2人の入居が決定したという空きに関しては、この6戸の空きについての2人というのは、先ほど言った2人ということによろしいんですかね。はい、分かりました。

あとじゃあ4戸残っているということですね。そこもいろいろ振興住宅についても、10年後の販売が出たりとかというところで今後出てくるわけですが、例えば振興住宅に住んでいて、その近くに家を建てたので、今住んでいる振興住宅も10年たっています。そこも買いたいですねという話の場合は、どうなんですかね。そういう事案はあった場合。

例えば、そこは販売するわけですね。その辺の規制は、今何か規則とか条例はどんなふうになっていましたっけな。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

一応条例は、よその方を曾於市に住まわすという形を目標に掲げて作っているところでございます。それで、その方が新しい土地を求められて、そこに造られてつてなったときに、その入居をされる方は、その地域の人気度と言うといいのか分かりませんが、空き家になった場合、なかなか入居がないという振興住宅もあります。

そこをどういうふうに管理してするかという形で、今の条例上では、そのとこ

ろはうたっていないところなんですけれども、今どういうふうにするかというのを、そういう事例があった場合、また今から検討していきたいなど、一応思っているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

例えば具体的に、多分今振興住宅で住んでいて、近くに家を建てました。今住んでいる住宅は10年たっているのを買います、そういう事案ございませんでしたか。確認です。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

今1件そういう事案がございまして、それについて今どういうふうにするか、まだ課内で検討中ございまして、まだ結果が出ていないところでございます。

以上でございます。

○5番（片田洋志議員）

結果が出ないというのが、なかなかそれは多分今条例が整備されていないというところで、結果が出ないという解釈でしょうか。

そうすると、後から条例改正をしているところで、今その話がある当事者は納得をされるのかな、どうなのかなというところなんです。多分地域からそういう話が上がっていると思うんです。そういう振興住宅は、振興住宅の目的というものをやはりちょっと明確に、その当事者には説明をする、市としては自分の家を建てて、その振興住宅を販売の対象になったので買うということに関しては、どのようにお考えですか、市の立場として。市長に。

○市長（五位塚剛）

振興住宅に入られるときに、将来補助事業の関係があつたりしますけど、今おおむね13年を過ぎたときに、売却可能というのが出てきますので、住んでいらっしゃる方に対象になったところについては、売却できますよという、それで評価額も示しながらやっております。

今言われた話は、私はちょっと初めて聞いた話ですけど、私はもう売却可能になっているのであれば、売却したほうがいいと思いますよ。

そして、後の市の管理じゃなくて、もう本人の管理になるわけですから、そういうことだったらやっぱり条例も改正して、広く市民に有効活用したものになったほうがいいと私は思っておりますけど、市の今までの取組が、振興住宅が空いた場合に、次の人が「見させてください」と言ったときに、要するにオーバーホールというかメンテナンスを全くしていない状態で見させてどうですかというのが、今までの市のやり方でした。民間の発想からすると、もう考えられないことを今まで行政はやっていたと思います。

ですから、一つでも空き家をなくすためにだったら、空き家が出たらその時点ですぐにリフォームにかけて、常にきれいに私はすべきだと思います。

そういう欠点がありましたので、すぐに今指示をして、空いたところについてはすぐにリフォームをして、いつでも市民の方でも入居できるように希望があればすべきだという方法で今進み出しておりますので、やはりいろんな意味でもっと我々行政も、民間レベルぐらいの気持ちで対応すべきだというふうに思っております。

○5番（片田洋志議員）

これは、今振興住宅に住んでいるわけですね。次自分の家を建てるわけです。建てました、近くにですね。でも、家もその今借りている振興住宅も買いたいという話です。ただ、その振興住宅に空けば住みたいという話もあるわけです、ほかの地域から。だから、それをどう今後解釈をして進めていくのかというところが、非常に今悩ましい問題が1つ出てくるんです。

今御理解された、もう一度市長、その点において御答弁頂けますか。

○市長（五位塚剛）

今の例でいきますと、振興住宅に住んでいた人がそこを出て、新しく近くに住みたい。住宅を建てたい。しかし、その建物も買いたいという、それは買う条件に整っていれば、私はそれでもいいと思います。

ただ、買える条件になっていなければ、まだ5年ぐらいで買えるわけじゃありませんので、だから空けばほかの人が入りたいと言え、それはもう買えないわけですから、だから入りたいという人を募集して新しく入居したほうが、曾於市の人口の増につながると思いますから、そういう方向でいいと思います。

それで、また空き家が出たら、空き家に対してちゃんと市は公募して、また入居をかけりゃいいと思います。

○5番（片田洋志議員）

課長、聞こえましたか。そのような方向です。ですから、今の話からいけば、今の振興住宅は空けて、次に入りたいという人を受け入れるという市長の今方向性の答弁があったと思いますので、だからそういった方向で何かしら説得のできる材料やら、方向性を持って相手方の説得なりにしていくという形ということになったような気がします、はい、ぜひうまくその方向に進めていただければ、当然市外からまた人が入ってくるということになれば、人口増につながるし、ぜひ住みたいという人を受け入れる体制が、地域いろいろ場所指定されている方がいれば、ぜひ受け入れるような、いろいろとまだ条例や改正で整わない部分があると思うんですけども、やはりそれでは市の得策、もともとは市の地域振興住宅ですから、市の利益を考えてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、片田議員の一般質問を一時中止して、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、片田議員の一般質問を続行いたします。

○5番（片田洋志議員）

それでは、2項目め。3項目めにも関連するので、併せていろいろ質問させていただいてよろしいでしょうか。

まず、思いやりタクシー・バスについてですけれども、交通弱者に限らず全ての利用者を想定しているということで、先般、企画課のほうから地域公共交通計画を頂きました。通告書出した後にちょっと私これ拝見しまして、すばらしい計画がなされているなというふうに思いました。かなり先々の、令和5年度から令和9年度、それ以降までの計画を立てられておりまして、これで一つは県全域にわたり、曾於市の交通の利便というのが重々分かったところで、聞きたいところが全部入っていたなというところがちょっとございました。一つは、この中でいろいろと地域からの話の中で、これは対外向けには、すごく計画のあるすばらしい位置付けで、PDCAサイクルもできておりましてすばらしいものかと思えます。

これで大体、答弁の中で回答は頂いておるとこなんですが、まず思いやりタクシーの部分のところの助成についてになります。曾於高校総合支援対策事業で通学の補助を行っているというところで、それ以下の中学生以下の利用料については、今100円ということでもよろしかったでしょうかね。確認がてら質問いたします。

○企画政策課長（外山直英）

そのとおりでございます。

○5番（片田洋志議員）

曾於高校の総合支援対策事業というのは、これは無償という感じでしょうか。何割負担とか特にございますか、確認させていただきます。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

曾於高校の総合対策支援事業条例の中に、曾於高校に対して総合的な支援、それから保護者の負担軽減のために、この条例は設けられておりますけれども、その中に、遠距離通学費補助という形で1項目設けてあります。その中の施行規則の中に、

通学距離が7 km以上の方に対して、いわゆる路線バス、さらには思いやりバスの補助を実施しているところがございます。これについては、定期券等を購入していただきまして、その定期券等の購入に対する補助を実際実施しているところがございます。

以上です。

(「補助は全額か」と言う者あり)

○教育総務課長(鶴田洋一)

思いやりバスについては、全額実施しております。

○5番(片田洋志議員)

今回、この思いやりタクシー、それからスクールバスの通学について通告を上げたのは、ここにも出ておりますが、3の①のところで、まずスクールバスの利用について、利用対象外の家庭から問合せがありましたかということで、ありましたということが一つ上がっておりますが、この上がっている件数とか、その辺の地域の方というのは、どこから上がってきているかお聞きいたします。何件ぐらいございましたか。

○教育総務課長(鶴田洋一)

件数につきましては、あったり、なかったりということで、件数を統計的にはカウントはしておりません。

内容につきましては、スクールバスの利用要件、主に距離に関してなんですけども、距離を満たしていないけれども乗ることができないかとか、それからスクールバスの運行していない地域ですね、それらの地域に対して、新たに運行できないかという問合せがあったところでございます。

○5番(片田洋志議員)

距離の問題とか、それから、多分スクールバスが通っていないところとかというところは問合せがあったらうなと思います。それに対して、対応はどのようにされましたか。

○教育総務課長(鶴田洋一)

スクールバスの距離に満たないところにつきましては、距離が満たっていないので御乗車できませんという御了解を頂いたところと、過去には、例えば例を申し上げますと、大隅のほうの月野小学校の区域ですね、統合時は7 km以上ということで、いわゆる持留の坂を上った辺りの方は対象にはなっておりませんでした。しかし、生徒数が減ったということ、かつ、バスが空いているということで、その辺りの方について乗車させるという方向で規則を改正した例もあります。

また、運行していない地域の方々については、例えば岩南地域、岩北地域につい

ては、通学時間帯に路線バスが走っております。その利用を勧めて、その利用についての補助を実施しているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

そのように、やはり七、八km先の方はスクールバスが出ていないわけですよね。岩南とかといったら10kmぐらいあると思うんですけども。

それから、スクールバスが対応できなければ、思いやりタクシーとか思いやりバス、ここをやはり通学の時間帯とか、そういったものを合わせていくということ、今後ダイヤ改正も考えていかなくちゃいけないというふうには思っております。やはりそういう意見が多分ずっと上がってきていると思うんですよ。そこもぜひ御検討頂きたいというふうに思っております。

企画課の曾於市少子化・定住促進対策有識者書面会議による意見の中でも、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る、地域と地域を連携するということで、安心安全なまちづくりを目指し、公共交通機関の整備は課題であるということになっているわけです。これは教育委員会も併せて、企画課も併せてですけど、ここがうまく連携を取りながら、地域事情に合った声を反映していくのが行政だと思います。また、それを私たちが議員として声を上げて、どうやって今後その課題に取り組んでいくか。特に通学に関しまして、小学生も併せてなんですけども、中学生も。今、時代にやっぱりそぐわない。私たちなら、小学校・中学校といったら三、四km歩いていく時代もありました。それは多分皆さん、ここにいらっしゃる課長方々は、そんなの自転車で七、八km、下手すりゃ10km以上こいで歩いたりとかいうような時代だったと思うんです。その前の方々はどうやったか。多分、自転車もなくずっと歩いてきたとか、いろんな時代の流れの中で、曾於市の今この少子化の中で子供たちをやっぱり親御さんは守っていきたい。ましてや、統廃合が進む中でスクールバスの在り方というのは、予算計上を今されているわけなんですけども、相当な金額が、全部合わせたら9,000万円以上から、去年は1億円ぐらい行っていたと思うんですけども、9,600万円ぐらい今年度も計上されているんですけども。

交通弱者は当然、その中に高齢者とかというのは、一番多分そこが大変だと思います。免許返納の問題があったりとかということもあると思うんですけども、やはり未来の子供たち、今、世の中、大分この時代、いろんな子供に関する事件や事故が起こっておりますので、特に山間部等に関しては、はっきり言って今一緒に登校する人も少ないわけですよ。そういったところもやっぱり検討していく必要があるんじゃないかというふうに思います。市長、どうお考えですか、今。バスの通学等に関して、これからの見解をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

先ほど片田議員が言われたように、昔は小学校まで三、四km歩くのは当たり前でした。私自身も4kmずっと歩いて行きました、中学校になって自転車で通学をいたしました。

今、日本全国でいろんな通学路における事故とか、いろんな犯罪者の問題等がありますので、時は変わってきているというふうには私も認識しております。いろんな問題がありますので、いろんな形で、今、行政、教育委員会も検討しているところでございます。

○5番（片田洋志議員）

ぜひ御検討頂きたいと思います。

それと、3のところで、令和5年6月13日に柳迫校区コミュニティ協議会から子供見守り隊・蓑原自治会の連名で要望書が出されたということになっておりますが、この中で要望書が提出されたと思うんですが、その中で1案、2案というような案が出ておると思うんですが、まずその前に、前回令和3年6月にも要望書を提出しているというところだったんですが、まず、そのときの経緯とその後の対応はどうだったかをお聞かせいただきたいと思います。

○教育総務課長（鶴田洋一）

今、片田議員が言われた、令和3年6月に市長宛て、それから、恐らく議会宛てにも要望書・陳情書が出されたということを知っているところでございます。それにつきましては、ちょっと当時の資料が手元にはないんですけれども、恐らく御要望には添えない形だったと思っております。

以上です。

○5番（片田洋志議員）

2年前ということですが、その当時は要望にお応えできなかった。今日の教育総務課長、それから市長の答弁では、今後、やっぱり大分考えも変わってきているというふうに私は受け止めました。

率直に要望書について、市長、第1案、まずスクールバスの利用について、何でこの話が出たというと、小学生も併せての話なんです、実は。蓑原というと末吉の蓑原、柳迫ですね、それから財部の蓑原、あそこに都城の蓑原、3つ蓑原があるわけですが、財部の蓑原から財部小学校、柳迫の蓑原から柳迫小学校、距離としては、そうあまり変わらない距離だというふうに私は考えております。

そこで、柳迫の蓑原の人たちは、目の前で財部の小学生がバスを停車をして送迎をされているところを見ると、非常に公平感というのは、やっぱり否めないわけです。そういったところも、これは旧町時代いろいろな施策を取った上で続けている分というのは重々分かっています。

そこで今回、もう2回目、どうしても、子供たちも本当に大変なんですね。蓑原のあの途中から道路に出てくるまでというのは、奥まったところは大変なんです。そういったところで2つ、中学校スクールバスの利用について1案と、思いやりタクシーについての2案というのが出てきているわけですけども、市長、これに関して検討の余地というのはございますか。

○市長（五位塚剛）

今回、地元の皆さんたちから要望書・陳情書が出ましたので、当然、両方とも検討をいたしました。検討をしたけど、非常に大きな課題がたくさん出てきて、うまくそのまま利用ができるということには簡単にはならないのが現実でした。

今後、このことについてはさらに検討する価値があるというふうに思っておりますけど。今、片田議員が言われるように、一方では、同じ財部の蓑原と末吉の蓑原の人たちは、スクールバスがあるのと、ないのと、不公平さがあるということ。だから、客観的に見たときはそういうふうに思えるわけですね。ですから、距離で今までもしておりますから、そこにスクールバスを延長ができるかといいますと、大きな大型バスでありますので、これも簡単にはいかない。また、乗合タクシー、思いやりタクシーをするには、陸運局のまた変更も出てきますし、いろんな問題があります。

それと同時に、仮に乗合タクシーやいろんなことをしたときに、ほかの地域の方々に対して、また同じような要望が出てきたときに、どのような対応するかということも含めていろんな問題が出てきておりますので、まだ結論が出ていないところでございます。

○5番（片田洋志議員）

現実と市長の当初の思いは、子供を守ってこうやっていかなくちゃいけないというところで、いい返事が出るかなと思ったんですけど、まだ検討して、なかなかほかの地域の問題もあるというところで今話を頂いたんですが。やはり先ほど言いましたが、ほかの地域の方々も、思いやりタクシーなり、バスなりを利用できる通学経路として、そこは1便はどうしても朝、それから夕方の便というのは、やっぱりそこは考えていかないといけないと思うんですね。

これ前回もちょっと話したんですけども、今日も振興住宅の件で深川に2世帯入るといふ話があったんですけども、深川の小学校からずっと迫造園さんの前に出る通りなんか、あそこは非常に危ないわけですよ。あそこから中学生が自転車で行ったりとかという人もいますが、女子学生なんかは、あそこでバスをどうしても利用できないかというふうな話も出ています。そこも併せて、特に蓑原が、先ほども言いました、小学生が今度は歩いて、今見守り隊の方が歩いて連れて行っ

ているわけですが、今後この地域というのは、財部高校跡地のスクラブの問題。今でさえ10号線が改良する。非常に通行量が多いわけですよ。国道にしても、県道にしても。これからそのスクラブができたときには、さらに大型トラック、これの出入りはかなり多いわけです。そう考えると、やはりそういう全体の問題もあると思うんですけども、これは子供を守る交通量の問題とか、そういったことを加味していかないと、少ない子供の安全、ここを守るのはちょっと難しいんじゃないかとふうに思っています。というのも、見守り隊の方々も、大分御高齢、70を超えても頑張っているの方々もいっぱいいるわけです。そういった方々に力を頂いているわけですが、そこで、今これからスクラブの問題、財部の町が、これからまちづくりをして発展していこうというところで、あそこの通りが多くなっていくところに、それは財部小学校の子供たちはバスで行く。でも、柳迫小学校の子供たちは、あの危ない、今でさえ道路が狭くて大型が通って危ないところを、そのままというわけには私はどうかと思うんですけど、市長はどう思われますか。スクラブができたときのことを考えたときには、やはり必要じゃないというふうには思いませんか。

○市長（五位塚剛）

市内の子供たちの交通の安全面を守るというのは、役所の仕事、教育委員会の仕事でもあります。当然そういうことまで含めて、通学路の整備、歩道の整備をしながらここまで来ております。しかし、現実には、なかなか全部できるという状況にはなっておりません。今言われるように、財部高校跡地の関係が具体的に始まってくると、交通量の関係がどういうふうになってくるか分かりませんが、そこに直面する柳迫の子供たちの交通の安全性を確保するというのは、これ大事なことであります。ただいま言われるように、スクールバスを今の大型バスになっておりますので、それを回すということが非常に、これがうまく回せばいいんでしょうけど、これが現実的にはできないという、これが中型になったり、もうちょっと小さい10人乗りぐらいになれば、一つの方法もあるというふうに思っております。そのことも含めて、乗合タクシーにしても、外園スタートのものを早く1便だけ、何か学校までの関係ができないかということも含めて今検討しておりますので、もう一回、財政的な負担が、かなりまた1億5,000万円ぐらいに掛かるものが場合によっては出てくる可能性があります。そういうことを含めて十分検討させていただきたいというところで、今話合いが始まったところであります。

○5番（片田洋志議員）

バスの利用がというのであれば、第2案の思いやりタクシーの利用を、ダイヤ改正をしながら、小学生が利用できたりとかということも、ぜひそこは前向きに御

検討していただかないと、大変なことが起こる前には、スクラブが始まる前には、どうかそこは御検討頂きたい。それと、忘れちゃいけません、深川小学校から通学する中学生に関しても、ちょっと御検討頂かないといけないというふうに思っています。

地域の人たちは、財部の蓑原の人で、あの利用バスがあるから、今あそこの住宅の財部の人たちのいっぱいどんどん家が建っていると思うんですけども、やはりそういうものがあるから家が建って行って、人口増から地域活性になっているんじゃないかという思いがあるわけです、一つは。子供たちの安全もそうです。となると、そこに蓑原の方々も利用があると、さらに地域活性になるんじゃないかという思いも、そこには一つはあるわけなんです。だから、そこが住みやすい町、便利さで地域に魅力が出てきて、人が集まりやすい、住みやすい地域になるという考えの元も一つはあるんです。子供の安心安全だけじゃないんです。そういったところも考えているというところで、ぜひ前向きに、第2案で結構ですから、どうしてもスクラブのことが私は頭から離れませんので、御検討頂きたいと思います。

以上、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時32分

○議長（久長登良男）

次に、通告第6、今鶴治信議員の発言を許可いたします。

○11番（今鶴治信議員）

議長の許可を得ましたので、私は大きく2項目について質問をいたします。

まず、1番目に市長の政治姿勢について伺います。

①今回の県議選挙で現職の県議会議員ではなく、新人候補を支持した真意について伺います。

②新人候補を支援する団体のチラシで、現職県議の県政報告の内容の中でウソだと指摘している次の3事案について、市長の見解を伺います。

イ、松岡救急クリニック分院の誘致。

ロ、財部高校跡地の南九州畜産獣医学拠点施設の誘致。

ハ、新地公園のグラウンド・ゴルフ場の県補助について伺います。

続きまして、第2項目としまして、道路行政について質問いたします。

①市道沿いの山林伐採による危険箇所の対応について伺います。

②街路樹のイヌマキの害虫対策について伺います。

③市の施設のイヌマキの害虫対策について伺います。

以上、1回目の質問を壇上より行いまして、市長に対して明確な答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、今鶴議員の質問にお答えをしたいと思います。

1、市長の政治姿勢についての①新人候補を支持した真意についてお答えをいたします。

新人候補が市議会議員時代に、私の市政運営に対しまして協力していただきましたので、応援をいたしました。

1の②3事案についての市長の見解についてお答えをいたします。

団体のチラシの内容については、私がコメントできるものではありませんので、お答えはできないところであります。

2、道路行政についての①市道沿いの山林伐採による危険箇所の対応についてお答えをいたします。

現在、曾於市内の山林が伐採適期を迎え、山林伐採が増えている状況であり、市道等の道路沿いで木が伐採されることにより危険箇所が増えていく状況であります。

交通安全施設整備事業により危険箇所の防護柵設置を進めておりますが、山林伐採で発生した危険場所を全て把握することは難しい状況です。今後もパトロールや住民通報などで危険箇所を把握し、防護柵等の対策を実施してまいります。

2の②街路樹のイヌマキの害虫対策についてお答えをいたします。

市で管理している街路樹のイヌマキは473本あります。街路樹は、毎年業者等に管理委託をお願いしており、その中で、害虫対策としての薬剤散布も行っております。

2の③市の施設のイヌマキの害虫対策についてお答えをいたします。

各施設に多くのイヌマキが植樹しており、害虫対策については施設ごとに対応しているところです。特に昨年、一昨年とキオビエダシャクの被害が多く報告されているところでありますので、薬剤散布の回数を増やして対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま市長より1回目の答弁を頂いたところでございますが、昨日の山中議員の一般質問のところでありましたけど、チラシに関することだということで、コメントができないということでございましたので、一応通告に出してありますので、そ

の点については、市政の立場から内容について伺いますので、2回目以降の質問でまた答えられるところは答えていただきたいと思います。

まず、1番目の県議選で現職ではなく新人候補を支持した真意ということで、昨日の上村議員の中でもありましたけど、新人候補が市議会議員時代に市の市政運営について協力を頂いたので、支援したという答弁でありました。

その中で、昨日もでしたけど、市長が県議候補を支持するという事は、一市民でもあり重要なことですが、しかしながら、現職の瀬戸口県議は、鹿児島県の自民党の政調会長をされて経緯もあります。そしてまた、その時点までは、鹿児島県議団の自民党の会長もされておりました。

その中で私が伺ったところによりますと、今度の改選でまたメンバー構成も変わっておりますが、その時点では自民党系候補が38人の県議会議員、また協力を頂いている公明党県議が3名、全体で41名の議員団の協力があるということで、やはり国・県もそうではありますが、政党を中心にした政策集団の集まりでやっているわけですので、県の予算審議等においても大きくその影響力があると思うところでございますが、その中で、あえて市議会議員のとき協力を頂いたということで、聞くとところによると、出陣式、街頭演説等でもかなりてこ入れをされたと伺っておりますが、その件に対して、自由であるということではございますが、その辺の配慮は考えられなかったかどうか、もう一回伺います。

○市長（五位塚剛）

昨日もお答えいたしました。誰が誰を応援するかというのは、これは国民平等に自由であります。私は今回の県議選挙では、新人の海野さんのほうを応援いたしました。

なぜ応援したかといいますと、少なくとも私は市長選挙を4回戦いましたけど、瀬戸口県議は全く私に対しては、私を負かすほうの立場で、今鶴議員、上村議員、前の池田氏を含めて、そちらのほうを一生懸命された方ですが、私があえて瀬戸口県議を一生懸命応援するということはありません。基本的には、瀬戸口県議が自民党の幹部であるからということ、何も基本的には問題はないというふうに思っております。

○11番（今鶴治信議員）

その中で投票率が50.27%ということで、若干投票率が少なかったんじゃないかと私は感じたところでございました。その中で、有効投票数のうち、現職の瀬戸口県議が8,805票、そして新人の海野候補は5,248票。差引き3,557票の差がついたということですが、市長が大分てこ入れをされた割には大差がついたんじゃないかと私は感じるところでございますが、市長はこの点についてはどうお考えか伺いま

す。

○市長（五位塚剛）

選挙の結果は選挙の結果ですので、そのことについては私はコメントはできません。

○11番（今鶴治信議員）

今回、私も自民党員でございますので支持をした立場であります。もちろん先ほど市長からありましたけど、無所属では出ましたけど、私もそのとき瀬戸口県議から支持を頂いたとございまして。結果は、市民は五位塚市長を選ばれて今も頑張っているところでございますが。その中で、やはり県議は県議としての仕事、市長は市長としての仕事があると思っております。その中で、チラシの中の内容は答えられなくていいですが、實際上、昨日の山中議員、上村議員の質疑の中でも出ましたけど、松岡救急クリニック分院の誘致についてということで、大休寺副市長より、その間の経緯については詳しく経過が報告されました。同僚議員も同じことを質問されましたので、その点については割愛しますが。

その中で、私が県から伺った中で、最終的には反対があったところで、県の医師会のほうで反対があったということで、県の医療審議会の中で審議されることになったと伺っております。市長、副市長でもいいですけど、この医療審議会のメンバーがどういう方々だったか、御存じかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

今の段階で私も分かっておりませんが、副市長もちょっと分かっていないということでございます。

○11番（今鶴治信議員）

昨日の山中議員の中でも、県の特別認可が下りたということで、市のほうもいろいろその間、郡医師会病院等の交渉、いろんなことでも、それは市も携わってきたというのは事実であると思えます。その中で、最終的に県の医療審議会ということで許可というのが出ないと病院の設置はできないということで、ここが最後の大きなハードルであったわけでございます。

その中で私がお聞きした中では、一人一人の医療審議員の方々に、曾於市の現在の救急医療体制について、命に関わることであるということで詳しく説得されたと聞いております。救急車を呼んでも、今は分院ができて早めには到着するんですけど、そこから受入れ病院がなかなか決まらずに40分、50分待たされる。この件について本当に危惧されているということで、この件に関しては、今松岡救急クリニックが分院ができたところでございますが、市長、この分院ができて、緊急医療体制についての効果についてどうお考えか、質問いたします。

○市長（五位塚剛）

当初お話があったときから、私たちの曾於市が医療の過疎と言われておりましたので、松岡さんが曾於市に進出をしていただければ本当にありがたいという思いでずっと感じておりました。今もそのために、市民の皆さんたちがいろんな形で困った病気のために、たくさんの方々が診察していただいておりますので、大変感謝をしているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

そういうことで、昨日の同僚議員の中でもありましたけど、私も松岡理事長が出陣式の時、また選挙期間中にも2回来て、この救急クリニックに対して、瀬戸口県議の御尽力についてという話で誤解を生まないようにということで話を聞きました。その中でわざわざ福岡から時間を割いて来られたわけでございますが、その中で隣の都城市が、曾於市も出たんですけど、非常にコロナが蔓延して緊急医療体制がパニックになったということで、ほとんど都城のコロナ以外のところの緊急の要請があったということで、年間に800回出動されたということで、非常にこれは、今市長からもありましたけど、市民に対して安心安全な医療機関ができたと思っております。

先ほどの話にも返りますが、最終的に県の特別認可が出たという執行部からの報告でございましたが、県医療審議会の方々のメンバーも分からない曾於市、それは県のことでありますので、もちろんのことだと思っております。それを一人一人説得されまして、最終的にはそのときの三反園知事裁定ということになりまして、一般質問、また知事に、先ほどと一緒に命に関わることということで特例で認められたということですね。

瀬戸口県議が一人で誘致したわけではありませんが、曾於市、また瀬戸口県議もこの誘致には関わったということで、この件については市長としての見解を求めます。

○市長（五位塚剛）

瀬戸口県議がどういう形で関わったのか、全く報告も受けておりませんので、コメントができないところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

その中で、チラシには市長は直接携わっていないことではありますが、4つですね、この新人候補のチラシにございました。その中でサブちゃん通信の中で、末吉高松地区の救急松岡クリニックの誘致、2番目、財部高校跡地の南九州畜産獣医学施設の設置、3番目、新地公園のグラウンドゴルフ場の県補助、4番目、末吉道の駅和牛モニュメントの県補助等について、この実績は、市当局が県に直接働きかけ、県

当局と、また、森山衆議院議員のお力添えなどで実現したものです。人の実績を横取りするなんて許せません。怒りを覚えます。情けないと思います。「大きな人脈」も、この10年間、曾於市民には全く役に立っているとは思えませんという、誹謗中傷に当たるチラシじゃないかと思うところでございます。

その中で今あったように、救急クリニックのことについては、そういうことで尽力されたということで、私のほうから報告させていただきます。

今回、昨日、市長が答弁されました、国・県からの予算を瀬戸口三郎は獲得しているということに対して、市長は、それはそうでしょう。執行部のほうでもいろんな事業に対して事業計画を立ててやっていますので、全てを瀬戸口県議がやっているわけじゃないというのは私も理解しているところでございますが。しかしながら、曾於市に係わる事業、特に県の補助に関することは、全て鹿屋の振興局があって、市のほうの担当課のほうにも行かれると思います。その中で随時、県議のほうにも報告があって、そのことについてどのように計らえばいいかということをして聞かれるそうです。その中で、今言ったように、そのことについて積極的に動いたこともございますが、事後的にも、その件についてはぜひ予算をよろしく願いますということですね。そういうふうにして、見えないところで県議も努力されているわけでありませぬ。

今回、私がいろんなことを自分の実績として上げられたのは、私に申されました。私は、こういうことを県議として地域の皆さんのためにするのは当たり前のことであって、あえてこういうことを訴えたくはないところであります。しかしながら、瀬戸口県議が、ここにも書いてありますが、この3期何も仕事をしていないというふうに誹謗中傷が言われておりました。そこで、支持者の方々が、県議、あなたがした仕事をぜひ訴えるべきじゃないかという強い要望があつてこういうのができたと思っております。その中で、全て県議が予算を獲得するために全てやったわけではございませんが、一翼を担っているということで、そこは幾ら市長の市長選挙のとき応援をしなかったということでありませぬ、瀬戸口県議も曾於市民の代表として曾於市の発展のためには努力されているわけで、市長が提案されることを全て反対されているわけではありませぬ。特に市の事業計画を上げられて、課長たちや職員が頑張っていることを一つでも実現するために県との間になってやっているわけで、市長はその点については勘違いされているんじゃないかと思っておりますけど、その点についてはどうお考えか伺います。

○市長（五位塚剛）

まず、瀬戸口県議のサブちゃんニュースの曾於市に関わる国・県事業の補助事業は、全て瀬戸口三郎が持ってきましたという、その文言が市民に大きな誤解を与え

たのではないかなというふうに思います。私もそう思います。瀬戸口県議が具体的にこのような形で実現のために走り回ってしたんですよということが、随時、私たちの中に明らかになれば、そのような誤解はなかったんだろうと私は思います。ただ、現実的には選挙ですから、お互いに政策を出しながら、お互いに自分の支持を拡大するための政策を出しているわけですから、そのことについては私はコメントする立場じゃないというふうに思います。

○11番（今鶴治信議員）

続きまして、口の財部高校跡地の南九州畜産獣医学拠点施設の誘致について、企画政策課長に質問いたします。

国の補正予算が認められて、事業が予算がついて、急に早まったということ、財部高校跡地の県有地でありますので、その無償譲渡が間に合うかということで、議会でも大変危惧したとどこでございますが、その点について、県また瀬戸口県議等には相談はなかったかどうか伺います。

○企画政策課長（外山直英）

南九州畜産獣医学拠点につきまして、令和3年度から議員が御指摘されているように、無償譲渡に係る協議を担当課あるいは県の学校施設課と協議してまいりましたが、その件について経過あるいは方向性について、令和3年度で県議と3回ほど協議を行っております。また、令和4年度に同じく4回程度、それから令和5年度にも1回程度、合計8回、県議とは協議を持っているところでございます。

○11番（今鶴治信議員）

検討されたということで、両副市長どちらが担当か分かりませんが、この件について県議より口添えちょうか、推していただく感じで相談はなかったのかどうか伺います。

○副市長（八木達範）

それでは、お答えします。

昨日からありますとおり、県の地域振興局あるいは県の副知事等も含めまして、必ず地元の県議にも通してくださいということをおっしゃっていただきましたので、そのことにつきましては、私は県議にもちゃんと話は通してあります。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま八木副市長より答弁頂きました。そのように全てやったのではないんですが、そういうふうにして同じ地元、曾於市選出の県議でありますので、これをつくったとは一言も書いてありません。無償譲渡に協力をしたというのは書いてあります。

あと3点目の新地公園のグラウンドゴルフ場の県補助について伺いますが、この

件につきましても、八木副市長だと、私は新地公園にグラウンドゴルフ場の建設の予定があるということで、県の補助等は何かできないものかということで相談に行かれたと聞いておりますが、その点について、八木副市長に確認をいたします。

○副市長（八木達範）

この件につきましても、地域振興局にお願いをしました。そのときに必ず地元の県議にも相談をしてくださいということでしたので、この旨は県議に相談いたしました。

○11番（今鶴治信議員）

ただいま、大体3つ申し上げましたが、全て県議にも相談があつて、県議は大したことはしなかったと思っていらっしゃるかもしれませんが、やはり県に対して折衝されて、鋭意そのことについて努力された。その件について、副市長はそういうふう把握されているんですけど、市長はなぜそのことについて分かっていられないのか。それは3期をされていて、情報把握の欠落じゃないんじゃないですか。何も県議はしていない、市議員として一候補が賛成多数の中の一票をしたのかどうか分かりませんが、全然内容が違うことだと思いますけど、その件に対して、県議に対して感謝の気持ち、そういう点はないんでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市民が選んだ県議ですので、当然それは尊重をしたいというふうに思っております。ただ、具体的な細かい、いろんな市の国・県の補助事業は、担当課を中心としていろいろと取り組んでおります。その一つ一つ、県議と何月何日どういう形での打合せをしたとかというのは、私のほうにはあまり来ておりません。全体的に見たときに、森山先生を含めていろいろお願いしますけど、それは直接、場合によっては私も含めていろんなところへ行きます。

また、この問題についても、前の知事も今の知事も、また藤本副知事も含めて、いろいろとお話を直接私はしておりましたので、瀬戸口県議もいろんな形で御協力を頂いたんだろうと思いますけど、そのあたりの私たちに対する結果報告みたいなやつはほとんどありませんでしたので、そういう認識でありました。

○11番（今鶴治信議員）

県議が言えればいいんですけど、仕事でやっていることで、一々これをしたって——今回、選挙もなかったわけです。今回、こういう政策、県政報告ということで、これに携わったということを報告されて、たくさんある中のモニュメントを含めて4つだけが違うという指摘でございました。しかし、市民からすると大きな事業でありますので、これをうそ呼ばわりするということは、非常に現職の県議に対しても失礼な内容じゃなかったかと思っております。

選挙に関わることでございますので、これ以上は、お二方もされましたので、質問しませんが。しかしながら、先ほどからあるように、必ず振興局を通じて県議のほうにも報告はあるということで、だから、県議はこの事業にある程度の事業については把握されていますので、私もその点に関しては尽力したとおっしゃっていることで、それを市長は報告がないから知らない。

市長に伺います。この間、副市長はいろいろ相談に行っていらっしゃいますが、これまで県議もいらっしゃらないのか分かりませんが、瀬戸口県議にこういう事業に対して採択をするように力を頂けないかということで、選挙の応援を頂かなかつたからということで、曾於市の代表である市長が、一回もそういうことで相談に行ったことはないのかどうか伺います。

○市長（五位塚剛）

そのような質問にはお答えはいたしません。

○11番（今鶴治信議員）

していらっしゃらないわけでありまして、その陰で副市長が一生懸命そうやっていろいろ相談に行っていることで、これはお二人とも曾於市民が選ばれた曾於市の代表でありますので、非常に残念なことではあります。しかし、大きな事業になったときは、市は市の役割、県議は県議の役割として、実現に向けて事業が進んでいる、この点については市長もぜひ認めていただいて、今後は意思の疎通をして、あと4年間続くわけでありまして、曾於市の発展のためにぜひ尽力していただきたいと思っております。

以上で、1番目の政治姿勢については質問を終わりたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、今鶴議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。午後はおおむね1時から再開いたします。

————— . ——— . —————
休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時00分
————— . ——— . —————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、今鶴議員の一般質問を続行いたします。

○11番（今鶴治信議員）

引き続きまして、道路行政について質問いたします。

先ほど答弁いただきましたけど、私の地元も最近、伐採時期が来ている山林が多くて、本当、市道沿いの広い道路はいいんですけど、狭い道路等で、これまで杉

の木とかあって、それほど恐怖感はなかったんですが、全伐になって非常に市民の方よりカーブ等で危ないんじゃないかという指摘を受けて、土木課のほうにもいろいろお願いしているところがございますが、今、本当、答弁にありましたように、山林伐採地区が多くて、これまでガードレール等、そういう対応もしていただきたいと思うんですけど、急激に伐採林が増えたということで、市のほうでも優先順位とかもあると思いますので、ガードレールと防護柵設置というのも答弁でありましたけど、安全ロープ等による防護柵的なものかどうか、その点について伺います。

○土木課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

昨年度も、市内全域で約11件ほど要望ということで、山林伐採に伴う危険箇所ということで、住民の方から寄せられております。その中でも、その都度、調査をしながら、その年の予算でできるものについては早急に対応しながら、できないものについては次年度で対応するというような形で、優先順位をつけながら、危険度を判断しながらガードレール等を設置しているところがございます。

以上です。

○11番（今鶴治信議員）

ガードレールを設置していただくような場所はいいんですけど、全てにそういうわけにもいかないと思いますので、ガードレール設置が早急に難しい場合は、工事用の杭に安全ロープ、トラロープというか、ああいうのを張ってでも、ちょっとここに危険箇所があるというのを示さないと、いつも通っている方は大丈夫なんですけど、急に久しぶりに通ったとき、山林が伐採されて、本当、カーブ等でそのまま、スピードを出していなければいいんですけど、スピードを出していて、夜間はそういうところに飛び込んだら、本当に坂のところは、もう深い谷になっていきますので、もう人命に関わるような事故につながるんじゃないかということで、市民の方に指摘を受けているところがございますが、全てガードレールちゅう、予算的なこともありますので、そういう安価な、一応、応急処置的な対策等もとっていただけないかと思うんですけど、その点についてはいいかがでしょうか。

○土木課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

今、今鶴議員が言われるように、予算も限りがありまして、全てがつけられるわけではありませぬので、危険な箇所につきましては、市長答弁でもありますとおり、広域に山林伐採が進んでいる状況の中で、全てを道路管理者として把握することも難しい面もありますので、パトロール、それから住民通報、そのようなものを受けまして、今言われたとおり危険な箇所の表示ということで進めてまいりたいと思

ます。

○11番（今鶴治信議員）

ということで、市長に質問であります、やはり昨年度も予算の範囲内ということで、ちょっと今年度に回したというのがあると今課長から報告がありましたけども、ぜひ、全てガードレールは難しいと思うんですけど、予算枠を、今年の実態を把握して、もし増えていくようだったら、今までではなかなか対応できないと思いますので、そういう予算措置、補正予算等でも対応できるのか知りませんが、当初予算等でも、今年度を見て、そういう予算措置も増やしていただけないかと思うんですけど、この点について、市長の見解を伺います。

○市長（五位塚剛）

市内を回りますと、非常に伐採が進んでおりまして、今までは大きな杉の木で、ある程度カバーできていたものが、完全にもう伐採された状態になっているのがかなりあります。予算を含めて検討させていただきたいと思います。

○11番（今鶴治信議員）

ぜひそういう安全・安心のために対応していただきたいと思います。

また、続きまして、街路樹等のイヌマキの害虫対策について伺います。市で管理している街路樹がイヌマキで473本あるということで、昨年度はそうでもなかったかもしれませんが、2年前ですね、この幼虫のキオビエダシヤクですか、これが非常に多くて、以前質問した振興住宅の垣根のイヌマキも相当枯れたということで、市のほうもいろいろ苦情が来たということでございましたが、市民の方より、非常に街路樹等にもイヌマキが、そういうのが発生しているということで、どう対応しているかという問合せが私にもあったものですから、薬剤散布も行っているということで、その中で枯死というか、枯れに至ったイヌマキ等は把握していないかどうか伺います。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

それでは、枯れ木の本数でございます。うちのほうで確認しているのは3本でございます。昨年度、その3本につきましては、植替えを行ったところでございます。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

成虫のチョウチョウというか、それには、なかなか効果的な薬剤がないということですが、その幼虫というか虫は、定期的に発生が多いときに薬剤散布を行っては対応ができるというのも聞いておりますので、今までもやっているということで、3本ということで、ぜひこれからも、特に街路樹等がイヌマキが弱いという

ことでありますので、対応をお願いしたいと思っております。

また、ほかの施設等でもあるということでしたが、薬剤散布等を、タイミングはあると思うんですけど、街路樹、又はほかの施設等の薬剤散布等で対応しているところがございます。大体年にどのぐらい散布されているのかどうか伺います。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

街路樹につきましては、年2回行っております。そのほかにつきましては、振興住宅につきましては、敷地内の方が管理をするというのが原則ですので、敷地内の方をお願いしているところなんですけども、なかなかその散布がされていないという状況もありまして、その団地全体に広がるおそれがあった場合は、市のほうで散布をしている状況でございます。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

私が、以前の質問でも、振興住宅のイヌマキの問題があったんですけど、自己管理ということで、もう全て市が対応するというのは大変だということでありました。

その中で、やっぱり個人的で散布をされればいいんですけど、やはり効果的なそういう薬剤とかそういうのも、振興住宅等の住人に対して、定期的にこういう幼虫が発生した場合は振ってくださいという啓蒙とかも大事だと思うんですけど。それと、もし背負い式の噴霧機等でも対応できると思うんですけど、それに対して市でするというのは大変ですので、そういう器具も、もし準備できるものなら用意して、そういうふうにして薬剤のほうの、的確な薬剤と、その危険の取扱い等も、そういう時期には指導を啓蒙するべきじゃないかと思うんですけど、その点については、どうお考えか伺います。

○まちづくり推進課長（園田浩美）

薬剤につきましては、今うちのほうで使用している薬剤がスミチオンと申しまして、これは安全が確認されている薬剤でございます。

それと、啓蒙活動という形ですけども、団地内の方に、最初入居するときに、団地の方に、庭木については個人で管理をしていただきますよということも言っているところなんですけども、やはりそこがうまくいっていないところもありますので、うちのほうで、もう1回、薬剤散布の仕方、そういうのも含めた形で啓蒙をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○11番（今鶴治信議員）

市民の方より、本当に最近、イヌマキが、個人的住宅でもですけど、その害虫に

よって枯れているというので、市のほうでも、このままでは枯れてしまうんじゃないかというふうで連絡があったものですから、定期的に対応されている、また、振興住宅等も現在残っているイヌマキもございますので、そういう指導をしていただきたいと思っております。

以上をもって、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時11分

再開 午後 1時13分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第7、矢上弘幸議員の発言を許可いたします。

○4番（矢上弘幸議員）

市民栄誉賞であり、曾於市に尽力された北別府学さんの御冥福をお祈りいたします。また、北別府学野球フェスタに参加された子供たちが、将来、甲子園やプロ野球で活躍する日を心待ちにしております。ファイト。

それでは、議長の許可を得ましたので、大きく5つの項目に向けて質問させていただきます。

1、選挙の投票率について。

①直近の市長選、市議選、県議選の投票率について伺います。

②投票率を上げるための対策について伺います。

2、運転免許証の自主返納について。

①現在まで自主返納された方は何名いるか、また、年代別に何名いるか伺います。

②自主返納をされた方にはどのような支援制度があるか伺います。

3、パブリックコメントについて。

①過去5年間のパブリックコメントで出された意見の数について伺います。

②パブリックコメントの周知方法について伺います。

4、チャレンジ・ザ・日本一「富士登山」について。

①現在までに何回実施して、延べ何人の子供たちが参加されたか伺います。

②今年度募集がなかった理由について伺います。

5、弥五郎どんファンタジアについて。

①今年度の予算に計上された経緯について伺います。

②5月に行われた宝山ホールでの集客数について伺います。

以上で、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、矢上議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の2と3と5については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1については選挙管理委員会委員長に、質問事項の4については教育長に、後から答弁させます。

2、運転免許証の自主返納についての①自主返納された方は何人いるかについてお答えをいたします。

運転免許証の自主返納者数につきましては、鹿児島県警察本部に確認したところ、令和2年は213人、うち65歳以上は213人、令和3年は171人、うち65歳以上は167人、令和4年は167人、うち65歳以上は167人、令和5年は、4月末までに60人、うち65歳以上は60人の返納があったとのことでした。

なお、年代別での返納者数は集計をとっていないとのことでございます。

2の②どういう支援制度があるかについてお答えをいたします。

支援制度については、無料乗車券の交付を行っています。有効期間は、交付をした日から5年間となっています。

なお、警察署で発行される申請による運転免許の取消通知書の添付が必要となります。

3、パブリックコメントについての①過去5年間の意見の数についてお答えをいたします。

平成30年度から令和4年度までに12件の意見募集を行った案件がありました。意見については、平成30年度は、意見募集を行った案件はありませんでした。令和元年度は、5案件に対して24件の意見があり、令和2年度は、4案件に対し、意見が出されなかったところでした。令和3年度は、2案件に対して1件の意見があり、令和4年度は、1つの案件に対して意見提出はなかったところでした。

3の②パブリックコメントの周知方法についてお答えをいたします。

周知方法につきましては、目的や手続等を含めた曾於市パブリックコメント制度実施要綱で公表方法として定められております。市ホームページへの掲載、担当課・行政資料コーナーにおける閲覧、これ以外には、必要に応じて、市広報への掲載、報道機関への情報提供等が周知方法として定められているところです。

5、弥五郎どんファンタジアについての①今年度の予算に計上された経緯についてお答えをいたします。

弥五郎どんファンタジア公演は、令和4年7月24日と弥五郎どん祭り前夜祭の11

月2日に大隅文化会館で開催され、多くの市民から好評を得ました。その後、弥五郎どんファンタジア公演を、曾於市だけではなく、広く市外にも披露したいとの要望等がありました。

市といたしまして、公益性も踏まえて、弥五郎どんファンタジア公演を通じて、曾於市を広くPRできるよい機会になるのではないかと判断し、予算計上したところです。

5の②5月に行われた宝山ホールでの集客数についてお答えをいたします。

弥五郎どんファンタジア公演は、5月4日鹿児島市宝山ホールで開催され、887人の集客がありました。

あとは、選挙管理委員会の委員長が答弁をいたします。

○選挙管理委員会委員長（澤 律雄）

1、選挙の投票率についての①直近の投票率についてお答えいたします。

御質問の各選挙の直近の投票率は、令和3年7月18日執行の市長選挙が60.70%、令和3年10月31日執行の市議会議員選挙が68.38%、令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙が50.27%となっているところでございます。

次に、1の②投票率を上げるための対策についてお答えいたします。

各選挙における投票率は、年々低下する傾向にございます。投票率は、一般的に天候や選挙の争点、候補者の顔ぶれなど様々な要素が総合的に影響すると言われております。ただ、本市に限らず、地方選挙投票率は長期低落傾向が続いていることから、政治への関心が薄らいでいることも影響しているものと推察できるところでございます。

投票率を上げるための対策でございますが、啓発活動といたしましては、常時啓発と選挙時啓発がございます。常時啓発の主なものといたしましては、18歳到達者を対象とした選挙啓発の図案が印刷されたクリアフォルダーの送付、小中学校の児童生徒を対象にした選挙啓発ポスターの募集、模擬投票などを行う選挙出前授業を実施し、将来を担う子供たちに対して主権者としての自覚を促す事業を行っているところでございます。

また、明るい選挙推進協議会による街頭活動を実施し、啓発用リーフレット、ポケットティッシュや花の種などの配布を行っているところでございます。

続いて、選挙時啓発につきましては、投票参加を呼び掛ける記事等の広報紙やホームページへの掲載、ソオグッドFMへの出演等を行っているところでございます。

また、公費による選挙広報発行、曾於高校を含めた移動式投票の実施、投票所の段差解消、親切・丁寧な対応で、投票にまた行きたくなるような雰囲気づくりの醸

成、期日前投票の利用促進などを行うことで「投票したい・投票しやすい」環境づくりを図っているところでございます。

以上です。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

4、チャレンジ・ザ・日本一「富士登山」についての①現在までに何回実施して、延べ何人の子供たちが参加したかについてお答えいたします。

平成19年から令和元年までの計13回実施しており、延べ216人が参加しております。

4の②今年度募集がなかった理由についてお答えいたします。

事業の見直しを行う中で、富士登山研修については、当初の事業目的を達成していると判断し、今年度より事業を廃止しております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

投票率についてですが、県議選では過去2回無投票だったということもあり、今回50.27%、県全体では43%で県全体より7%高かったです。ただ、曾於市としては、35自治体のうち26位でした。市長は、この投票率について、順位についてどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

投票率というのは、有権者が選挙に関心を持って投票に行くわけですので、全体的に低いというのは、市民の皆さんたちの選挙に対する意識が低かったのかなというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

近年、期日前投票が増えているんですけど、その期日前投票に、選挙広報が届くんですけど、投票日の大体二、三日前なんですよ。なので、それを見ずに投票される方が多いとは思うんですけど、その選挙広報を自宅に届く前に市のホームページとかで閲覧できるようにはできないんでしょうか、お伺いします。

○監査委員事務局長・選挙管理委員会書記長（森岡雄三）

まず、現在の実態にお答えしますと、今回の鹿児島県知事選挙におきましては、投票日の火曜日に曾於市のほうに届きまして、それから各町の大隅、末吉、財部の方面に分けて仕分けをして、それから発送となりますので、どうしても到着期間を考えると、紙での配布が今の時期、今回の時期になってしまうという実態もあります。

期日前投票に来た人は、火曜日に届いた以降は、期日前投票所のほうに紙を置い

て、閲覧ができるような対策をしております。

今おっしゃいましたホームページ等の掲載につきましては、実施している自治体もごございますので検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○4番（矢上弘幸議員）

市長選に対しては、前回は60%ということで、その前の年が64%で4%ダウンしています。市議選は、衆議院選同日選挙だったので、前回よりも5%アップしております。ただ、市議選が、今回投票率がアップしただけであって、市長選、県議選は軒並みダウンしております。市も広報で投票を呼び掛けているんですけど、例えば、市が主導するのではなく、市民が主導して選挙に行こうというような感じに持っていったらどうかなと思います。

例えば、投票率が各公民館ごとにありますけど、上位5位の選挙区の公民館には、例えば補助金を出すというふうになれば、じゃあ隣の住民の方が一緒に投票に行きましょうというふうになれば、総会や草刈りとかにジュースだけでなく、お弁当とかで、より豪華にお弁当とか豪華にして、それだったら、じゃあ草刈りもたくさん行こうかというふうに出席率も高くなって自治会を辞める人も減るんじゃないかなと思いますけど、市長はこういう考えはどう思いますか。

○市長（五位塚剛）

投票率を上げるための具体的な施策は、非常にいいと思います。当然そういうことも考えなきゃならない時期に来ているというふうに思います。それを含めて、担当課を含めて、選挙管理委員会でも何かできないか、今後、検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

住民が主導して選挙に行くというふうになれば、選挙広報車とか、そんなに回らなくても、お金をかけずに済むのではないかと思います。前向きな検討をお願いします。

それでは、2番の運転免許証の自主返納について伺います。

高齢化率が、今41%の曾於市ですけど、今後、自主返納をする人が増えてきます。例えば、先ほどの片田議員も言われましたが、曾於市地域公共交通計画にありましたけど、その4ページにあります都城にも思いやりバスや思いやりタクシーが行くというふうな感じで考えてよろしいのでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

現在の思いやりタクシーにつきましては、曾於市の管内だけを想定しております。今後、近隣の市と市の間を走る公共交通については、それぞれの市、それぞれ

の議会、様々な承認等が必要となりますので、手法的には可能でございますが、もう少し時間がかかるものというふうに認識しております。

○4番（矢上弘幸議員）

住民の方から、皮膚科や眼科が、医師会立病院はあるんですけど午前中しか見てもらえないということで、都城に通っていらっしゃる方がいらっしゃいます。係りつけの病院が市外にあるということで、診療代よりタクシー代が高くつきますという声もありました。

例えば、週に1日午前午後、思いやりバスやタクシーで都城の病院を回るというふうにすれば、タクシー代も抑えられて住民の負担も減るのではないかと思います。どうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今現在、曾於市と都城を結ぶ鹿児島交通の便が、増える方向じゃなくて減便になってきております。そういう中で、実際、曾於市の乗合タクシー、思いやりタクシーを都城のほうにつないだときに、どれだけ乗るかというのは全く分からない状況です。それも含めて、本当に希望者が実際あるのかどうか、アンケートなんかを含めて検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

病院は毎日行くのではないと思いますので、週に1日でも都城の病院を回るような思いやりバスやタクシーができれば、まあいいかなと思いますけど、今、年金が少なくなって、また物価も高くなって、高齢者は非常に生活が厳しくなっておりますので、前向きな検討をお願いいたします。

それでは、3番目のパブリックコメントについてお伺いします。

現在、先ほどもありましたけど、こちらの地域公共交通計画なんですけど、市のほうでもホームページを見ることができました。ただ、これ概要版は10ページなんですけど本編は100ページもあって、なかなか見るのに時間がかかるなと思います。図も載っているんですけど、文字が潰れています。皆様、見られて御存じだと思うんですけど、前回のパブリックコメントでも図の文字が潰れて何て書いてあるか分かりませんでした。

この状態で意見を出すほうが、ちょっと難しいんじゃないかなと思うんですけど、確認はされているでしょうか、そのホームページの図の文字とかお願いします。

○企画政策課長（外山直英）

それぞれの計画につきまして確認をとっていたところなんですけれども、一部文字等が潰れていたところがございます。大変失礼いたしました。

○4番（矢上弘幸議員）

例えば、100ページもあるものを読んでコメントを出すというのは、なかなか難しいと思いますので、ユーチューブで分かりやすく説明するのができれば、市民の方もそれを見てコメントをしやすくなると思うんですけど、こういう考えはできないでしょうか。

○企画政策課長（外山直英）

現時点では、このホームページ、あるいは、それぞれの支所に現物を置きまして御覧いただけるような整備を行っておりますが、今後につきましては、様々な方法を検討させていただきたいと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

中には目の不自由な人もいらっしゃいますし、ホームページを見られない人もいらっしゃいますので、今後の参考にしていただければと思います。また、公式LINEとかで通知、またそのホームページだったりユーチューブに誘導していただければ、もっとコメントが増えて、今後もよりいいパブリックコメントになるのではないかと思います。

次の質問に移ります。チャレンジ・ザ・日本一の登山なんですけど、教育長の答弁でありました事業目的を達成していると判断した理由は、どういったことでしょうか、お伺いします。

○生涯学習課長（竹下伸一）

それでは、お答えしたいと思います。

当初の事業目的を達成していると判断したというところでございますが、この事業につきましては、平成19年から実施をしております。31年まで実施をしたところでございます。先ほどありましたように延べ216人の青少年の子供たちが登山をしたところでございます。長きにこの13年、13回という事業をやってまいりました。その中で多くの参加者もありまして、ある程度の、この日本一の富士山に登山をするということに対しては、目的を達成したんじゃないかなというふうに感じたところでございます。

ある程度、事業も見直しを図らないといけないということもございまして、御存じのとおり今年から鶴岡と曾於市の青少年交流という形で、今までが体験型の登山ということでしたが、今年度から新たに交流ということで実施をしたいということもあつたところでございます。

あと8月に同じような屋久島の登山もございます。そちらのほうは今回も続けていくという形で実施をしていきたいというふうに思っております。体験型と交流型ということも考えまして、今回、富士登山については募集をしなかったというような形になっているところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

富士登山については、富士登山がメインですけど、その後の国会議事堂の見学というのが一番いいのではないかなと私は思っています。と言いますのも、国会の見学というのは、なかなかできるものではありません。また、山中先生が、山中顕彰館がありますので、それを見学して、また相乗効果で子供たちの学習意欲にもつながるのではないかと思います。また、先ほどにも出てきましたけど、国会議事堂を見学することで子供たちの投票に行くきっかけにもなるんじゃないかなと思います。

体験型と言いますが、その富士登山をなくして鶴岡市との交流というふうになりますけど、一つをやめて一つをしないといけないのか、それをそのまま残して鶴岡との交流もするというのはできないんでしょうか、お伺いします。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

まず、このチャレンジ・ザ・日本一富士登山ということで、日本一の富士山に登ろうという活動は、平成19年からずっと続いてきたわけですが、この近年3年間はコロナでできなかったということもありますが、もう一つ我々が事業を見直す中で、天候に左右されると、過去に13回のうち1回は雨で登れなかったと、富士山、向こうまで行って、結局、登れなかったということがあります。

そうなった場合、本当にこういう事業がいいのか、極端な言い方をすると、今年度、もし実施して雨だったら、子供たちにとってそれがプラスになるのかという問題もございます。あくまでも、国会とか、お台場に行ったりとか、いろんなのが過去にあったそうですが、それはやっぱり付随的な活動ですので、これはまた別な問題だとして思っています。

それから、じゃあ全員の子供が、みんな富士山に登ったかということ、残念ながら登頂できたのは7割弱です。結局10人いて7人は登れるけど、3人は登れないと。八号目の山小屋まで引き返さなきゃいけなかったと。

もう一つは、これも残して鶴岡もということなんですが、この夏休み期間中に生涯学習課は幾つもの事業を抱えております。もう御存じのとおり、職員は減っていただけですので、富士山に登って、そして、その足で鶴岡に行って、その後、屋久島というのは、さすがに私もなかなか厳しいだろうなということで、非常に意義はある富士山登山であったんですが、やっぱり見直しも必要だろうということで、今回で一応打ち切って、鶴岡のほうの青少年交流学習のほうに切り替えたところでございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

山に登れない子もいるということもありました。天候で登れないということもありました。天候のことを言ってしまうと、台風が来たら富士山には登れないですし、鶴岡市にも行けなくなるというのがあります。実際、山に登れない子というのがあることはいるんですけど、そこで挫折を味わうことも大事なことなんじゃないかなと思います。今の世の中の流れでは、みんなが全部できるようにというふうな感じで、みんなができるように、みんなが分かるようにというふうな流れです。挫折を味わうことで、次、頑張ろうという意識も芽生えてくるんじゃないでしょうか。

今問題になっているのが、学校でなるべく怒らないようにしましょうみたいな感じで、ただ、それが今回、自衛隊員への銃乱射事件もありましたけど、怒られたから殺そうと思ったというふうなものもあります。そういうのも考えて、ちょっと挫折を味合わせる意味でも、基礎体力をもっと上げよう、次、頑張ろうと思える意味でも、富士登山は残すべきじゃないかなと思うんですけど、どうお考えでしょうか、お願いします。

○教育長（中村涼一）

人間には挫折が必要だというのは私も同感でございます。ただ、富士登山に行つて山に登れない、その富士山登山のために、これが一番大きな目的で行つて、登れない理由が高山病というのは、体力がなくて登れないというのは、僕は致し方ないと思うんですけど、高山病になってしまつて登れないというのは、これは本当に体調も関わりますし、富士山登山の場合は、八号目の山小屋、高さにしては3,100mから3,200mに山小屋がございます。そこから子供たちが500mぐらい登っていくわけですが、登り始めるのは夜中の1時なんですよね。1時スタートなんです。そして御来光を拝むと。そして、登られた方はお分かりと思うんですけど、御来光を拝むときは、もう本当に登山道、ずっと人がつながっています。いわゆる自分のペースでも登れないし、本当にラッシュアワーの電車の中みたいな状態で山を登っていくと、これが本当に小学生とか、中学生はそれなりの体力はあると思うんですけど、小学生にとって必要な体験なのかということも含めて、私自身もそうですし、ちょっと過酷なんじゃないかなと。親子、家族で行つて挫折を味わうというのは、私はいいことだと思つていますが、集団でみんなに登るために事前登山も霧島へ登つたりして、みんな共同で活動していつて最後に登れない。しかも、それが高山病、これはちょっとやっぱり過酷かなという判断をしました。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

高山病は、ちょっと私、なつたことがないので分からないんですけど、一度なつ

てしまうと次もなりやすいということですか。

○教育長（中村涼一）

よく言われるのは、富士山登山の登頂率は2回行って1回ぐらい成功すればいいというふうに言われます。やっぱり人によって全然違いますので、もう全部大丈夫だったという方もいらっしゃる、やっぱり登っている途中で必ず具合が悪くなるという方もいらっしゃいます。また、夏場で非常に上は寒いので、非常に少し雨が降っただけでも気温が氷点下近くまで下がってしまうようなところもございます。そういう意味で、なかなか安全というところも、登山ガイドは雇って一緒に登っていただきますが、安全性の上でも少しどうなのかなど。これまで200名を超える子供たちが参加して、そして貴重な体験を積んできましたので、この事業自体は、私は大いに意義があって、また登った子供たちの作文とか登った経験のある子供たちと話をすると、非常によかったという話は聞いております。

ただ、引率する我々のほうとしては、非常に、例えば1人落伍者が出ると、その子についていけないといけないと、そういう問題もございます。そういうことを考えると、安全性というところで、できるだけこういう活動ですので、危険なことは、リスクはですね、リスクがない活動はないんですが、発達段階ということを考えれば、少しもう今回を、これからはちょっと厳しいんじゃないかなということ判断して青少年交流ということで鶴岡との交流のほうに切り替えたところがございます。2つ、今のも残してというのは、ちょっと我々の生涯学習課のスタッフでは厳しいという判断をしました。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

体調不良の子がいたら一緒に残るとするのは重々承知しております。そのために、スタッフも多めに行かれるのだとは思いますが。ちなみに、この216人参加された中で、この子供たちの感想としては、どうだったんでしょうか。また登りたいと思ったのか、ほかの子にも勧めたいとかあったんでしょうか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

子供たちの意見の中で、山を登った子供たちにすれば、やればできるんだとかそういう意見等も出ているところがございます。全員が全員、登り切っていないということもございます。中では、やっぱり最後まで登りたかったという意見等もございます。やはり、先ほど教育長が申したように、なかなか体調に合わせて登れない子もいたというのは、もう事実でございます。

特に、平成22年ですかね、17人挑戦したんですが、10名登頂できて、あと7名が、もう八号目からの御来光だったというような記録も中には残っております。やっぱ

り登った子供と登れなかった子供の、それぞれの気持ちが中にはあるというふうに感じております。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

子供たちの、その感想、登り切ったときの達成感というのは、すごいあるんだと思いますけど、その子供たちの感想文も考慮しての事業の廃止と考えてよろしいですか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

こちらのほうも、やはり実施するという事を考えれば、全員でやはり登頂、最後まで行ければなというのをございます。先ほどありましたように、ある程度この事業、13回続いた、ここ2年間は、もうコロナで実施できなかったんですが、それぞれの子供たち、やはりこちらとしては全員連れていきたいんだけど登れない子供もいるという中であれば、そういうのも考えまして、今回、事業の中止をいたしまして鶴岡に移したというふうを考えているところです。

○4番（矢上弘幸議員）

今回、シアトル研修があったんですけど、過去2年間、3年ですかね、行けてなかったということもあり、倍率が結構高かったというのはお聞きしています。今回、富士登山も行けなかったということで、行きたかった子供たちもいたんじゃないかなと思うんですけど、そういうことは考えなかったですか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

今のところ富士登山を今回は募集をしていないわけなんですけど、それについての問合せというのは、なかったところをございます。シアトルの研修と、あと鶴岡のほうの研修については、それぞれ募集をいただいたところをございます。

以上です。

○4番（矢上弘幸議員）

ちなみに、鶴岡市の交流は、どれぐらい応募があったんですか、分かりますか。

○生涯学習課長（竹下伸一）

鶴岡につきましては、募集が16名あったところをございます。

○4番（矢上弘幸議員）

鶴岡市に行きつつも、やっぱり富士登山にも行きたいなという子供たちもきっと多いと思いますので、来年度、難しいかとは思いますが、もう一度、再考していただけたらと思います。

次の、弥五郎どんファンタジアについてお伺いします。

曾於市からもバスが出て、曾於市民がたくさん行かれたと思うんですけど、曾於

市民はどれぐらい、887人集客があったうちの何人ぐらい曾於市民は行かれたかは分かりますか。

○市長（五位塚剛）

弥五郎どんファンタジアの参加者については、ちょっと私のほうは細かくは分かっておりませんが、当初、地元から300名ぐらいは連れて行こうという話がありまして、やはり鹿児島市の曾於市とつながっているいろんなふるさと会の方々にもお願いしたり、企業の方々にもお願いしたりしましたので、少なくともそういう数字が出てきたのかなというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

過去2回、曾於市で弥五郎どんファンタジアが開催されて、今回、宝山ホールで公演したんですけど、鹿児島市なので鹿児島市のお客さんにたくさん、曾於市以外のお客さんにたくさん来てもらいたいという思いがあったのではないのかなと思うんですけど。それでいて、ちょっと曾於市民をたくさん動員するのは、どうなのかなと思うんですけど、いかが思いますか。

○市長（五位塚剛）

地元であった前夜祭を含めて、非常に素晴らしい内容だったから、また見たいという方も実際行っておられます。また、曾於市にこういう子供たちの素晴らしい、小っちゃな、幼稚園といいますか、そういう子供たちが踊って、また東京で活躍される有名な方の俳優さんを含めて、語り部ができるという、それと同時に、また弥五郎どんの歴史と一緒にこういう形で演劇で表すという、これはまた多くの方々に、市外の方々にも見てもらうというのは非常にいいことだというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

弥五郎どんファンタジアを見られたお客さんは、皆さんすばらしかって言うておられます。中には、涙される方もいらっしゃいました。また、そういう方を、もっとたくさんの方に見てもらうためには、やっぱり曾於市以外でするんだったら曾於市以外のお客さんをたくさん呼び込む必要があったのではないかなと思いますし、また、曾於市のPRにもなりますので、当日は、ふるさと納税のパフレットの配布もなかったみたいなので、せっかくのいい機会なので、ふるさと納税で曾於市をPRできていたらと思うんですけど、今後そういう予定はないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

弥五郎どんファンタジアの反省会もありまして、その中では、もう1回鹿児島でもやってもいいし、また福岡でもやってもいいし、場合によっては東京まで出てやることもいいのではないかという御意見がありました。

そういう中で、曾於市のPR、ふるさと納税も含めて、どんどん積極的にやるこ

とは非常に大事だというふうに思います。

○4番（矢上弘幸議員）

今の答弁の中で、福岡とか東京でというふうにありましたけど、市長としては、どこでしたいとかありますか。

○市長（五位塚剛）

鹿児島で1回されましたので、鹿児島の公演も、もう1回やりたいという思いは実際あるようでございます。その後は、福岡がいいのか東京がいいのかというのは、全くそれは白紙の状態ですけど、大いに議論はしていただきたいなと思います。

○4番（矢上弘幸議員）

曾於市のPRにもなりますし、また、その弥五郎どんファンタジアを見て、実際の弥五郎どん祭りを見に来たいと思う方も増えてくると思います。それで地域おこし、まちおこしになればいいかなと思いますので、今後の弥五郎どんファンタジアの発展を願って、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時08分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第8、岩水豊議員の発言を許可いたします。

○9番（岩水 豊議員）

新生会の岩水です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

まず最初に、曾於市学校給食センター施設整備事業について伺います。

給食センターは、令和6年9月供用開始に向けて、今年度造成工事及び本体工事を行うと今年度の施政方針で発表されました。

そこで、まず1番目に、事業の進捗状況についてお伺いいたします。

2番目に、近隣地域自治会に事業説明会を実施されたと伺っております。説明会の状況について、市民の意見、反応はどのようなであったか伺います。

③給食センター開設により、食材納入車、給食配送車、職員通勤車が確実に増えることとなります。そこで隣接する市道、農道の道路計画について、どのような計画があるか伺います。

④周辺の公共施設の管理状況について、どのようなものであるか伺います。

次に、2番目に、児童減による統合による廃校になった小中学校の活用について伺います。

1、廃校の現在の利用状況について伺います。

2番目に、廃校の管理状況はどのようなになっているか伺います。

3番目に、今後の活用計画があるのかを伺います。

以上、壇上からの質問とします。誠意ある答弁を求めます。

○市長（五位塚剛）

それでは、岩水議員の質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の③と④と2については、私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の①と②については、教育長に後から答弁させます。

1、曾於市学校給食センター施設整備事業についての③隣接する道路整備計画について、お答えをいたします。

隣接する道路は、市道「菅渡・下横尾線」、市道「中高松・六町上線」、農道「広域関連横尾線」の3路線となります。このうち市道中高松・六町上線、農道広域関連横尾線は、道路幅員が5mあり、改良済みであります。市道菅渡・下横尾線は幅員4mありますが、集落内を通過しており、住宅が隣接し、拡幅は厳しい状況であるため、改良の計画はありません。

給食センターが開校されることにより、時間帯によっては周辺道路の交通量も増えることが予想されるため、カーブミラーや道路標示など、交通安全対策に留意したいと考えております。

1の④周辺の公共施設の管理状況についてお答えいたします。

改築する曾於市学校給食センターの周辺の公共施設としては、普通財産として管理している旧末吉農業改良普及所があります。管理の状況としましては、年に2回程度曾於市シルバー人材センターに委託して、草刈り及び除草剤散布を実施しており、今年度は5月末に1回実施しております。

2、廃合した小中学校の活用についての①現在の利用状況についてお答えいたします。

曾於市合併後、令和5年4月1日現在、廃合した小中学校は9校あります。現在の利用状況については、校舎につきましては、貸付けを行っているところは2施設、一部施設を貸し付けている施設は1施設、地域の活動の場として利用しているところが1施設、別の施設として活用を検討している施設が1施設、未利用施設は4施設です。

屋内運動場につきましては、地域の運動施設として開放している施設は4施設、

未利用が2施設、避難所として活用している施設は1施設、解体済みが2施設です。

運動場につきましては、地域の運動施設として開放している施設は4施設、貸付けを行っている施設は3施設、未利用が2施設です。

2の②施設の管理状況についてお答えをいたします。

現在の管理状況について、校舎につきましては、借入者が管理している施設は2施設、草払い等を委託している施設が2施設、所管課にて管理している施設が4施設、地域コミュニティ協議会が管理している施設が1施設です。

屋内運動場につきましては、清掃を委託している施設が3施設、所管課で管理している施設が3施設、地域コミュニティ協議会が管理している施設が1施設であります。残り2施設は解体しております。

運動場につきましては、借入者が管理している施設は3施設、草払い等を委託している施設が5施設、地域コミュニティ協議会が管理している施設が1施設です。

2の③今後の活用計画についてお答えいたします。

今後の活用計画については、校舎につきましては、現在の活用方法を継続する施設が3施設、残りの6施設につきましては、今後の活用方法について、解体も含め検討しております。

屋内運動場につきましては、現在の活用方法を継続する施設が4施設、残り3施設については、今後の活用方法について、解体も含め検討しております。また、残り2施設は解体済みです。

運動場につきましては、現在の活用方法を継続する施設が7施設、残り2施設については、今後の活用方法について検討しております。

あとは、教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1、曾於市学校給食センター施設整備事業についての①事業の進捗状況についてお答えいたします。

令和4年5月より、基本・実施設計と造成測量設計を行い、造成測量設計は、令和5年1月に、基本・実施設計は令和5年3月に終了しております。

また、地質調査を令和4年6月から令和4年8月に行っております。

今後のスケジュールは、造成工事を令和5年6月から、建設工事を令和5年9月から、外構・附属建物工事を令和6年4月から着手する予定であります。

なお、新学校給食センターの稼働開始は令和6年9月となっております。

次に、1の②近隣地域との事業説明会等の状況についてお答えいたします。

令和2年2月2日に、西部地区公民館で整備計画について住民説明会を行ってお

ります。

また、令和3年11月には、令和5年度から令和6年度にかけて整備計画を進めていくことを周知するために、整備予定地周辺の住民に整備計画について資料を配布しております。令和5年3月議会において、令和5年度予算についての議決を受け、令和5年6月7日に、西部地区公民館で建設工事に関する住民説明会を行ったところであります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

それでは、順序立って質問させていただきます。

学校給食センター施設整備事業についての②の近隣地域との説明会を一番直近、最終ですね、6月7日に西部地区公民館で住民説明会を行ったということですが、住民の方々の要望・意見等について、ちょっと詳細に説明していただけませんか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

今回の新学校給食センターの建設工事に関わる説明会を令和5年6月7日19時より、西部地区公民館で実施をしております。参加者におきましては、西部地区の自治会長を含め21名ほど参加をいただいております。

執行部といたしまして、教育長をはじめ、教育委員会、私を含む職員、それからまちづくり推進課長、財政課長、土木課長、耕地林務課長等の出席をいただいているところでございます。

要望につきまして、御説明申し上げます。

要望について、事前に地区の公民館長さんと打合せを行いまして、自治会長に要望に対するアンケート等を事前にとってくれということでお伺いいたしまして、公民館長に事前にアンケートをお伺いいたしました。

それらと同様の質問が出ましたので、それらについて御説明を申し上げたいと思います。

まず、周辺道路についてということの御質問がありました。先ほど市長の答弁でもありますとおり、拡幅の問題、交通安全の問題等の質問が出たところでございます。これについては、先ほど答弁でもあったように、カーブミラー等で安全対策を図っていくということの回答を行ったところでございます。

さらには、農道と側溝の蓋がないところがあるので、これについて蓋をしてくれという御意見もありました。

また、市道の立木等のことについても質問があり、それについては伐採可能なも

のについては伐採していくという答弁をしたところでございます。

それから、工事期間中の車両の出入り、交通量の問題についての質疑がございました。これにつきましては、車両の写真を用いまして、給食に関する車両が、このようなものが何台ぐらい通りますということを住民の方に詳細に説明をいたしました。

また、従業員についても、朝8時までには出勤しますと、その間、若干交通量が増えることが予測されますということを回答したところでございます。

次に、旧普及所の解体についての質疑がございました。これについては、かなり老朽化をしている、取壊しができないのかという質疑がございまして、これについては、令和6年5月までは、県との財産交換をした時点での条件等があるので、今後、県と協議をしてみるということで回答をいたしたところでございます。

それから、給食センターを中心としたまちづくりということで、周辺に公園等ができないかという質疑がございました。これについては、公園等の計画はないけれども、給食センターができることによって、施設を見学していただいた上で、給食の試食等ができるような、そういうことを考えていきたいということの答弁をしたところでございます。

また併せて、雇用人数はどれくらいあるかということで質疑がございまして、40名程度あるのではないかという回答をいたしたところでございます。

主な質疑については、以上でございます。

○9番（岩水 豊議員）

それじゃあ、ここでちょっと写真を流していただきたいんですが、いいですか。

（岩水議員、議場モニターに道路の写真を表示）

○9番（岩水 豊議員）

今、この道路が北側の道路です。これが、先ほど出ました、路線名でいう、どれに当たるか、ちょっとはつきり路線名が分からないんですが、路線名をちょっと教えていただきたいんですが。

○土木課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

こちらのほうが、市道菅渡下横尾線となっております。北側の道路になります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

ありがとうございます。

それじゃあ、3番、4番にも入ると思うんですが、続けて写真を見ていただきたいです。

(岩水議員、議場モニターに普及所跡の官舎の写真を表示)

○9番(岩水 豊議員)

これは、県の普及所跡に建っている官舎ですね。これは、給食センター側から見た写真です。

次へ行っていただけますか。

(岩水議員、議場モニターに普及所跡の養蚕室の写真を表示)

○9番(岩水 豊議員)

これが、横に建っている何か、養蚕室かな、です。もう見てのとおり壁に穴が開いたりしております。

次、お願いします。

(岩水議員、議場モニターに普及所跡の車庫の写真を表示)

○9番(岩水 豊議員)

これは車庫だと思います。窓も割れたりしております。

次を。

(岩水議員、議場モニターに普及所跡の養蚕室の別の写真を表示)

○9番(岩水 豊議員)

これは、先ほどの養蚕室の給食センター側のところですね。

次をお願いします。

(岩水議員、議場モニターに普及所跡の車庫の別の写真を表示)

○9番(岩水 豊議員)

これが車庫のもう屋根が落ちてきている、上の棟ですか、棟ももうない状況です。次をお願いします。

(岩水議員、議場モニターに普及所跡の官舎の別の写真を表示)

○9番(岩水 豊議員)

これが先ほど給食センター側から見た写真の、中のほうから見た写真です。もうスレートも、スレートかな、タキロンかな、剥がれて、濡れ縁ももう腐って、シロアリの巣じゃないかなというような状況です。まだあったかな、これで最後、はい。今、写真を見ていただいたと思います。ありがとうございます。

今、まず、その菅渡下横尾線ですが、これについては4mありますということですが、現在、車が離合できるような道路じゃない状況にあります。今回、造成工事をして、給食センターを造るのであれば、給食センターのある部分だけでも車が離合できるような道路にするような計画の変更というのはできないものか伺います。

○土木課長(朝倉幸一郎)

お答えいたします。

その件につきましては、今、教育総務課長が答弁したとおり、6月7日の準備説明会でも御意見を頂いております。その後、6月19日に造成工事のほうが発注されておりました、受注者も決まっているということで、その中で、どのような対応が取れるかという検討を、給食センターの計画等もありますので、それを大幅に変えることはできませんし、道路改良としましても用地を伴ったりとか、そういうものがありますので、今の造成工事の中で幾らかでも対応できないかということ、今後、工事の中で幾らかでも住民の方のニーズに沿えるように検討していくということで、今は考えているところであります。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

私、今回、この一般質問するに当たって、地元の人から、説明会等あったけど、納得できる回答をもらえなかったということで、議会のほうは、おまへたちはこれを造ることを議決したんだろうということと言われて、お叱りを受けたところだったんですが、私たちも、事業については説明を受けて議決したわけではありますが、ただ、詳細にわたっては、どうも私ども議会でも把握できない部分がありましたので、今回こういうことで再度確認を込めて、また地域の人たちの思いもあるということで話をしているところであります。

要は、菅渡下横尾線の給食センターの用地、そして県の普及所の部分の、今回、道路改良までできなくても、道路改良の予算と給食センターの事業とは別ですので、ですから、その道路改良を5mなり、車が離合できる用地だけは残した形で、給食センターのほうを整備すると。今後、その部分を拡張するというのは、事業の計画を立ててということになりますので、慌ててそれをそこまで今回できるとは思っていないところなんです。

たしかこの前、造成工事の入札が16日かな8日かな、あったのは聞いておりますし、早速、伐採とかに入っていらっしゃるのを見たりしているところなんです。ですから、要は、将来的に民地を買収しなくても、その給食センターの用地、その土地自体は市有地ですので、市有地を道路確保分だけを考えて、そして給食センターの造成、そして建屋、調整池等、何かこの付近があったようではありますが、その、若干調整するとかいうことはできないかを伺います。

○土木課長（朝倉幸一郎）

お答えいたします。

先日、今、言いましたとおり、第1回目の打合せ会を行いまして、教育委員会教育総務課、それからまちづくり推進課、建築担当ですね、それから土木課の担当と

いうことで入りまして、その中で可能な限りは菅渡下横尾線に接するところで、幾らかでも将来の道路用地というものが確保できないかというのを、今、検討しているということでは出ているところであります。

まだ、はっきりと今の段階でできますとは御返答できないところなんですけども、住民の皆様からの要望もありましたので、そこはしっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

市長、せっかくのことですので、土地は結構まだ、今回必要としない土地も、残っている土地もいっぱいありますので、そのところで駐車場の関係とかを含めてするのであれば、それぐらいの幅、1 m50ぐらいかな、1 mから1 m50ぐらいの幅で、給食センターの北側に接する部分だけでも道路が、用地として、とりあえず用地として。最終的に改良するというのは、事業が別ですので、今回の給食センター整備事業の中では、やはりするというのも、ちょっとこじつけになる部分もあるかもしれませんが、進入路とか、そういう関係であれば対応はできると思うんですけど、難しい部分もあるんじゃないかなろうかと思えます。補助金等の、補助事業等の兼ね合いもありますので難しいとは思いますが、できたらその部分を、用地確保をするようなことというのを地域の方も非常に望んでおられるようです。

私も、先日見に行ったときも、ちょっと前から軽トラックが来たら、もうずっとバックせんと離合できないというような状況でした。ですから、その道路全線を整備するというのは、先ほどの1回目の答弁でありましたとおり、住宅が隣接して、接近しておりますので、それは厳しい部分もあるし、予算を大きく伴う部分もありますが、給食センターに接する部分だけでも、そういう対応を取るといえるのはいかがなものでしょうか。事業課のちょうど3人並んで座っていらっしゃるので、ちょっと打合せして話をしてもらっておりますが、結論的なものがなかなか出そうにならぬんですが、市長の勇断をお聞かせください。

○市長（五位塚剛）

せっかく新しい曾於市一本の給食センターを造るわけですので、いろんな意味で地域住民に迷惑をかけてはいけませんので、その部分については、十分配慮できるように我々のほうからもお願いをしたいと思います。

○9番（岩水 豊議員）

前向きの市長の答弁もいただきましたので、そのつもりで対応を、教育長をはじめ、3課長方々対応をよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次の、先ほど写真に出ました、普及所跡の施設であります。

市長、先ほどの写真を見て、現状を見て、来年の6月ですか。以前、市有地との交換のときに、聞いたときに、その資料を見ましたが、6年の6月までその取壊しの制限があるとかいうのはちょっと出てこなかったんですが、もう今にも壊れそうで、台風でも来て、大きな風でも吹いたらスレートが飛んだり、タキロンが飛んだり、瓦が飛んだりして、それともう景観的にも、衛生的な給食センターという、衛生上重要な建物のすぐ横に、もうシロアリが出ているような建物を残したまま竣工というようなことになったらどうでしょうか。いっそのこと、市との早急な協議の下、管理をされたと言われておりますが、管理状況を見ても、これが管理かよというぐらいのことでしかありません。ですので、早急な対応というのは考えられませんか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

これを曾於市の曾於高校との土地と交換をした土地でありまして、今のこの普及所の跡の周りのものについても、私も知っております。県のほうとそのことについて打合せをしておりますので、県のほうが解体をして、もう問題ありませんよという合意が得られれば、そういう方向もできるというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

解体は来年6年の5月までできないという、その覚書等があるということですが、その内容について、どなたか、説明を求めます。

○財政課長（池上武志）

それでは、お答えいたします。

この旧普及所跡地につきましては、先ほど申しました、曾於高校の土地との交換ということで契約を結んでおります。その中で、いわゆる指定用途というものがございます。その交換したものは、例えば、倉庫とか、そういったもので使いなさいよということでございまして、それが26年の5月31日から指定をされております。そこから、翌日から開始しまして、10年間はその用途に供しなさいということとなっております。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

これについては、私、大分前ですが、一般質問したことがあります。市長も覚えていらっしゃると思うんですが、たしか正面には、右側のほうに自転車とか単車とか入れる鉄骨の建物があります。足も何箇所か腐って離れております。先ほど見た建物です。これが倉庫とかいうのに使える建物かということなんです。ですから、RCの2階建てで机とか何かいっぱい入れてあるところがあります。それについては分かります。ただし、もう一つの建物もガラスが割れて、何か最近ちょっと、何

かビニールで応急処理をされている建物と、それと、今、先ほど写真で示した分について、これについては、どう見ても普通に使える建物じゃないです、現実として。使えるような建物であれば、そういう話も十分通ると思うんですが、これは以前、一般質問したときに、たしか七、八年ぐらい前になります。そのときの現状からまだ悪くなっているときです。そのときも使えるような官舎がありましたね、木造の住宅が。それもまたひどくなってきている状況です。ということは、管理が不十分だったということです。

ですから、使える建物であれば、それは取り壊すべきではないという契約は、県としては言いたいでしょう。しかし、使えない建物であれば、交換するときに資産評価をわざわざされていたんですね。たしか自転車置場も60万円ぐらいとかして、されたけど、これが60万円か、取り壊すのに60万円掛かるなというような気がするような気もしていたんですけど。だから、使えないものについては、常識として使えないものについては、写真を送って向こうに見てもらって、こういう状況なんですよ、もう周りに民家もあるし、太陽光もあるし、太陽光に飛んで太陽光のパネルでも破損させたらどうなるのかと、それはもう市の管理不行き届きということ言われます。台風のせいには、これはできないと思うんですね。ですから、すっきりとあの辺を切って、片づけて、解体して更地にすると、市長、いかがでしょうか。もうそのほうが周りの景観、給食センターという衛生的なところの、新しいのを、施設で立派なのを造るわけですよ。その横が、やぶになって、廃墟があって、シロアリが舞ってというような状況だったらいかがでしょうか。この際、思い切って補正でも組んで対応するということがいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

流れ的には、私も岩水議員が提案するような形で、きれいに整備したほうがいいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

いや、と思われるんですけど、どのような対応、早急な対応を、それと地元の住民に対して、そういうふうな説明をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほど申しあげましたように、県との関係で、あと1年ほどの契約がありましたので、これについて、土地は私たちの、曾於市のもう土地になっておりますので、今の建物自体もそれに対して制約が掛かっておりますので、当然、これについて県と、解体をして、ちゃんと整備をするという約束がもらえれば問題ないと思いますので、まず、その、今、話し合いを今しておりますので、それができれば、言われる

ような形できれいにしたほうが私もいいと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

財政課長、その、県とのその辺の協議は今どのようになっているところでしょうか。

○財政課長（池上武志）

お答えいたします。

まだ、具体的に細かい打合せ等はまだ行っておりませんが、やはりこの契約の縛りがございますので、その辺の解釈について今後また県と話をしていきたいと思っております。

○9番（岩水 豊議員）

契約の解釈とかという問題じゃなくて、現状、実情を踏まえて対応するべきだと思うんですよ。契約の解釈とか、契約はこうなっているとかいうことで、現状を見ないということでは地元住民の方々からは心配が絶えないと思います。ましてや、今、中の施設を倉庫として利用しているのも、そこの横に私道、個人の道路がありますね。そちらからほとんど出入りされている。その住民の方は、逆に、人の出入りがあるのはいいことだからということでも何も言ってなかったと。でも、ガラスが割れたりして、飛んだりとか、古い建物が飛散したりとかいうことについては、やっぱりちゃんとしてほしいなとかいうようなことが出ております。

ですから、行政が行政として仕事をする上で、私道を普通に通って、しているというのちょっといかがなものかとは思いますが、住民の厚意もありますので、地元の方もそういう面では協力的だと思うんですよ。ですから、そういうのを踏まえて、現状を見て対応して、財政課長、現状を見て対応してほしいです。契約書を見て対応するんじゃないんですよ。現状を見て、あれが、官舎ですかね、官舎の木造のやつなんかはもういつ朽ちてしまうか知れないような状況にあります。車庫等もトタンが剥がれたりしておりますので、現状を見て検討、対応してほしいんですよ。よろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁しましたように、その話を今進めておりますので、この給食センターのスタートに当たり、ちゃんとそれはやりたいというふうに思います。

○9番（岩水 豊議員）

前向きな、実行が伴う答弁だと受け止めておきます。

あと、住民の方々からいろいろ要望があったとお伺いしております。側溝の蓋とかですね、それについては対応されるということで、再度の確認ですが、よろしかったですか。

○教育総務課長（鶴田洋一）

お答えいたします。

住民説明会につきまして、行われた後、関係課を集めまして協議を実施いたしました。それから、もちろん県のほうにも行きました。これらを踏まえて、今後、給食センターが開設するまでの間にできるものできないものを整理していきながら、今後、住民の意向に沿えるような形で対応していきたいと考えております。

○9番（岩水 豊議員）

地元の方の説明会に出席して要望を出した、その回答について住民の方々も一生懸命理解しようと思うけど、何かこう回答が曖昧に感じたみたいで今回の質問になったわけです。

今、私に答弁していただいたとおり、市道の件について、そして農業改良普及所の建屋の件について、これがこういうような形での説明をしていただければ、地元の人たちも大分違ったんじゃないかなと思うんですけど、聞くほうもなかなかうまく聞けない部分もあったり、説明するほうも、そこに市長がいなければ決断できない部分もありますので致し方ない部分もあるかとは思いますが、住民説明会の在り方についても、もう少しうまく住民の方々に寄り添った形での説明会をしていただきたい。今までに何回も行われた説明会においても、まだ計画は先ですのでとかいうような発言があつて、ぱっともう青写真が、青写真というか、もう実施設計書ができて説明になると、その前に地元の要望というのをなかなか聞き入れてくれるところが、機会がなかったというようなことも言われました。これはもうあくまでも住民の方々の御意見ですので、素直に受け取って、今後、そういうことがないように対応していただきたいと思っております。

それでは次の、廃校になった小中学校の活用についてお伺いします。

すごくいろいろな形での、私の質問の仕方が悪かったのか、いろいろな形で利用状況と管理状況、今後の活用ということで答弁いただいたところですが、未利用の施設、学校、屋内運動場、体育館とか、何かいろいろ分けて書いてありますが、今後の市のこの廃校になった施設の大きな柱みたいな活用方法とか、将来にわたる計画とか、ビジョンとかいうのは示せないんでしょうか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

具体的に、どこどこの中学校の跡、小学校の跡をどうするかというのは決めておりませんが、例えば、今回の財部北小学校の閉校に伴って、まず地域住民の方々が、意向があれば、利用等の意向があれば、したいというふうに思っております。今回もグラウンドについての使用願が出てきておりますので、それを優先をしたいなと思っております。

建物についてどうするかというのは、まだどこからも、企業用地として入りたいとか、そういうのはまだ相談しておりません。全体的に、曾於市の発展のために学校の跡地を企業用地として入っていきたいというのがあれば、この間もいろいろ相談がありましたので、私たちはもうなるべくそういうのはそういう方向で活用できたらいいなというふうに思っております。ただ、具体的には、どこの施設をどういうふうにするかはまだ決めていないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

今、一昨年から廃校が続いておる中、また今年度末にも廃校が1校、末吉であるわけであります。その中で、廃校、統合ですね、統合で廃校になったところ、大隅南小学校については、今、きれいに管理され、活用されておるように感じるんですが、現状どのような意向で、今、大隅南小学校はなっているところなのかを示してください。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

お答えいたします。

大隅南小学校につきましては、今、普通財産になって、所管につきましては、大隅支所の地域振興課になっておるところでございますけれども、その中で、普通財産管理といたしまして、電気料とか火災保険料とか浄化槽の類いの経費については払っております。

あそこは、大隅南地区につきましては、中学校、体育施設とか運動場関係につきましてはあそこしかありませんので、そこをいつでも使えるような状態にさせていただくために、生涯学習課のほうから校区のほうに補助金を出して管理していただいて、いつもきれいな状態になっているところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

どういう目的と、いいんですよ、きれいにされているから。ですから、ほかの地区の参考事例となり得るのか、今後、先ほど財部北とか高岡ですか、そういうところについても同じような方法を取っていくつもりなのか。高岡にしても、そういう運動施設等がほかにありますか。ないと思うんですが、その辺の対応というのはどのようなふうに考えているんでしょうか、お伺いします。

○市長（五位塚剛）

先ほども答弁いたしましたが、まず地域の方々が、運動場、体育館をいろんな形で、ちゃんと管理をしますので貸してくださいというのがあれば、それはちゃんと協議をして進めていきますけど、まだその途中で企業用地とかそういう形で参加したいという企業が来れば、そのことも考えなきゃならないし、まだ決定したものは

ないところでございます。

ただ、大隅南小学校については、地域のコミュニティーをつくる中で、中核的になる施設であるから、そこを管理するから、ぜひ南校区のそういう組織に貸してくださいということで、今、お願いをしてやっているところでもあります。

具体的には、まだどこもその後についてありませんけど、ただ、財部北小の方々、公民館から、グラウンドについては自分たちで管理をしますので、グラウンドゴルフ場の、健康づくりのために貸してくださいという相談が来ていますので、そういう方向で、今、進める予定でございます。

○9番（岩水 豊議員）

私、廃校施設活性化補助金という形で、大隅南小学校には委託費、委託料とかいう形で出されておられると思うんですね。先ほど支所長が言われたとおり、グラウンドの管理、施設の管理等も含めてだろうとは思いますが、それと既存の補助金としても、基本料15万円と地域割りですか、10万円含めた形で、総額266万9,000円という形で計上されておりましたので、要は、今、市長が言われた、財部北を地元の人が管理するからという形のときは、地元の人で管理してくださいよになるのか、片や、大隅南小学校には、施設の管理及び清掃委託料という形で、費用を市から出している。ですから、できれば同じような形になれば活用も、地域での活用というのもまた変わってくるんじゃないかなと思うんですね。ですから、地域のいろんな条件もあるとは思いますが、するのであれば、やはり同じような形で、財部北にしても対応できないものかをお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

施設の跡の利用については、いろいろ中身が違いますので、画一的に同じようにする必要はないというように思います。ただ、地元の意見やら、今後、教育委員会が、今後、活用の仕方もまた考えているでしょうから、よくそのあたりは話し合いをして、地域のために、また市のために有効活用ができるように、随時、対応してまいります。

○9番（岩水 豊議員）

同じようにはいかないということで、画一的にはいかないと言われますが、基本的なものとしては、管理費を出すのか、管理委託費を出すのか出さないかなんですよ。一方は出して、一方は出さない。そうやって地元でしたいといって、地元で管理します、じゃあ、管理費を幾らか出してあげましょうという形になるのか。管理費をくださいと言ったら管理費を出すのか、それが場所によって、施設によって違うというのは、やはりこう市民サービスに関して差が出るというのはおかしな話であって、基本的なものは一緒じゃないといけないんですよ。違うということはある

り得ないと思うんですね。もし、違うというんだったら、どういうところがどのように違うのかというのを説明していただきたいんですが。もう一回、答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

例えば、財部の南中学校の跡については、地元の人たちが、体育館はバレーボールなんかをしておりますのでお金はもらっておりません。運動場も利用されるときがありますので、使用料は頂いております。そういう場合はあると思います。大隅南については、やはり地元からのいろんな要望がありましたので、一定の期間は管理をしなければならぬということで、いろいろ議論いたしまして、当面の間、そういう管理費を市からお願いしながらやっておりますけど、これも未来永劫的に使われるものではないというふうに思っております。

○9番（岩水 豊議員）

私ども、勉強不足であったかもしれませんが、廃校施設活性化補助金という要綱がぽっと出ておまして、今回、この廃校になった学校を将来的にどのようにしていったらいいのか、どのような方向づけを持ったほうが一番いいのかということで、これを調べていったときに、そういうところにたまたまぶち当たりましたので。ですから、廃校にこれからもなっていく、来年度もありますね。

そうしたときに、こういう形でするのであれば、地域間格差なのかどうか、同じように、やはり地元にはこういう補助制度もあるということを知らしめた形で、そして地元は学校跡を大切に、地域の皆さんの集う場とか、いろんな健康増進にもつながる場とかして活用していくということが大事じゃなかろうかと思うんですね。

こっちはこうなんだよ、こっちは違うんだよということじゃなくて、基本的には、同じような形で市民にはサービスを提供する義務がありますので、同じようなことで知らしめるべきだと思うんですが、こういうことをその廃校のあった校区等に、またこれから廃校に至るところ、その廃校後の学校の活用とかいうのに含めて、こういう説明されたのかされてないのかお伺いします。

○市長（五位塚剛）

財部の北小学校につきましては、地元から財部小学校のほうと一緒に、統廃合したいという要望がありました。それに沿って、今、進めております。

後の利用について、具体的に、地元からこうしたいという要望はまだありませんでした。ただ、この中で、今、グラウンドについては自分たちで管理をいたしますので貸してくださいという申入れが今ありますので、そういう方向でお願いをしたいなと思っております。

高岡小学校についても、具体的な相談というか、全くまだないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

ぜひ廃校に、統廃合で学校が廃校になった場所で、これからなるところ等あると思うんですけど、同じような対応を、やはり市ができる最善の対応はこういうことで、実例として大隅南小はしております。で、こういう形もありますよ、で、今、市長が言われたとおり、地元で管理する方法もありますよという形で、オープンに地区の、地域の方に知らしめてほしいと思うんですが、いかがですか。そういうふうに周知を図っていただけますか。

○市長（五位塚剛）

南之郷中学校の跡地につきましては、地元の方が老人福祉施設ということで、無償譲渡してほしいという要請があつて、今、そのようになりました。体育館については、地元の方々も利用されております。また、その施設も使われますので、そのとき、ケース・バイ・ケースでそういうことがあり得るだろうと思っております。全て縛りを掛けるのではなくて、広く皆さんたちが利用しやすいように当局はすべきだと思います。その代わりに、今言われるように、ちゃんと公開はしたいというふうに思います。

○教育総務課長（鶴田洋一）

教育委員会といたしましては、学校を閉校する際に、地域の代表である校区公民館長さんと学校閉校の意識の在り方とか、それから今後の跡地についての協議を併せて実施をしております。

その中で、財部北小学校については、もちろん大隅南小学校ではこういう活用をして補助金を出しておりますという説明を申し上げました。ただ、財部北地区といたしましては、そういう補助金は来年度は要らないという返事をいただいたところです。

今後、いろんな活用方法を閉校した後に考えていながら、そういう補助金が必要になったときは申請をしていきたいということなんですけれども、今のところ、要望等についてはありません。

○9番（岩水 豊議員）

しっかり段取りを教育委員会のほうでしていただいているということで、感心しております。今後も、閉校が続いたりする場合には十分留意して対応していただきたいと思っております。

今年、旧恒吉中学校の解体に向けて解体の設計、アスベスト調査というのが予算計上されておりますが、これ、実施されたら、来年度には解体の予定でしょうか。

担当課にお伺いします。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

お答えいたします。

議員が言われるように、今年度、恒吉中学校のアスベスト含有調査委託と解体設計業務委託を予算を組んで、今、両方とも5月30日に契約書を結んだところでございます。これにつきましては、解体も今後含めて検討していかなければいけないところでございますけれども、月野中、大隅北中、恒吉中とありますけれども、恒吉中のほうは、あそこのグラウンドを、校区の方々がグラウンドゴルフでいつも使っているらしいです。駐車場とかないうちでございますけれども、恒吉中から、最初にその調査をして、調査の結果を見て、そこは市長との協議になりますけれども、来年度解体予算を組むのか、そこら辺を検討するために今回予算を組んだところでございます。

以上です。

○9番（岩水 豊議員）

市長、調査が入ったり実施設計をしたりということになりますと、通常、もうすぐ、設計したら工事に掛かるというのが普通なんですけど、来年度にもう解体の予定を考えているのかお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

来年すぐに解体するというところに、具体的に、まだ決めていないところですけど、担当課、教育委員会も含めて、あと、生涯学習課も含めて今後検討されると思うんですけど、来年でもう解体をするということについて、私のほうはまだ決めていないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

というと、今回、旧恒吉中学校、あと、月野、北とか、大隅で言えば3校ありますが、その学校については、全校順序立ってアスベストの含有調査、それと解体に係る実施設計を行っていくという考えなんですか。所管は財政課かな。

○大隅支所長兼地域振興課長（上迫直一）

流れ的には、業務委託をして、次の日が工事というのが流れだと思うんですけど、今回につきましては、恒吉中学校ということで、そこはまだ、来年、月野中学校あるいは大隅北中の委託を組むとかいうところは、まだ決まっていないところでございます。

○9番（岩水 豊議員）

廃校した小中学校の活用をするのか、もう解体を前提としてするのか。閉校して相当数の年月がたっている学校もあります。もうそろそろじゃない、ちょっと計画

をしっかりと考えるべきじゃないかなと思うんですね。

特に、月野中にしても、屋内運動場、体育館にしては、もう屋根の雨どいに木が生えているような状況で、ほうと思うぐらいの状況です。

(何ごとか言う者あり)

○9番(岩水 豊議員)

いやいや、本当です。そういうところが出てきています。体育館の雨どいच्छुूうのは大きいもんですから、桜島の灰が降ったり落ち葉がたまったりして、そこから草木の種が落ちて、木がこう生えたりとかいうようなところが出てきております。もう周りの住宅にも影響を及ぼさなければいいかなというぐらいのところもあります。

先ほどの普及所跡についても同じであります、しっかりその計画を立てようということは今のところないんでしょうか、お伺いします。

○市長(五位塚剛)

実際、今、やっぱり学校建設ももう最終の段階に入ってきております。これが終わってくると、今までの古い施設ももう解体をしなきゃならない段取りになるだろうと思います。そういう方向では進んでいくと思いますけど、何年にいつこの閉校した学校を解体するというのはまだ決めておりませんが、当然ながら、長期計画の中で明確化しなきゃあならないというふうに思っております。今後、それは詰めていきたいというふうに思います。

○9番(岩水 豊議員)

私も長期計画を立てて、毎年1校とかいうことではなくて、例えば、金額でもいいです。年間3,000万円でも5,000万円でも整備費、解体整備費という形で、長期的な計画を立てていくのが市の財政負担を平準化するわけですので、何かあって、あっちも壊さないかん、こっちも壊さないかんというのが立て続けに起きたりしたら、本当に大変なことになりますので、できれば、そういう長期計画を立てていただきたいと思うんですが、ここ、すぐというわけにはいきませんが、今年中にはそういうような計画を立てられるでしょうか、お伺いします。

○市長(五位塚剛)

今、市営住宅のもう使っていない古い建物について、政策空き家にしながら、随時、今、解体をしてきております。同時に、今言われた施設についても、それはもう造りたいと思いますので、また議会にも提案したいと思います。

○9番(岩水 豊議員)

小学校の統合については、地元の意見を尊重するという事で進めておられますが、統合後の廃校の活用は、市がやっぱり責任を持ってやらなければならないとい

うことを感じます。どのように使うか、どのように処理するか、どういう形にしたほうが市のためになるか、それと地域間隔差とか、予算的なものを含めて不平不満が出ないような形で、市民にはしっかりそういう面は知らしめていただきたいと思います。

また、教育長には、学校給食センター建設に当たって、地域の方からいろいろ意見等がありましたので、先ほど質問した内容を含めて十分協議していただいて、住民の、地元の方々の総意に沿えるような形で、事業を進めていただきたいと思えます。

これで終わります。

○議長（久長登良男）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日22日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時10分

令和5年第2回曾於市議會定例会

令和5年6月22日

(第4日目)

令和5年第2回曾於市議会定例会会議録（第4号）

令和5年6月22日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第4号）

第1 一般質問

通告第9 刈合 昌昭 議員

通告第10 瀬戸口恵理 議員

第2 議案第50号 曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	刈合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚 剛	教	育	長	中村 涼一										
副	市	長	八木 達範	教	育	総務課長	鶴田 洋一									
副	市	長	大休寺 拓夫	学	校	教	育	課長	関戸 達哉							
総	務	課	長	上村 亮	生	涯	学	習	課長	竹下 伸一						
大	隅	支	所	長	兼	地	域	振	興	課長	上迫 直一	農	政	課	長	吉田 秀樹

財部支所長兼地域振興課長	櫻 木 孝 一	商 工 観 光 課 長	佐 澤 英 明
財 政 課 長	池 上 武 志	畜 産 課 長	野 村 伸 一
税 務 課 長	山 中 竜 也	耕 地 林 務 課 長	國 武 次 宏
市 民 環 境 課 長	諸 留 貴 久	まちづくり推進課長	園 田 浩 美
保 健 課 長	渡 邊 博 之	水 道 課 長	吉 元 健 治
こ ども 未 来 課 長	福 重 弥	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長	新 澤 津 友 子
福 祉 介 護 課 長 兼 福 祉 事 務 所 長	上 集 勉	農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 野 満
土 木 課 長	朝 倉 幸 一 郎		
企 画 政 策 課 長 補 佐	吉 元 幸 喜		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 一般質問

○議長（久長登良男）

日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許可いたします。

通告第9、澁合昌昭議員の発言を許可いたします。

○10番（澁合昌昭議員）

おはようございます。10番、創志会、澁合昌昭。議長の許可を得ましたので、3項目について質問いたします。

1、諏訪地区農業研修センター加工調理室について。

①加工調理室の過去5年間の利用状況を伺います。

②諏訪地区公民館の建設の話合いは、いつ頃したのか伺います。

③市長が諏訪地区の住民にアンケート調査をしなかった理由を伺います。

2、ふるさと納税について。①ふるさと納税の現状について、過去3年間の実績を伺います。

②一般質問で市長がウナギを加工する企業の誘致を進めていくと答弁があったが、その後の進捗状況を伺います。

3、子牛価格について。①過去3年間の和牛農家数の推移を各町ごとに伺います。

②5月競り市の子牛価格暴落の原因は何か。また、過去3年間分の5月競り市の平均価格を伺います。

③新型コロナウイルス感染症が少なくなり、人の流れが多くなってきた中で、牛肉の消費が多くなったと思うが、子牛価格の低迷は濃厚飼料の高騰だけが原因か、状況について伺います。

④曾於市の基幹産業は農業です。特に畜産業の割合が大きいのと思われませんが、畜産業に対する国、県からの補助金等について伺います。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、澁合議員の質問にお答えしたいと思います。

1、諏訪地区農業研修センター加工調理室についての①加工調理室の過去5年間の利用状況について、お答えをいたします。

加工調理室の延べ利用者数は、平成30年度は1,692人、令和元年度は1,783人、令和2年度は1,372人、令和3年度は1,378人、令和4年度は1,299人となっております。

1の②諏訪地区公民館の建設の話合いはいつ頃したのかについてお答えをいたします。

諏訪校区公民館から令和2年12月24日に諏訪地区農業研修センター改築工事の要望書が提出され、その後、令和3年10月12日に公民館と要望についての検討会を行っております。

1の③市長が諏訪地区の住民にアンケート調査をしなかった理由について、お答えをいたします。

諏訪校区公民館から、諏訪地区農業研修センター改築の要望があったことから、諏訪地区の市民の方々の総意であると受け止め、アンケートは実施しておりません。

2、ふるさと納税についての①過去3年間の実績についてお答えをいたします。

過去3年を申しますと、令和2年度が20億4,984万7,542円、令和3年度が16億2,353万4,800円、令和4年度が15億4,160万9,250円であります。

2の②ウナギを加工をする企業誘致について、お答えをいたします。

ウナギの加工をする企業については、本年度中の立地協定の締結に向けて、協議を重ねているところであります。

3、子牛価格についての①過去の3年間の和牛農家数の各町ごとの推移について、お答えをいたします。

令和3年が末吉町416戸、大隅町213戸、財部町160戸。令和4年が末吉町394戸、大隅町193戸、財部町150戸。令和5年が末吉町359戸、大隅町175戸、財部町134戸となっております。

3の②5月競り市での子牛価格暴落の原因は何か。また、過去3年間分の5月競り市の平均価格について、お答えをいたします。

全国的に5月からの子牛競り価格が急落いたしました。要因として考えられるのが、枝肉価格の下落と飼料価格や生産資材等の高止まりで、生産コスト増加による経営への先行き不安感があり、購買が消極的になっているようです。

5月競り市の総平均価格は令和3年が75万7,000円、令和4年度が65万2,000円、令和5年が56万8,000円となっております。

3の③牛肉の消費が多くなったと思うが、子牛価格の低迷は濃厚飼料の高騰だけが原因かについて、お答えをいたします。

消費については、消費者の生活防衛意識が依然高く、大型連休中の行楽需要の反動もあり、単価の高い牛肉の動きは鈍る傾向にあり、枝肉相場も軟調に推移しております。

子牛価格低迷の要因は、肥育農家での飼料費、生産資材費、光熱水費等の高止まりで、その生産コスト増加分を子牛導入費で調整している状況であります。また、導入牛の充足率が高く空き牛舎が例年より少ない状況でもあります。

3の④畜産業に対する国、県からの補助金等について、お答えをいたします。

国の補助金は、子牛価格の補填事業として、全国の子牛平均価格が保証基準価格の55万6,000円を下回った場合に発動される肉用子牛生産者補給金制度と、今回新規事業として、子牛平均価格が60万円を下回った場合に差額の4分の3が交付される、和子牛生産者臨時経営支援事業があります。

また、肥育牛の補填事業として、肥育牛価格安定対策事業で通称「牛マルキン事業」があり、販売価格が生産費を下回った場合に、差額の90%を補填する事業があります。

県の補助金としては、主に国の制度の生産者負担金額の一部負担を県が助成しております。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

それでは、2回目の質問をいたします。

最初に、諏訪加工センターの件ですけれども、この件、大変重要視しております。というのは、利用者も御覧のとおり1,300人以上というので、コロナ禍でもこれだけの人たちが集まって加工センターを利用したということもあります。

このことは全協の中でも、あるいは委員会でも申し上げたんですが、やはり加工センターの立ち位置というのが大変発揮してしまっていて、やはりいろんな加工品をつくるだけでなく、一つは諏訪の人たちのコミュニケーションの場になっているというのが、私、一番に重視しております。

その中でいきますと、今、市長答弁のあったとおり、こういった数の人たちが来る中で、何でこういう形で諏訪の方々に報告もなく進められたのか。そこが少し疑問視しますし、また、これは12月議会でも出水議員が質問した内容も若干ダブるんですが、やはり市としてはこういう大きな行事をするときは、やはり市民に伝えるべきだと私は思うんですが、市長の答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

私は、この曾於市が将来に向かって人口が減少する中、多くの旧町ごとにあつた施設については、もう見直しをすべき時期に来ているというふうに思っております。

そのことについても、市民説明会でも説明をしておきました。加工センターについては、大隅町はもう1つになっております。財部も城山に1つになっております。末吉だけがありましたけど、深川についても非常に老朽化したために配置を考えておりましたが、給食センターの跡が空きましたので、そちらのほうに移転をいたしました。岩崎地区についても非常に老朽化しておりますので、当然、今後はもう続けることはできないだろうと思っております。

そういうことで、各町ごとに1つずつという方法で進めていきたいというのをこの間、市民説明会でも行ったところでございます。

○10番（湊合昌昭議員）

確かに市長おっしゃるとおり、研修センターについては、私も委員会席上でもこのことは耐震とか、いろんな面で雨漏りとかいうので、相当、年限が過ぎているということで要望してまいりました。もちろん研修センターは構わないんですけど、それについている加工センターのことが、やはり諏訪地区の方にとっては本当に集まる場と申しますか、そういう意味ではすごく大きかった面があって、何かの形で、実際、私もこのことは9月のグラウンド・ゴルフ大会のときに公民館長から研修センターのことを聞きました。けども、加工センターのことは何も話し合っていなかったというのが1つあります。

その中で、加工センターのことが出て来ればよかったんですけども、話がしにくかったのか分かりませんが、できませんでした。そこ辺が少し私は残念だったんですが、やはりこういった大きな設備あるいは愛着のあるところの市民が集うところを市としては、私はやはりちゃんと説明を先にする必要があると思うんですが、もう一回お願いします。

○市長（五位塚剛）

もうこのことについては、公民館との話合いの中、要望の中で、もう前提として加工場も造らないという前提で要望書もありました。また、この事業費についても議会の皆さんたちには中身についても説明してありますし、ほとんど理解していただいているというふうに思っております。

○10番（湊合昌昭議員）

今の答弁だと、市長が公民館長にこの加工センターなくすということは理解していただいた、ところが市民は分かっていないというのもあるわけです。この間、5月に総会があったんですが、諏訪の。私が一応代表として、あれしたんですけども、その中でこの話をしましたら電話が何件か来ました。湊合議員、その加工センターなくなるんですかということが来ました。それぐらいにまだ周知していなかったというのが、私は一番大きな原因だと思っております。そしたら、私も実際、

今、市長がおっしゃったとおり、岩北の加工センター、そして深川の加工センターに行ってきました。行って見てきました、いろいろなことを聞きながら。多分にして4月末で終わっていますので、5月の段階でやはり諏訪の方がお世話になっているのではないかと行って見て見学をして、あるいは指導員の方とお話しをしてきました。その中では、ほとんど諏訪の方が岩北のほうで六、七名は来たけどという話だったんですが、深川にはなかったんです。まだ時期的なものも少しあると思うんですが、今から先、8月に入ってくるとみそが大変出るということもあって、そして、いろいろなことを聞いていますと、加工センターで作ったみそが大変おいしいということもあって、私どもはどうしてもこれを残していただきたいというのが結論でございます。

ぜひ、市長、もう一回答弁をお願いします。

○市長（五位塚剛）

現段階に新しくできるこの諏訪の研修センターに加工場をつくるということは、もう考えていないところでございます。末吉には今ある深川、岩崎地区、そして文化センターのところとJAさんも大きな加工場を持っておりまして、みそづくりについても支障はないというふうに私たちは考えております。

○10番（淵合昌昭議員）

市長は問題ないとおっしゃいますけど、やはり車がないとか、あるいは足の不自由な方もいらっしゃるわけです。私はこれが利用者が少なければ、あえて言いませんでしたけれども、こんだけの人の数があるわけです。特に先ほど言ったように、みその期間は多いですので、そういう中でのやはり加工センターのことは私どももどうしても納得いきません。ここは私だけじゃなくて電話も来ました、私のほうにも。ぜひ研修センターができた後でもいいから、小さなのでいいから造ってくれということはありません。

もう一つ、加工センターのなくなった設備のことですけれども、この設備のみそを作る機械はどこかに持って行かれるんですか、お聞きします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えします。

諏訪加工室にありましたみその機械につきましては、あそこの改修が入ることですので処分をしたところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

処分というのは捨てたということですか。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えします。

4月に解体が始まるということで、もう持ち出さないといけない。あと、総合センターのほうの機器設備に移転させるということで、移転と併せて廃棄をいたしております。

○10番（淵合昌昭議員）

もう完全に、じゃあ使えないということですね。

市長、今聞いたら廃棄したということなんですが、当然、市も段々進めていくとそういうことになると思うんですが、本当にこの諏訪地区のことを考えると、今、諏訪地区も、市長、市議選のときからいろんなことが出ています。そして、諏訪地区の方々が仲がよかったのが二分しています。そういうことを含めて、本当にこの加工センターのことはその中でいくと大変皆さんがその話合いをする場として大切だったんです。そこを撤去したというのは、本当に私なんかにはしてはどうも合点がいきません。もう一回、お願いします。

○市長（五位塚剛）

この事業については、諏訪校区の公民館の方々が話合いをして、納得された上で要望書を出されました。当然、そのことも前提としていろんな話合いを進めてきました。そして、新しく研修センターを造るという予算も出してきました。

最終的には、今の深川、岩北を含めて、もう近い将来、施設を含めて利用ができなくなるところまで来るだろうというふうに思っております。そのことを前提として、どこか1つにまとまって設置ができないかということも一応検討してきました。たまたま湯之尻にちょうどいい場所があって検討したんですけど、ちょっと私たちがお願いするのが遅くてメガソーラーに変わってしまいましたけど、今後はどっちも老朽化になってくると末吉に1か所、どうしてもまとめる必要があると思っております。当面の間は、末吉の文化センターと深川と岩崎のほうとまたJAさんのほうを使っていたきたいという考え方でございます。

○10番（淵合昌昭議員）

この件に関して、今、市長から答弁がありましたけれども、どういう形か、私もどこかの場で皆さんに話をしなきゃいけないことが出てきました。最悪、今、聞いたらみそを作る機械を処分したということです、もうどうもできないということで見えます。

聞いた話だと、教育委員会に持っていったという、そこは管轄的なものがあって聞いたんですが、もしみそを作る機械が残っておけば、もう一回、再度と思ったんですが、それは不可能ですか、お答えください。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えします。

今、市長の答弁でもありましたけれども、機械を移設の関係も検討いたしましたけれども、みそについては各加工センター、深川、岩崎に持って行くともその菌同士が喧嘩をして菌が駄目になるということでありまして、現状、あとの総合センターのほうにも入れようとしたんですけれども、総合センターの構造上、窓枠を外したり壁自体を工事しないと入らないと、機械自体が大きいものですから入らないということで、置いておくところがなくてそういう結果になっております。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

それは課長、やはりそんだけ思っていたら壊してと言ったらおかしいんですけども、入れるように努力したらよかったのではなかったんですか。私、今、総合センターのことを言っていたんですが、その場所を見てみました、場所も。ところが、あそこは加工センターじゃなくて、要するに目的が違いますよね、あそこは。ちょうどFMのところがあったりして、そうすると騒音の中にとというのがあって厳しいのかなということがあったんですが、もし本当にその気持ちがあれば総合センターがよかったです、私なんかは。総合センターは諏訪すぐ近くなんで。市長がおっしゃるとおり、岩北とか深川と言いますけれども、やはり諏訪地区の方々が集まっている場だったから、やはり恥ずかしさで行けないわけです。やっぱり人見知りもあったりするから、やっぱり慣れた人がいいわけです。そんなことは一番なんです。ただ物を貸すだけじゃないんです。そこ辺のことが誘発してつながっているところがあるから、だから言うわけです。もう一回、答弁をお願いします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えします。

いろいろと検討をした結果、そういう結果になってしまったこと、またちょっと期間的に、また、周知等も足りなかったということは反省すべきことだと考えております。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

そんなことになったんだったら、もうどうしようもできないというのが結果的に出ました。私はこれはちゃんとした形で、また、今日は皆さん見えていますので、納得するか分かりませんが、何とか考えておかなきゃいけないというふうに思っております。

じゃあ、次に入ります。

ふるさと納税のことに入ります。ふるさと納税、今の課長からの説明で、令和4年度が15億4,000万円ということですよ。3年連続して下がっているというの

を、これは私、市長は納税に関しては市長がいつもおっしゃっておりますけれども、本当にいろんな点で利用させていただいています。ところが、私ちょっと聞いたんですけれども都城は全国一位になったということを知りました。そのことで子ども手当、あるいはそういった支援に向けるということを池田市長がおっしゃっていたことが聞きました。

この時期、コロナ時期から上がっている、各市町村が大分上がっている中で下がるといのはちょっと気になるんです。何か答弁があったらお答えください。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市は、鹿児島県で最初にふるさと納税制度を利用して始めました。最初から今日まで、ほとんど市の職員が対応しながらやってまいりました。ほかの自治体はほとんど業者委託をしております。そういう中でいろんな広告費を打ちながら、いろんなポータルサイトの人たちとやってまいりました。私たちもやはり20億円を超えた段階で市の職員だけでやるのは非常に厳しいなということを考えてきて、今回新たに、最初は観光協会のほうに委託する考えを持ってまいりましたが、もう一回、原点に戻ってやり方を変えてということで、今回はふるさと納税制度については新たな手続をかけております。そういうことで、今年からまた引き続き曾於市の魅力ある特産品をどんどん提供したいというふうに思っております。

○10番（淵合昌昭議員）

市長がおっしゃるとおり、ふるさと納税の役割というのは本当に大きいと思えますし、何とかこれを持ち上げてほしいということを考えています。

全体的に言うとナンチクの肉が多いわけですね。実は、この間ちょっとナンチクの役員の方と話をする機会があって話しをしていました。ところが、ナンチクの社長も、役員の方も、志布志畜産に負けているんです。負けと言ったらおかしいんですが、向こうは多いわけですね。それが残念だという話がありました。この辺も含めて淵合議員にぜひこの納税のことを頑張ってくださいたいというのがあるみたいです。

私自身、思ったんですけれども、この要するに納税した方は、商品が早く来るのを待っているわけです。首を長くして待っているわけです。そこ辺の問題がないか、課長、お聞きします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えします。

今おっしゃいましたとおり、返礼品のほうの商品の到達の件でございますが、一つ一つの返礼品に関しまして、いつまでに送付をしますということが一応明記されております。早いものでは2週間程度というのもございます。90日、120日という

のもございますので、そこを理解された上で申し込みされているということで、私たちのほうは理解しているところです。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

それは納税した後に文書を送っているんですか、市から。もう一回応答。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

ポータルサイト内で申し込みをされる際に、返礼品についてはいついつまでにお届けしますということが、一応明記がされているところでございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

ちょっと私も実はお肉の納税をしたと言うんだけど、なかなか届かないというのが聞こえてきたんです。なぜかなと思っていたんですけど、これはちょっと課長に電話した気がするんですが、すごく気になることで、やはりほかの市町村を言ったらいけないんですが、都城はもう早いんだ、1週間ぐらいで来るらしいんです。それと比べるとその辺が対応が遅いんじゃないかということが聞いたもんですから、あえて出したところだったんですが、もう一回答弁をお願いします。

○商工観光課長（佐澤英明）

お答えいたします。

今、議員のおっしゃいますとおり、以前お話を伺った件がございます。ちょうど返礼品を申し込まれた時期が納税の一番多い時期でもあったかと思えます。そうしますと返礼事業者の方は返礼品を送付するのにある程度の時間がかかってしまうんですけど、ただ、その中で先ほど申しました1つの返礼品に関しまして90日なり表示がされています。それをどうしてもこの返礼品がこの12月は殺到しまして多くなりますので、どうしても送れる場合もないとは言えません。その際には、業者のほうから返礼品を申し込まれた方、納税を申し込まれた方に直接連絡をするようにしてあるところでございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

この商品の発送も注文も納税をする方も年末年始が一番多いわけです。そこなんです。そこ辺をうまくやっていただきたいと思っているんですが、実はこのことは、私、ナンタクに知っている方がいて聞いたんです、このことも併せて。やっぱりそういうことがあってはいかんなどというふうにおっしゃったんですが、課長、特にナンタクの方々といろんな話合いすることはあるんですか、お聞きします。

○商工観光課長（佐澤英明）

今おっしゃいました返礼品業者等の打ち合わせで、特に、今、ナンチクさんということでお話がありましたけれども、毎月1回の定例会というのを設けてございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

私のほうも電話して聞いていますので、話があるかもしれませんが、そういうことがあったということがあったので、やはり私だって課長でも納税した後に商品が遅れるともう辞めるかとなってしまうことは心情ですので、できるだけ早く送っていただくというのは前提だと思っていますので、ぜひ、また大変ですけど、頑張ってくださいと思っています。

それから、ふるさと納税の2番目ですけども。市長、このウナギの加工センターの企業誘致のことですけども、市長どう思われますか、可能ですか。もう一回聞きます。

○市長（五位塚剛）

私たちの曾於市内に西日本の養鰻場の施設がありまして、そのことと養殖場を増やしたいということで相談がありました。その中で、曾於市内の現地を見ながら会社のほうと打ち合わせをしたんですけども、養殖場についてはどうしても曾於地域ではちょっと面積が確保できないということで鹿屋のほうを確保されましたけど、その代わりにぜひ曾於市内に加工場を造ってほしいというお願いをいたしましたら、最終的には現地も見ていただいて、会社のほうでぜひ曾於市で加工場をつくりたいという話合いをしたところでございます。

○10番（淵合昌昭議員）

実は市長、私もちょっと西日本さんのほうに行ってきました。行って、ちょっと話聞けたんですが、加工をすることによって在庫が残ってしまうことや、いろいろなことが考えていらっしゃるみたいで、所長さんと課長さんにちょっと私聞いたんですけども、やはりかなり厳しいんじゃないかというのを私印象を受けました。特にウナギというのは1年を通して今から先なんです。この時期にきちっと出荷できればいいんですが、加工をしてしまうとまたいろいろな問題であるということもあったりして、厳しいんじゃないかという気がしたんですが、そこ辺はどうもなかったですか。市長が対面されて、その辺を受け止めなかったですか、お答えください。

○市長（五位塚剛）

ウナギを加工した場合に、当然、味付けまでして基本的にはもう冷凍するんです。

冷凍保管して、ふるさと納税にしてもまた一般的なところでも、それから出荷していくわけですので、大崎のウナギ加工場も同じような形でしております。私も仕事上、よく見ておまして、付き合いもさせてもらっておりますが、作ったものが残るといふ、そういうことは問題ないというふうに思います。

○10番（淵合昌昭議員）

先ほどから納税のことですけれども、納税に関してはやはり志布志とか大崎町が本当に昨年も志布志と相当の額が、昨年ですけれども志布志が52億円です、日本で15位。そして、大崎町が25位で43億円ということの納税をしております。そこ辺のことも共闘とは言わないんですが、やはり今言ったとおり、和牛とウナギを返礼品に使うということは本当に強みなんじゃないかというのを期待していますので、ぜひ市長に頑張ってくださいと思っていますので、よろしいでしょうか。もう一回回答をお願いします。

○市長（五位塚剛）

担当課を中心に、また、地域の業者の方々の協力がないとできません。同時に、市民の皆さんたちも含めて自分の身内の方々に曾於市を応援していただきたいというそういう努力も大事だと思います。そして、その先頭に立ってもらうのが議員さんでありますので、議員さんの努力をお願いしたいと思います。

○10番（淵合昌昭議員）

それでは、3番目行きます。

子牛の価格のことですけれども、なかなか厳しいところがありまして、私も牛じゃないんですが、近くに子牛がおったりあるいはやっている方もよく知っています。その中でいきますと、この価格については本当に大変だなという気もするんですが、課長、1つ聞きたいんですが、大体、子牛の1頭出すときに大体原価はどのくらいかかるんですか。例えば、30万円、40万円って聞いたことがあったんですが、そこら辺をちょっと聞きたいんですが。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

平均的な収益性の関係の経費から申し上げますと、現状の経費といたしましては50万円の後半というのが子牛1頭当たりの生産の経費ということになっているようでございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

今出ましたとおり、60万円近くということですね。ということは、今出ている、特に先月の競り市、5月の競り市なんですが、雌牛が44万円ということですので、

もう完全に赤字だということになりますね、そうなってくると。雄も51万6,000円ですから、赤字ということになります。これがどこまで続くかというのは少し心配をしています。この辺は飼料の高騰というのが一番大きいし、先ほど言いましたナンチクさんに聞いても、やはり出なくて在庫が残っているという話もあります。あとはもう国の要するに頼みと申しますか、いろんなものの補助金を使ったりすることで補うしかないんですが、以前、この農家数のことを聞いたときは850ぐらいあったという記憶をしたんですが、大分辞められたという方が大分多いというのは気がするんですが、今度のまた値段の安さでどうい変化をするかというのは、課長、何かそういったものがあつたら出してください。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

議員の御指摘のとおり、ここ最近の減少率というのが非常に高くなっておりまして、令和5年の対前年比で申し上げますと減少率が9.3%程度でございます。その前の前年、令和4年の対前年比が6.5%、その前を申し上げますと大体年間で5%の減少率でございました。

ここ子牛価格が下落し始めました令和3年から以降、減少率は高くなってきているようでございます。

その中身を見てみますとやはり高齢の農家、こういう農家の方々が現状で申し上げますとやはり採算割れすると、余力のあるそういうもので経費を補えばいいんでしょうけれども、そういうところ等が非常に厳しいということで廃業される農家も一部にはいらっしゃいます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

昨日も妊娠牛の方の競り市が曾於の中央家畜市場であったんですが、その中でも9万5,810円の安値というのが出ていました。本当、これだけのものが来るとやはり兼業農家でやっている方は痛いんでしょうけれども、専業農家の心配をします。というのは、曾於市の場合は頭数は減っていないくて、今課長が言ったように、減っても頭数は減っていないんです。ところが、若い方が多頭飼育でやっている関係で持っているというのがあるんですが、そこら辺もちょっとお答えください。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

高齢の方が辞められる、廃業されるその減少分を後継者あるいは中核的な大規模農家、こういう方々が補ってきて頭数が維持とされている状況でございます。そういう若い方々、また中核的な農家の方々も今のこのような子牛価格では、特に増頭

等されて施設の投資、増頭の経費、そういうもの等がかさんでおりまして、返済とかいろんなそういうものでの相談等もあるところでございますけれども、なかなか今回のこの価格低落では増頭というのがなかなか施設の増設と規模拡大というものも図りにくいというような状況になっているようなことでございます。

以上でございます。

○10番（淵合昌昭議員）

課長、それからもう一つ聞きたいんですが、年間を通して一番安くなる時というのは分かっていますか。何かあったら教えてください。

○畜産課長（野村伸一）

子牛価格はやはり年間で変動がありまして、これは毎年なんですけれども、一番安くなるのがやはり5月から6月ということでございます。これは要因といたしましては、肥育農家が出荷して1年半後に出荷しますけれども、一番価格のいい売りが年末でございます。その素牛導入は4月までに導入しておかないと年末出荷間に合わないということで、それまで買いためるといような状況でございまして、5月になると肥育牛農家の方々も牛舎がもう満杯状態というのがあります。

それともう一つは気候的な問題で、梅雨に入ってます。そうしますと需要がなかなか伸びないというようなことで価格が低落するというような状況でございます。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

今、課長から説明をあったとおり、5月が一番安いということなんです、私なんかこのことはやはり曾於市の場合は畜産が本当に、特に和牛の場合は大きなウエイトを占めていますので注視してと思っているんですが、今から1年、今度は上がっていけばという期待をしておるんですけれども、なかなか上がっていかない。6月も、今、肝属がやっているんですが、2万3,000円の安値ということになっていますので、かなり厳しいのかなという気がしております。

あと課長、この牛の今、若い人たちが増頭してやった中でいくと、大体平均で結構ですけども、大体1戸につき何頭ぐらいいるか分かりますか。平均でいいですが、大体でいいですけども、多分100頭ぐらいと50から上だと思っんです。そこら辺のことをちょっと聞きたいんですけれども。

○畜産課長（野村伸一）

お答えいたします。

我々が中核的な農家、肉用牛専門の繁殖農家で経営するためには何頭飼育しなければいけないかという指標がございまして、その中では50頭というような1つの線

がございまして、50頭以上を目指して規模拡大をというような若い方が中心でございまして。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

今でたように、大体年間に50頭出すということになったとき、よくてです、それはそんなにはないと思うんですが、あったときの要するに試算というのは本当に大変だなという気がしております。私どもも何か子牛に対する助成と県か国かということで思ったんですが、これも先ほど課長の答弁でありましたとおり、市長の答弁にあったとおり平均ということが出ています。この辺をちょっと詳しく教えていただけませんか。

○畜産課長（野村伸一）

それでは、お答えいたします。

先ほど市長のほうからありましたとおり、子牛等の価格補填事業につきましては、現在のところ2種類ございまして、従来、肉用牛子牛生産者補給金制度というのがございまして、これにつきましては基準価格が55万6,000円、これは全国の平均でございまして55万6,000円を下回った場合に発動されるというものがございまして。これは全部、国のほうで面倒を見るというようなことになっておりますけれども、ここ最近のこういう子牛等の生産費の上昇がございまして、国のほうでは今年1月から臨時的に60万円を下回った場合は子牛生産者臨時経営支援事業というものがございまして。これにつきましては60万円を下回った場合の4分の3が交付されますけれども、地域によって価格差がございまして。そういうことで本県、鹿児島の場合は、九州・沖縄、これを1つのブロックといたしましてこの平均価格ということでしてございまして。

なお、1月から3月まではどこのブロックも発動ありませんでした。ただ、今数字でいきますと、5月がもう全国平均で60万円を下回って58万円程度でございまして。特に6月に入ってから、それ以降もやはり安値というものが続いておりますので、これは発動されるのではないかなというようなことでございまして。

以上です。

○10番（淵合昌昭議員）

今出たように60万円以下の場合4分の3ということの解釈でいいんですね。よろしいですね。やはり、特に若い方でたくさん本当に見ます、一生懸命やっていますので、何とか補填をということがあるもんですから、あえて質問したところなんですけれども、全体的な流れにいくと本当にこの5、6月を過ぎて2万円でも3万円でも上がってくればいいなというのを期待としております。

特に曾於市の場合は畜産の町ですので、ぜひともまた何か情報があったら教えていただきたいと思います。

一般的にしましたけれども、私としては、以上で終わりますけれども、やはり加工センターのことは相当気になっていきますので、またこのことは時期を見て一般質問したいと思っています。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（久長登良男）

ここで、質問者交代のため、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第10、瀬戸口恵理議員の発言を許可いたします。

○3番（瀬戸口恵理議員）

皆さんこんにちは。3番、さくら会、瀬戸口恵理です。それでは、今回、私は大きく3つの項目について質問をさせていただきます。

1、こども政策の推進について。

①こども家庭庁の政策である「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子育て支援を市の最重点政策として取り組む必要があると思いますが、市長の見解を伺います。

②「こどもの視点・子育て当事者の視点」を基本とするこども家庭庁の方針をどのように政策に反映させたのか、また、今後どのように発展させる予定か伺います。

③3月の一般質問の中で、子供の人権における校則等への考え方について、各学校へ通達したと答弁がありましたが、現段階での各学校の取組状況を伺います。

④曾於市教育センターの具体的な内容と、進捗状況について伺います。

⑤「こどもの居場所づくり」や「いじめ防止対策」について、こどもが困りごとを抱えている場合の具体的な解決方法の内容や周知の仕方をどのように考えているか伺います。

2、手話の普及について。

①鹿児島県でいち早く手話言語条例を制定した市としての手話普及への取組について伺います。

②手話言語条例の制定に対し、市内外の認知度は、どれくらいあると認識してい

るか。また、広報PR活動についての見解を伺います。

③全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」の本市での上映予定について伺います。

④指文字（平仮名・数字・アルファベット）ができれば簡単な意思疎通が可能ですが、普及活動として指文字表の市報への掲載や学校を含む公共施設等への掲示ができないか。また、学校教育において、もっと手話を活用できないか伺います。

3、男女共同参画について。

①企画政策課にあった統計・男女共同参画係が令和5年度から広報統計係となり、「男女共同参画」の文字が消えてしまいましたが、その理由と経緯について伺います。

②今後の男女共同参画への取組の見解を伺います。

以上、壇上での質問を終わります。

○市長（五位塚剛）

それでは、瀬戸口議員の一般質問にお答えしたいと思います。

質問事項の1の③と④と⑤以外については私が最初に答弁をいたしますが、質問事項の1の③と④と⑤については、教育長が後から答弁をいたします。

1、こども政策の推進についての①子育て支援の重点施策に対する見解についてお答えをいたします。

こども政策の基本理念である、常に子供の最善の利益を考え、子供の視点で子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人残さず健やかな成長を社会全体で後押しをすることを念頭において、子供や子育て家庭の抱える複雑化、重複化した課題に対し、丁寧で切れ目のない包括的な支援を行うことが必要と考えております。

1の②こども家庭庁の方針をどのように施策に反映させたのか、今後どのように発展させるのかについてお答えをいたします。

子供の視点においては、子供のSOSの早期対応のために、教育・福祉・保健・医療などの関係機関や団体との連携を緊密に行い、専門的で手厚い支援を行う体制を構築しています。今後は、SOSだけではなく、国が進める「こども・若者意見反映推進事業」の動向を見ながら、市としての取組を検討していきたいと思っております。

子育て当事者の視点においては、子育てをしている人の声を大切にするため、妊娠・出産・子育て期に身近に相談できる伴走型相談支援の充実を図ります。

また、今後の子育て施策については、保護者の意見を反映させ、子育て中の不安や精神的・身体的・経済的負担の軽減につながるような取組を検討してまいります。

2、手話の普及についての①手話普及の取組についてお答えをいたします。

令和2年度から令和4年度に新型コロナウイルス感染症の影響で、中断を余儀なくされながら、3年間をかけて、「手話奉仕員養成講習会入門編」を実施いたしました。今年度はこの講習を終了させた方々が受講できる次のステップの「基礎課程」講習会を開催しているところです。

また、今年度も初心者向けの入門編の開催を、10月頃より予定しているところです。

2の②手話言語条例の制定に対し、市内外の認知度はどれぐらいあると認識しているか。また、広報PR活動についての見解についてお答えをいたします。

市内外の認知度は、どれぐらいあるかは数字では把握できないところではありますが、手話言語条例の制定をしたことや広報等により認知度が上がってきていると思われま

す。また、広報PR活動は、市のホームページや市報へは、昨年8月より、毎月、手話、単語の掲載を行っているところであります。

2の③全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」の本市での上映予定についてお答えいたします。

本市での上映予定は、今のところ聞いておりません。

2の④指文字表の市報への掲載や、学校を含む公共施設等への掲示ができないか。また、学校教育においても、もっと手話を活用できないかについてお答えをいたします。

指文字表の市報への掲載は、手話団体により掲載の依頼が来ており、現在、掲載の方法を検討しているところであります。学校を含む公共施設等への掲示は、福祉課の本所がありました財部支所には、手話団体からの依頼があり、現在も掲示してあります。他の公共施設等へも、依頼があれば掲示が可能だと思っております。

次に、学校教育における手話の活用についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり指文字など手話を学ぶことは、共生社会、人権教育の観点からも大切なことだと考えております。令和4年度は、小学校6校と中学校1校で指文字を覚えて表現したり、手話を用いて合唱したりする取組がありました。

令和5年度も、小学校7校、中学校2校が取り組む予定です。内容としましては、総合的な学習の時間の中で福祉教育の一環として手話を学んだり、社会福祉協議会と連携して、手話サークルの協力の下、手話の学習を行ったりすることになっております。

教育委員会では、全ての学校で手話の重要性を理解させるとともに、今後も社会福祉協議会と連携しながら、指文字や手話の学習が各学校で取り組めるようにしてまいります。

また、教育センターで教職員向けの手話講座が開催できないか検討していきたいというふうに思います。

3、男女共同参画についての①令和5年度から係名称から消えた理由と経緯についてお答えをいたします。

令和5年度から、広報係と統計・男女共同参画係を統合したことにより、「男女共同参画」の表記がなくなっております。係の名称としては、可能であれば、係内で行っている業務を全て名称として表記できればいいのですが、現状として文字数等の限りがあります。その場合は、事務分掌や係業務をイメージできる言葉が係名称として表記されますが、今回は、比較的事業量の多い広報業務、統計業務を係名称としているところです。

しかしながら、業務内容や配置職員数は、統合前と同様であり、引き続き総合振興計画等にも事業計画は掲載されております。

3の②今後の取組の見解についてお答えをいたします。

男女共同参画社会は、男性も女性も意識に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会を作ること为目标とされております。そのためには、市民一人ひとりの意識を高める必要があり、今後もチラシや広報紙を利用して啓発活動に努めてまいります。

あとは教育長が答弁いたします。

○教育長（中村涼一）

それでは、お答えいたします。

1、こども政策の推進についての③こどもの人権における校則等の現段階での各学校の取組状況についてお答えいたします。

現在、小学校3校、中学校2校が校則の見直しに当たり、子供と保護者の意見を踏まえて取り組んでおります。今後、小学校15校、中学校1校が令和5年度末までに子供と保護者の意見を踏まえて見直しを完了する予定であります。また、各学校は、見直しを図った校則をホームページ等を通じて公表してまいります。

教育委員会としても、子どもの権利条約、並びにこども基本法の趣旨を踏まえて、子供の人権が尊重されるよう各学校へ指導していく所存です。

1の④曾於市教育センターの具体的な内容と進捗状況についてお答えいたします。曾於市教育センターは、主に3つの機能を担います。

1つ目は、教職員の研修機関としての機能です。教員向けの研修をセンター主催に一元化し、市内の教職員が互いに学び合う場を提供し、資質向上を図ります。本年度は計80回の研修を計画し、既に19回を終了しております。

2つ目は、児童生徒や保護者の相談機能です。教育相談コーディネーターやスクールカウンセラーを配置し、学校生活の悩みなどに対応します。

3つ目は、学校経営や教育委員会施策に対する提言・検証をしていただくために、大学の先生方を中心とした有識者8人に「アドバイザー」として助言をいただけるようお願いしております。

1の⑤こどもが困りごとを抱えている場合の具体的な解決方法の内容や周知の仕方をどのように考えているかについてお答えいたします。

学校での困り事については、基本、子供・保護者の両方とも、まず担任が対応いたします。担任に相談しにくい場合は、養護教諭や管理職など相談しやすい学校職員が相談に当たります。

また、学校や担任は、日頃から児童生徒に困り事があれば、すぐ相談するように、繰り返し伝えているところです。保護者についても、各学校において、PTAや学校だよりなどで適宜、相談窓口を紹介しております。

もし、子供の困り事が学校で解決しない場合は、市教育センターのふれあい教室で電話や来所による相談ができます。ふれあい教室の案内は、市内の全児童生徒にパンフレットやカードを配布したり、市広報等を活用したりして行っているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、まず、こども政策の推進について伺ってまいりたいと思います。

こどもまんなか社会の実現に向けて、子育て支援をしていきたい、していくというふうに繰り返し、いつも御答弁いただいておりますが、市長としては、具体的には、どのような形で、それを実現していこうとお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この間いろんな一般質問がありましたが、曾於市は、まず子育てがしやすいまちという一つの名前がですね、子供の笑顔が聞こえる、また、子供の泣き声も聞こえる、そういうようなまち、要するに、子供が私たちの曾於市では、たくさんいて、一生懸命まちぐるみで子育てをしているんだよという、そういう基本的な考え方の下、いろんな施策を打っていききたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私が最初に出産をした12年前、曾於市は、ほかの自治体と比べて、大分子育て政策に力を入れていて、ほかの近隣の三股であるとか都城市であるとか、そのママから、曾於市はいいよねという声をたくさん聞いておりました。

ただしかし、最近、新聞のほうでも、鹿児島県内の自治体の子育て支援の状況などを比較した表なども掲載があったかと思うんですけども、そこと比べて、どうしても、12年ほど前には先を走っていた曾於市だと思うんですけども、ここ最近、

そのスピードが落ちているように感じますが、それについて市長はどうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

決してスピードは落ちているというふうには思っておりませんが、いろんな施策を打っておりますけど、後の追っかけてきた自治体が、やはり目玉的なお金を、ふるさと納税の費用を使って、かなり出してきております。そういう意味では、私たちがもっと、ふるさと納税のことも力を入れながら、子育て支援に対する具体的な施策を、もっと市民にとって分かりやすいものをやらなきゃいけないなというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

例えば、給食費無償化をしている自治体があったりとか、あとは都城市も移住支援が大きなお金を給付していただけるということで話題になっております。

その中で、曾於市も子育て政策に関しては、ほかの自治体と比べても頑張っている部分があると思うので、それに関して、もう少し広報したらいいんじゃないかなと思うんですけども、それについては、どうでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私は、まず、子育てをしながら悩んでいるお母さん、この分野に、もっと積極的に力を入れて、困ったときは子育て支援センターをはじめ、また、子育てを終わった、ある程度の人たちが具体的にアドバイスができるような体制作りしながら、そういう施設に積極的に参加できるような、そのことによって、新しい知らない人との仲間ができて、共通の悩みを話したり、また共通の意見をどんどん市政にも反映させてもらったり、そういう場が、まだ非常に不足していると思っております。そこから始めながら、いきたいなと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

子育て支援センターなど、そうやってお母さんたちが集まる場所というのがあるかと思うんですけども、そこに、まず最初に行くのってすごくハードルが高いことなんですけども、その行ったことがないお母さん、若しくは、まだなかなか赤ちゃんを連れて外出というのがハードル高いな、難しいなと思っているお母様方には、どういったアプローチをする予定でしょうか。

○市長（五位塚剛）

今、3人目以降の子育てした出産お祝金を支給する機会があつて、ほとんど私、参加しておりますが、その中で、子育て支援センターに行かれたことがありますかという話をしていきます。そうすると、まだ行っていらっやらないという方もいらっやいますし、ちよくちよく行っていきますよという人がいます。

私のほうは、やっぱりそういうことを含めて、また同時に、曾於市の市報やら、またホームページの中で動画を使ったもの、分かりやすいものをしていないと私はいけないと思うんですね。そのあたりの私たちの曾於市のホームページの、まだ中身が、市民の中に、非常にまだ浸透していない部分があると私は思っております。もっと自分の携帯からでも、どんどんどんどん子育て支援の中身が具体的にどうされているのかというのが分かるような、この仕組作りを強めていきたいなと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ホームページ等でも広報してくださっているということなのですが、実は私、今日こうやって一般質問に立つということ、自分のSNSとかで、一般質問の1問目から、ずっと発信をしているんです。それは、やはり子育てされている方も政治に関心を持っていただきたいという気持ちでしているんですが、今朝、そういう子育て中のママからメッセージがありまして、瀬戸口議員がこうやって発信をしてくださることで子育て中で忙しくても市政のことが知れてよかったですというふうにメッセージを頂きました。

そこで私、思ったんですけども、ホームページ見れば、書いてあるんですね、今日の一般質問の通告書というのは載っていますので。ただ、そこになかなか行き着くことができない、行き着くまでの時間が持てないお母様方がいらっしゃいます。やっぱり情報を取りに行くのと情報を届けるというのは、また性質が違ってくると思うんです。なので、できれば、それこそ矢上議員も繰り返し言われていらっしゃいますけども、情報を届ける。なので、スマホの中に届けるという工夫をしていただきたいと思っています。なので、その中でもLINEを極力活用していただきたい。また、リッチメニューもLINEを私が活用を提案して、恐らく最初の一般質問の12月議会でだったと思うんですけども、リッチメニューを作っていただきましたが、そこから全然変わってないんですね。なので、その改善等もお願いしたいと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

先ほど言いましたように、正直なところ、私も曾於市のホームページは、もうちょっと分かりやすく、市民の方でもSNSでも参加できるような形の取組ができないかなと、ずっと思っておりました。そういう方向でやるということも検討を、今しておりますので、引き続きこれは担当課を中心として、また同時に、担当課だけではできないものもありますので、職員の中に、このホームページ作りやら、いろんなSNSの問題も含めて長けた職員がいますので、こういう職員を、場合によっては、ほかの自分の仕事をしながら、別枠でも協力してもらえるような、そういう仕組み作りをしないといけないなというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市役所の中でも、そういうSNS等に詳しい方がいらっしゃると思いますので、もしかしたら、その年代として、課長はどうでしょう、SNSされていらっしゃる方がどれくらいいらっしゃるかは存じ上げませんが、若い世代の方、係長の方とかも、SNS駆使していらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんので、そのSNSも、それぞれInstagramとかフェイスブックとかLINEとかいろいろありますが、それぞれ性質が違いますので、それをうまく活用しながらやっていただきたいと思います。

それでは、ちょっと方向を変えまして、19日の県議会の代表質問の中で、現物給付について、知事の答弁の中で今年度の3月末までに県として結論を出しますということがありました。この子ども医療費の現物給付に関してなんですけれども、いろいろな団体からも、要望が県のほうに上がっているということで、そういう答弁がございましたが、各市町村からも県のほうに要望を上げていただく動きがあるかと思っています。曾於市として、この県に対して要望等はどのように行っているか、今行っているかどうかについてお伺いいたします。

○市長（五位塚剛）

鹿児島県の市長会がありまして、県への要望ということで、具体的に九州管内で現物給付していないのは、もう鹿児島県だけなんですね。そういうことで、直ちにしてほしいという要望を、この間ずっと続けてきました、今までの知事にですね。今やっとそういう方向になりつつあるところまで来ているのではないかなというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

これに関しては、また県の動きを注視していきたいと思いますが、片田議員の質問の中にもありましたけれども、出産祝金の1人目、2人目に関して、今後、増額しようという考えはございますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今まで第1子、第2子は支給しておりませんでしたので、今1万円をしておりますけど、少ないなというふうに私は思っております。財政的な余裕と、またいろんな意味での、これは見直すべきだというふうに思っています。せめて第1子、3万円、第2子5万円ぐらいは、本当に子供を増やしてほしいというお願いをしているし、子育ては大変だという、お金がかかるんだというのが私たちも分かっておりますので、1万を今、した段階ですので、検討させていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ちなみに、市長は、第1子を出産するときの身の回りのものをいろいろそろえな

いといけないんですよ。例えば、ベビーベッドであるとか、ベビーカーであるとか、あとは車に乗せるために、そのチャイルドシートとかをそろえないといけないんですけど、幾らぐらいかかると想定されていらっしゃるのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私が子供を育てたのは、もう四十数年前の話ですので歴史は違いますが、たまたま今、私のところに娘の子供が昨年生まれて、2番目もいますし、ベビーベッドにしてもチャイルドシートにしても、チャイルドシートでも一つでは足りません。そういう意味で見ると、かなりのお金がかかるのではないかなと思っておりますけど、ちょっと今、計算したことはありませんので金額は言えませんけど、かなり場合によっては二、三十万円になる可能性もあるのかなというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり第1子のときに、いろいろそろえるのがお金がかかるんですね。お下がりとかリユース品をそろえることもできるんですけども、いかんせん1人目のときは、ママ友のネットワークを持っていないんですよ。なので、2人目、3番目以降になりますと、ママ友のネットワークで、うち、もう使わないから、これあげるよというふうに譲っていただくことができるんですけども、なかなか1人目のときってそうはいかない。そして、よく雑誌でありますよね。こういうのいいとかあるんですよ。なかなか今現状、子育てされていらっしゃる方と交流する機会もないので、そういう雑誌を見ながら、今こういうのそろえないといけないのかというふうにそろえていくと、結構、高額な金額がかかるんです。なので、3人目に10万円というのは大変ありがたいことなんですけれども、やはりこの1人目にお金がかかるということを、よく考えていただいて、今後に生かしていただきたいと思います。

それから、うちは今年度から給食費の無償化において、まずは3分の1から3分の2に引き上げていただきました。これに関して大変助かるという周りの声も聞かれるところでありまして。今後、また段階的に無償化に向けてしていただく予定というふうに以前も御答弁ありましたが、ここで母親として気になるのは、この給食の質の問題でございます。給食費が無償化になったから質が落ちるのではないかとという懸念もありますが、それに関してはいかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

給食費が無償になったから質が落ちるとするのは、あってはならないし、当然、この給食の内容については、教育委員会の中でも、また県の栄養士も中に入ってやっておりますので、本来、国が給食費まで無償化してもらって、ちゃんと質の落ちない栄養のあるものを、ちゃんとできるようにしてもらえばありがたいなというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

全国の自治体の中では、給食をオーガニックに切り替えることで移住者が増えていくということが実際にあるのですけれども、それに関して、市長はどのように認識されていますでしょうか。

○市長（五位塚剛）

全国的には、いろんなやり方があるし、パン食を止めて米食、お米に切り替えている自治体もあります。また、地元産の食材を要請しながらやるということもあるようでございます。全てオーガニック的にはできないと思いますけど、当然、いいものはやっぱり導入したほうがいいと思うんですけど、それでは嫌だというお母さんお父さんも中にはいるかもしれませんので、全体的な流れを見ながら検討をすべきだというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

農水省が推奨しているみどりの食料システム戦略の中にも、オーガニック化の流れがあるわけで、2050年までに達成しないといけない数値がございしますが、そうになるとやっぱり学校給食というのは、いずれにせよオーガニック化の流れになるかと思っていますのですが、それに関して市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

そのことについて、私もまだ知識が、あまりありませんので、専門の教育長のほうに答弁をしてもらえばありがたいと思います。

○教育長（中村涼一）

それではお答えいたします。

以前もオーガニック給食について、御質問を頂いております。曾於市としては、現状としてはなかなか厳しいところもあるのですが、今回、新しく令和6年9月には給食センターを造りますので、全国にもオーガニック給食に取り組んでいる自治体があります。私も四国の今治市ですかね、あそこの取組とか非常に興味を持っておりますので、できればこれを契機に、新しい給食センターができた中に、少しずつそちらのほうにできないかというふうに考えております。

先ほどありましたように無償化するから子供たちに質の落ちた給食をとというのは、これは全く考えておりません。むしろ安全・安心な給食を、行政の責任においてしっかりやっていくということで、私としては無償化を、そういうふうに前向きに捉えていきたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ありがとうございます。オーガニック給食に向けて、いろいろほかの自治体も見

ていただきながら進めていただきたいと思います。オーガニック給食にするに当たって、やっぱり費用面がネックになると思います。オーガニックの作物は、慣行農業の作物に比べて高い傾向にあるので、手間がかかるからそうなっているんですけども、本市はせっかく有機センターを持っている自治体なので、さらに前向きに検討していただきたいと思います。それこそアイガモ米が有機米で主流になっていると思うんですが、それこそ本市とも関わりの深い鹿児島大学のほうでは、アイガモ米というのは成長とともに米の雑草除去に携わってもらって、成長してしまったら、その後、処分をして、また新しく雛を孵化させて利用しないといけないという形になりますが、今コールドックという小さいアヒルの品種があるんですね。それを活用して、ずっとそれを飼いつけて、処分の心配がないということでその研究は今進んでいますので、そういったところもオーガニックのお米に関して価格的にも反映していくのかなと思って注視しているところですので、行政のほうもそういうふういろいろな視点を持って携わっていただきたいと思います。

それでは、校則のことにに関してなんですけれども、御答弁をいただいた、現在、校則の見直しに当たって、この校則の見直しをしてくださっている学校、今後、見直しを完了する学校が、それぞれあるかと思うんですが、現在、見直しを取り組んでいらっしゃる学校、また取組をまだしていない学校の理由に関しても、お伺いさせていただきます。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

現在、校則の見直しを行っている学校につきましては、菅牟田小学校、光神小学校、高岡小学校、大隅中学校、末吉中学校でございます。

校則の見直しにつきましては、年間を通して、保護者や子供の意見を取り入れながら、最終的には校長の判断で決めておりますので、全ての学校が3月までには校則を改定していくという形になっております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ということは、今取組をされていない学校も、今後全て取組が3月末までに終わるということでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

そのような計画になっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

そもそも法律上、校則、また、通知表もそうなんですけれども、各学校設けないといけないという法律はないんですが、それに関して認識は、どのようになっていますか。

るでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

校則につきましては、先ほど申しましたように、校長が最終的に判断をして決定をしていくわけですけれども、そこには、学校の実態であったりとか、児童生徒、保護者の意見等をしっかり踏まえながら決定していくということになると思います。

ただ、こども基本法が、今年度4月1日より施行されておりますので、その中には、必ず子供の意見や保護者の意見を取り入れながらということもありますので、そのような場をしっかりと設けながら取り組んでいくものと考えております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

どうしても校則となると、まとめるのが難しいと思いますので、学校主導型になってしまいがちだと思うんですけれども、やはり子供の声、養育に関わる保護者の声を十二分に聞いていただいて作っていただきたいと思いますが、それに関して、教育委員会は学校のほうに、どのように指導されていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（中村涼一）

お答えいたします。

校則については、先ほど瀬戸口議員のほうからありましたように、これは法的なものではありません。これは学校の校長の責任において、内規みたいな形であるわけです。それは、もうまず我々の認識としてあるんですが、子供たちが学校生活を楽しく過ごせるように集団生活を行いますので、我々としては、やっぱり最低限度のルールというのが必要だと思っております。

ただ、残念ながら、それがやっぱり現在、行き過ぎて、管理のための校則になっていると、管理のためだけで、むしろ子供たちを縛るだけというような、中には合理性のないような校則も多数見られます。そういうのを少しずつ教育委員会としては変えていきたいと思っております。

もう一つこれまで法的なのはないということなんですが、我々教育委員会としては、今、学校管理規則を全面的に見直しをする方向でいます。学校管理規則の中にきちんと校則は校長の責任の下に作ると、そして学校は、子供や保護者の意見を必ず聞くと、そういう文言を文章を1条入れて、できるだけ子供たち、保護者の意見を大事にしながら、学校の校則を、子供たちも自分たちで作った校則だということを守っていけるように、また保護者も学校で子供たちが安心して生活を送っている、そういうことを理解していただくために、そういうふうにしていきたいと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、校則に関しては、またこれから動きを注視していきたいと思います。

続きまして、教育センターに関してなんですけれども、教育センターは、まだ中身がはっきりと、なかなか市民の方にも先生にも伝わっていないんじゃないかなという感じがいたしております。

中には、先生の負担がこれ以上増えてしまうんじゃないかというふうに不安がっておられる方もいらっしゃると思うんですが、それに関して、周知というかそれに働きかけというのは、どういったふうにしていくおつもりでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

市の教育センターにつきましては、今年度設立をしたわけでございますが、周知につきましては、学校保護者にパンフレットを配ったところでございます。

主な目的としましては、教職員の資質向上がでございます。これまで教職員は、県の総合教育センターのほうで、1日かけてですね、吉田まで行って研修をしておりましたけれども、そこで研修会を、今年度約80回の研修会を予定しております。近くで有意義な研修ができるということは、非常に教職員にとってもメリットがあるんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それじゃ、その80回の研修の大体の中身を教えてください。

○学校教育課長（関戸達哉）

研修につきましては、それぞれ管理職研修会であったり生徒指導、ICT関係、保健・安全、教科・領域、授業改善、あるいは今年度から始めました、新規に先生になられた先生方を対象とした研修会であったり、校長教頭に初めてなった新任管理職研修会などが主な研修となっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

なかなか先生によってもクラス経営が違うかと思います。その中で、例えば、クラス経営がうまくいっていないんじゃないかなと思われるところに関しては、どういった取組をしていく予定でしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

議員が御指摘の学級経営、授業の在り方、あるいは保護者対応とか、様々な問題が、今教育界にあります。そのようなことを改善する研修というのは、今年度は、先ほど申し上げたような研修会を設立しましたがけれども、来年度以降につきましては

は、随時、先生方の希望に沿ったような研修が行っていきたいというふうに考えております。今年度も計画にない先生方の希望を取りながら、夏季休業中の研修を充実させようと、今しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今後、教育センターが、どのように学校現場に反映していくのか見ていきたいと思いますが、⑤の子供の居場所作りやいじめ防止に関してなんですけれども、基本的には子供が困り事を抱えた場合、保護者の方が、これはどうなのかなと思った場合は、担任の先生に対応していただくことになると思います。

ただ、子供自身が学級の先生とうまくいっていない場合は、これまた問題が難しく、校長先生に基本的には相談することになるかと思うんですけども、子供にとって、特に小学生にとって、校長先生というのは、なかなか話しかけづらい雰囲気があるかと思うんですね。だからといって教頭先生に行ってもらっても教頭先生はいつも忙しくしていらっしゃるんですよ。なかなか子供が相談しづらい。それに関して、教育委員会としては、どう考えていらっしゃいますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

議員が御指摘のように、先ほどの教育長の答弁にもあったんですけども、原則として、基本、子供たち、保護者の悩み事につきましては、担任が対応することになっております。ただ、担任が対応が非常に厳しいという場合には、例えば、養護教諭であったりとか学校にいる全職員で、子供や保護者の悩み事を受け止め、管理職で情報共有の下、しっかり対応していくという形になると思いますので、一義的には担任なんですけれども、学校にいる全ての職員が対応ができるという形はとっているところです。

また、市教委としましても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなども学校に配置しておりますので、より専門的な相談につきましては、そちらのほうが対応していく形となっております。

以上です。

○教育長（中村涼一）

議員が言われるのは、なかなか子供たちが担任に相談しにくい状況もあるということで、確かに私も現場にいたとき、例えば、その学級の子供のことは、その担任の先生が全て責任を負うという意識が非常に強いです。それは裏返せば、子供たちも担任以外には言えないという状況もございます。やはり全国的にも、そういうのが、いろいろ問題になって、そういうのが引き金になって、いじめや不登校という

のもあるということで、現在少しずつ出てきているのが、チーム担任制と、複数で見ている。それは、なかなか大きい学校だったらできるんですが、小さい学校ではなかなかできないんですが、私自身としては、やはり先生方の意識を変えていただくと。自分の学級の子供のことには責任は負うけど、やっぱり子供の中にはなかなか言いづらい子供もいるんだということを前提に、ほかの先生たちも、逆に言うとか何か気づいたらすぐ声を掛けて、悩み事はないの、心配事はあるのというそういうふうな学校の中でできていけば少しは改善されるのかなと、子供の部分を含めてですね。今までの日本の教育の中で学級担任制の固定化された意識が、そういう意味では相談しにくい雰囲気を作っているのかなと思っております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

やはり不登校が全国的に話題になっておりますが、まず不登校にならないために対策を打っていくというほうが子供にとっても幸せなことだと思います。例えばスクールカウンセラーであるとか、スクールソーシャルワーカー、曾於市としても取り組んでおりますが、どうやって子供たち、保護者、そこにつながればいいのか分からない。また、そのふれあい教室の案内も、ごめんなさい、私のほうも、現在どのプリントにどういうパンフレットで学校が配られたか、今、認識できておりません。なので多分、広報もまだまだ不十分じゃないかと思われま。しつこいぐらい目に留まるように、例えばほとんどの保護者の方はやはり授業参観とか行きますので、そういうところに掲示するであるとか、例えばプリントをちゃんと出せない子もいるんですよね。学校でもらってきたのに1か月後ぐらいにうちの子とかも出してきて、お母さん、これまだ見てないんだけどということもよくあります。そういう御家庭も子供もいろいろですので、ちゃんとできる子、できない子もいるかと思しますので、全ての保護者に周知していただけるように取組もしていただきたいと思ます。

また、保護者とのコミュニケーションなんですけれども、例えば私が一度経験したことがあるんですが、入学説明会のときが初めて保護者と先生方が顔を合わせる機会になるかと思うんですけれども、例えば入学説明会で説明をする、現1年生の担任の先生と入学した後の担任の先生、ほとんど違う場合があるかと思ます。その入学説明会ではこれが必要だから買いそろえてくださいって言われて買いそろえたのに、いざ入学してみるとそれは1回も使われなかったということもございます。なかなか転勤制度がある中で難しいかと思うんですけれども、入学説明会の準備品に関しても、クラスでばらばらというわけにもないでしょうから、学校の1年生の入学準備品に関してもこれが要るのか要らないのかというのも、学校全体でちゃん

と吟味していただいて、それからのお知らせをしていただくようにしていただきたいと思います。

最初からそうやってつまずいてしまうと何となく学校に対して不信感を持ってしまうので、それこそ担任の先生に任せきりというのではなくて、学校をチームとして保護者と子供と対応していただきたいと思います。やはりそうやってしていくことで、ネグレクトであるとか、ヤングケアラーであるとか、なかなか地域から外から家庭を見ると見抜けないようなことも、学校だとお友達との会話の中でとか、いつもと様子が違うけど大丈夫だろうかということにつながっていくかと思いますので、また教育委員会もこども未来課と連携していただきながら、包括的な対応をしていただきたいと思います。

また、学校の先生が子供たちを見るということに関しては、やはり先生の働き方改革をなくしてはなかなか対応が難しいと思います。先生も人間ですので、仕事が忙しくて遅くまで仕事をしていれば、あるいは子供たちと向き合う余裕がないかと思っています。19日の県議会の代表質問の中でも、学校の働き方改革の推進において、改正の給特法、こちら3年が経過していると思いますが、この取組について質問と答弁がありました。曾於市としては、給特法に関してどういった取組をしていく予定か、お聞かせください。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

令和3年5月11日に曾於市立学校の教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置についてということで通知を出しております。その中で一月につき在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、一月につき45時間、1年について360時間等の目安を示しているところでございます。

また、その中において、タイムカードの導入であったりとか、いろんなことで先生方のまず勤務時間の把握をきちんとして、議員が御指摘のように、なるべく子供に先生たちが向き合える時間を確保しているところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

曾於市の教員の方については、この規定の時間を大きく上回っている方はいらっしゃいますでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

曾於市の場合は、実態といたしましては、非常に先生方も意識も高く取り組まれているのかなというふうに感じているところです。主に80時間、先ほど45時間とい

う時間をお示ししましたけれども、もう一つその中に80時間というのものもあるんですけれども、どうしてもその80時間という時間が、実態としてはちょっと80時間を超えている教頭先生方が数名いるというような状態になっております。

ちなみに、45時間以上の職員は約8割が45時間を守れているというような形で昨年度はなっております。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

45時間を約8割の先生が守れているということで、4月19日に日々の実態調査で上がった県の速報値と比べて、そう大きく開きはないのかなと感じているところでございます。曾於市に関しても、働き方改革が徐々に浸透しているのかなと思って安心いたしました。

また、今度、学校教育課長も新しくなったということで、今後また曾於市において教育の取組を強化していただきたいと思っております。

それでは次の質問に移ります。

○議長（久長登良男）

ここで、昼食のため、瀬戸口議員の一般質問を一時中止して休憩いたします。おむね1時から開会いたします。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き会議を開き、瀬戸口議員の一般質問を続行します。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、2項目めの手話の普及について質問をいたします。

御答弁いただいたように、手話普及に関しての取組をいろいろ本市でもやっただいておりますが、現状の取組に関して十分であるとお考えでしょうか。御答弁ください。

○市長（五位塚剛）

手話の取組をこの間進めてきました。コロナの関係で会合ができなかったこともありますが、全て十分満たしているとは思っておりませんが、努力はしてまいりたいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

現在、曾於市には手話通訳者がいないということは御存じでしょうか。

○市長（五位塚剛）

正式の手話通訳者という形ではいらっしゃらないかもしれませんが、ちゃんと通訳ができる方はいらっしゃいます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

現状、曾於市には手話通訳者がおりません。令和5年度の予算のほうにも上がってきていたと思うんですけども、例えば聾啞者の方が病院を受診するときに意思疎通を図るために、手話通訳者の予約をして病院を受診するという取組になっておりますが、それに関して担当課は説明をお願いいたします。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

聾啞者の方が病院に行かれる場合は、前もって予約をして県のほうに申請をいたしまして、いついつにどこの病院とかに行きたいので申請いたしますということで申請されて、派遣が決まったら、今のところは志布志とか霧島市とかの手話通訳者が来られて派遣をお願いしているところであります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、聾啞者の方が病院を受診したいということになったときに、実際受診できるまでにどれくらい期間が空きますか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

ちょっと私のはっきりは覚えていないんですけど、結構な時間が掛かります。私、1か月近く掛かると思っているんですけど、ちょっとはっきり分かっておりません。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは、例えば急に具合が悪くなったりとかした場合は、どういった対応をされているのでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私の知り合いも夫婦で聾啞者ですけど、手話でできないときは筆記でちゃんと連絡も取れますし、また病院でも、行って筆記を含めてちゃんとしているようでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

どうしてもの場合は筆談で対応されているかと思うんですけども、どうしてもこの病気の症状を伝えるというのはニュアンスが難しかったりとかして、だからこそ手話通訳者の方を同行するように今現状なっているかと思うんですけども、やはり曾於市に手話通訳者が今現状いないというのは、言語条例を制定した市としては、私としては問題があるんじゃないかなと思っているんですけども、それについて見解をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

問題があるのではなくて努力すべきだというふうに思います。当然、手話通訳者を育ててちゃんと資格として認めてもらうような取組を広くしないとそれはできませんので、今後それについては、何人かそういう頑張っている方がいらっしゃいますので、相談ができないか進めてまいりたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私、一度、認知症の見守りタグの状況を伺いに、いちき串木野市の市役所を訪れたことがあります。ここの福祉課のところに「手話対応できます」というような大きく分かりやすい表示がありました。本市に関して窓口で手話が対応できる方はいらっしゃいますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

お答えします。

役所の中でということですね。今のところ、実際に通訳ができるのかということそこはちょっと分からないですけど、手話奉仕員の養成講座を受けられておられる方は職員の中に2名ほどおられ、また会計年度の方も受けられていた方もおられます。そしてもう1人、その講座を受けていないけど手話のほうができる方が1人はおられるみたいです。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

それでは実際に、手話を希望される方が窓口に来られたときに対応などはできているのでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

今のところは、来られた場合でもどうしても意思疎通ができずに対応ができなかったというケースはなく、筆談やタブレットを使って文字に起こして対応している状態であります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

手話を急にできるようになるというのは難しいかと思いますので、今現在、手話奉仕員養成講座に出られている方以外でも、手話というのは見ているうちにとか、やっているうちに覚えていくものだと思いますので、市役所の中でもまた手話ができるようにしていただきたいと思うんですけども、先ほど職員のほうにも職員向けの手話講座が開催できないか、ごめんなさい、これは教職員向けですね。教職員向けには手話講座が開催できないか検討していきたいというふうに御答弁いただきましたが、市役所の中ではそういった取組は予定はありませんでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

お答えします。

県のほうが職員向けに研修会をやっているのがあります。これに今年度ちょっと申込みをしまして、それがうちのほうが決定いたしましたら開催をしたいと思っております。簡単なやつなんですけど、聴覚障がい者に対する理解を求めたり、あと聞こえない、聞こえにくい人とのコミュニケーションの取り方とか、あと簡単な手話の練習をさせていただける研修となっております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

以前、一般質問で取上げをいたしまして、今現在、市報のほうには2つずつ手話のほうを掲載していただいているところであります。ただ、手話言語条例を制定したということがなかなか市民の方にもまだ浸透していないかなという印象にあります。なので、まだこれから広報活動のほうを力を入れていただきたいと思っております。また先ほど聾啞者の方との筆談がという話もありましたが、聾啞者の方はしゃべることがなかなか難しい方がいらっしゃいます。耳で大体言葉って覚えやすいよね。なので話すのが難しいがゆえに、文章を作るのが難しい。文章を読んだからといってなかなか理解が難しいという方も多くいらっしゃるという声がございまして、そこら辺も踏まえて、やはり手話の普及を曾於市として力を入れていただきたいと思っております。

また、この③番の中で取り上げさせていただいた全日本ろうあ連盟創立70周年記念映画「咲む」なんですけれども、モニターのほうに表示していただけますか。

（瀬戸口議員、議場モニターに映画「咲む」の画像を表示）

○3番（瀬戸口恵理議員）

ちょっとイメージで出しているんですけれども、こちらのほうが70周年記念の映画の「咲む」です。これは、ちょっと概要をお話ししますと、耳の聞こえない主人公がある役場に勤めることになりまして、地域の方と交流を交えながら成長していくという大まかなストーリーになっているんですけれども、こちらの聞くところによるとそんなに上映料金も掛からず上映できるということで伺っているんですけれども、曾於市、手話言語条例を制定しました。お隣の都城でもこちら上映が行われたところがございます。曾於市としても前向きに検討していただくことはできないでしょうか。

○市長（五位塚剛）

この全日本ろうあ連盟の70周年記念ということでこのような「咲む」という映画ができていますから、私たちの曾於市としても、県内でも最初の条例を作っておりますので、費用がやはりビデオを借りて上映するには二、三十万円掛かるようございますけど、ある程度は県の支援等もあるんじゃないかなと思

ております。できるように詰めてみたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ドラマ等でもいろいろ手話は取り上げられておまして、手話を覚えたいという若い人も今増えてきているように感じております。またそういった方に向けて手話の情報を市として発信していくというのも大事かと思えます。

④番の中で市報への掲載ができないかというふうに質問をさせていただきましたが、掲載の方法を検討しているというふうに御答弁いただきました。こちら、掲載は前向きに検討していただいているということで認識してよろしいでしょうか。

○市長（五位塚剛）

せっかくのことですから、やはり聾啞者がいらっしゃるという実態と、それに基づいて市民が手話を通じて交流ができるというのは大事なことです。掲載を進めていきたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

できたらこの市報の一部を切り取って壁に貼ると、それが一覧でいつまでも恒久的に見れるようなそういった紙面形成をお願いしたいと思っています。1回限りではなくて保存版で使えるような形でしていただきたいと思えます。

また、公共の施設等への掲示に関してですけれども、現在も掲示がありますということですが、具体的にはどういった施設のどういった場所に掲示がしてありますでしょうか。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

もともと福祉の本所がありました財部支所の福祉係のところには、以前、手話団体の方から掲示してくれということに来ておまして、福祉係のカウンターのところに貼ってあります。

○3番（瀬戸口恵理議員）

同時に、学校のほうにも教育委員会を通じて掲示の依頼がその当時、2年前ほどあったかと思うんですけれども、そちらは今現状どうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

学校のほうは把握をしていないところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

以前その配付があった当時は、職員室の前などに貼ってあったそうなんですけれども、もう2年ほどたっていますので、それが違うものに差し替えられたりとかしているようでございます。なのでまた再度、学校等でも、やはり手話というのは繰り返ししないとなかなか覚えられないものでございますので、いつでも市民の方の目につくところに手話の関連するようなものが貼ってある状態になると、本市は手話に

対して言語条例も制定しているし、力を入れているんだなというふうに市民の方の周知にもつながると思いますが、それに関して、市長、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市内に聾啞者の方が何人かいらっしゃいます。そういう方々と私もお話をしたことはありますが、基本的にいろんな意味で苦勞されながら頑張っているようでございます。今後、聾啞者の方々が安心して生活ができるように環境作りをするのも役所の仕事でありますので、取り組んでみたいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

私も、指文字を覚えるのに相当の時間が掛かりました。ただ私、自宅のほうにも指文字表を貼っているんですけども、子供は覚えるのがすごく早いんですね。あっという間に、悪口から大体覚えるんですけども、子供同士、悪口を言い合うのに手話を覚えてそれでやりあったりとかしているんですが、大人の方ももちろんそうしていただきたいんですけども、やはり子供が手話を覚えるというのが早いですし、私も小学校3年生のときに最初に手話を学んだ記憶がございます。その頃の手話ってまだ覚えているんですね。幼い頃に覚えたものってなかなか忘れないこともあると思います。なのでこの手話の普及に関して、もう少し教育委員会としても力を入れていただきたいと思いますが、それについて御見解をお願いいたします。

○学校教育課長（関戸達哉）

お答えいたします。

議員御指摘のように、手話につきましては、福祉教育の一環であったり、人権教育の観点から非常に大切な教育であると考えておりますので、今後も、今年度9校、手話を用いた学習活動を行う予定になっておりますが、推進していきたいと考えております。

あと、先ほどの答弁でポスターの掲示につきましては、大隅中学校ではしているんですけども、それが2年前に配られたものかどうかは把握していないところでございます。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

普通の自治体の手話の普及をという話ではなくて、やはり手話言語条例、第2の言語として扱いますというふうに条例で宣言しております、曾於市は。なので、やはりいろいろな面で手話に関して普及には力を入れないといけないと思います。学校でも、実情でいうと職員室の前に貼ってあったということなんですけど、職員室って先生たちは行き来することが多いかもしれないんですけど、実際、子供が行き来するかってそうじゃないですよ。なのでやはりトイレであるとか、教室

であるとか、廊下であるとか、また目に留まるところを子供の目線で子供の立場に立って掲示のほうをお願いしたいと思いますが、そちらのほう、教育委員会から各学校への通知の後押しはお願いできないでしょうか。

○学校教育課長（関戸達哉）

先ほども、ちょっと繰り返しになりますけれども、非常に有意義な教育活動の一環だと思いますので、推進してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今現状、市報に掲載されている手話も、全日本ろうあ連盟の辞典のほうから多分引用しているかと思うんですけれども、全日本ろうあ連盟も手話の普及に関してはいろいろ情報を提供してくださると思いますので、またそれも活用していただきながら普及活動をしていただきたいと思うところであります。

手話の指文字、できれば簡単なものからでもいいかと思うんですけれども、市報への掲載、早くていつ頃からできそうでしょうか。もし分かれば御答弁ください。

○企画政策課長補佐（吉元幸喜）

それではお答えします。

指文字表についてですが、広報紙の掲載には、五十音字、数字、アルファベットとありまして、結構なボリュームですので、できましたら今の広報紙に掲載してある手話のところにQRコード等を載せて、そこからホームページへ飛ぶような形で今検討しているところでございます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

ポスターで貼れるような状態で掲載がもし、締め関係もありますので、難しいのであれば市報と一緒にお配りするという形も取れると思うんですけれども、それだったらそんなに費用も掛からないと思うんですが、それだったら早く行うことはできないでしょうか。

○企画政策課長補佐（吉元幸喜）

広報紙以外のチラシについては、また予算等の関係もありますので、福祉介護課のほうとまた検討させていただきたいと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

1枚をカラー印刷をして配るとなるとそこまでお金も掛からないかと思うので、ぜひとも前向きに検討をしていただきたいと思います。

それでは、3番のほうに移りたいと思います。

まず、男女共同参画に関してですが、係の部分から名前がなくなってしまったんですけれども、やはり県のほうから見ると、印象として曾於市は男女共同参画にあ

まり力を入れるつもりはないんでないかという見方もされるのではないかと懸念しているところなんですけれども、市長、ここに関して、市長の取組に関して意欲等あれば御答弁をお願いいたします。

○市長（五位塚剛）

今回、組織の再編で男女共同参画というその文言があの中で消えておりますけど、これは特にそのことをうたって、そういう時代は、私はもう現状としては一市民、また国民の中では男女は基本的に平等であるし、そういう認識に立つときだと思っておりますね。あえて明示したからといってそれが進むわけではありませんので、なくなったからといって大きく変わるものではありませんし、ちゃんと市としても職員の研修やら、またいろんなことで男女は基本的には対等なんですよという。それは家庭においてもいっぱいあると思うんですよ。だから特にこれが消えたからといって、曾於市が男女共同参画に不熱心だというふうにはならないと思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

確かに市長がおっしゃるように、男女共同参画という言葉はもうどちらかという古いのではないかという見方もあります。今、若い世代、20代であるとか10代の世代は、男女共同参画ではなくて「ジェンダー」という言葉を主に使って、そちらの認知度のほうが上がっている統計が出ております。

また、今日の新聞の一面にもありますように、県全体としても男女共同参画、ジェンダーの動きというのが活発化してきているように思います。

また、鹿児島県の県議会の第1回定例会の中でも男女共同参画に関して、曾於市選出の瀬戸口三郎議員の代表質問の中で取り上げられております。これに関して男女共同参画の局長の答弁には「計画を踏まえ、かごしまジェンダー平等推進宣言の周知啓発や働き方改革に取り組む企業の表彰、女性のスキル向上の支援など県民の機運醸成や企業の取組促進、様々な分野における女性の参画促進などへ向けた取組について体系的に実施することといたしております」とあります。

また、今日の新聞の中を開いたところを見ていただくと、男女共同参画に関して、書類上とか計画上ではなくて、具体的な取組が必要というふうに明記されております。そう考えたときに、曾於市として具体的な取組というのが今まだ弱い気がしているんですが、それについて市長はどうお考えでしょうか。

○市長（五位塚剛）

私たちの周りを見ても、女性の方が大型トラック、そういう今では男性だけが主流となっていた職場が、若い女性がダンプを運転したり、そういうのが具体的に出てきております。それは当然ながら資格も取って、会社もちゃんと認めてもらってそういうふうになってきていると思います。それがごく自然、当たり前にな

ってくる社会になっていると思うんですね。家庭でも若い人たちは今、子供の養育については対等にやっているようでございます。料理を作ったり、洗濯物をしたり、昔の私たちの時代では考えられないことが積極的に始まっていると思います。そういう意味ではもっと、私たち行政としても、いろんな形での男女でいろんな意味でいろんなことを取り組むという、そういう発信はどんどんやったほうがいいと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長の答弁にもありますように、発信をどんどんしてくださるということですが、例えば今ここにいらっしゃる、曾於市の市役所で働く職員の方に関しては、どういった取組をされるおつもりでしょうか。

○市長（五位塚剛）

市の職員は、男女共同参画というのは十分認識しております。そして若い人たちは今本当に家事の問題でも積極的に参加しているようであります。市の職員については引き続き研修を予定しておりますので、今後は一般の市民向けの何か取組をやったりすべきだというふうに思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

女性が働きやすいということがだんだんと世の中にも浸透してきたんじゃないかなと感じるところではありますが、まだまだ女性であるという性差に関する不都合なども細かいところでは残っております。やはり女性が働きやすいということは、イコール女性、また男性が子育てがしやすいという状況になると思います。仕事の面であるとか、家事の面であるとか、女性一人がいろいろ抱えてしまうと、もうこれ以上産めないということにつながるかと思えます。そもそも結婚をして子供を持つということ自体がどうするかという話題になるかと思えます。そして1人目、育ててみて、2人目、3人目と続くときに、私、仕事も大変、家事も大変、けどもこれ以上子供は抱えられないということで、出生率にも関わってくる問題だと思えますので、ぜひとも力を入れて取り組んでいただきたいと思いますが、こちらの第2次曾於市男女共同参画プランの中にそれぞれ各担当部局が取組の方向性というふうに様々な取組が載せてありますが、これを見る限り、取り組まれているのかなと思うような、現在取組がないんじゃないだろうかと思うようなこともございますが、これに関して、皆さん、これを見ながら仕事をされていらっしゃるのでしょうか。ちょっと疑問に思いましたので、それに関して質問をさせていただきます。

○企画政策課長補佐（吉元幸喜）

お答えします。

この第2次男女共同参画プランは、2018年から2027年の10年間となっております。

そのプランの中で5年を区切りとして見直すこととなっておりますが、5年目の昨年度、令和4年度におきましては、10月の組織再編もあり、事務事業の煩雑化を避けるため実施できなかったところがございます。そのため、今年度に現在の事務事業にあった見直しを実施したいと考えております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

では、こちらの中にあるDV案件はこども未来課のほうに移りましたけれども、この中にあるこども未来課が請け負っている部分を具体的に再度お示してください。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

昨年の10月の組織再編でそのときに協議いたしまして、福祉のほうにあったほうがスムーズにいくということで、福祉のほうに移ったと思っております。

○3番（瀬戸口恵理議員）

こちらの男女共同参画プランの中には、それぞれ担当部局が掲載されてあるんですね。例えば人権尊重意識の啓発の中には、取組の方向性として、担当部局は当時の企画課、市報そおや市ホームページ、コミュニティFM等を活用し、男女共同参画についての広報啓発を行います、とありますが、私の知る限り、コミュニティFM等では広報啓発はなかったように思うのですが、それに関していかがでしょうか。

○企画政策課長補佐（吉元幸喜）

お答えします。

今後、見直しを検討していきたいと思えます。

○3番（瀬戸口恵理議員）

今、取りあえず例として取り上げましたけれども、ここには社会教育課、今は名前は変わっていますが、社会教育課もありますし、市民課もあります。議会事務局もでございます。福祉事務所もちろんありますけれども、それぞれ担当部局の取組の方向性が、こういうふうに取り組んでいきますというふうに文言が掲載されております。ただこれ、策定されたのが2018年度で10年ごとに見直しになりまして、恐らく5年たったときに一回見直しというか、検証されていらっしゃるかと思うんですけれども、やはりこのコロナ禍の中で十分な検証ができなかったように思っております。なのでそれは仕方ないと思うんですけれども、ただ恐らくここにいらっしゃる課長方が、この男女共同参画プランに関して、自分の部署がどういった取組をしているかを周知されていらっしゃるんだと思うんですけれども、それについて、市長、いかがでしょうか。

○市長（五位塚剛）

今ここに新しい課長さんがたくさんいらっしゃいます。瀬戸口議員から今質問されて、自分のところで何をすべきなのかということは多分存じない人もいると思

ます。そういう意味では、大事なことでありますので、当然、今後この問題については詳細に各課で検討して、ちゃんとプランを出している以上は見直しを含めてするように指導したいというふうに思います。

○3番（瀬戸口恵理議員）

市長が言っていただいたように、やはり広報することも大事だと思うんですけども、今またさらに答弁を頂いたように、各部署で小さなことから少しずつ変えていくということも大事だと思っております。本当に小さなことなんですよ。男女共同参画というのは本当に小さなことだと思うんですけども、やはり性差による意思疎通がうまくいかなかったりであるとか、あとはジェンダーバイアスというか、小さい頃からそういう環境で育てられたからそういう考え方になってしまったということもあるかと思っておりますので、ぜひとも市の職員もそうですけれども、市民の方にやはり男女共同参画、ジェンダーというものがどういったものかというのを再度、広報にも力を入れていただきながら取り組んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○福祉介護課長兼福祉事務所長（上集 勉）

すみません。先ほど答弁した手話通訳者の派遣の件なんですけど、私の勘違いでありました。通常は、1週間から10日ぐらい前までには申請していただきたいということで、通常はそういう形になっているみたいです。どうしても緊急を要する場合は、手話通訳者がおられた場合は二、三日で派遣できる可能性もあるということでもあります。失礼いたしました。

日程第2 議案第50号 曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結について

○議長（久長登良男）

次に、日程第2、議案第50号、曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○市長（五位塚剛）

日程第2、議案第50号、曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結について説明をいたします。

曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事につきまして、条件付一般競争入札により執行した結果、港産業株式会社が2億7,500万円で落札者となり、6月14日付けで仮契約を締結しましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、参考資料として、建設工事請負仮契約書、入札執行結果表、工事概要書等

を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、日程第2、議案第50号を説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（久長登良男）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○19番（徳峰一成議員）

5項目にわたり質問をいたします。この間、ゆず搾汁センター関連については、当初の計画に結果的に遅れが生じて、そして今回の本日の提案となった経過があります。事業内容も多少変わっているようであります。

質問の第1点であります。当初の計画の段階での事業年度と総事業費、それから事業内容、例えば何レーンであるかを含めて、そして現在の時点での事業年度、そして総事業費、そして事業内容、変更した内容があったらそれを含めて。

質問の3点目。現在のこの総事業費の財源内訳、財源内訳も多少、国の補助金等の関係で当初より変わってきていると思いますが、財源の内訳とそれから今回提案の入札における契約議案の予算額について教えてください。

質問の4点目。今言われました港産業、初めて聞いた会社名でありますけれども、条件付一般競争入札でありますけれども、この港産業の本社、資本金、社長、そしてどういった事業を行っているか。そして併せて、近隣の市町村でこの港産業の業務をされたところがあるか、報告してください。

最後に、質問の5点目。入札参加業者が結果的に1社となりましたけれども、これはなぜ1社となったか、考えられる理由があらうかと思うんですが、その点も教えてください。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

当初の事業費につきましては、令和4年度の当初予算で計上しておりました、7億572万2,000円が当初の予算でございました。現在、4年度からの繰越事業として、総事業費として、2年度の設計等の予算まで含めて総額で、未執行分もございまして約6億7,100万円となっております。

財源内訳につきましては……。

（「事業年度、事業内容の変化については」と言う者あり）

○農政課長（吉田秀樹）

失礼しました。事業内容につきましては、当初、建屋増設、また入り口造成工事、あと搾汁ラインの増設、あと鉄コンとフォークリフト、備品購入まで含めて7億

572万2,000円の予定でございました。当初、令和4年度の国の事業を使いまして、この事業を県・国のほうに申請をしておりましたけれども、4年度は不採択となったこともありまして、10月の臨時議会におきまして財源組替えて、建屋と入り口造成につきまして過疎債を使いまして財源組替えて議会のほうに御提案をさせていただいております。その後、令和5年度の補助事業の採択に向けまして、機械増設に当たる、この部分につきましてを協議をしましてまいりました。

（「事業年度の変更については」と言う者あり）

○農政課長（吉田秀樹）

申し訳ありません。当初の予定では、4年度でユズの搾汁時期がございまして、5年度に繰り越して5年度中に完成と。5年の夏までに完成の計画でございましたが、不採択となったため、建屋と入り口造成については、財源組替えていたしまして、4年度で発注して、5年度を繰越事業として進めており、機械増設につきましては、5年度の予定で県のほうと協議をしましてまいりましたが、4年の国の補正がついたということで5年第1回の定例会で増額補正をお願いいたしまして、繰越しとして今回は仮契約と。最終工事の完成予定は6年の3月を予定をいたしております。

財源内訳につきましては、今回の契約分につきましては、国の補助が2分の1、あと一般補助施設整備事業債が半分という形でございます。

落札業者の本社並びに資本金等につきましては、港産業株式会社、徳島県の徳島市でございます。資本金につきましては9,800万円。事業内容につきましては、ボイラー、空調、食品製造設備、ユーティリティ、環境、水処理等の工場設備やコンサル、設計、施工、メンテナンス、あと制御、測量関係の機器等の販売、またそのシステム構築に関するエンジニアリング、その他、ロボットとか、AI、ICT環境等のDX支援等の全てをやられている会社でございます。

これまでの実績としましては、現在今、搾汁センターに入っております既存の施設、ここは港産業さんが納めている、施工いただいている機械となっております。

入札業者については、入札参加資格を確認しましたところ、2社は参加の資格があったところでございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

1回目、十分答弁がされなかった点を含めて、2回目、質問をいたします。

まず、事業年度は当初も現在も年度、会計年度としては令和4年度から5年度ということで、一応、変更はないということで理解いたしますが、もし違ったら答弁してください。完成時期が、若干、遅れたということ。

それから、事業内容。事業内容は、特にこれ建設したのは今後の事業に対応する

ための、いわば事業規模の拡大のための新たな増設であります、何レーンを一応施工能力があるというのは変わらないのかどうかですかね。これ一番聞きたかったです。今の段階では何レーンですか。

それと財源。財源についても、現在、総事業費が6億7,100万円ですよ。6億、答弁にありますように。当初は7億円を超えていましたけども、若干少なくなって、課長よく聞いてください。課長。課長、聞きながら見らんといかんですよ。答弁無理だから。6億7,100万円ですよ。この財源内訳はどうなっているんですかということなんです。だから、それは1万円も違わないはずだから、だから、国の補助、あるいは起債、過疎債ということだったり、幾ら幾らと具体的に言っていただきたいんですよ。それが資料にはないもんだから、初歩的な、基本的な点を私、聞いているんですよ。財源内訳をもう1回お聞きいたします。

そして、次の質問ですが、港産業は、これまでの1号機といいますか、最初の今、運営しているのも港産業ですよ。ですよ。特殊な理由ということで、そうなっていると思うんですが、これは、近隣での市町村ではどこもないわけですね。これも答弁漏れであります。

それとあと、特にアフターケアですね。特殊のやはり機械名であると思うから、この場合のアフターケア関係の契約事項はどうなっているんでしょうか。何年までというのを含めて。

そして、ここは徳島県だと結構鹿児島県から離れていますが、営業所等は九州県内にはないんでしょうか。そのあたりを含めたアフターケアとの関係で説明をしてください。

予定価格の関係で、若干、落札がこのとおりに少なくなっていることは、一応考えていきたい点であろうかと思うんですが、以上ですが。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えします。

事業年度については、変更がないところでございます。

ただ、ユズの搾汁の時期、当初、5年産からということと6年産からのという形で稼働ということで変更になっているところでございます。

次に、レーン数でございますが、搾汁機械が、今現在、4台でございます。4台で、今度、造設であと4台追加となりまして、予定では、43.3トンの搾汁量となる予定でございます。

財源内訳につきましては……。すいません、失礼いたしました。財源内訳につきましては、今回計上しております契約の分の2億7,500万円の……。

（「総予算における財源内訳はどうなったのか」と言う者あり）

○農政課長（吉田秀樹）

6億7,100万円のうち1億3,500万円が県の補助金、残り1億3,500万円につきましてが一般補助施設整備事業債、残りが過疎債となっております。3億9,600万円が過疎債となっております。

アフターケアの契約事項につきましては、一応、工事の契約の中で、当初、1年間ということになっておりますが、今現在の搾汁施設も設置後10年経過しております。今の状況としましては、港産業の支援を受けた業者が、都城の業者ですけれども、通常、何かあった際にはすぐ、朝、夜、その時々で走ってきて、アフターをしていただける状態となっております。

近県の状況としましては、港産業が施工をした産地として、近いところでは児湯広域森林組合さん、あと九州管内でいいますと、一般の民間の会社、あと四国で行きますと、高知のJA馬路村、あと北川ユズ加工場、JA高知の北川、あと三原村の農業公社という形となっております。

営業所については、四国管内と東京に営業所がある状況でございます。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

3回目でありますけれども、財源について、もう1回確認方々。財源内訳は、6億7,100万円の中で県の補助が1億3,500万円、それから、もうちょっと詳しく言ってください。初めて聞いた、聞き慣れない借入債、1億3,500万円。この初めて聞いた借入債の貸付け、借入れ条件についても交付税措置を含めて説明してください。残りは、全額、過疎債ということでもありますね。詳しく、もう3回目でありますので。

それと、これらについては、今課長答弁がありました、財政計画の中には、一応、もう入れてあるんでしょうか。これも確認してください。非常に1億円を超える大きな金額でありますので。

あと、総合振興計画にも入れてあるのか、これからであるのか。

あとの内容は、一般質問に類しますので、もう省きます。

以上です。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えをします。

すいません。財源の金額を1か所間違えておりました。訂正をさせていただきたいと思っております。

それまで含めまして、財源内訳としましては、県の補助金が1億3,500万円……。失礼しました。1億3,750万円。一般補助施設整備事業債につきましては、国の補

正予算に伴う起債関係については一般補助施設整備事業債が限定されるということで、それになっております。

(「いくらですか」と言う者あり)

○農政課長(吉田秀樹)

1億3,750万円の修正でございます。すいません、失礼いたしました。

(「それは県の補助でしょう」と言う者あり)

○農政課長(吉田秀樹)

県の補助も入って、2分の1県の補助ですので、そちら一般補助施設整備事業債についても1億3,750万円になります。

(「その起債の内容、交付税率等は」と言う者あり)

○農政課長(吉田秀樹)

財政課長のほうに。

○財政課長(池上武志)

それでは、お答えいたします。

起債の中の一般補助施設整備事業債ですけれども、これは国の補正予算債に伴うものでございます。充当率は100%、交付税の算入率は50%となっております。

以上です。

(「財政計画については」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

財政計画につきましては記載をされております。

(「記載していないのか」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

記載してあります。

(「総合振興計画については」と言う者あり)

○財政課長(池上武志)

総合振興計画も記載してあります。

以上です。

○議長(久長登良男)

ほかに質疑ありませんか。

○17番(渡辺利治議員)

ただいま徳峰議員のほうから結構質疑がありましたので、私のほうからはこの入札に至った業者、これが幾らであったのか。そしてまた、この入札に参加しようとしたくても、結局、外される、資格がないということで外されることもあろうかと思いますが、そういう方々がおられたのか。

それに、課長の説明の中でアフターケアの問題含めて、今まで使っている機械が港産業だということ。しかし、その後にもまた、今ロボット関係もやっているということをお答えされておりますけど。ユズに限らず、これは果汁です。果汁はJA関係でもいっぱい、熊本にあるんだけど、そちら辺は全然応札もなかったのかなと思う中で、アフターケアを考えますと、電算なんかはそう簡単に変えることはできません。しかし、機械によっては特殊とは私は思えないんですよ。多分、どこでもできる、どこそこじゃないんだけど、ある程度特殊技術を持ったところでないといけないということはまず考えないと思うんだけど、もし県内にそういう業者があったら、優先できなかったのかと。結果的には、やっぱりもう落札業者が取るのは当たり前なだけで、そういうことはなかったのか伺います。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

市内の業者の方から、そういったお話は頂いていたところでございます。

今回、この条件付という、この形になったという経緯について説明をさせていただきたいと思っております。

補助事業では、課題解決及び目標を達成するための手段として施設整備が可能であります。補助事業の事業計画の中で目標達成のために必要な機械が、過大、過少な導入にならないように既存施設を含めて適正な規模又は台数や費用の効果などを詳細に計画しており、その根拠について必要であるところでございます。

今回、主な機械が搾汁機械であったことから、その機械で目標の数量が処理できる可能性があることが分かる根拠の資料が必要であったことと、搾汁作業を行っていただいておりますメセナ食彩センターが搾汁作業全体の作業が中断しないようにするための簡単な調整は行っておりますけれども、一次加工品の果汁の品質、あと搾汁率、そういった関係に関わる部分については、機械の調整についてはできないということで、今現在、メーカーなり、アフターのところの会社に対応をお願いしているところでございます。

そのようなことから、搾汁についての能力データの表示ができて、搾汁のノウハウと実績のある業者選定が必要となったところでございます。

○17番（渡辺利治議員）

やはり中身を突き詰めていきますとなるほどかなという、思うんですけど、市内業者の、市内に限らず、全国の中での徳島県ですけど、やはり県内、こういうところなんかも、これはもう条件付ですからどうしようもない、致し方ないことなんですけど、やはり育成という形では、こういうのを取り払って、オープンにするような形で行かないと、今後、やはり県内、市内含めて育てる意味が、意味を含めて進

めていかなければならないと思いますので、そこらあたりも、今後、考慮する意思があるのか、これ市長にお尋ねします。

○市長（五位塚剛）

今回、搾汁センターを拡張するに当たり、全国レベルでどれぐらいのこういう技術があるかということ調べさせました。同時に、市内でもできる業者があるのかということも選定をいたしました。

そういう中で、いろいろと機械的な、今ある既存の施設との関係もありますので、接続ができて、うまく、両方ともうまくいかなきゃなりませんので、そういう中で業者選定をして入札をしましたが、ほかの業者については辞退をしたというところでもあります。

引き続き、いろんな問題がありますけれども、やはり業者を育てる、透明性のある純粋な競争入札をするためには、いろいろと広げながらやっていくのも大事だと思っております。今後もそれは基本として進めていきたいというふうに思います。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

○1番（山中雅人議員）

先ほどの渡辺議員の質問にも関連するんですけれども、ほかの、徳峰議員の質問の中では2社応募が、応募資格のあるものがあって、結果的に2社になったと。そして渡辺議員の質問では、接続も含めてもろもろが必要だったといった答弁だと思うんですけれども。あと、具体的に、途中で辞退された業者のどういった点が能力的に不足で、齟齬が生じたのか。その点、もう少し詳しく説明をお願いします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

入札参加資格があった2社については、実績等もあったところがございます。その他につきましては、実績がない等々の理由でございます。

○1番（山中雅人議員）

実績がないというのは回答になっていないと思ひまして、実績の中で具体的にどここの機械の能力があって、そこがメンテナンス能力がないとか、ここは保守能力がないとか、具体的な実績のという大きなものの中のどこどこに引っかかったから業者として不適切だといった判断をするのが当たり前、適正だと思うんですけれども。それで、もう少し実績のどの部分に問題があったと、欲しい能力がないと感じた、判断されたのか。その点、具体的をお願いします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

実績というところにつきましては、先ほど条件をつけた関係の答弁をいたしましたとおり、搾汁機械、この機械の導入の実績がないという、そういうところがございます。

○1番（山中雅人議員）

業者として初めて挑戦する業者というのも、当然、存在するわけでありまして、農政課長の答弁だと、ベテラン業者しか事実上入れないようなことになっていまして、能力やほかの、途中で辞退された業者がどういったほかのものに実績があったかは私は分からないんですけれども、もろもろ考えて、その業者であれば別な産業の業態、仮にだったとしても、自分はこれ処理可能だというような根拠も考え方もできると思うんですけれども、過去の実績という搾汁能力に含めて、旋盤加工の能力が足りなかったからとか、本当にさきほど言ったような日常的な保守点検の能力がなかったからとか、もう少し具体的に、どの能力が搾汁機械のどこの部分が足りないと感じたのか。その点、詳しく答弁をお願いします。

○農政課長（吉田秀樹）

お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおりなんですけれども、補助事業の性格上、そういった具体的な根拠資料の提示、そういうのが必要になってまいります。そういった関係で、条件がついたところがございます。

ただ、辞退した業者については、ちょっと内容はこちらの方、電子入札ですので、分からないところがございます。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、配付いたしております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、6月29日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時07分

令和5年第2回曾於市議會定例会

令和5年6月29日

(第5日目)

令和5年第2回曾於市議会定例会会議録（第5号）

令和5年6月29日（木曜日）

午前10時開議

場所：曾於市議会議場

1. 議事日程

（第5号）

（以下2件一括議題）

第1 議案第35号 曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について

第2 議案第36号 曾於市税条例の一部改正について

（総務常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

第3 議案第37号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第4 議案第38号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第5 議案第39号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

第6 議案第40号 曾於市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

第7 議案第50号 曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結について

（産業建設常任委員長報告）

第8 議案第43号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

（総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

第9 議案第44号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

第10 議案第45号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第11 議案第46号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
（文教厚生常任委員長報告）

（以下3件一括議題）

- 第12 議案第47号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 第13 議案第48号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第14 議案第49号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

（総務常任委員長、産業建設常任委員長報告）

（以下2件一括議題）

- 第15 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 第16 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について

（文教厚生常任委員長報告）

第17 閉会中の継続審査申出について

第18 閉会中の継続調査申出について

第19 議員派遣の件

追加
（第5号の2）

- 第1 発議第2号 豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。（20名）

1番	山中雅人	2番	出水優樹	3番	瀬戸口恵理
4番	矢上弘幸	5番	片田洋志	6番	重久昌樹
7番	鈴木栄一	8番	上村龍生	9番	岩水豊
10番	澁合昌昭	11番	今鶴治信	12番	九日克典
13番	土屋健一	14番	原田賢一郎	15番	山田義盛
16番	大川内富男	17番	渡辺利治	18番	迫杉雄
19番	徳峰一成	20番	久長登良男		

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

事務局長 笠野 満 次長兼議事係長 吉田 竜大 総務係長 富永 大介
主任 鎌原 一輝

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

市	長	五位塚	剛	教	育	長	中	村	涼	一
副	市	長	八	木	達	範	学	校	教	育
副	市	長	大	休	寺	拓	夫	生	涯	学
総	務	課	上	村	亮	農	政	課	長	吉
大	隅	支	所	長	兼	地	域	振	興	課
財	部	支	所	長	兼	地	域	振	興	課
企	画	政	策	課	長	外	山	直	英	耕
財	政	課	長	池	上	武	志	ま	ち	づ
税	務	課	長	山	中	竜	也	水	道	課
市	民	環	境	課	長	諸	留	貴	久	会
保	健	課	長	渡	邊	博	之	監	査	委
こ	ど	も	未	来	課	長	福	重	弥	農
福	祉	介	護	課	長	兼	福	祉	事	務
土	木	課	長	朝	倉	幸	一	郎		

○議長（久長登良男）

おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、配付いたしております議事日程により進めます。

日程第1 議案第35号 曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について

日程第2 議案第36号 曾於市税条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

日程第1、議案第35号、曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について及び日程第2、議案第36号、曾於市税条例の一部改正についてを一括議題といたします。

議案2件については、総務常任委員会に審査を付託いたしていましたが、審査を終了されております。

総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

おはようございます。総務常任委員会付託事件審査報告。

総務常任委員会に付託された議案4件、陳情1件を6月23日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、議案4件について、結論を得ましたので報告します。

1、議案第35号、曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について。

本案は、持続的発展施策の概算事業費合計額に2割を超える変更が生じ、かつ当該変更により計画本文の修正を行う必要が生じたことから、大幅な事業量の増減に該当するため提案されたものです。

主な内容は、定住住宅取得推進事業の事業費の増や支所庁舎整備事業、本庁舎改修事業の事業費の変更であります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号、曾於市税条例の一部改正について。

本案の主な内容は、法改正により、特定小型原動機付自転車に係る車両区分の創設及び森林環境税の賦課徴収に伴い、関連する規定を整備するものであります。

森林環境税についての質疑に対し、東日本大震災復興税が終了する令和6年度より、個人住民税の均等割が課税されている方から年額1,000円を徴収する内容であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

議案の36号の曾於市税条例の一部改正について、2点質問いたします。

ただいま委員長報告にありましたけれども、令和6年度から森林環境税の中で曾於市でも個人住民税の均等割が課税されるという改正内容であります。質問の第1点は現在、曾於市では何人が課税対象となるのか。

質問の第2点目、新聞報道でもこれまで紹介されていますが県内の市町村を見ますと、この環境税に対する市町村への配分額が大都市に有利であるということを含めて、見直しの意見書を求める議会が相次いで報道されておりますが、この委員会審議の中では意見書を出すことについては議論は交わさなかったのか。この2点です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

審査過程で課税対象者についての質疑はありませんでした。

また、意見書についてはそういう議論はないところであります。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

私ただいま質疑をいたしました議案36号の曾於市税条例の一部改正には反対をいたします。以下の理由で反対であります。

第1点は、改正点の中に、今質疑をいたしました。令和6年度から森林環境税として住民税の課税世帯に一律1,000円を課税する内容が入っているからであります。

第2にそもそも所得が大きい方も、一方少ない方も一律1,000円という課税は税金徴収の原則である応能負担の原則に反しております。

第3に、もともと森林環境譲与税の地方自治体の配分の在り方にも、人口が大きいあるいは森林面積が一方少ない大都市に有利な配分であります。例えば本会議でも昨年申し上げましたが、横浜市の森林面積は曾於市の10分の1以下であります。

一方税の配分は曾於市よりも一桁金額が大きい、こうした不合理性があります。このため今申しあげましたように、この6月の市町村議会でも少なくない議会が意見書を上げております。

第4点として、今国内の環境を汚染しているのは、私たち国民や市民よりも、利益中心に走る大手資本であります。このため、もともと林野庁は欧米にヨーロッパやアメリカにならって企業負担をこの問題では求めてきた経過が日本でもあります。しかしこれが却下された経過があります。地球温暖化の原因の物質の製造者、排出者である企業の責任が問われなければならないと考えており、本条例の改正には反対をいたします。

○議長（久長登良男）

賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案2件を採決いたします。

反対討論がありましたので、採決は1件ずつ起立によって行います。

まず、議案第35号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立全員であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、議案第36号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久長登良男）

起立多数であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第3 議案第37号 曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第4 議案第38号 曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久長登良男）

次に、日程第3、議案第37号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び日程第4、議案第38号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括議題といたします。

議案2件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

文教厚生常任委員会付託事件審査報告。

文教厚生常任委員会に付託された議案6件及び陳情2件を6月23日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第37号、曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第38号、曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2議案については、関連があるため、一括議題とし、審査を行いました。

審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。本案2件は令和5年4月のこども家庭庁設置法の施行に伴う厚生労働省から内閣府への所掌事務の移管に伴い関連する規定を改正するため、条例改正するものであるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案2件について採決の結果、本委員会としてはいずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案2件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第37号及び議案第38号を一括して採決いたします。

お諮りします。議案2件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号及び議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号 曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第40号 曾於市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第50号 曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結について

○議長（久長登良男）

次に、日程第5、議案第39号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正についてから、日程第7、議案第50号、曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

産業建設常任委員会付託事件審査報告。

産業建設常任委員会に付託された議案6件を6月23日に委員会を開き、執行部の出席を求め慎重に審査した結果、それぞれ結論を得ましたので報告します。

議案第39号、曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について。

本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

第26条の地方公共団体等を定める省令が改正されたことに伴い、関連する規定を改正するものです。

この改正により、固定資産税の減免対象となる施設の設置期限が令和5年3月31日から令和7年3月31日に延長されるとの説明がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第40号、曾於市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

本案は水道事業認可変更申請に伴い、給水区域の表記を小字から大字に変更するため、条例の一部を改正するものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号、曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結について。

条件付一般競争入札とした経緯についての質疑に対し、県から事業の取り扱い上、工事の請負契約は原則として一般競争入札に付するものとするという指導があり、また、補助事業の性質上、機械設備の規模等を細かく計画していることから、条件付一般競争入札となったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、議案の39号について1点質問いたします。ただいま委員長報告にありましたように固定資産の減免対象を令和5年から7年の3月31日まで2年間延長するものでありますが、曾於市の場合はこの減免対象となっている施設が具体的にあるのか、あるとしたらどういった企業等があるのかの1点の確認であります。

第2点目は、議案の第50号、ゆず搾汁センターの請負契約、先日の議案審議でも質問いたしましたけれども、委員長よろしいですか、質問いたしましたけれども、課長答弁では、完成はもう一応来年の夏までに終わるけども、この新たな設備の加工については、令和6年、再来年度から一応加工の対象になるということでありました。間違ったら訂正いたします。委員長に質問であります、せっかくこうした大きなお金を使つての投資でありますので、今後、やはり有効な活用が大事であります、その点、市としては委員会に、今後のユズの搬入並びに確保についての一

応計画、事業計画が数年間ぐらいでもいいと思うんですが出されているのかどうか、計画に沿っての今後のありようが議会審議でも大事じゃないかという観点から一応提出されているのかの御質問でございます。

以上です。

○産業建設常任委員長（九日克典）

地域経済牽引事業ですが、本市においては無いということで、県自体には3件ほどあるということで、企業名は公表できないということでございました。

ゆず搾汁センターについては、県の指導もあり、本機械の4レーンを増やすことによって1日43.3トンの搾汁ができると。そして5.5時間くらいの時間で、短期間で43.3トンできるということで、現状は28トンであり、朝早くから残業して、28トンのことであって、これからもこの4レーン増やすことによって、今現在面積が97.2haですが、新植を2,000本ほど令和5年度はありまして、約5.7haほど増殖するという答弁がありました。

以上です。

（「毎年の事業計画は作られていないのか」と言う者あり）

○産業建設常任委員長（九日克典）

一応大まかに150haの目標にするという答弁があったようです。

○19番（徳峰一成議員）

ユズ関係ですけどもユズに限らず、大きな投資をして今後効果的な活用のためには、しっかりした現段階での数年間の事業計画を策定してそれを議会に提案して審議していただくと。そして、今後見直しを含めてさらにこの内容を豊かなものにしていくというのが基本ではないかと思っておりますので、一応、していなかったら答弁よろしいです。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第39号、議案第40号及び議案第50号を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号、議案第40号及び議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号 令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第8、議案第43号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第43号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。

本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

財政課関係では、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加と、県からの地域振興推進事業補助金の不採択による過疎対策事業債への財源組替えが主なものです。

財政調整基金の基金残高についての質疑に対し、今回の補正予算で6,786万5,000円を繰り入れた結果、予算上の基金残高は20億1,821万5,000円になるとの答弁がありました。

総務課関係では、国庫補助金の交付決定によるデジタル田園都市国家構想交付金の追加が主なものであり、証明書のコンビニ交付の開始時期についての質疑に対し、令和6年2月からの予定であるとの答弁がありました。

企画政策課関係では、歳入の地域振興推進事業補助金の皆減、歳出では、経済対策配布型商品券事業、第5弾の追加が主なものであります。

県の地域振興推進事業補助金が不採択になったことに伴う今後の対策等についての質疑に対し、昨年度から県とも綿密に打ち合わせを行ってきたが、今回の南九州畜産獣医学拠点周辺整備事業は、県全体への波及効果が薄いと判断された。今後については、引き続き県とも連携を図り、周辺整備事業に関しては、活用できる補助

事業がないか等、より県との連絡を密にして取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、コミュニティFM機材修繕料についての質疑に対し、落雷による修繕であったが、以前、通信設備の追加工事を行った部分であり、火災保険に未加入であったことから、保険対象にはならなかったとの答弁がありました。

税務課関係では、地方税共通納税システムの対象税目の拡大に伴うシステム改修業務委託料の追加が主なものであります。

市民環境課関係では、歳入の個人番号カード関連事務補助金の追加が主なものであります。本市のマイナンバーカードの交付率についての質疑に対し、6月11日現在で73.24%であるとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第43号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。
本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

福祉介護課関係では介護保険特別会計繰入金の令和4年度介護給付費精算金が前年度比で2,800万円ほど増えた理由についての質疑に対し、新型コロナウイルスによる影響で介護給付費が減少したため、精算金の増加につながったとの答弁がありました。また、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支援事業で、市内7,293世帯に1世帯当たり3万円が支給されるが、一般財源は財政調整基金からの繰入れかとの質疑に対し、現在決定している国庫支出金は概算の7割分であり、残りは今のところ一般財源での対応となるが、12月の実績確定に伴って再度申請を行い、その後不足分が交付されるとの答弁がありました。

保健課関係では、前期・後期高齢者医療事業の温泉券システムに関する委託料の組替えについての質疑に対し、当初は総務課が管理しているサーバーで対応するというので費用が発生しない予定であったが、年度初めに当該サーバーの容量を確認したところ、容量自体はあったものの、残り容量が推奨されている容量を下回るため、安定した動作が保証できなくなるという業者からの指摘を受け、別のサーバーに仮想サーバーを構築し、管理するためのソフトウェアの導入も必要となったことから、委託料の節内組替えを行ったとの答弁がありました。また、メセナ住吉交流センターの所管についての質疑に対し、昨年10月の組織再編に併せた所管替えて当時の農林振興課から保健課になったとの答弁がありました。

こども未来課関係では、地域子ども・子育て支援事業の子育て短期支援事業委託料について、今年度初めに緊急一時保護の案件が発生し長期化したため、今後の事業に対応するための予算が不足することから、今回補正をお願いするものであるとの説明がありました。

委員より、保育対策総合支援事業について、今回1件の補正予算が計上された事業については、事業者の負担が4分の1で済む良い事業であるので、市内の16、全ての事業所が使えるようにこの制度を使いこなすべきであるとの意見がありました。

教育総務課関係では、学校給食センターの全体事業費と財源内訳についての質疑があり、全体事業費は16億2,027万円、財源内訳は、過疎対策事業債が14億2,375万5,000円、国庫支出金が1億9,542万8,000円、一般財源が108万7,000円であるとの答弁がありました。

委員より、深川小学校特別支援教室空調設備設置工事に関して、他の地方自治体では、新型コロナウイルス関係交付金を今回と同様なハード事業でも有効活用している。本市においても、商品券等だけではなく、ハード面にも積極的に活用すべきであるとの意見がありました。

学校教育課関係では、教育振興費の演劇鑑賞委託料について、市内中学生を対象に平成28年度、令和元年度と3年置きに演劇鑑賞を実施していたが、令和4年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響で延期となった。その後、新型コロナの5類移行を受けて、東京の劇団「青年劇場」にお願いし、末吉総合センターでの演劇鑑賞を計画したとの説明がありました。

生涯学習課関係では、委員より、青少年育成基金について、現在ある8,270万円に対する基金利子だけでは少額の運用しかできないため、今後は基金利子に一般財源を加えた運用に改めるべきではないかとの意見がありました。また、諏訪地区公民館改築工事について、加工施設等に関する地元住民の意見を十分に取り入れた対応が必要であるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第43号、令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）。本案の審査過程での主な質疑内容と結果を報告いたします。

農政課関係では、原口地区特産物加工センター補修修繕についての質疑に対し、旧給食センターの搬出口の間仕切壁が壊れたため、補修修繕を要するとの答弁があ

りました。

商工観光課関係では、マイナポイント申込支援事務についての質疑に対し、国からの積極的な取組依頼により、毎月1回日曜日のマイナンバーカード交付に併せ、各庁舎で申込支援窓口を開設しているとの答弁がありました。

畜産課関係では、酪農家の経営状況に関する質疑に対し、飼料、肥料、資材高騰に加え、自動化を進めている大規模酪農家では、電気代、燃料代等のランニングコストの負担が大きく、特に厳しい経営状況であるとの答弁がありました。

耕地林務課関係では、森林環境譲与税事業についての質疑に対し、再造林促進の取組について、令和4年度の本市の森林伐採面積は498haであり、再造林面積は304haで、61%の実績であるとの答弁がありました。

委員より、民間の伐採業者に再造林の取組について推進、啓蒙をしてほしいとの意見がありました。

土木課関係では、過年度発生公共土木災害復旧事業の柿木上・石之脇上線道路災害復旧付帯工事における畑かん本管布設工事に関する質疑に対し、東部土地改良区との協議により、埋設管迂回工事が必要となったため、今回の予算計上に至った。また、水利用の関係で6月以降に工事に着工するよう、地元から要望があったとの答弁がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの各常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

まず、総務委員長に3点質問いたします。

委員長報告の中にもあります、この前の本会議の質疑でも質問いたしましたけども、南九州の獣医学拠点整備事業の補助金が6,650万円カットされていまして、このことについては、委員長報告の中では、県全体への波及効果が薄いという、判断されたということで、これは一般的な県の説明でありまして、これはほかの市町村も含めて我が曾於市だけでなく、客観になるような一般論的なある面では説得力の弱い説明であるんですが、これは曾於市に責任があるじゃなくて、県の対応が非常に不十分というか、受け止め方なんですけども、この点についてもっと突っ込んだ議論がされていたら紹介してください。

それから、関連いたしまして財政問題でございます。このために曾於市としてはやむなく過疎債を使っております。過疎債はほかの文厚委員会関係の給食センターをはじめとして、かなり最近は補正予算を含めて使われておりますけれども、財政

を扱う総務委員会ですから質問いたしますが、この過疎債の市の基本的な活用についての考え方が出されていたら報告してください。なぜかと言いますと合併の間、曾於市の場合は過疎債と合併特例債の2本立てで年間大きな予算を組んで事業を行っていましたが、事実上も今後特例債が使えなくなるということで、その分過疎債を使うとなると、一般の市民の生活に関連した過疎債を使った事業が今後少なからず影響が出てくるんじゃないかということが心配されますけれども、その点での過疎債の使い方についての市としての基本的な考え方が出されていたら報告してください。

3点の同じく財政関係です。今回の補正予算では、この総務委員会関係を含めて地方創生臨時交付金を使った大きな事業が提案されておりますが、文厚委員会の審議の中でも新型コロナの臨時交付金については今回限りであるという担当課長の説明がありましたけれども、総務委員会ではこのことについては議論がされているのかどうか、結果論になりますけれども、そうであるならば、もっとこの臨時交付金ももし使えるとしたら、使っていたほうがよかったかなという感じがいたしますが、今後のこうした交付金やあるいは借入債を含めて、どういった事業にこれらの借入債等を含めて活用したほうがいいのか、教訓となる点があるんじゃないかという感じもいたしますので、議論が深められていたら報告をしてください。

次に、産業経済委員長に1点だけ質問いたします。委員長報告の中で、これも本会議の先日の質疑でもいたしましたけれども、国のこのコロナ給付金を使って、四百数十万円という金額は少ないんですが、酪農家に対しての物価高騰対策の予算計上がされております。委員長報告にありますように、酪農家は非常にいろんな理由で経営環境が厳しい状況であります。であるとするならば、委員会としてどういった手立てが必要かもし意見が出されて当局に提案を含めて出されていたら報告をしてください。大事なのは、議会としてやはり具体的な提案を含めた対応が大事じゃないか、特に酪農家に対しては。今回の支援も9月まででありますので、その点でここに書いていない具体的な提案がされていたら報告をお願いいたします。

以上です。

○総務常任委員長（岩水 豊）

南九州畜産獣医学拠点周辺整備事業の県の地域振興推進事業補助金の皆減については、これは県全体での申請について評価をした形での結果という執行部の受け止めでありました。過疎債等についての財源等についての議論はされておられません。

また、地方創生臨時交付金、コロナ対応のですね、についても、委員会としては質疑はありませんでした。

○産業建設常任委員長（九日克典）

言いましたとおり、また、総括質疑でもありましたが、非常に酪農家の経営は厳しいということで、今回は、300万円の国の支出金でありましたけども、これからも国は対策事業を打たれるんじゃないかという予測があるというような答弁がありました。

以上です。

○19番（徳峰一成議員）

産建委員長にもう1点いたします。やはり国頼みじゃなくて、必要ならば曾於市の一般財源を使って、そう大きな金額じゃないですので、やはり酪農家だけじゃないんですが、ここに出されている酪農家を全面的に支援するという立場からの対応の仕方が当局の場合もそうですけれども、大事じゃないかということでの先ほどの質問であります。議会としては、提案はそういった御意見は出されなかったわけですね。

○産業建設常任委員長（九日克典）

委員会としては市からの支援という議論は出なかったところであります。

○議長（久長登良男）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

お諮りします。本案に対する各常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号 令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

日程第10 議案第45号 令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

日程第11 議案第46号 令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて

○議長（久長登良男）

次に、日程第9、議案第44号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第11、議案第46号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

議案第44号、令和5年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動に伴う人件費繰入金及び職員給の増が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号、令和5年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動に伴う人件費繰入金及び職員給の増が主なものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号、令和5年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、前年度からの繰越金並びに令和4年度の介護給付費及び地域支援事業等の精算による国・県等への償還金や一般会計への繰出金の増が主なものです。

委員より、今回2億数千万円の剰余金が出ている。次期介護保険計画の策定期が近づいているが、策定に当たっては、今回の剰余金の活用を含めた計画にするべきであるとの意見がありました。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

○19番（徳峰一成議員）

文厚委員会のメンバーとして委員長報告にありましたように議案3件とも賛成であります。その中で、特に、議案の46号の介護保険特別会計の補正予算については、意見を付して賛成討論をいたします。

委員長報告にありましたけども、今現在、介護保険特別会計は2億数千万円の剰余金が出ております。介護保険については、全国的にそうでありますけども、曾於市の場合も今第8期が令和3年度、4年度、5年度の3か年の第8期事業の3か年目であります。

なぜ2億数千万円という当初の予定を市の予測を大きく超えて剰余金が出ているのか。大きな理由は何といても15%の大幅引上げが3年度から行われた。

第2点目は、関連いたしまして、給付費の伸びが計画よりも非常に弱かったということでもあります。例えば、今現在令和5年度の場合は、5年度については当初予算で給付費の伸びをなぜかしら6%以上給付費の伸びを一応予算化いたしておりますが、先日の委員会審議では、実際はマイナスの伸びであります。ですから、私が申し上げたいのは、この3か年の計画が大きく違ってきている、多少の違いはやむを得ないですが、その点で、この第9期については、もう6年度から恐らくこの11月頃から市としては、第9期の計画策定に入るかと思えます。ですから強調して申し上げたいのは、実態に即したこの事業計画を今回は第8期の教訓を生かして策定していただきたいということを意見を付して賛成討論といたします。

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第44号から議案第46号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第46号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第47号 令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第48号 令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第49号 令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（久長登良男）

次に、日程第12、議案第47号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第14、議案第49号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの以上3件を一括議題といたします。

議案3件については、総務常任委員会及び産業建設常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩水 豊）

議案第47号、令和5年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動に伴う一般会計からの人件費繰入金が増額及び生活排水処理職員給が増額が主なものであります。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（九日克典）

議案第48号、令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動により職員給与費を追加するものです。

以上、審査を終え、本案についての採決の結果、本委員会としては全会一致で可決すべきものと決定しました。

議案第49号、令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本案は、人事異動により職員給与費を減額するものです。

以上、審査を終え、本案について採決の結果、本委員会としては全会一致で可決

すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、議案3件について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、議案第47号から議案第49号までの以上3件を一括して採決いたします。

お諮りします。議案3件に対する常任委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第49号までの以上3件は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 陳情第5号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、
2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について

日程第16 陳情第6号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024
年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（久長登良男）

次に、日程第15、陳情第5号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について及び日程第16、陳情第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを一括議題といたします。

本件については、文教厚生常任委員会に審査を付託していましたが、審査を終了されております。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（上村龍生）

陳情第5号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げを図るための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について、陳情第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善を図るための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について。

本陳情2件については、関連があるため一括議題とし、審査を行いました。

審査過程での主な質疑内容と結果を一括して報告します。

陳情第5号は、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること、陳情第6号は、加配教員の増員や少数職種の配置増などを主な理由としており、例年とおおむね同じ内容の陳情であります。

以上、審査を終え、本陳情2件について採決の結果、本委員会としてはいずれも全会一致で採択すべきものと決定しました。

○議長（久長登良男）

ただいまの常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

これより、討論採決に入ります。討論、採決は1件ずつ行います。

まず、陳情第5号、義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、陳情第5号を採決いたします。

お諮りします。陳情に対する常任委員長の報告は採択であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、陳情第5号は採択することに決しました。

次に、陳情第6号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請について討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、陳情第6号を採決いたします。

お諮りします。陳情に対する常任委員長の報告は採択であります。常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、陳情第6号は採択することに決しました。

ここで、10分間休憩いたします。

—————・—————
休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分
—————・—————

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第17 閉会中の継続審査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第17、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

総務常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程第18 閉会中の継続調査申出について

○議長（久長登良男）

次に、日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

日程第19 議員派遣の件

○議長（久長登良男）

次に、日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員の派遣については、会議規則第168条の規定により、次期定例会までお手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において決定することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することとし、変更が生じた場合は議長において措置することに決しました。

ここで追加日程配付のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時13分

○議長（久長登良男）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま会議規則第14条第1項の規定により、発議1件が別紙のとおり提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議第2号 豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

○議長（久長登良男）

追加日程第1、発議第2号、豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

○10番（淵合昌昭議員）

発議第2号、豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。

上記議案を別紙のとおり、曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第1号）第14号第1項の規定により提出します。

曾於市議会議長、久長登良男殿、提出者、曾於市議会議員、淵合昌昭、同じく、上村龍生、同じく、山中雅人、同じく、矢上弘幸、同じく、土屋健一、同じく、大川内富男、同じく、徳峰一成。

提案理由、将来を担う子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を受けられるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するものであります。

以上、お目通しをよろしく申し上げます。

○議長（久長登良男）

これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論を行います。反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま意見書案が議決されましたが、その提出手続及び字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久長登良男）

御異議なしと認めます。よって、その提出手続及び字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は閉会中の継続審査として議決されたものを除き、全て議了いたしました。

ここで、議長報告として、私から曾於市議会議員政治倫理審査会の審査結果について報告いたします。

令和4年度8月29日付で議長に対し4名の議員の連盟で岩水豊議員が政治倫理基準に違反している旨の審査請求書が提出されたことを受け、議長において9月21日付で曾於市議会議員政治倫理審査会に対して審査を付託いたしました。

審査会は、9月21日の第1回以降7回に及ぶ調査の審査を行い、令和5年6月16日に同審査会から審査結果報告書が提出されました。

報告書では、曾於市議会議員政治倫理条例第3条第1項に違反するとの判断が示され、全員協議会での陳謝を行う措置が全会一致で決定されたことから、本日の全員協議会で陳謝が行われたところでございます。

審査結果報告については、同条第11条及び第13条第2項により、後日ホームページ及び議会広報誌にて公表を予定しております。

なお今回、市議会においてタブレット端末を運用する中で様々な課題が明らかになりましたことから、タブレット作業部会において規定等の改正に向けた検討を行うことといたしました。

以上で報告を終了いたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（五位塚剛）

それでは、今回の6月議会で提案をいたしました全ての議案に対して可決をしていただきました。感謝を申し上げたいと思います。

特に、今市民の暮らしが物価高騰によって大変厳しい状況でありますので、商品券の予算も可決いただき、一日も早く市民の皆さんの手元に届くようにいたしたいと思います。

今後とも、御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。終わります。

○議長（久長登良男）

以上をもちまして、令和5年第2回曾於市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

曾於市議会議長

曾於市議会議員

曾於市議会議員

別紙

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

総務常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 3 5 号	曾於市過疎地域持続的発展計画の変更について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 6 号	曾於市税条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 3 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 7 号	令和 5 年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

文教厚生常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 3 7 号	曾於市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 3 8 号	曾於市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 3 号	令和 5 年度曾於市一般会計補正予算（第 3 号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 4 号	令和 5 年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 5 号	令和 5 年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 6 号	令和 5 年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	全会一致 原案可決

産業建設常任委員会

事 件 の 番 号	件 名	審査の結果
議 案 第 3 9 号	曾於市地域経済牽引事業の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 0 号	曾於市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 3 号	令和5年度曾於市一般会計補正予算（第3号）について（所管分）	全会一致 原案可決
議 案 第 4 8 号	令和5年度曾於市水道事業会計補正予算（第1号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 4 9 号	令和5年度曾於市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	全会一致 原案可決
議 案 第 5 0 号	曾於市ゆず搾汁センター搾汁機械設備増設工事請負契約の締結について	全会一致 可 決

別紙

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

文教厚生常任委員会

受 理 番 号	受 理 年月日	件 名	陳 情 者	審 査 報 告
第 5 号	令和5年 5月25日	義務教育費国庫負担制 度負担率の引き上げを はかるための、2024年 度政府予算に係る意見 書採択の要請について	鹿児島県教職 員組合大隅地 区支部曾於地 区協議会	全会一致 採 択
第 6 号	令和5年 5月25日	ゆたかな学びの実現・ 教職員定数改善をはか るための、2024年度政 府予算に係る意見書採 択の要請について	鹿児島県教職 員組合大隅地 区支部曾於地 区協議会	全会一致 採 択

豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡
充に係る意見書案

上記の議案を、別紙のとおり曾於市議会会議規則（平成17年曾於市議会規則第
1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月29日

曾於市議会議長 久長 登良男 殿

提出者	曾於市議会議員	淵 合 昌 昭
賛成者	同 上	上 村 龍 生
賛成者	同 上	山 中 雅 人
賛成者	同 上	矢 上 弘 幸
賛成者	同 上	土 屋 健 一
賛成者	同 上	大川内 富 男
賛成者	同 上	徳 峰 一 成

（提案理由）

将来を担う子供たちの豊かな学びを保障するための条件整備は不可欠であり、
子供たちが全国どこに住んでいても教育の機会均等が担保され、一定水準の教育を
受けられるよう施策を講じる必要があることから、関係機関に意見書を提出するも
のであります。

豊かな学びの実現・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡
充に係る意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制標準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 4 特別支援学級籍の子供を交流学級でも在籍児童生徒数としてカウントすること。
- 5 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年6月29日

鹿児島県曾於市議会

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
総務大臣	松本	剛明	殿
文部科学大臣	永岡	桂子	殿